

# 沖縄県からの避難住民受入れ基本要領 (中間整理)

## 留意点

- 1 住民避難に係る要領や受入れの要領等を具体化するための前提であり、特定の有事を想定したものではありません。
- 2 要避難地域（どこの地域の方が避難の必要があるのか）や避難先地域（どこの地域が安全性が高いのか）、安全な避難経路と手段が確保できているのかなど、政府（事態対策本部）の避難措置の指示は、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるもの。訓練上の想定はあくまで仮定のものであり、決まったものではありません。

令和8年（2026年）3月  
熊本県

# ～目次～

- 1 総論 . . . . . P 3
- 2 受入れに係る熊本県の国民保護体制 . . . . . P 17
- 3 避難当初 1 か月の初期的な計画 . . . . . P 23
- 4 要配慮者の受入れ調整 . . . . . P135
- 5 中長期の収容施設の提供 . . . . . P171
- 6 就学の再開 . . . . . P223
- 7 就労支援 . . . . . P237

# 1. 総論

**(1) 沖縄県からの避難住民受入れ基本要領の位置付け等**

# 沖縄県からの避難住民受入れ基本要領の位置付け等①

## 1 避難住民受入れに関する取組概要

- 国は、武力攻撃を想定した都道府県域を越える広域避難の訓練を全国で順次進めているところであり、沖縄県の国民保護訓練についても、県域を越える広域避難を想定し、令和6年度からは、訓練上の一つの想定として避難先地域に設定した九州・山口各県とも連携し、避難住民の受入れに係る検討に取り組んでいる。なお、避難住民の受入れは、国民保護法<sup>※</sup>により都道府県の義務とされている。

※国民保護法…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)

## 2 受入れ検討の位置付け

- 受入れ検討は、沖縄県において住民避難手順の検討が先行して行われていることを踏まえ、沖縄県との広域的な連携体制の基盤を有する九州・山口各県をフィールドとして先行的に行うもの。
- その上で受入れの検討は、要領や手続を確認し具体化するために、一定の想定を置いて行うものであり、特定の有事を想定したものではない。
- 国民保護制度上、実際の事態発生時に要避難地域や避難先地域をどのように設定するかは、国においてその時の実際の情勢などに応じて総合的に判断されることとなる。
- 受入れの検討は、他県からの住民を受け入れることとなった場合に必要な各種の調整や手続を確認するもので、各県が受け入れる避難住民の割当て人数、受入れ市町村などは、受入れ要領や手続を具体化する過程において課題を抽出・解決してその実効性を高めるための仮想であるとの位置づけであり、実際の受入れを決定するものではない。
- 受入れの検討は、令和6年度から令和8年度の3か年をかけて行う。

## 3 避難住民の受入れに関する検討の国の基本的な方針

- 国の避難措置の指示及び救援の指示に基づき、九州・山口各県は、沖縄県の避難住民の避難先地域での衣食住等を確保する。
- 沖縄県は、避難住民の輸送力を最大限確保した上で、避難に要すると想定する6日間に、要避難地域となる先島諸島5市町村の住民約11万人を、安全が確保されている九州・山口各県に避難させる。

### 4 検討の前提事項

- 国は、武力攻撃予測事態に認定したが、九州・山口各県は安全が確保された状態であり、交通インフラは維持され、平時の社会経済活動が行われている環境にある。
- 本検討では、仮定的に、国による武力攻撃予測事態が認定された翌日の早朝から避難を開始する想定とする。
- 国は、武力攻撃予測事態の認定を行い、住民の避難が必要であると判断し、関係都道府県に避難措置の指示を行い、以下のとおり、「要避難地域」と「避難先地域」を定める。  
また、国は、避難先地域に救援の指示を行った。
  - 【要避難地域】
    - ア 島外避難 沖縄県宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町（先島諸島5市町村）
    - イ 屋内避難 沖縄県の先島諸島5市町村以外の市町村
  - 【避難先地域】  
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 拠点空港（福岡空港、鹿児島空港）から九州・山口各県までの輸送力確保について、九州・山口各県内の輸送手段を沖縄県が確保することは、実質的に困難であることから、国民保護法に基づき、沖縄県から九州・山口各県に事務を委託されるものと想定し、本検討においては、九州・山口各県が輸送力の確保を行うものとする。
- 国から沖縄県、九州・山口各県に入域自粛の要請を行う想定とし、検討の対象とする収容施設（ホテル・旅館）については、全ての部屋が空いており、空室率100%と仮定する。また、輸送手段となる貸切りバスについても100%活用可能と仮定する。

# 検討想定（検討において仮定する状況）

- 政府から関係地方公共団体へ**事前の連携体制の構築等を依頼**
- 避難先地域への入域自粛**について、国から関係者にアナウンス
- 政府は現下の情勢を総合的に判断して**武力攻撃予測事態に認定し、国民保護措置として沖縄県先島諸島全域を島外避難、沖縄本島等を屋内避難とする避難措置の指示等を実施**

※本検討想定は国民保護措置（法定受託事務）の手続きを検討するための仮定の想定であり、**特定の事態を想定したものではない。**

以下は、今回の検討の前提として、すべての関係者にとって調整に要する時間が制約要因とならない状況を仮定したものであるが、実際の状況の推移はこれよりも厳しいものとなり得る。

事態認定等		平素の態勢	武力攻撃予測事態
政府		★武力攻撃予測事態の認定に至るかどうかが不明だが、先島諸島の住民を県外へ避難させる可能性もあると判断し、引き続き武力紛争を回避すべく外交努力を継続。該当県に事前の連携体制の構築等を依頼	★避難措置の指示 ★救援の指示 ★合同対策協議会
沖縄県	全般	★沖縄県危機管理対策本部設置	★現地対策本部設置 ★県国民保護対策本部会議
	先島住民等の避難状況	自主避難 .....	避難指示
九州・山口各県（受入れ）		★県危機管理対策本部設置等 各種受入れ準備(施設、物資、増員調整・受入れ等) .....	★県国民保護対策本部会議 先島住民等の受入れ対応

※国において、避難先地域への入域自粛要請・武力攻撃予測事態認定を実施

## 【参考】受入れに係る3年間の検討内容の整理表

年度		主な検討内容	
	対象期間	前提事項	検討事項
R6	避難当初の 約1か月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○九州・山口各県は平時の社会経済活動が行われている想定</li> <li>○国が武力攻撃予測事態と認定した翌日早朝から避難開始と想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難先地域の拠点空港から収容施設（ホテル等）までの輸送手段の確保</li> <li>○収容施設（ホテル等）の供与</li> <li>○食品・飲料水の調達・提供</li> <li>○生活必需品の調達・提供</li> <li>○避難住民の健康管理</li> <li>○通信設備の提供</li> </ul>
	初期的な計画		
R7	避難当初の 約1か月間		<ul style="list-style-type: none"> <li>○九州・山口各県は平時の社会経済活動が行われている想定</li> <li>○国が武力攻撃予測事態と認定した翌日早朝から避難開始と想定</li> </ul>
	中長期の避難を見据えた1か月以降の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中長期の収容施設の供与</li> <li>○就労の支援</li> </ul>	
R8	R7と同様		

※R7年度以降の検討事項は、現時点の想定であり、今後国の方針等を踏まえ変更の可能性がある。

## **(2) 沖縄県からの避難住民受入れの全体像**

# 国における避難措置の指示（案）の概要

- 沖縄県全域を要避難地域として、特に、先島諸島5市町村の住民等約12万人を、九州・山口各県で受け入れることを基本として避難を検討。また、避難の交通手段は公共交通機関を主体として、努めて早期に住民の避難が完了するよう検討。

## 避難措置の指示（案）

- ① 沖縄県全域を要避難地域とする。
- ② 先島諸島5市町村は島外（県外）避難、その他県内市町村は屋内避難
- ③ 避難先地域は、九州・山口各県

先島諸島の市町村の人口

郡	市町村名	人口(人)
宮古・八重山	宮古島市	55,583
	石垣市	49,821
	竹富町	4,204
	与那国町	1,689
	多良間村	1,040
<b>計</b>		<b>112,337</b>

(出典) 令和7年1月1日現在住民基本台帳人口

### 要避難地域

#### 屋内避難

#### 島外避難

先島諸島

#### 八重山地域

与那国町  
人口:1,689人

竹富町  
人口:4,204人

石垣市  
人口:49,821人

与那国島

鳩間島

西表島

小浜島

石垣島

竹富島

黒島

波照間島

水納島  
多良間島

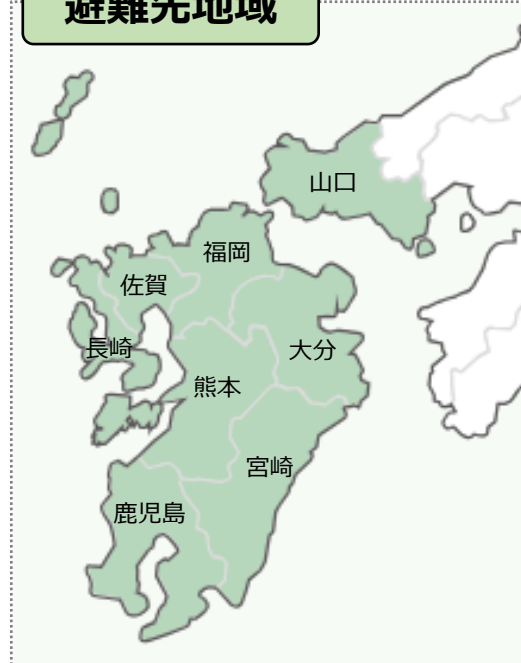
・大神島  
宮古島

多良間村  
人口:1,040人

宮古島市  
人口:55,583人

#### 宮古地域

### 避難先地域



武力攻撃のおそれのない安全が確保されると想定される地域

九州・山口各県

※九州・山口9県は武力攻撃災害等時の相互応援協定あり

※ ※ 現時点においては、要避難地域を含む全ての地域で安全が確保されている。  
本指示（案）の概要は、今後沖縄県内の住民避難に係る要領等を具体化するための前提であり、特定の事態を想定したものではない。

# 沖縄県先島諸島からの島外避難の概要

<本検討における前提>

- 沖縄県先島諸島からの住民避難については、福岡空港と鹿児島空港の2つの空港を受入空港とする。
- 要配慮者については、福岡空港、鹿児島空港及び鹿児島港を經由して九州・山口各県に避難する。
- なお、熊本県が受け入れる避難住民については、鹿児島空港及び鹿児島港を經由する。
- 受入空港から九州・山口各県までの輸送力確保については、九州・山口各県が行う。

## 【八重山地域】

### 1 要避難地域（島外避難）

石垣市、竹富町、与那国町（全住民対象）

### 2 避難先地域

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

### 3 島外避難の主な経路・交通手段

- ・ 与那国空港～福岡空港～避難自治体
- ・ 石垣空港～福岡空港～避難先自治体
- ・ 石垣港～那覇港（調整中）～鹿児島港～避難先自治体

イメージ



## 【宮古地域】

### 1 要避難地域（島外避難）

宮古島市、多良間村（全住民対象）

### 2 避難先地域

福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

### 3 島外避難の主な経路・交通手段

- ・ 多良間空港～宮古空港
- ・ 宮古空港・下地島空港～鹿児島空港～避難先自治体
- ・ 平良港～那覇港（調整中）～鹿児島港～避難先自治体

イメージ



# 九州・山口各県における避難住民受入れの割当て

- 国において、各県におけるホテル等のキャパシティなどのバックデータをもとに、各県と先島諸島5市町村とのマッチングを実施。
- 国のマッチングをもとに、避難元市町村の避難先が複数県にまたがる場合は、沖縄県において、市町村内の地区ごとに割り振りを実施。
- なお、熊本県においては、宮古島市の一部区域の住民及び多良間村の全住民（計約1万3千人）を受け入れる。

## 【国の提示】

## 【沖縄県の調整】

避難先県	避難元市町村	人口	地区	人数	受入人数		
佐賀県	与那国町	1,700人					
長崎県	竹富町	4,200人					
大分県	石垣町	50,100人					
山口県							
福岡県	宮古島市	55,700人					
宮崎県							
鹿児島県							
熊本県							
	多良間村	1,100人	下地小学校区・旧来間小学校区・上野小学校区・旧伊良部小学校区・旧佐良浜小学校区	11,700人	熊本県	12,800人	

合計 112,800人

※人口及び受入人数は概数

### **(3) 県内における受入市町**

# 受入市町村の選定及び受入人数

## 本県の考え方

- 避難住民の受入れについては、ホテル・旅館での受入れを基本とする。
- 受入市町村は、避難住民の避難先でのコミュニティの維持を最優先に、以下の①及び②等を勘案し、総合的に選定。
  - ①避難地区の点在を避け、できるだけ少数の市町村・地区で集中的に受け入れる。
  - ②ホテル・旅館の受入れ能力を勘案し、可能な限り受入能力の高いホテル・旅館が所在する市町村で受け入れる。
- ☞ 上記①、②等を勘案し、熊本市、八代市、山鹿市、阿蘇市及び大津町を初期的な計画における受入市町と選定。
- 避難元自治体のコミュニティやホテル等のキャパシティなどを考慮し、市町ごとの受入数を以下のとおり決定。

※人口及び受入数は概数

### 沖縄県

避難元市町村			
市町村名	人口	地区	住民数
		宮古島市	11,700人
旧佐良浜小学校区	2,500人		
下地小学校区	2,900人		
旧伊良部小学校区	2,300人		
旧来間小学校区	100人		
多良間村	1,100人	—	1,100人
合計	12,800人		

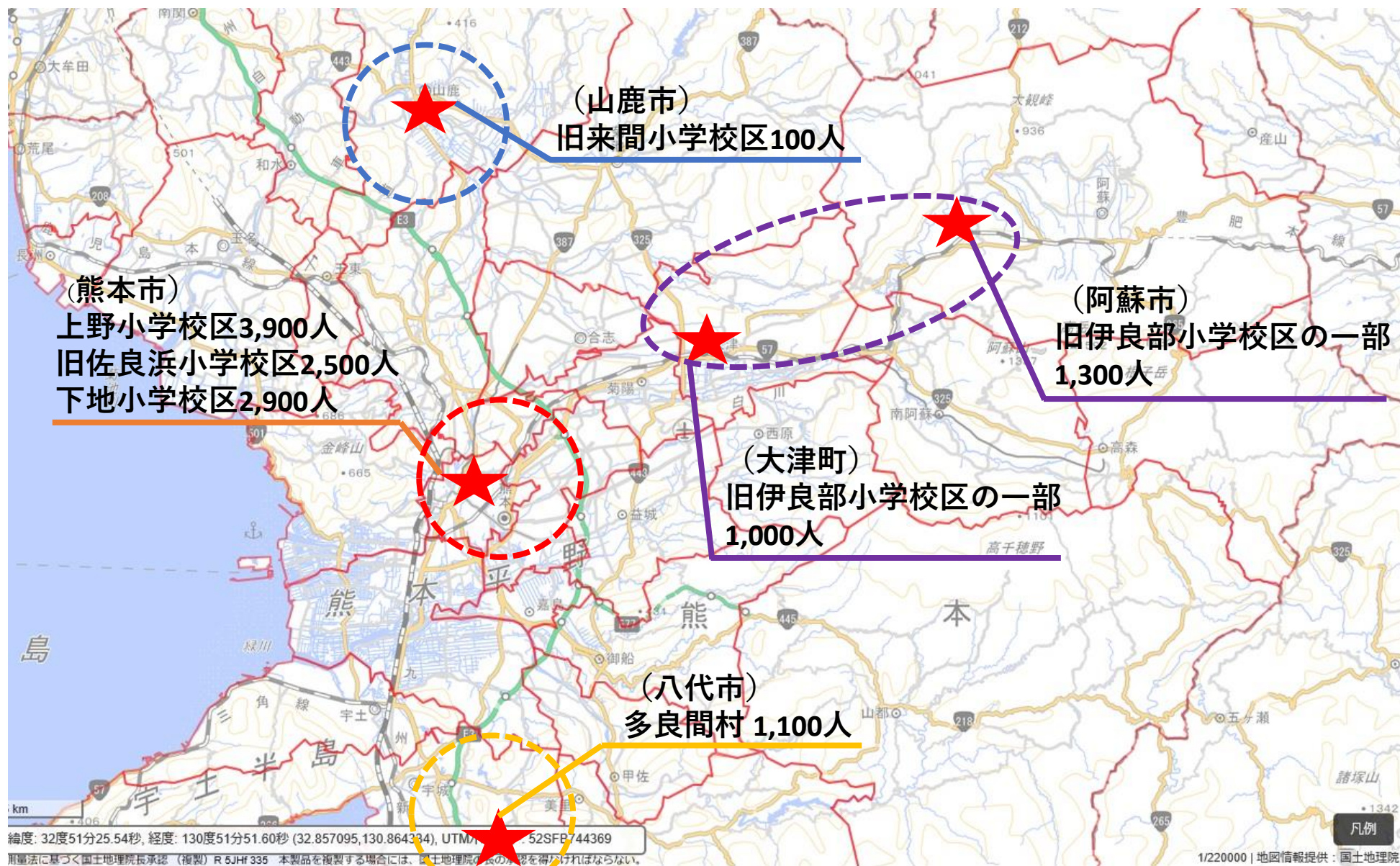
### 熊本県

受入市町村	
市町村名	受入数
熊本市	9,300人
阿蘇市	1,300人
大津町	1,000人
山鹿市	100人
八代市	1,100人
	12,800人

# 受入市町の位置関係

○宮古島市（5校区）及び多良間村の受入先

※受入数は概数



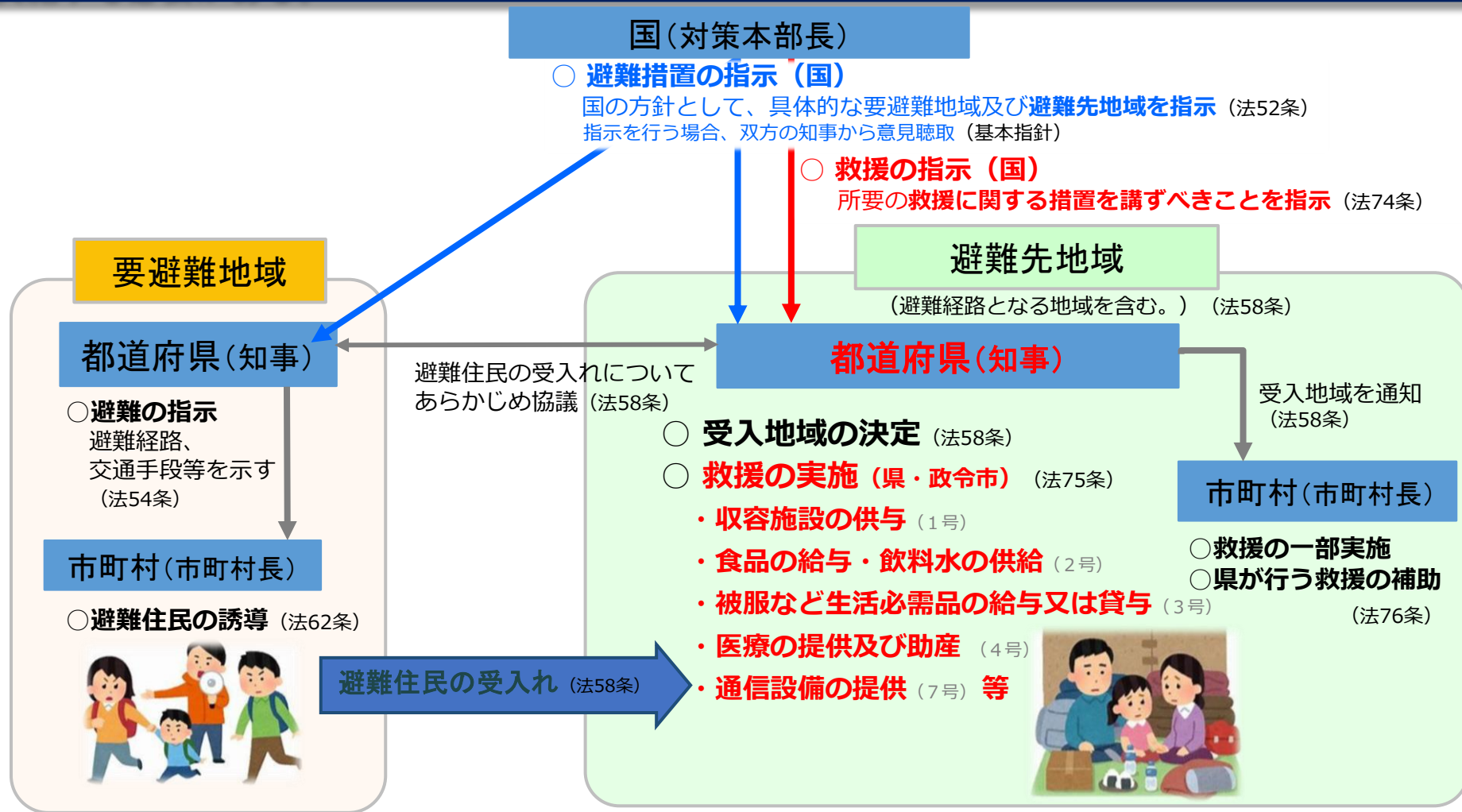
※国土地理院ウェブサイトの地図を加工



## 2. 受入れに係る熊本県の国民保護体制

# 沖縄県からの避難住民受入れに関する制度的枠組み

- 住民の避難などの国民保護のための措置は、国民保護法（以下「法」という。）を根拠に、国の方針に基づいて都道府県・市町村・関係機関等が協力して実施することとされている。
- 沖縄県からの避難住民の受入れは、**国の明確な方針の下、都道府県が主体的な役割を担うことと**されており、避難先地域の都道府県知事は、受入れ地域（市町村）の決定・通知を行った上で、**救援を実施**する必要がある。



## 受入れに係る熊本県の国民保護体制①

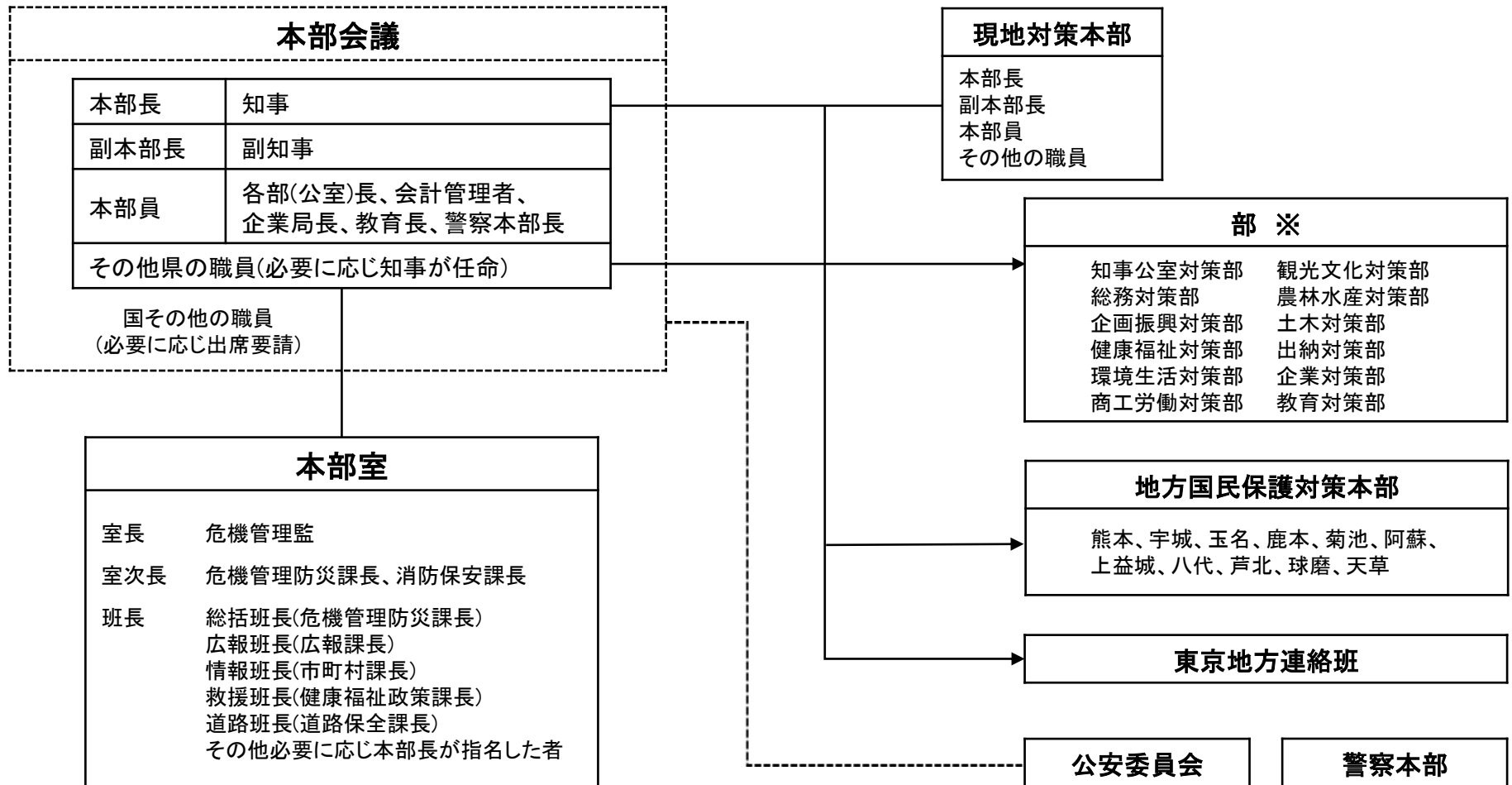
- 今回の検討に当たり国から示された想定においては、避難住民を受け入れる九州・山口各県に対し、国から県国民保護対策本部を設置すべきとの指定の通知が発出されることとなっており、熊本県国民保護対策本部を設置の上、避難住民を受け入れることを想定している。

庁内体制	設置基準	参集基準
①国民保護担当課体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>①武力攻撃等に関する情報があり、情報収集、伝達等の対応が必要な場合</li> <li>②その他危機管理監が設置の必要があると認めた場合</li> </ul>	危機管理防災課・消防保安課職員が参集
②緊急事態連絡本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国において武力攻撃事態等の認定が行われ、国の事態等対策本部長から警報が発令された場合</li> <li>②その他知事が緊急事態連絡本部設置の必要があると認めた場合</li> </ul>	原則として本部室所属の課及び各部筆頭課、企業局総務経営課、教育庁教育政策課の職員が参集 (必要に応じその他関係課の職員が参集)
③国民保護対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合</li> </ul>	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集

## 受入れに係る熊本県の国民保護体制②

- 避難住民の受入れに係る検討課題は、極めて多岐の分野にわたる。
- このため、県では、国民保護法に基づく、県対策本部の体制を活用し、市町村や関係機関等とも連携の上、受入れに係る検討を進めるとともに、実際に受け入れることとなった際も迅速に対応する。

### <県対策本部の組織図(イメージ)>



※各部における主な業務は次のページ参照

# 受入れに係る熊本県の国民保護体制③

主な検討項目	具体的な内容	対策部
総括	・ 全体的な取りまとめ	知事公室対策部
輸送手段の確保	・ 空港からホテル等までの輸送手段の確保等	企画振興対策部
収容施設（ホテル等）の供与	・ ホテル等の確保に係る事業者との統制	健康福祉対策部
	・ 公営住宅の確保等	土木対策部
	・ 職員住宅の確保等	総務対策部、企業対策部
	・ 民間賃貸住宅、応急仮設住宅の確保等	健康福祉対策部、土木対策部
食品・飲料水の調達・提供	・ 食品・飲料水に係る調達先の確保等	環境生活対策部、商工労働対策部、農林水産対策部
生活必需品の調達・提供	・ 生活必需品に係る調達先の確保等	健康福祉対策部、環境生活対策部、商工労働対策部
避難者の健康管理	・ 保健師等による健康確認等	健康福祉対策部、地方国民保護対策本部
	・ 巡回診療等の医療支援 ・ 透析等患者等の通院先案内手順の整理	健康福祉対策部
	・ 入院患者、施設入所者等の要配慮者の受入れ調整	健康福祉対策部
通信設備の提供	・ ホテル等におけるインターネット利用環境の確保	知事公室対策部
各種支援	・ 生活情報等の提供	（受入市町）
	・ 避難先連絡所の設置	（受入市町）
	・ 各種相談への対応	（受入市町）
その他	・ 受入市町への応援職員の派遣に係る調整	総務対策部
	・ 数千規模の応急対策必需品等の物資調達方法の検討	出納対策部
	・ 就学の支援	総務対策部、教育対策部
	・ 就労の支援	商工労働対策部、農林水産対策部
	・ 外国人避難者受入れに係る支援方法の検討 ※外国人への情報発信等	知事公室対策部、観光文化対策部
	・ 避難住民の誘導、安全の確保等の検討	県警本部

※現時点の想定であり、検討項目や所管等が変更する可能性あり。



### 3. 避難当初 1 か月の初期的な計画

# **(1) 避難住民受入れの実施に必要な事項**

# 熊本県の救援の基本要領（初期的な計画）

- 受入れの実施に必要な6つの事項について、避難当初の約1か月間において必要となる事務や調整事項を整理。
- 県、受入市町、事業者等の関係団体と連携の上、鹿児島空港から本県への輸送手段やホテル等を確保するなど、避難住民が約1か月生活できる計画を作成。

## 【避難住民の受入れ概要】

### ①輸送手段の確保

- ▶鹿児島空港～避難先連絡所～ホテル等は**貸切りバスで輸送**  
→必要台数(最大125台/日)を超える、**貸切りバス(大・中・小型バス計約230台)**を確保見込み

### ②収容施設(ホテル等)の供与

- ▶全ての避難住民について**ホテル・旅館での受入れが基本**  
→受入人数(約12,800人)を超える、**ホテル等の部屋(約1万部屋、約1万6千人分)**を確保見込み

### ③食品・飲料水の調達・提供

- ▶**ホテル等での食事**を基本 ※ホテル等で賄えない場合は、小売事業者等から食事を配送  
→ホテル等で賄えない食事は、災害時応援協定締結の**小売事業者等**により提供可能

### ④生活必需品の調達・提供

- ▶生活必需品は**小売事業者等から調達・提供**  
→災害時応援協定を締結している**小売事業者等**により提供可能

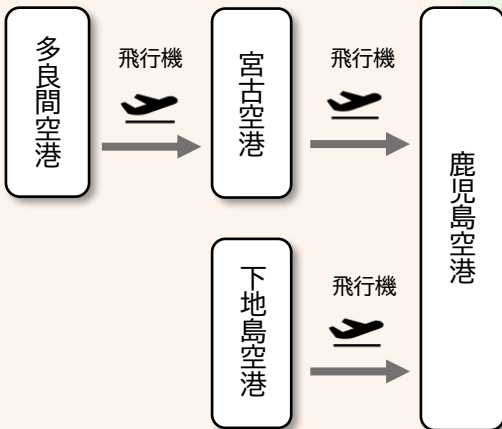
### ⑤避難者の健康管理

- ▶**保健師等による健康管理、医療関係団体と連携した医療提供**を実施  
→保健師のホテル等への派遣や医療従事者による巡回診療等を実施

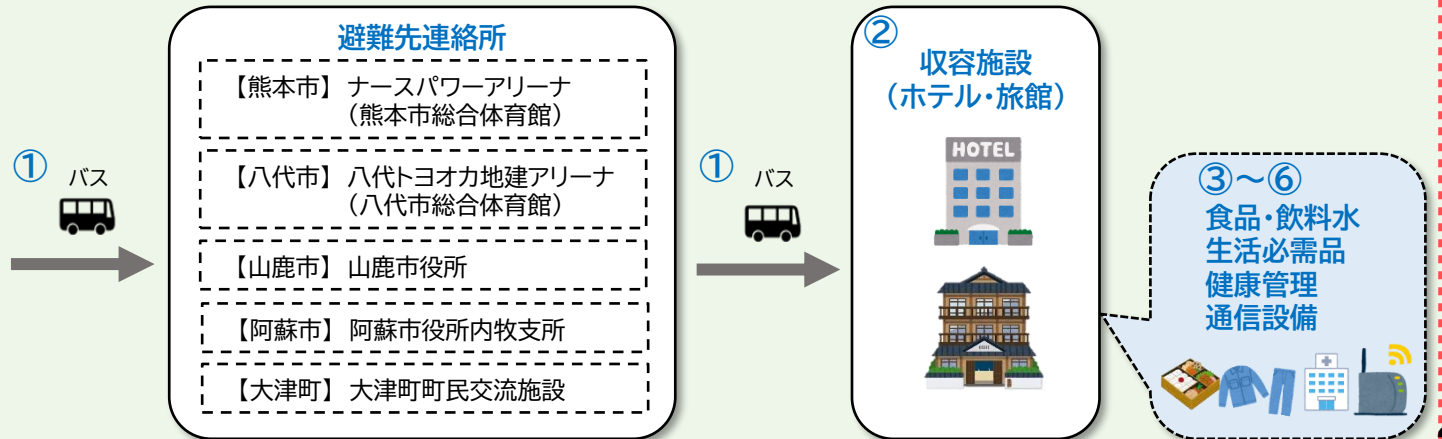
### ⑥通信設備の提供

- ▶**ホテル等のWi-Fi**が基本 ※ホテル等のWi-Fi使用不可の場合は、通信事業者のマルチホップWi-Fiを活用  
→**全てのホテル等でWi-Fiの利用が可能であることを確認**

## 避難元地域(宮古島市・多良間村)



## 避難先地域(熊本県)



①

## 輸送手段の確保

# 輸送手段の確保に係る基本方針

## 本県の考え方

- 鹿児島空港到着後の避難住民の輸送は、避難住民の負担軽減等の観点から貸切りバスで輸送。
- バス事業者との調整は、県で実施。
- バスは、避難住民を各受入市町の避難先連絡所まで輸送。避難先連絡所での本人確認等が終了後、ホテル等まで輸送。
- なお、1日当たり最大125台程度の大型バスが必要になるが、県からバス事業者9社に協力を要請。

### 【輸送手段の確保の概要】

#### 1 1日当たりの輸送人数とバス必要見込台数

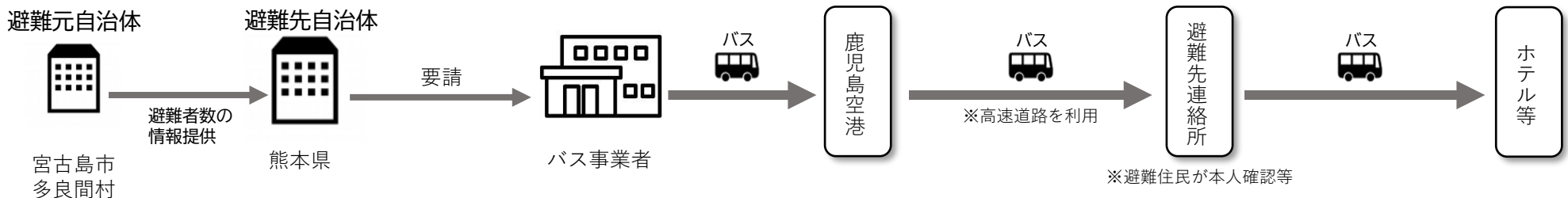
鹿児島空港	避難元市村	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	6日合計	受入人数
	宮古島市	4,721人	4,314人	1,062人	574人	531人	531人	11,733人	11,733人
	多良間村	783人	276人					1,059人	1,059人
	バス必要見込台数※	約125台	約105台	約25台	約15台	約15台	約15台		

※バス1台当たり45名程度乗車と想定

#### 2 県協力要請バス事業者のバス保有台数 (R7.1.1時点)

区分	大型	中型	小型	計
台数	129台	38台	62台	229台

#### 3 輸送イメージ・手順の流れ (想定)



# 鹿児島空港から避難先連絡所までの輸送経路

- 鹿児島空港から高速道路を利用して輸送予定。
- 鹿児島空港から各受入市町の避難先連絡所まで約1時間30分～約2時間30分で到着予定。

## <熊本市>



## <八代市>



## <山鹿市>



## <阿蘇市>



## <大津町>



運行計画の一案（1日目①） 沖縄県～鹿児島空港～避難先連絡所

（単位：人）

便 空港	空港発	鹿児島 空港着	鹿児島 空港発	避難先 連絡所 着	人数	熊本市			八代市	山鹿市	阿蘇市	大津町
						上野	旧佐良浜	下地	多良間	旧来間	旧伊良部	
						3,909	2,463	2,875	1,059	127	1,326	1,033
6-1 宮古	8:35	10:05	10:35	12:35	165	-	-	165	-	-	-	-
5-1 宮古	9:00	10:30	11:00	13:00	335	-	-	335	-	-	-	-
3-1 宮古	9:05	10:35	11:05	12:35 13:05	165	-	-	105	60	-	-	-
6-2 宮古	9:45	11:15	11:45	13:45	165	-	-	165	-	-	-	-
3-2 宮古	10:15	11:45	12:15	13:45 14:15	165	-	-	105	60	-	-	-
5-2 宮古	10:25	11:55	12:25	14:25	335	-	-	335	-	-	-	-
2-1 下地	10:50	12:20	12:50	14:50	177	-	177	-	-	-	-	-
6-3 宮古	10:55	12:25	12:55	14:55	165	-	-	165	-	-	-	-
3-1 下地	11:15	12:45	13:15	15:15	177	-	177	-	-	-	-	-
3-3 宮古	11:25	12:55	13:25	14:55 15:25	165	-	-	105	60	-	-	-
5-3 宮古	11:50	13:20	13:50	15:50	335	-	-	335	-	-	-	-
6-4 宮古	12:05	13:35	14:05	16:05	165	-	-	165	-	-	-	-
3-4 宮古	12:35	14:05	14:35	16:05 16:35	165	-	-	105	60	-	-	-

運行計画の一案（1日目②） 沖縄県～鹿児島空港～避難先連絡所

（単位：人）

便 空港	空港発	鹿児島 空港着	鹿児島 空港発	避難先 連絡所 着	人数	熊本市			八代市	山鹿市	阿蘇市	大津町
						上野	旧佐良浜	下地	多良間	旧来間	旧伊良部	
						3,909	2,463	2,875	1,059	127	1,326	1,033
5-4 宮古	13:15	14:45	15:15	17:15	335	-	-	335	-	-	-	-
6-5 宮古	13:15	14:45	15:15	17:15 17:15	165	23	-	15	-	127	-	-
3-5 宮古	13:45	15:15	15:45	17:15 17:45	165	-	-	105	60	-	-	-
6-6 宮古	14:25	15:55	16:25	18:25	165	165	-	-	-	-	-	-
5-5 宮古	14:40	16:10	16:40	18:40	335	-	-	335	-	-	-	-
3-6 宮古	14:55	16:25	16:55	18:25 18:55	165	42	-	-	123	-	-	-
6-7 宮古	15:35	17:05	17:35	19:35	165	165	-	-	-	-	-	-
5-6 宮古	16:05	17:35	18:05	20:05	335	335	-	-	-	-	-	-
3-7 宮古	16:05	17:35	18:05	19:35 20:05	165	75	-	-	90	-	-	-
6-8 宮古	16:45	18:15	18:45	20:45	165	165	-	-	-	-	-	-
3-8 宮古	17:15	18:45	19:15	20:45 21:15	165	75	-	-	90	-	-	-
5-7 宮古	17:30	19:00	19:30	21:00 21:30	335	245	-	-	90	-	-	-
3-9 宮古	18:25	19:55	20:25	21:55 22:25	165	75	-	-	90	-	-	-

# 運行計画の一案（2日目①） 沖縄県～鹿児島空港～避難先連絡所

（単位：人）

便 空港	空港発	鹿児島 空港着	鹿児島 空港発	避難先 連絡所 着	人数	熊本市			八代市	山鹿市	阿蘇市	大津町
						上野	旧佐良浜	下地	多良間	旧来間	旧伊良部	
						3,909	2,463	2,875	1,059	127	1,326	1,033
6-1 宮古	8:35	10:05	10:35	12:35	165	165	-	-	-	-	-	-
5-1 宮古	9:00	10:30	11:00	13:00	335	335	-	-	-	-	-	-
3-1 宮古	9:05	10:35	11:05	12:35 13:05	165	105	-	-	60	-	-	-
6-2 宮古	9:45	11:15	11:45	13:45	165	165	-	-	-	-	-	-
3-2 宮古	10:15	11:45	12:15	13:45 14:15	165	105	-	-	60	-	-	-
5-2 宮古	10:25	11:55	12:25	14:25	335	335	-	-	-	-	-	-
2-1 下地	10:50	12:20	12:50	14:50	177	-	177	-	-	-	-	-
6-3 宮古	10:55	12:25	12:55	14:55	165	165	-	-	-	-	-	-
3-1 下地	11:15	12:45	13:15	15:15	177	-	177	-	-	-	-	-
3-3 宮古	11:25	12:55	13:25	14:55 15:25	165	105	-	-	60	-	-	-
1-1 下地	11:40	13:10	13:40	15:40	177	-	177	-	-	-	-	-
5-3 宮古	11:50	13:20	13:50	15:50	335	335	-	-	-	-	-	-

運行計画の一案（2日目②） 沖縄県～鹿児島空港～避難先連絡所

（単位：人）

便 空港	空港発	鹿児島 空港着	鹿児島 空港発	避難先 連絡所 着	人数	熊本市			八代市	山鹿市	阿蘇市	大津町
						上野	旧佐良浜	下地	多良間	旧来間	旧伊良部	
						3,909	2,463	2,875	1,059	127	1,326	1,033
6-4 宮古	12:05	13:35	14:05	16:05	165	165	-	-	-	-	-	-
2-2 下地	12:30	14:00	14:30	16:30	177	-	177	-	-	-	-	-
3-4 宮古	12:35	14:05	14:35	16:05 16:35	165	95	-	-	70	-	-	-
3-2 下地	12:55	14:25	14:55	16:55 17:25	177	-	-	-	-	-	90	87
5-4 宮古	13:15	14:45	15:15	17:15	335	335	-	-	-	-	-	-
6-5 宮古	13:15	14:45	15:15	17:15	134	134	-	-	-	-	-	-
1-2 下地	13:20	14:50	15:20	17:20 17:50	177	-	-	-	-	-	90	87
3-5 宮古	13:45	15:15	15:45	17:15	26	-	-	-	26	-	-	-
2-5 下地	17:30	19:00	19:30	21:30 22:00	177	-	-	-	-	-	90	87
3-5 下地	17:55	19:25	19:55	21:55 22:25	177	-	-	-	-	-	90	87
1-5 下地	18:20	19:50	20:20	22:20 22:50	177	-	-	-	-	-	90	87
2-6 下地	19:10	20:40	21:10	23:10 23:40	177	-	-	-	-	-	90	87

# 運行計画の一案（3日目） 沖縄県～鹿児島空港～避難先連絡所

（単位：人）

便 空港	空港発	鹿児島 空港着	鹿児島 空港発	避難先 連絡所 着	人数	熊本市			八代市	山鹿市	阿蘇市	大津町
						上野	旧佐良浜	下地	多良間	旧来間	旧伊良部	
						3,909	2,463	2,875	1,059	127	1,326	1,033
2-1 下地	10:50	12:20	12:50	14:50	177	-	177	-	-	-	-	-
3-1 下地	11:15	12:45	13:15	15:15	177	-	177	-	-	-	-	-
1-1 下地	11:40	13:10	13:40	15:40	177	-	177	-	-	-	-	-
2-2 下地	12:30	14:00	14:30	16:30 17:00	177	-	-	-	-	-	90	87
3-2 下地	12:55	14:25	14:55	16:55 17:25	177	-	-	-	-	-	90	87
1-2 下地	13:20	14:50	15:20	17:20 17:50	177	-	-	-	-	-	90	87

フライトスケジュール、搭乗人数、搭乗者の地区は現時点の仮置きの一案

運行計画の一案（4日目） 沖縄県～鹿児島空港～避難先連絡所

(単位：人)

便 空港	空港発	鹿児島 空港着	鹿児島 空港発	避難先 連絡所 着	人数	熊本市			八代市	山鹿市	阿蘇市	大津町
						上野	旧佐良浜	下地	多良間	旧来間	旧伊良部	
						3,909	2,463	2,875	1,059	127	1,326	1,033
2-1 下地	10:50	12:20	12:50	14:50	177	-	177	-	-	-	-	-
3-1 下地	11:15	12:45	13:15	15:15	177	-	177	-	-	-	-	-
1-1 下地	11:40	13:10	13:40	15:40	177	-	177	-	-	-	-	-
1-2 下地	13:20	14:50	15:20	17:20 17:50	43	-	-	-	-	-	43	-

フライトスケジュール、搭乗人数、搭乗者の地区は現時点の仮置きの一案

運行計画の一案（5日目） 沖縄県～鹿児島空港～避難先連絡所

（単位：人）

便 空港	空港発	鹿児島 空港着	鹿児島 空港発	避難先 連絡所 着	人数	熊本市			八代市	山鹿市	阿蘇市	大津町
						上野	旧佐良浜	下地	多良間	旧来間	旧伊良部	
						3,909	2,463	2,875	1,059	127	1,326	1,033
2-1 下地	10:50	12:20	12:50	14:50 15:20	177	-	162	-	-	-	15	-
3-1 下地	11:15	12:45	13:15	15:15 15:45	177	-	-	-	-	-	90	87
1-1 下地	11:40	13:10	13:40	15:40	177	-	177	-	-	-	-	-

フライトスケジュール、搭乗人数、搭乗者の地区は現時点の仮置きの一策

運行計画の一案（6日目） 沖縄県～鹿児島空港～避難先連絡所

（単位：人）

便 空港	空港発	鹿児島 空港着	鹿児島 空港発	避難先 連絡所 着	人数	熊本市			八代市	山鹿市	阿蘇市	大津町
						上野	旧佐良浜	下地	多良間	旧来間	旧伊良部	
						3,909	2,463	2,875	1,059	127	1,326	1,033
2-1 下地	10:50	12:20	12:50	14:50 15:20	177	-	-	-	-	-	132	45
3-1 下地	11:15	12:45	13:15	15:15 15:45	177	-	-	-	-	-	132	45
1-1 下地	11:40	13:10	13:40	15:40 16:10	177	-	-	-	-	-	104	73

フライトスケジュール、搭乗人数、搭乗者の地区は現時点の仮置きの一策

## ② 収容施設（ホテル等）の供与

# 収容施設（ホテル等）の供与に係る基本方針

## 本県の考え方

- 全ての避難住民について、ホテル・旅館での受入れを基本とする。
- ホテル等の確保は、熊本市分は熊本市、それ以外の受入市町分（八代市、山鹿市、阿蘇市、大津町）は県が実施。
- ホテル等や部屋の割り振りは、コミュニティ（地区／家族構成）を踏まえ、受入市町で実施。
- 組合加盟ホテル等には県から旅館組合を通じて協力を要請。組合非加盟ホテル等には県・熊本市から個別に協力を要請。

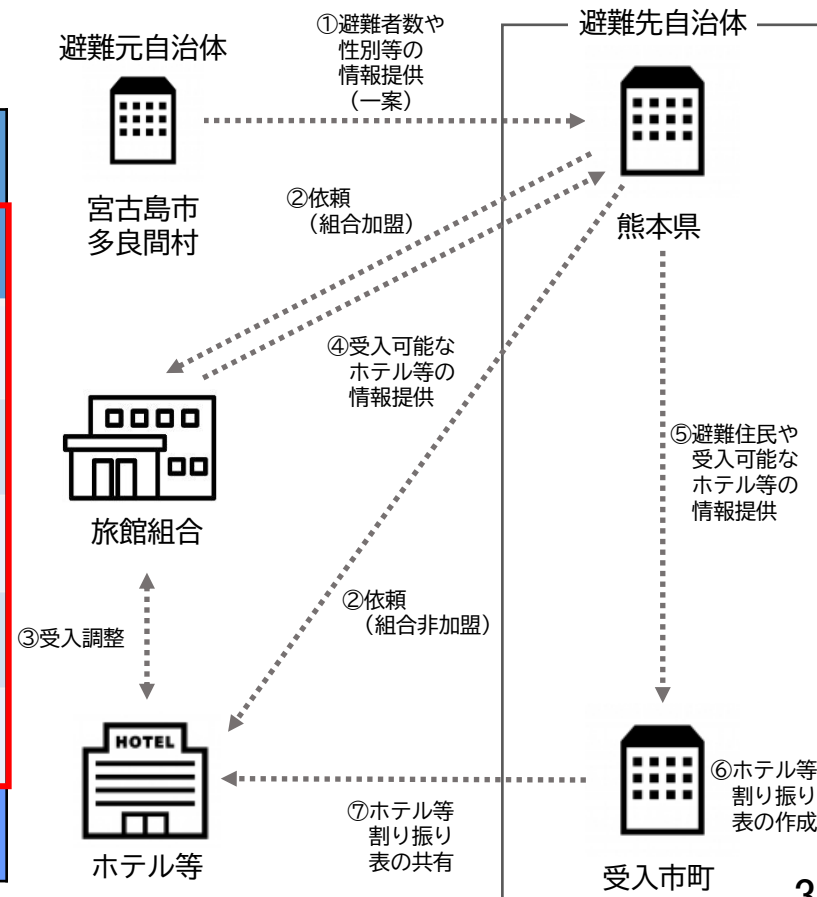
## 【収容施設(ホテル等)の供与の概要】

### 受入ホテル等

▶受入市町ごとの受入人数を超えるように、ホテル等に協力を要請。

受入市町	受入人数	受入ホテル等のキャパシティ		
		ホテル等数	部屋数	受入可能人数
熊本市	9, 247人	56施設	7, 450部屋	11, 469人
八代市	1, 059人	8施設	847部屋	1, 125人
山鹿市	127人	3施設	151部屋	303人
阿蘇市	1, 326人	11施設	541部屋	1, 702人
大津町	1, 033人	7施設	932部屋	1, 350人
	12, 792人	85施設	9, 921部屋	15, 949人

### 手続の流れ(想定)



# 救援の実施に当たって必要な情報①

○救援の実施に当たっては、受付（本人確認）や収容施設の割り当て等様々な場面で避難者の情報が必要になることから、以下のとおり必要な情報を整理し、避難住民台帳で管理することとする。

## ◆必要な情報

必要な情報		必要となる時期
個人情報	個人番号、氏名(フリガナ)、生年月日(年齢)、性別、住民票の住所、連絡先	熊本県到着3日前まで
配慮事項	障がいの種類・程度、該当項目の確認(乳幼児・妊婦)、持病の有無・状態、ケアマネージャ等の支援者の氏名・連絡先	
ホテル等の割り当てに必要な情報	世帯情報(世帯構成、世帯主)、就学情報(就学児の有無、学年)	
その他の情報	滞在する収容施設の名称、考慮事項(DV、児童虐待等)	

## ◆避難住民台帳

受付番号	避難所利用時の個人情報						配慮事項						ホテル割当て等に必要な情報				収容施設の名称	その他			
	個人番号	フリガナ氏名	生年月日 年齢	性別	住所	連絡先	障がいの種類・程度		乳幼児	妊婦	持病		支援者(ケアマネ)等		世帯番号	世帯情報			就学情報		
							種類	程度			有無	状態	氏名	連絡先		世帯構成			世帯主	就学児	学年
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					

## 救援の実施に当たって必要な情報②

○避難住民が避難する収容施設（ホテル等）の情報については、以下の収容施設台帳を作成する。

### ◆必要な情報

必要な情報	
基本情報	ホテル名、住所、電話番号、定員数ごとの部屋数、バリアフリー
食事	朝食、昼食、夕食の有無
設備	WIFI、コインランドリー、大浴場
その他	コンビニエンスストア(近隣を含む)

### ◆収容施設台帳

No	ホテル名	住所	電話番号	定員数ごとの部屋数					定員数	バリアフリー 部屋数	食事			Wi-fi	コインランドリー	大浴場	コンビニ エンスストア
				1名	2名	3名	4名	5名以上			朝食	昼食	夕食				
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

③

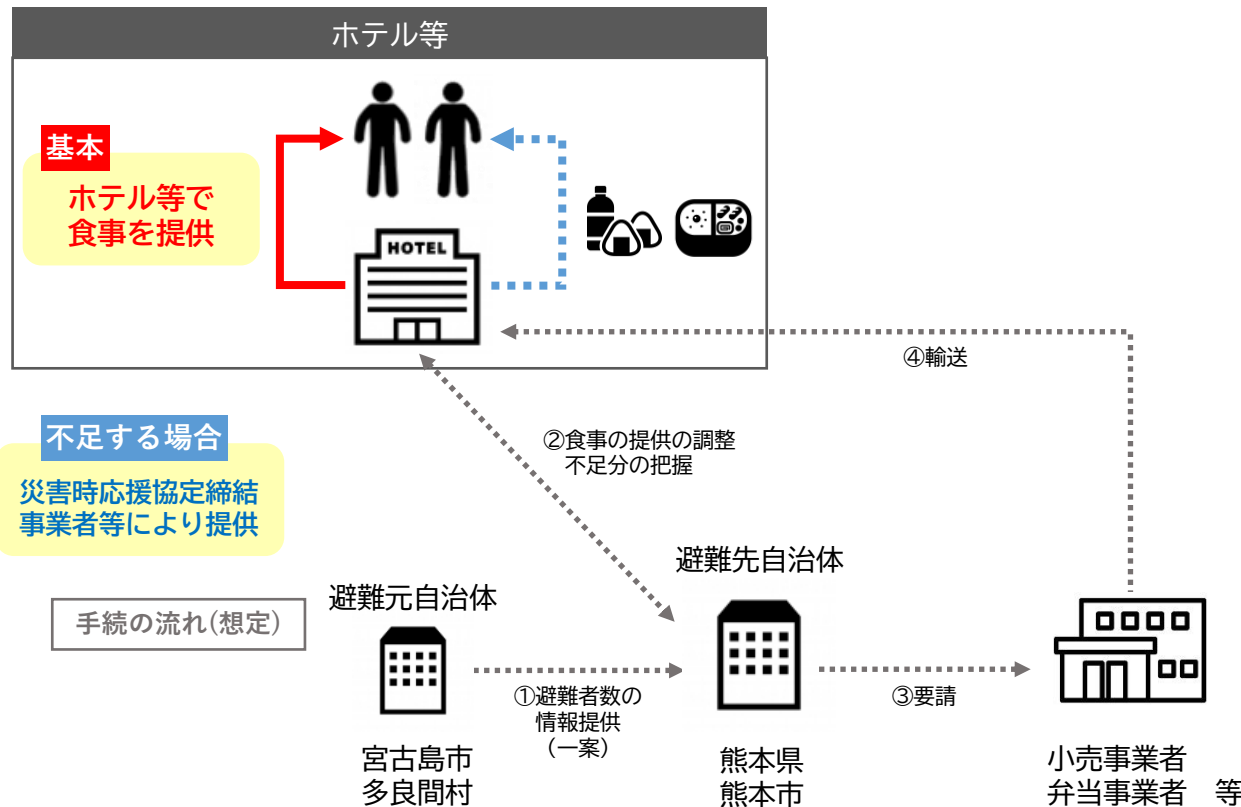
## 食品・飲料水の調達・提供

# 食品・飲料水の調達・提供に係る基本方針

## 本県の考え方

- ホテル等での食事を基本とする。
- 3食全てを提供できないホテル等については、災害時応援協定を締結している小売事業者や、弁当事業者、関係団体等に協力を要請し、食品・飲料水を調達。
- 輸送方法については、各事業者からホテル等へ直接輸送を依頼する。
- 各事業者との調整は、熊本市分は熊本市、それ以外の受入市町分（八代市、山鹿市、阿蘇市、大津町）は県が実施。
- なお、災害時応援協定を締結している小売事業者や、弁当事業者等には県・熊本市から協力を要請。

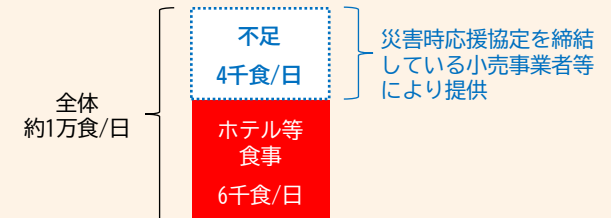
## 【食品・飲料水の調達・提供の概要】



### <八代市・山鹿市・阿蘇市・大津町>

#### ▶食事は全て提供可能

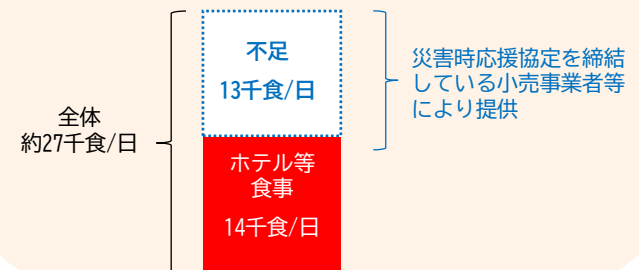
- ・受入人数は最大計3千人程度で、食事は1日当たり約1万食必要。
- ・ホテル等への事前調査により、約6千食は提供可能と把握。
- ・不足する約4千食については、災害時応援協定を締結している小売事業者等に前もって計画的に要請すれば提供可能。



### <熊本市>

#### ▶食事は全て提供可能

- ・受入人数は最大9千人程度で、食事は1日当たり約27千食必要。
- ・ホテル等への事前調査により、約14千食は提供可能と把握。
- ・不足する約13千食については、災害時応援協定を締結している小売事業者等に前もって計画的に要請すれば提供可能。

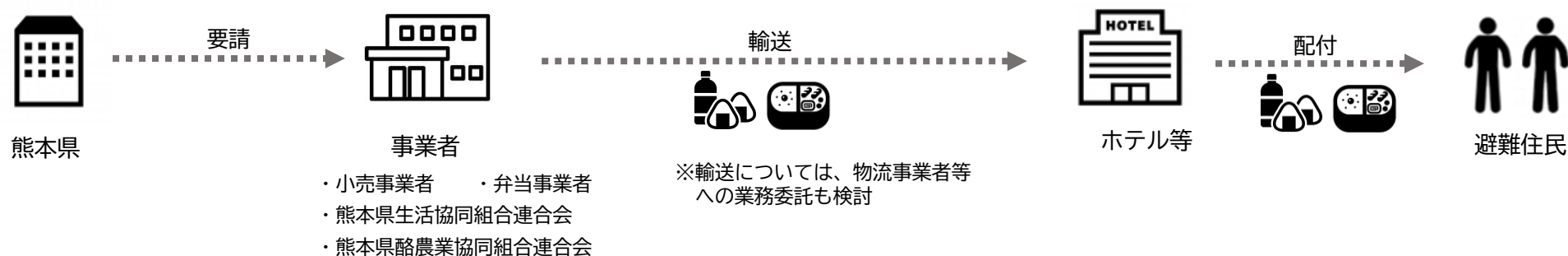


# 【参考】食品・飲料水の調達・提供（熊本県及び熊本市の各整理）

## 【熊本県】対応方針（八代市、山鹿市、阿蘇市、大津町）

- ホテル等での食事を基本とする。
- 3食全てを提供できないホテル等については、災害時応援協定を締結している小売事業者や関係団体等に協力を要請し、食品・飲料水を調達。
- 輸送方法については、各事業者からホテル等への輸送を想定しており、物流事業者等への業務委託も検討。  
※国民保護事案発生時に既存の災害時応援協定の準用による対応を依頼し、可能な範囲で同意書を徴取済み。

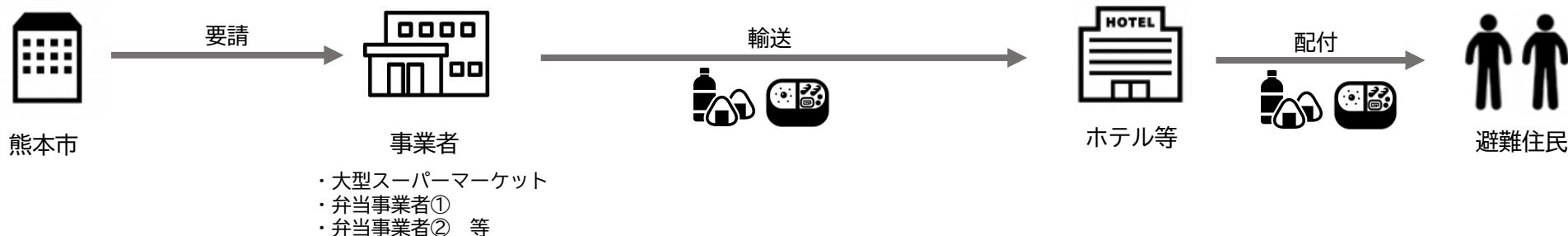
〔3食全てをホテルで提供できない場合〕



## 【熊本市】対応方針

- ホテル等での食事を基本とする。
- 3食全てを提供できないホテル等については、災害時応援協定締結企業等に要請のうえ各ホテル等への輸送を行うこととする。
- 各ホテル等への輸送が必要な食品及び飲料水は、お弁当チェーン店2企業に要請して調達を行う。
- その他おにぎり、パン、ペットボトル飲料等については、大型スーパーマーケットからの調達も可能。牛乳（パック）、ミカンジュース等は各農協からの調達も可能。

〔3食全てをホテルで提供できない場合〕



## 【参考】食品の提供に係る検討

○本県の食品・飲料水の提供については、前述のとおりホテル等での食事を基本とするが、避難住民の方に寄り添った対応を行うため、国から以下の条件について検討の指示があったことから、関係事業者にヒアリング等を行った。

### ◆国からの検討指示内容

**目的：**スフィア基準を踏まえた、複数の選択肢のある満足度の高い（温かく、栄養バランスが取れている等）食事を避難住民に提供すること

**検討事項：**①満足度の高い食事の提供方法（冷凍弁当、セントラルキッチン方式、キッチンカーなど）

②アレルギー、高齢者、乳幼児、宗教等の要配慮者に対応した特別食の提供方法

③満足度の高い食事及び特別食を提供するために必要な費用

④費用については、災害救助費の基準（1,390円／人・日）内での対応を検討し、どうしても対応が困難な場合は、必要な額の試算とコスト低減方策について検討

※1,390円は原則3食分の金額のため、1食のみの場合は、1/3の金額（463円）



### ◆ヒアリング・検討結果と課題

○本県への避難者（約12,800人）に対して3食の食事を提供する場合、1日当たり約38,000食程度必要となる。ホテル等での食事を差し引くと、1日当たり17,000～18,000食の食事の調達が必要となる。

○関係事業者にヒアリングを行ったが、必要数や栄養価を踏まえた弁当の提供は可能であるものの、1食あたりの費用(463円)内での対応は難しいとのことであった。

→「必要数」、「栄養価」、「1食あたりの費用」を満たす食事の提供は、引続き検討が必要である。

○避難者に満足度の高い食事を提供するためには、現金給付方式等の検討もするべきではないか。

④

## 生活必需品の調達・提供

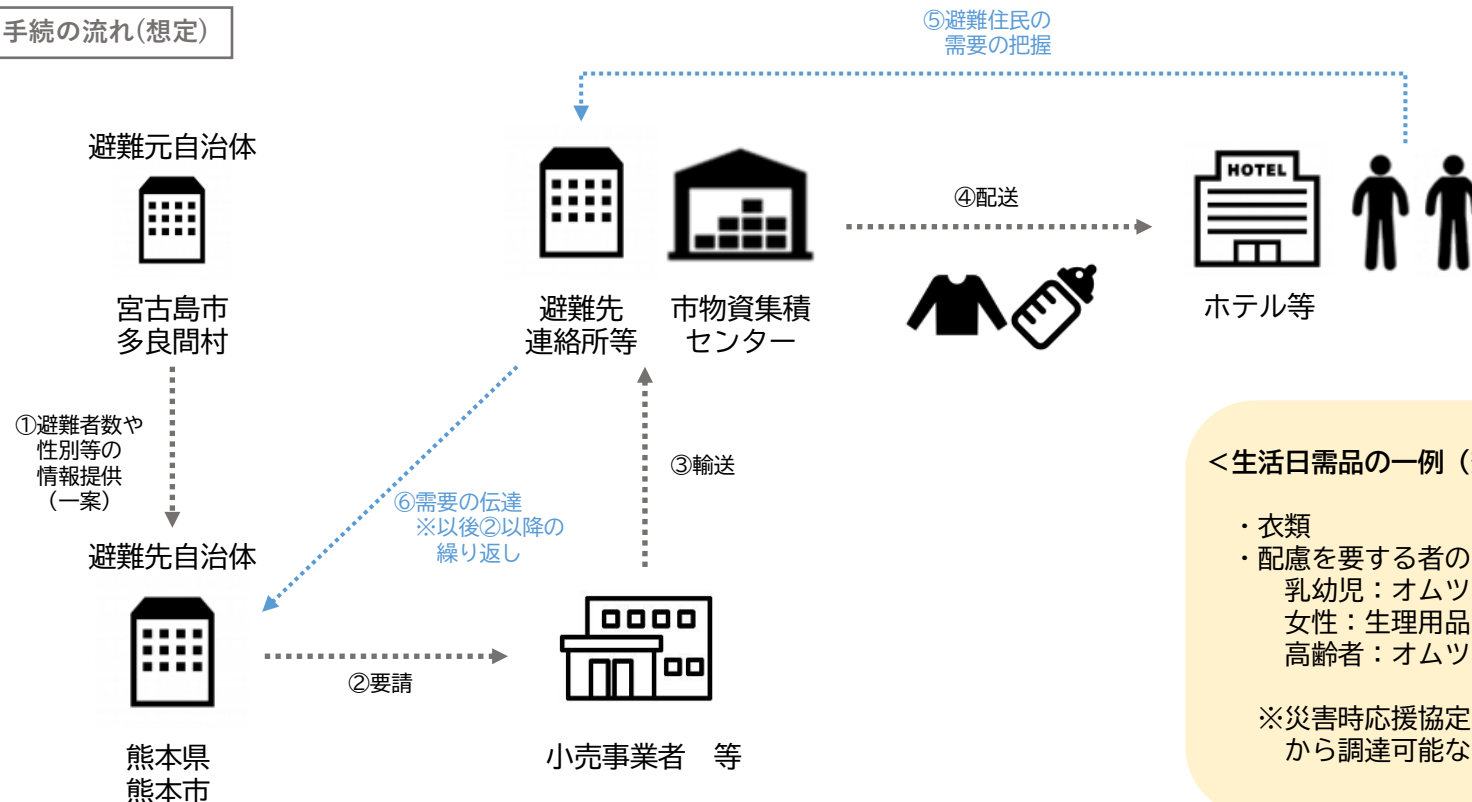
# 生活必需品の調達・提供に係る基本方針

## 本県の考え方

- 災害時応援協定を締結している小売事業者等に協力を要請し、生活必需品を調達・提供。
- 生活必需品については、熊本市分は市物資集積センターに、それ以外の受入市町分（八代市、山鹿市、阿蘇市、大津町）は各避難先連絡所等に集積し、その後、各ホテル等へ配送することを想定。
- 避難先連絡所・市物資集積センター・各ホテル等への輸送・配送については、小売事業者や物流事業者等へ依頼。
- 各事業者との調整は、熊本市分は熊本市、それ以外の受入市町分（八代市、山鹿市、阿蘇市、大津町）は県が実施。
- 避難住民の需要の把握は、受入市町で実施。
- なお、災害時応援協定を締結している小売事業者等には県・熊本市から協力を要請。

## 【生活必需品の調達・提供の概要】

手続の流れ(想定)



### <生活日用品の一例(想定)>

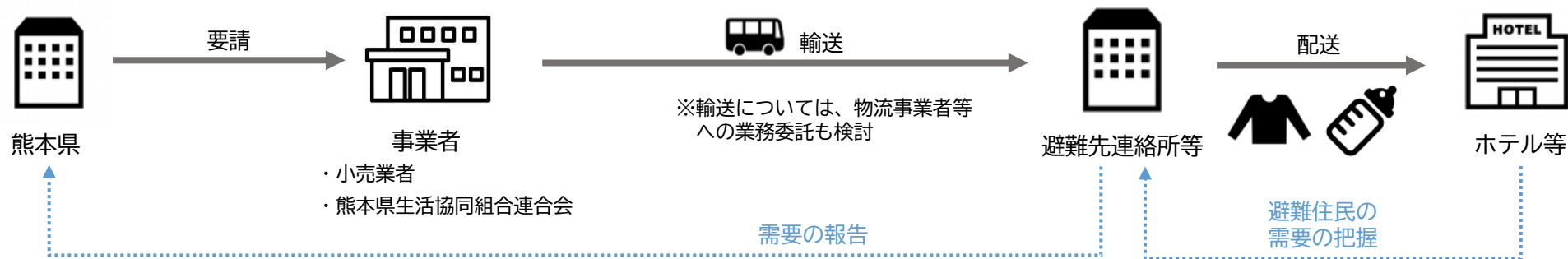
- ・衣類
- ・配慮を要する者の日常生活支援のための用品
  - 乳幼児：オムツ、粉ミルク、離乳食
  - 女性：生理用品
  - 高齢者：オムツ、パッド

※災害時応援協定を締結している小売事業者等から調達可能なもの

# 【参考】生活必需品の調達・提供（熊本県及び熊本市の各整理）

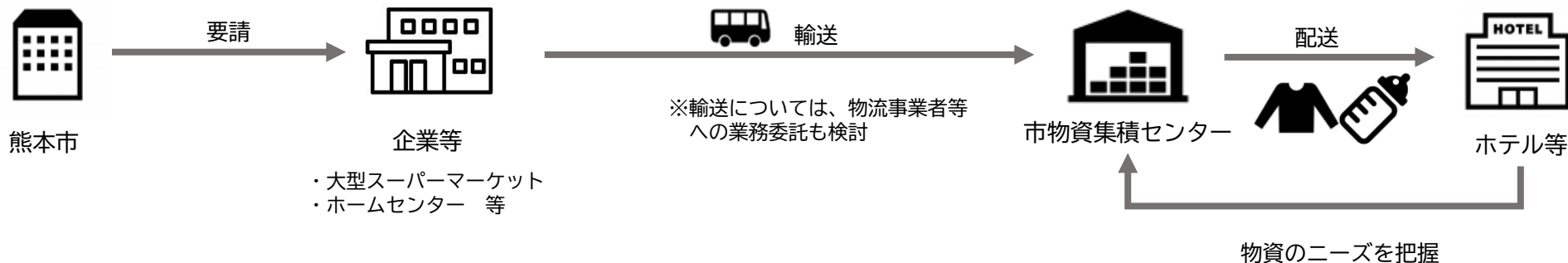
## 【熊本県】対応方針（八代市、山鹿市、阿蘇市、大津町）

- 災害時応援協定を締結している小売事業者等に協力を要請し、生活必需品を調達・提供。
  - 県から各事業者へ依頼し、避難先連絡所等への輸送を想定しており、物流事業者等への業務委託も検討。各受入市町が、必要に応じて避難先連絡所からホテル等に配送する。
  - 避難住民の需要は、受入市町で把握し、取りまとめの上、県に報告。
- ※国民保護事案発生時に既存の災害時応援協定の準用による対応を依頼し、可能な範囲で同意書を徴取している。



## 【熊本市】対応方針

- 災害時応援協定締結企業等に協力を要請し、生活必需品を調達・提供。
- 調達した物資は、まず市物資集積センターに集積し、その後、避難者の需要に応じて各ホテル等へ配送する。
- 物資の要請先となる災害時応援協定締結企業は、多くが大型スーパーマーケットやホームセンター等であることから、市物資集積センターへの輸送については物流事業者等への業務委託も検討（店舗から物流事業者等が物資を直接ピックアップの上、市物資集積センターへ輸送）。提供する物資の需要調査は、各ホテル等に配置される職員等が取りまとめ、物資集積センターで集約する。



⑤

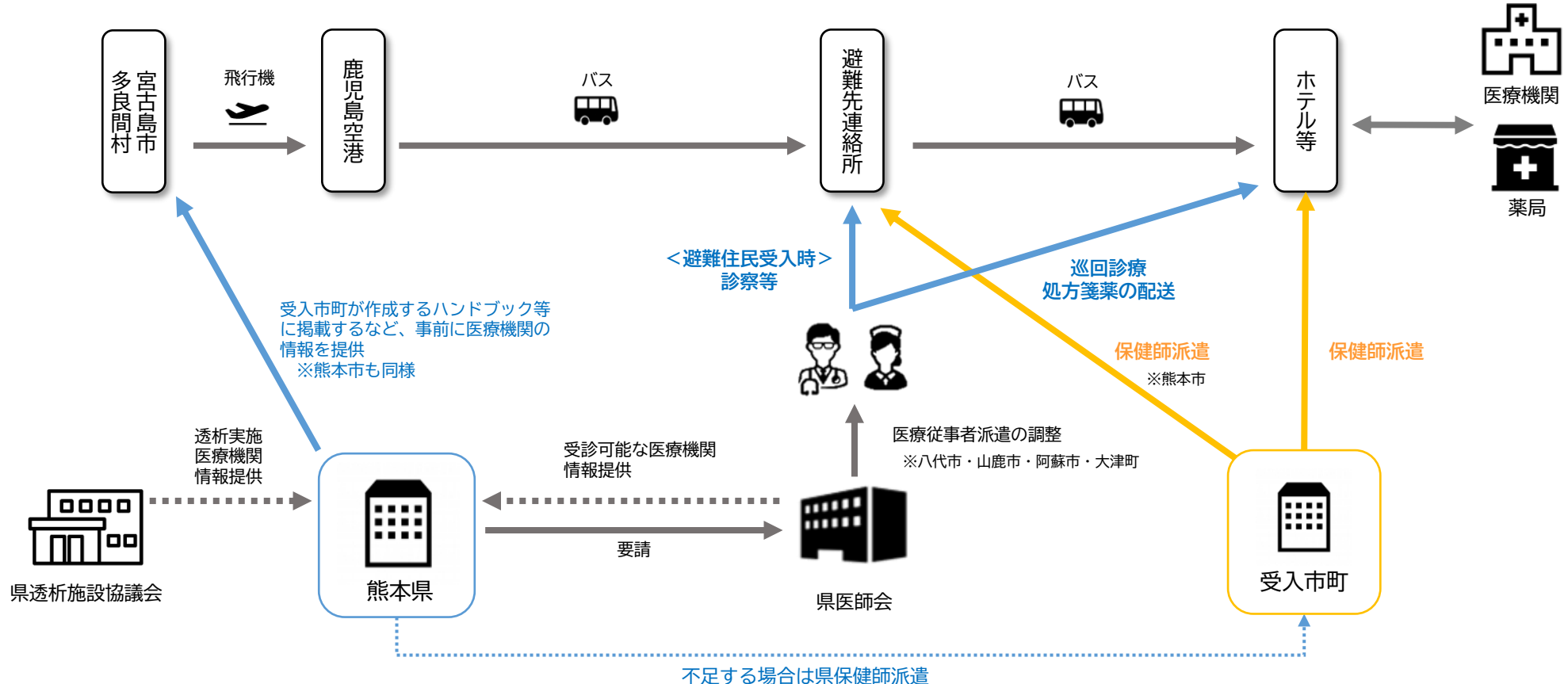
## 避難者の健康管理

# 避難者の健康管理に係る基本方針

## 本県の考え方

- 事前に、避難住民が受診可能な透析実施医療機関など、医療機関の情報を避難元自治体に情報提供。
- 避難住民を受け入れる際は、必要に応じて、避難先連絡所において、医師による診察（八代市・山鹿市・阿蘇市・大津町）や保健師による健康確認（熊本市）を行うなど、健康状態を確認。
- 避難住民を受け入れた後も、ホテル等に保健師を派遣するなど、継続的に健康状態を確認。  
※受入市町（八代市・山鹿市・阿蘇市・大津町）の保健師が不足する場合は、県保健所等の保健師を派遣するなど、県と受入市町で連携。  
八代市・山鹿市・阿蘇市・大津町では、必要に応じて、ホテル等において巡回診療なども実施。
- なお、県医師会や県透析施設協議会には、県から協力を要請。

## 【避難者の健康管理に関する事項】



# 【参考】避難者の健康管理（熊本県の整理）

## 1. 対応方針（八代市、山鹿市、阿蘇市、大津町）

- 関係団体（県医師会（JMAT、医療救護班）を想定）から医療従事者（医師、看護師等）を派遣し、避難先連絡所において必要に応じてトリアージ（診察等）を行うとともにホテル等において巡回診療を行う。
- 避難住民の受入れを行うホテル等に、各受入市町の保健師を派遣し健康確認等を行う。  
※受入市町の保健師が不足する場合は、県保健所の保健師を派遣するなど、県と受入市町で連携を行う。
- 県透析施設協議会と連携し、避難住民が受診可能な透析実施医療機関を確保する。

## 2. 検討状況（八代市、山鹿市、阿蘇市、大津町）

### （1）避難住民の医療情報の把握

- ・ 避難先連絡所において、医師による診察等を実施し、必要な処方や透析等の治療の有無を確認。
- ・ 処方箋薬については調剤薬局（又は医療機関）から避難住民のホテル等に配達。

### （2）巡回診療

- ・ 県医師会から医療従事者（医師、看護師）をホテル等に派遣し、巡回診療を実施。

### （3）透析療法が必要な避難住民

- ・ 県透析施設協議会と連携し、透析実施医療機関をリスト化し、事前に避難元自治体に共有するとともに避難先連絡所において避難住民に情報提供。
- ・ 定期的にバスやタクシー等で避難住民をホテル等から対象医療機関に送迎する。

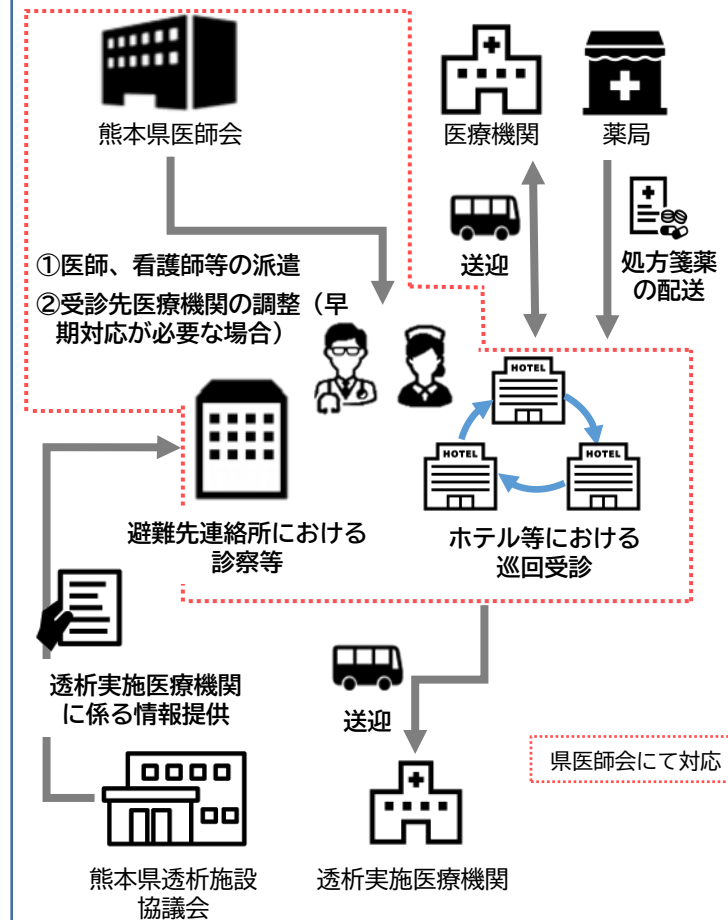
### （4）その他（在宅酸素療法等の早期に対応が必要な避難住民について）

- ・ （1）の問診で早期の対応が必要と判断された避難住民については、県医師会において受診先医療機関を調整。
- ・ バスやタクシー等で早期に対応が必要と判断された避難住民について、ホテル等から対象医療機関に送迎する。

### 検討課題

- 巡回診療の頻度の設定、避難住民の医療相談窓口の確保
- 消防機関、医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備
- 受診・通院の移動手段の確保

## 3. イメージ



# 【参考】避難者の健康管理（熊本市の整理）

## 1. 対応方針（熊本市）

- 避難先連絡所では保健師を派遣して健康確認等を行うとともに、ホテル等でも保健師が巡回して健康観察を行う。
- 宿泊先が中心市街地のホテル等であることから、医療機関等の情報を提供するなど、近隣の医療機関への受診支援を行う。
- 県透析施設協議会と連携し、避難住民が受診可能な透析実施医療機関を確保する。

## 2. 検討状況（熊本市）

### （1）避難住民の医療情報の把握等

- ・ 避難先連絡所において、保健師による健康確認等を実施するとともに、事前に必要な処方や患者数や透析等に関する情報を入手。
- ・ また、ホテル等の近隣にある医療機関や調剤薬局（又は医療機関）の情報を提供するなど、受診支援等を実施。

### （2）保健師による巡回

- ・ 各ホテルに保健師を派遣し、健康観察を行う。
- ・ 必要に応じて医療機関の情報提供など、効率的に受診支援を実施。

### （3）透析療法が必要な避難住民

- ・ 県透析施設協議会と連携し、透析実施医療機関をリスト化し、事前に避難元自治体に共有するとともに避難先連絡所において避難住民に情報提供。
- ・ 対象医療機関への移動は市内公共交通機関の利用を想定。

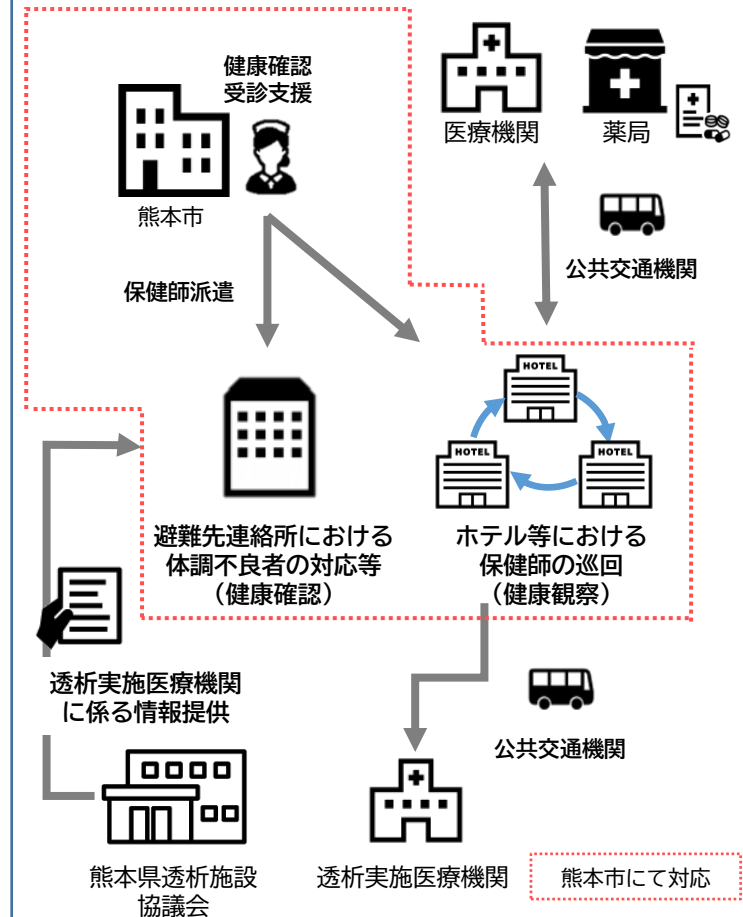
### （4）その他（在宅酸素療法等の早期に対応が必要な避難住民について）

- ・ 事前に避難元から患者数等の情報を入手し、市内の受診可能医療機関を紹介。

### 検討課題

- 避難住民の医療相談窓口の確保
- 消防機関、医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備

## 3. イメージ



## 《参考》保健師の派遣についての整理

### 【保健師の派遣】

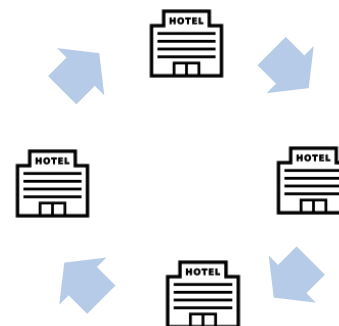
- 避難住民の受入れを行うホテル等に、各受入れ市町の保健師を派遣し健康観察を行う。  
※受入れ市町の保健師が不足する場合は、県保健所の保健師を派遣するなど、県と受入れ市町で連携を行う。

### 【保健師の派遣ローテーション】 ※受入れ市町ごとに、受入れ数が異なることから一案である。

- ①体制：2名の保健師で1チームを構成し、避難先連絡所やホテル等に巡回する。  
1週間（5日間）で避難者全員の健康状態を確認するため3～4班体制を構築。
- ②ローテーション：避難当初の1週間は構成した3～4班が毎日巡回を行う。  
翌週からは、避難者の体調等を確認した上で、巡回の頻度を決定する。

### 【その他】

- ・慣れない地域への避難であることから、避難当初は体調の変化が生じやすいことが見込まれることから、できる限り時間をかけて、健康相談に応じることとする。
- ・避難者の健康状態を見極め、基礎疾患、避難のストレス等による不安を訴える者を重点的に健康管理を行う。



⑥

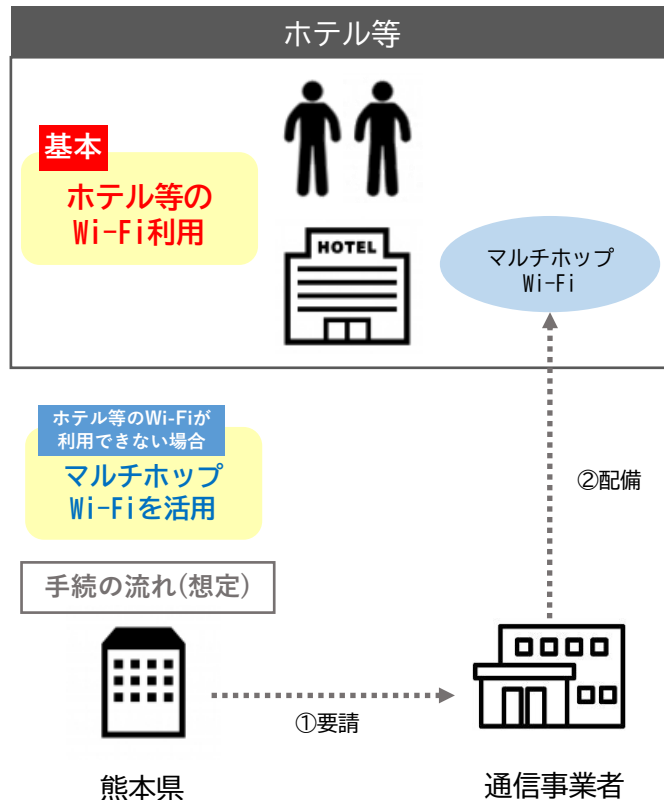
## 通信設備の提供

# 通信設備の提供に係る基本方針

## 本県の考え方

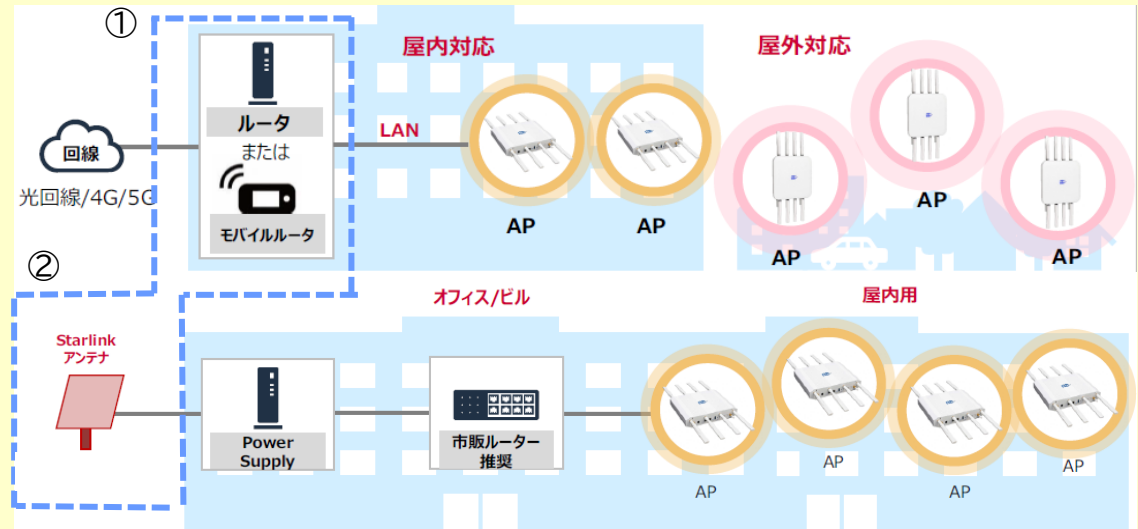
- 避難住民の受入れを想定しているホテル等を調査し、全てのホテル等でWi-Fiの利用が可能であることを確認。  
このため、通信設備については、**ホテル等のWi-Fi利用を基本とする。**
- 万が一、ホテル等のWi-Fiが利用できない場合は、災害時応援協定を締結している通信事業者に協力を要請し、短時間で設置可能なマルチホップWi-Fiを活用。
- なお、災害時応援協定を締結している通信事業者には県から協力を要請。

## 【通信設備の提供】



## 【参考】①マルチホップWi-Fi及び②Starlinkの活用（例）

- ①ルーターの設置により屋内外でのWi-Fiの利用が可能（光回線の開通が前提）。
- ②Starlinkアンテナの設置により屋内外でのWi-Fiの利用が可能。  
※設置は1、2時間で可能だが、設置場所の環境や状況によっては接続しにくい場合がある。



## (2) 受入市町ごとの計画

## 1 事前の避難元自治体との調整

- 避難住民を円滑に受け入れるため、事前に、避難元自治体と連携の上、避難住民名簿やホテル等割り振り表を作成。
- 生活、防災、保健・福祉関係情報を掲載したハンドブックの配付など、必要な情報を事前に避難元自治体に提供。

## 2 輸送（避難先連絡所→ホテル等）

- 鹿児島空港からの輸送に使用した貸切りバスを活用。

## 3 避難先連絡所の開設

- 避難住民の円滑な受入・支援のため、以下の役割を担う避難先連絡所を開設。
  - <避難住民受入時> 本人確認等の受付、ホテル等の案内、留意事項等の説明 等
  - <避難住民受入後> 各種相談への対応、生活必需品の集積 等
- 避難先連絡所は、以下の要件を満たす施設を選定。
  - ①十分な広さを有すること。
  - ②冷暖房が完備されていること。
  - ③避難住民の滞在先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすいこと。 等

## 4 生活支援の実施

- 各避難先連絡所に生活相談窓口を設置するなど、各種相談に対応。
- 生活相談窓口等で避難住民のニーズを把握し、必要な生活必需品を避難住民に配付。
- 避難先連絡所と各ホテル等を循環するバスを運行するなど、避難住民の移動をサポート。
- 保健師が各ホテル等を巡回するなど、避難住民の健康管理をサポート。

## 5 職員の確保・配置

- 必要な職員は、役所・役場全体で確保するほか、県職員の派遣等を行うことを想定。

## 【参考】受入市町ごとの計画の概要

		熊本市	八代市	山鹿市	阿蘇市	大津町
避難元自治体 ※()内は小学校単位の地区		宮古島市 (上野・旧佐良浜・下地)	多良間村	宮古島市 (旧来間)	宮古島市 (旧伊良部)	宮古島市 (旧伊良部)
受入人数		9,247人	1,059人	127人	1,326人	1,033人
避難先連絡所		ナスパ ワーアリーナ (熊本市総合体育館)	八代トヨカ地建アリーナ (八代市総合体育館)	山鹿市役所	阿蘇市役所 内牧支所	大津町町民 交流施設
避難先連絡所から 各ホテル等への 輸送手段		貸切りバス	貸切りバス	貸切りバス	貸切りバス	貸切りバス
ホテル等		56施設 7,450部屋 11,469人分	8施設 847部屋 1,125人分	3施設 151部屋 303人分	11施設 541部屋 1,702人分	7施設 932部屋 1,350人分
各種 支援	生活情報等の 事前提供	生活便利ブック(既存) 提供	ハンドブック 作成・提供	ハンドブック(既存) 提供	ハンドブック 作成・提供	ハンドブック 作成・提供
	各種相談への 対応	生活相談窓口 (コールセンター) 設置	生活相談窓口 (対面) 設置	生活相談窓口 (電話・対面) 設置	生活相談窓口 (電話・対面) 設置	生活相談窓口 (電話・対面) 設置
	生活必需品 の配付	衣服,おムツ,生理用品等 配付	衣服,おムツ,生理用品等 配付	衣服,おムツ,生理用品等 配付	衣服,おムツ,生理用品等 配付	衣服,おムツ,生理用品等 配付
	生活上の 移動支援	都市部のため 公共交通機関 で移動可能	循環バス 運行	循環バス 運行	循環バス 運行	循環バス 運行
	健康管理	ホテル等へ 保健師派遣	ホテル等へ 保健師派遣	ホテル等へ 保健師派遣	ホテル等へ 保健師派遣	ホテル等へ 保健師派遣

(\*)避難元自治体のコミュニティやホテル等のキャパシティなどを考慮し、市町ごとの受入数を決定。

# ①熊本市

- 1 事前の避難元自治体との調整
- 2 輸送（避難先連絡所→収容施設）
- 3 避難先連絡所
- 4 生活支援
- 5 職員の確保・配置

沖縄県				熊本県	
避難元市町村			受入市町村		
市町村名	人口	地区	住民数	市町名	受入人数
宮古島市	11,700人	上野小	3,900人	熊本市	9,300人
		旧佐良浜小	2,500人		
		下地小	2,900人		
		旧伊良部小	2,300人	阿蘇市	1,300人
		旧来間小	100人	大津町	1,000人
多良間村	1,100人	—	1,100人	山鹿市	100人
合計	12,800人			八代市	1,100人

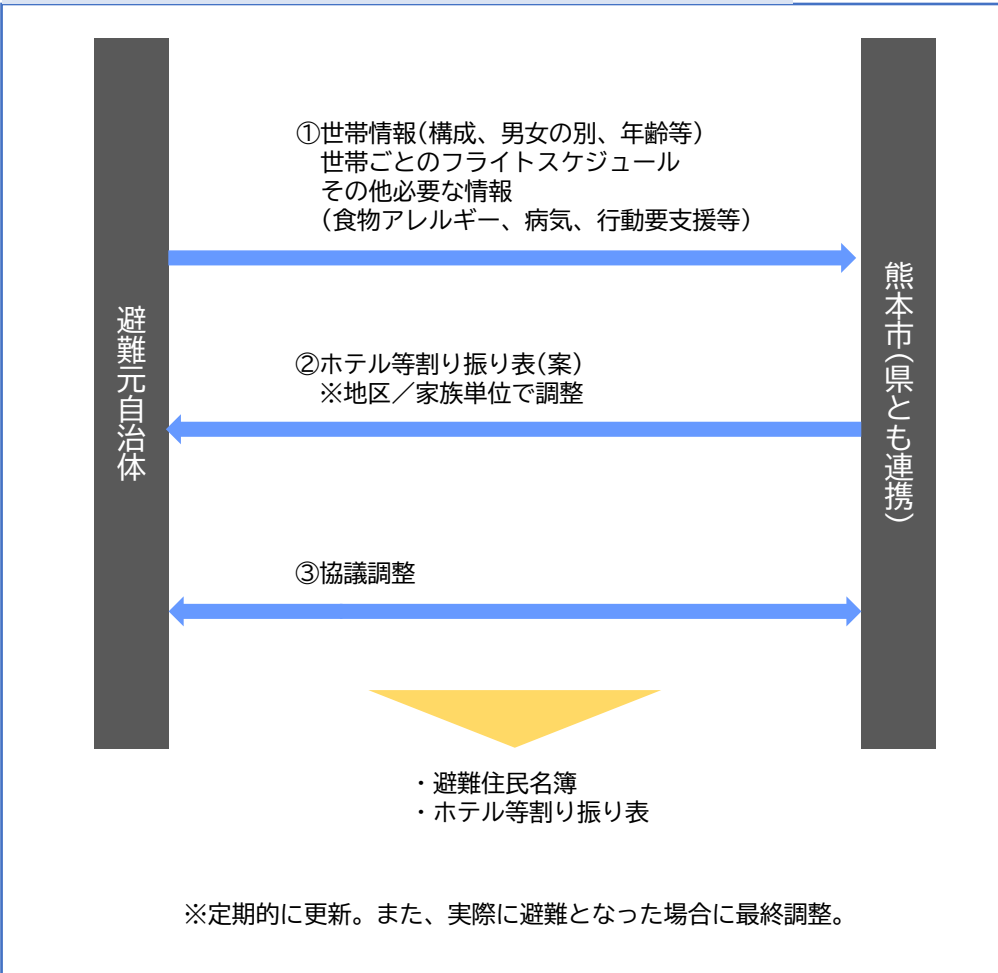
※人口及び受入人数は概数

# 1 事前の避難元自治体との調整

## ○考え方

- 避難住民を円滑に受け入れるため、事前に、避難元自治体と連携の上、避難住民名簿やホテル等割り振り表を作成。
- 熊本市生活便利ブックの配付など、必要な情報を事前に避難元自治体に提供。

## ○避難住民名簿やホテル等割り振り表



## ○生活便利ブック

避難住民は避難先市町の情報が無いことから、避難先で生活する上で必要となる情報が掲載されている「熊本市生活便利ブック」を避難元自治体に提供。

- (掲載されている情報)
- ・生活情報 (スーパー、銀行・郵便局、医療機関、公共交通機関、コインランドリー等)
  - ・交通機関情報 (バス、電車、タクシー等)
  - ・防災情報 (防災情報メールの登録、ハザードマップ 等)
  - ・保健・福祉関係情報 (保育所、介護サービス事業所 等)

- ※避難元自治体への説明会の実施も検討。
- ※避難住民向けの支援メニュー(例 生活支援、心の相談等)の追加も検討



# 【参考】ホテル等割り振り（案）

○受入人数（9,247人）を超える、ホテル等の部屋（7,450部屋、11,469人分）を確保見込み。

（単位：人）

## 熊本市

行政区	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	世帯数	人口
上野	1,396	460	171	118	66	39	4	2	0	0	2,256	3,909
旧佐良浜	787	447	124	44	23	15	3	1	0	0	1,444	2,463
下地	724	445	142	77	61	27	6	1	0	1	1,484	2,875
計	2,907	1,352	437	239	150	81	13	4	0	1	5,184	9,247

	シングル	ツイン・ダブル	トリプル	ファミリー（4）	計
56施設	3,895部屋（3,895人）	3,135部屋（6,270人）	376部屋（1,128人）	44部屋（176人）	7,450部屋（11,469人）

※部屋割の一案

中心市街地エリア

中心市街地エリア・水前寺エリア

熊本駅周辺エリア

上野					
構成	世帯数	シングル	ツイン・ダブル	トリプル	ファミリー
単身	1396	1323	73		
2人	460	124	398		
3人	171	60	138	72	
4人	118		236		
5人	66	16	96	43	
6人	39		56	34	5
7人	4		4	3	3
8人	2		3	1	2
合計	2256	1523	1004	153	10

旧佐良浜					
構成	世帯数	シングル	ツイン・ダブル	トリプル	ファミリー
単身	787	787			
2人	447	34	430		
3人	124	51	51	71	2
4人	44		52		18
5人	23		23	23	
6人	15		8	14	8
7人	3			3	3
8人	1				2
合計	1444	872	564	111	33

下地					
構成	世帯数	シングル	ツイン・ダブル	トリプル	ファミリー
単身	724	651	73		
2人	445		445		
3人	142		248	18	
4人	77		154		
5人	61		105	39	
6人	27		14	45	
7人	6		12	6	
8人	1		1	2	
10人	1			2	1
合計	1484	651	1052	112	1

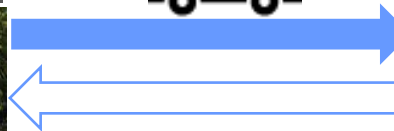
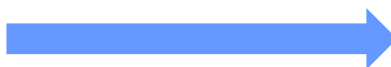
## 2 輸送（避難先連絡所→受入収容施設）

### ○考え方

- 避難住民は、受付等のため、鹿児島空港から避難先連絡所に移動する。
- 避難先連絡所から各ホテル等への輸送は、鹿児島空港からの輸送に使用したバスをそのまま活用。  
（方面ごとにまとめて乗車する）
- 避難先連絡所からは職員が乗車し、避難住民の誘導案内を実施。

### ○輸送の流れ等

#### 輸送の流れ



#### 避難先連絡所とホテルの位置関係



【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）①～

<1日目①>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換 (計105台)	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計
						受付	説明			
4,594名	90分		30分	120分		6分	10分	30分		5時間41分
6-1 宮古 (165名)	8:35	10:05	45名/台	10:35	12:35	12:35	12:41	12:51	13:21	
			45名/台			12:41	12:47	12:57	13:27	
			45名/台			12:47	12:53	13:03	13:33	
			30名(待機)							
5-1 宮古 (335名)	9:00	10:30	45名/台	11:00	13:00	13:00	13:06	13:16	13:46	
			45名/台			13:06	13:12	13:22	13:52	
			45名/台			13:12	13:18	13:28	13:58	
			45名/台			13:18	13:24	13:34	14:04	
			45名/台			13:24	13:30	13:40	14:10	
			45名/台			13:30	13:36	13:46	14:16	
			45名/台			13:36	13:42	13:52	14:22	
			45名/台			13:42	13:48	13:58	14:28	
			5名(待機)							
3-1 宮古 (105名)	9:05	10:35	45名/台	11:05	13:05	13:05	13:11	13:21	13:51	
			45名/台			13:11	13:17	13:27	13:57	
			20名(待機)							

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）②～

<1日目②>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計
						受付	説明			
	90分		30分	120分		6分	10分	30分		5時間41分
6-2 宮古 (165名)	9:45	11:15	45名/台	11:45	13:45	13:45	13:51	14:01	14:31	
			45名/台			13:51	13:57	14:07	14:37	
			45名/台			13:57	14:03	14:13	14:43	
			45名/台			14:03	14:09	14:19	14:49	
			5名(待機)							
3-2 宮古 (105名)	10:15	11:45	45名/台	12:15	14:15	14:15	14:21	14:31	15:01	
			45名/台			14:21	14:27	14:37	15:07	
			20名(待機)							
5-2 宮古 (335名)	10:25	11:55	45名/台	12:25	14:25	14:25	14:31	14:41	15:11	
			45名/台			14:31	14:37	14:47	15:17	
			45名/台			14:37	14:43	14:53	15:23	
			45名/台			14:43	14:49	14:59	15:29	
			45名/台			14:49	14:55	15:05	15:35	
			45名/台			14:55	15:01	15:11	15:41	
			45名/台			15:01	15:07	15:17	15:47	
			40名/台			15:07	15:13	15:23	15:53	
2-1 下地島 (177名)	10:50	12:20	45名/台	12:50	14:50	14:50	14:56	15:06	15:36	
			45名/台			14:56	15:02	15:12	15:42	
			45名/台			15:02	15:08	15:18	15:48	
			42名/台			15:08	15:14	15:24	15:54	

# 【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）③～

<1日目③>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計
						受付	説明			
	90分		30分	120分		6分	10分	30分		5時間41分
6-3 宮古 (165名)	10:55	12:25	45名/台	12:55	14:55	14:55	15:01	15:11	15:41	
			45名/台			15:01	15:07	15:17	15:47	
			45名/台			15:07	15:13	15:23	15:53	
			30名(待機)							
3-1 下地島 (177名)	11:15	12:45	45名/台	13:15	15:15	15:15	15:21	15:31	16:01	
			45名/台			15:21	15:27	15:37	16:07	
			45名/台			15:27	15:33	15:43	16:13	
			45名/台			15:33	15:39	15:49	16:19	
			27名(待機)							
3-3 宮古 (105名)	11:25	12:55	45名/台	13:25	15:25	15:25	15:31	15:41	16:11	
			45名/台			15:31	15:37	15:47	16:17	
			42名/台			15:37	15:43	15:53	16:23	
5-3 宮古 (335名)	11:50	13:20	45名/台	13:50	15:50	15:50	15:56	16:06	16:36	
			45名/台			15:56	16:02	16:12	16:42	
			45名/台			16:02	16:08	16:18	16:48	
			45名/台			16:08	16:14	16:24	16:54	
			45名/台			16:14	16:20	16:30	17:00	
			45名/台			16:20	16:26	16:36	17:06	
			45名/台			16:26	16:32	16:42	17:12	
			20名(待機)							

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）④～

<1日目④>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計
						受付	説明			
	90分		20名(待機)	120分		6分	10分	30分		5時間41分
6-4 宮古 (165名)	12:05	13:35	45名/台	14:05	16:05	16:05	16:11	16:21	16:51	
			45名/台			16:11	16:17	16:27	16:57	
			45名/台			16:17	16:23	16:33	17:03	
			45名/台			16:23	16:29	16:39	17:09	
			5名(待機)							
3-4 宮古 (105名)	12:35	14:05	45名/台	14:35	16:35	16:35	16:41	16:51	16:21	
			45名/台			16:41	16:47	16:57	16:27	
			20名(待機)							
5-4 宮古 (335名)	13:15	14:45	45名/台	15:15	17:15	17:15	17:21	17:31	18:01	
			45名/台			17:21	17:27	17:37	18:07	
			45名/台			17:27	17:33	17:43	18:13	
			45名/台			17:33	17:39	17:49	18:19	
			45名/台			17:39	17:45	17:55	18:25	
			45名/台			17:45	17:51	18:01	18:31	
			45名/台			17:51	17:57	18:07	18:37	
			40名(待機)							
6-5 宮古 (38名)	13:15	14:45	45名/台	15:15	17:15	17:57	18:03	18:13	18:43	
			33名(待機)							

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑤～

<1日目⑤>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計
						受付	説明			
	90分		33名(待機)	120分		6分	10分	30分		5時間41分
3-5 宮古 (105名)	13:45	15:15	45名/台	15:45	17:45	17:45	17:51	18:01	18:31	
			45名/台			17:51	17:57	18:07	18:37	
			45名/台			17:57	18:03	18:13	18:43	
			3名(待機)							
6-6 宮古 (165名)	14:25	15:55	45名/台	16:25	18:25	18:25	18:31	18:41	19:11	
			45名/台			18:31	18:37	18:47	19:17	
			45名/台			18:37	18:43	18:53	19:23	
			33名(待機)							
5-5 宮古 (335名)	14:40	16:10	45名/台	16:40	18:40	18:40	18:46	18:56	19:26	
			45名/台			18:46	18:52	19:02	19:32	
			45名/台			18:52	18:58	19:08	19:38	
			45名/台			18:58	19:04	19:14	19:44	
			45名/台			19:04	19:10	19:20	19:50	
			45名/台			19:10	19:16	19:26	19:56	
			45名/台			19:16	19:22	19:32	20:02	
			45名/台			19:22	19:28	19:38	20:08	
			8名(待機)							

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑥～

<1日目⑥>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計	
						受付	説明				
	90分		8名(待機)	120分		6分	10分	30分		5時間41分	
3-6 宮古 (42名)	14:55	16:25	45名/台	16:55	18:55	18:55	19:01	19:11	19:41		
			5名(待機)								
6-7 宮古 (165名)	15:35	17:05	45名/台	17:35	19:35	19:35	19:41	19:47	19:51	20:21	
			45名/台								
			45名/台								
			35名(待機)								
5-6 宮古 (335名)	16:05	17:35	45名/台	18:05	20:05	20:05	20:11	20:17	20:21	20:51	
			45名/台								
			45名/台								
			45名/台								
			45名/台								
			45名/台								
			45名/台								
			45名/台								
			45名/台								
10名(待機)											
3-7 宮古 (75名)	16:05	17:35	45名/台	18:05	20:05	20:47	20:53	21:03	21:33		
			45名/台								
			40名(待機)								

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑦～

<1日目⑦>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計
						受付	説明			
	90分		40名(待機)	120分		6分	10分	30分		5時間41分
6-8 宮古 (165名)	16:45	18:15	45名/台	18:45	20:45	20:45	20:51	21:01	21:31	
			45名/台			20:51	20:57	21:07	21:37	
			45名/台			20:57	21:03	21:13	21:43	
			45名/台			21:03	21:09	21:19	21:49	
			25名(待機)							
3-8 宮古 (75名)	17:15	18:45	45名/台	19:15	21:15	21:15	21:21	21:31	22:01	
			45名/台			21:21	21:27	21:37	22:07	
			10名(待機)							
5-7 宮古 (245名)	17:30	19:00	45名/台	19:30	21:30	21:30	21:36	21:46	22:16	
			45名/台			21:36	21:42	21:52	22:22	
			45名/台			21:42	21:48	21:58	22:28	
			45名/台			21:48	21:54	22:04	22:34	
			45名/台			21:54	22:00	22:10	22:40	
			45名/台			22:00	22:06	22:16	22:46	
			30名/台			22:06	22:12	22:22	22:52	
3-9 宮古 (75名)	18:25	19:55	45名/台	20:25	22:25	22:25	22:31	22:41	23:11	
			30名/台			22:31	22:37	22:47	23:17	

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑧～

<2日目①>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換 (計74台)	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計
						受付	説明			
3,252名	90分		30分	120分		6分	10分	30分		5時間41分
6-1 宮古 (165名)	8:35	10:05	45名/台	10:35	12:35	12:35	12:41	12:51	13:21	
			45名/台			12:41	12:47	12:57	13:27	
			45名/台			12:47	12:53	13:03	13:33	
			30名(待機)							
5-1 宮古 (335名)	9:00	10:30	45名/台	11:00	13:00	13:00	13:06	13:16	13:46	
			45名/台			13:06	13:12	13:22	13:52	
			45名/台			13:12	13:18	13:28	13:58	
			45名/台			13:18	13:24	13:34	14:04	
			45名/台			13:24	13:30	13:40	14:10	
			45名/台			13:30	13:36	13:46	14:16	
			45名/台			13:36	13:42	13:52	14:22	
			45名/台			13:42	13:48	13:58	14:28	
			5名(待機)							
3-1 宮古 (105名)	9:05	10:35	45名/台	11:05	13:05	13:05	13:11	13:21	13:51	
			45名/台			13:11	13:17	13:27	13:57	
			20名(待機)							

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑨～

<2日目②>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等		避難先連絡所発	ホテル着	計
						受付	説明			
	90分		20名(待機)	120分		6分	10分	30分		5時間41分
6-2 宮古 (165名)	9:45	11:15	45名/台	11:45	13:45	13:45	13:51	14:01	14:31	
			45名/台			13:51	13:57	14:07	14:37	
			45名/台			13:57	14:03	14:13	14:43	
			45名/台			14:03	14:09	14:19	14:49	
			5名(待機)							
3-2 宮古 (105名)	10:15	11:45	45名/台	12:15	14:15	14:15	14:21	14:31	15:01	
			45名/台			14:21	14:27	14:37	15:07	
			20名(待機)							
5-2 宮古 (335名)	10:25	11:55	45名/台	12:25	14:25	14:25	14:31	14:41	15:11	
			45名/台			14:31	14:37	14:47	15:17	
			45名/台			14:37	14:43	14:53	15:23	
			45名/台			14:43	14:49	14:59	15:29	
			45名/台			14:49	14:55	15:05	15:35	
			45名/台			14:55	15:01	15:11	15:41	
			45名/台			15:01	15:07	15:17	15:47	
			40名/台			15:07	15:13	15:23	15:53	

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑩～

<2日目③>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等		避難先連絡所発	ホテル着	計
						受付	説明			
	90分		30分	120分		6分	10分	30分		5時間41分
2-1 下地島 (177名)	10:50	12:20	45名/台	12:50	14:50	14:50	14:56	15:06	15:36	
			45名/台			14:56	15:02	15:12	15:42	
			45名/台			15:02	15:08	15:18	15:48	
			42名/台			15:08	15:14	15:24	15:54	
6-3 宮古 (165名)	10:55	12:25	45名/台	12:55	14:55	14:55	15:01	15:11	15:41	
			45名/台			15:01	15:07	15:17	15:47	
			45名/台			15:07	15:13	15:23	15:53	
			30名(待機)							
3-1 下地島 (177名)	11:15	12:45	45名/台	13:15	15:15	15:15	15:21	15:31	16:01	
			45名/台			15:21	15:27	15:37	16:07	
			45名/台			15:27	15:33	15:43	16:13	
			45名/台			15:33	15:39	15:49	16:19	
			27名(待機)							
3-3 宮古 (105名)	11:25	12:55	45名/台	13:25	15:25	15:25	15:31	15:41	16:11	
			45名/台			15:31	15:37	15:47	16:17	
			42名/台			15:37	15:43	15:53	16:23	

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑪～

<2日目④>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等		避難先連絡所発	ホテル着	計
						受付	説明			
	90分		30分	120分		6分	10分	30分		5時間41分
1-1 下地島 (177名)	11:40	13:10	45名/台	13:40	15:40	15:40	15:46	15:56	16:26	
			45名/台			15:46	15:52	16:02	16:32	
			45名/台			15:52	15:58	16:08	16:38	
			42名/台			15:58	16:04	16:14	16:44	
5-3 宮古 (335名)	11:50	13:20	45名/台	13:50	15:50	15:50	15:56	16:06	16:36	
			45名/台			15:56	16:02	16:12	16:42	
			45名/台			16:02	16:08	16:18	16:48	
			45名/台			16:08	16:14	16:24	16:54	
			45名/台			16:14	16:20	16:30	17:00	
			45名/台			16:20	16:26	16:36	17:06	
			45名/台			16:26	16:32	16:42	17:12	
			20名(待機)							
6-4 宮古 (165名)	12:05	13:35	45名/台	14:05	16:05	16:05	16:11	16:21	16:51	
			45名/台			16:11	16:17	16:27	16:57	
			45名/台			16:17	16:23	16:33	17:03	
			45名/台			16:23	16:29	16:39	17:09	
			5名(待機)							



【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑫～

<2日目⑤>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等		避難先連絡所発	ホテル着	計
						受付	説明			
	90分		5名(待機)	120分		6分	10分	30分		5時間41分
2-2 下地島 (177名)	12:30	14:00	45名/台	14:30	16:30	16:30	16:36	16:46	17:16	
			45名/台			16:36	16:42	16:52	17:22	
			45名/台			16:42	16:48	16:58	17:28	
			45名/台			16:48	16:54	17:04	17:34	
			2名(待機)							
3-4 宮古 (95名)	12:35	14:05	45名/台	14:35	16:35	16:35	16:41	16:51	17:21	
			45名/台			16:41	16:47	16:57	17:27	
			7名(待機)							
5-4 宮古 (335名)	13:15	14:45	45名/台	15:15	17:15	17:15	17:21	17:31	18:01	
			45名/台			17:21	17:27	17:37	18:07	
			45名/台			17:27	17:33	17:43	18:13	
			45名/台			17:33	17:39	17:49	18:19	
			45名/台			17:39	17:45	17:55	18:25	
			45名/台			17:45	17:51	18:01	18:31	
			45名/台			17:51	17:57	18:07	18:37	
			45名/台			17:57	18:03	18:13	18:43	
			27名/台			18:03	18:09	18:19	18:49	
6-5 宮古 (134名)	13:15	14:45	45名/台	15:15	17:15	18:09	18:15	18:25	18:55	
			45名/台			18:15	18:21	18:31	18:01	
			44名/台			18:21	18:27	18:37	18:07	

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑬～

<3日目>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換 (計12台)	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計
						受付	説明			
531名	90分		30分	120分		6分	10分	30分		5時間41分
2-1 下地島 (177名)	10:50	12:20	45名/台	12:50	14:50	14:50	14:56	15:06	15:36	
			45名/台			14:56	15:02	15:12	15:42	
			45名/台			15:02	15:08	15:18	15:48	
			42名/台			15:08	15:14	15:24	15:54	
3-1 下地島 (177名)	11:15	12:45	45名/台	13:15	15:15	15:15	15:21	15:31	16:01	
			45名/台			15:21	15:27	15:37	16:07	
			45名/台			15:27	15:33	15:43	16:13	
			42名/台			15:33	15:39	15:49	16:19	
1-1 下地島 (177名)	11:40	13:10	45名/台	13:40	15:40	15:40	15:46	15:56	16:26	
			45名/台			15:46	15:52	16:02	16:32	
			45名/台			15:52	15:58	16:08	16:38	
			42名/台			15:58	16:04	16:14	16:44	

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑭～

<4日目>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換 (計12台)	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計
						受付	説明			
531名	90分		30分	120分		6分	10分	30分		5時間41分
2-1 下地島 (177名)	10:50	12:20	45名/台	12:50	14:50	14:50	14:56	15:06	15:36	
			45名/台			14:56	15:02	15:12	15:42	
			45名/台			15:02	15:08	15:18	15:48	
			42名/台			15:08	15:14	15:24	15:54	
3-1 下地島 (177名)	11:15	12:45	45名/台	13:15	15:15	15:15	15:21	15:31	16:01	
			45名/台			15:21	15:27	15:37	16:07	
			45名/台			15:27	15:33	15:43	16:13	
			42名/台			15:33	15:39	15:49	16:19	
1-1 下地島 (177名)	11:40	13:10	45名/台	13:40	15:40	15:40	15:46	15:56	16:26	
			45名/台			15:46	15:52	16:02	16:32	
			45名/台			15:52	15:58	16:08	16:38	
			42名/台			15:58	16:04	16:14	16:44	

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）⑮～

<5日目>

航空機便	宮古空港 下地島空港 発	鹿児島空港 着	バス乗換 (計8台)	鹿児島空港 発	避難先連絡所 着	受付等		避難先 連絡所 発	ホテル 着	計
						受付	説明			
339名	90分		30分	120分		6分	10分	30分		5時間41分
2-1 下地島 (162名)	10:50	12:20	45名/台	12:50	14:50	14:50	14:56	15:06	15:36	
			45名/台			14:56	15:02	15:12	15:42	
			45名/台			15:02	15:08	15:18	15:48	
			27名/台			15:08	15:14	15:24	15:54	
1-1 下地島 (177名)	11:40	13:10	45名/台	13:40	15:40	15:40	15:46	15:56	16:26	
			45名/台			15:46	15:52	16:02	16:32	
			45名/台			15:52	15:58	16:08	16:38	
			42名/台			15:58	16:04	16:14	16:44	

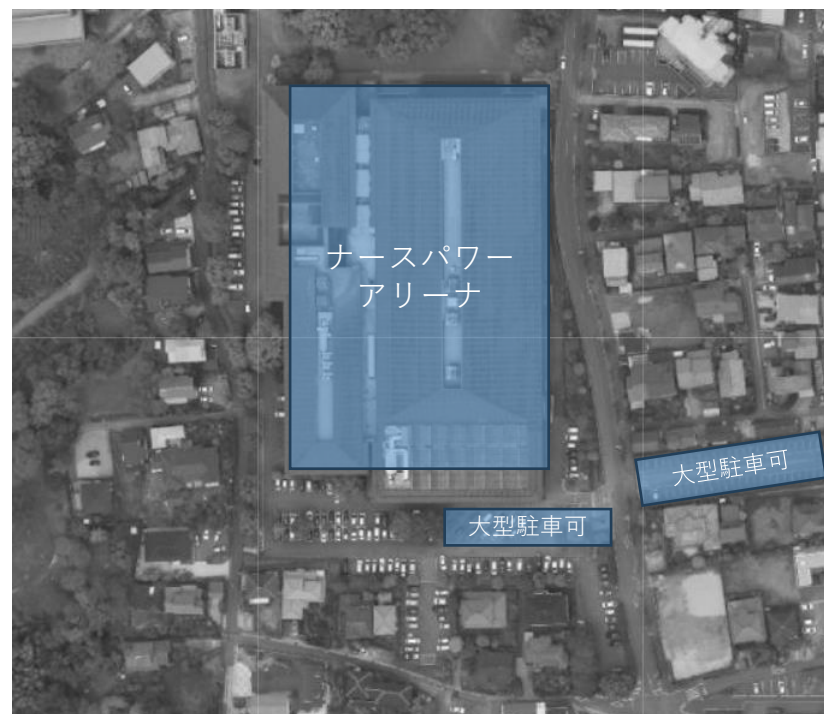
### 3 避難先連絡所

#### ○考え方

- 避難住民の円滑な受入・支援のため、以下の役割を担う避難先連絡所を開設。
  - <避難住民受入時> 本人確認等の受付、ホテル等の案内、留意事項等の説明 等
  - <避難住民受入後> 各種相談への対応、生活必需品の集積 等
- 避難先連絡所は、以下の要件を満たす「ナースパワーアリーナ（熊本市総合体育館）」を選定。
  - ①十分な広さを有する。
  - ②冷暖房が完備されている。
  - ③避難住民の滞在先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすい。
  - ④避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能である。

#### ○「ナースパワーアリーナ（熊本市総合体育館）」の概要

- 名称 : ナースパワーアリーナ（熊本市総合体育館）
- 所在地 : 熊本市中央区出水2丁目7-1
- 建築構造 : 鉄筋コンクリート造地上3階
- 延床面積 : 18,600㎡
- 駐車場 : 大型バス5台駐車可能  
(第2駐車場は普通乗用車50台分のスペースあり)



### 3 避難先連絡所～レイアウト及び動線～

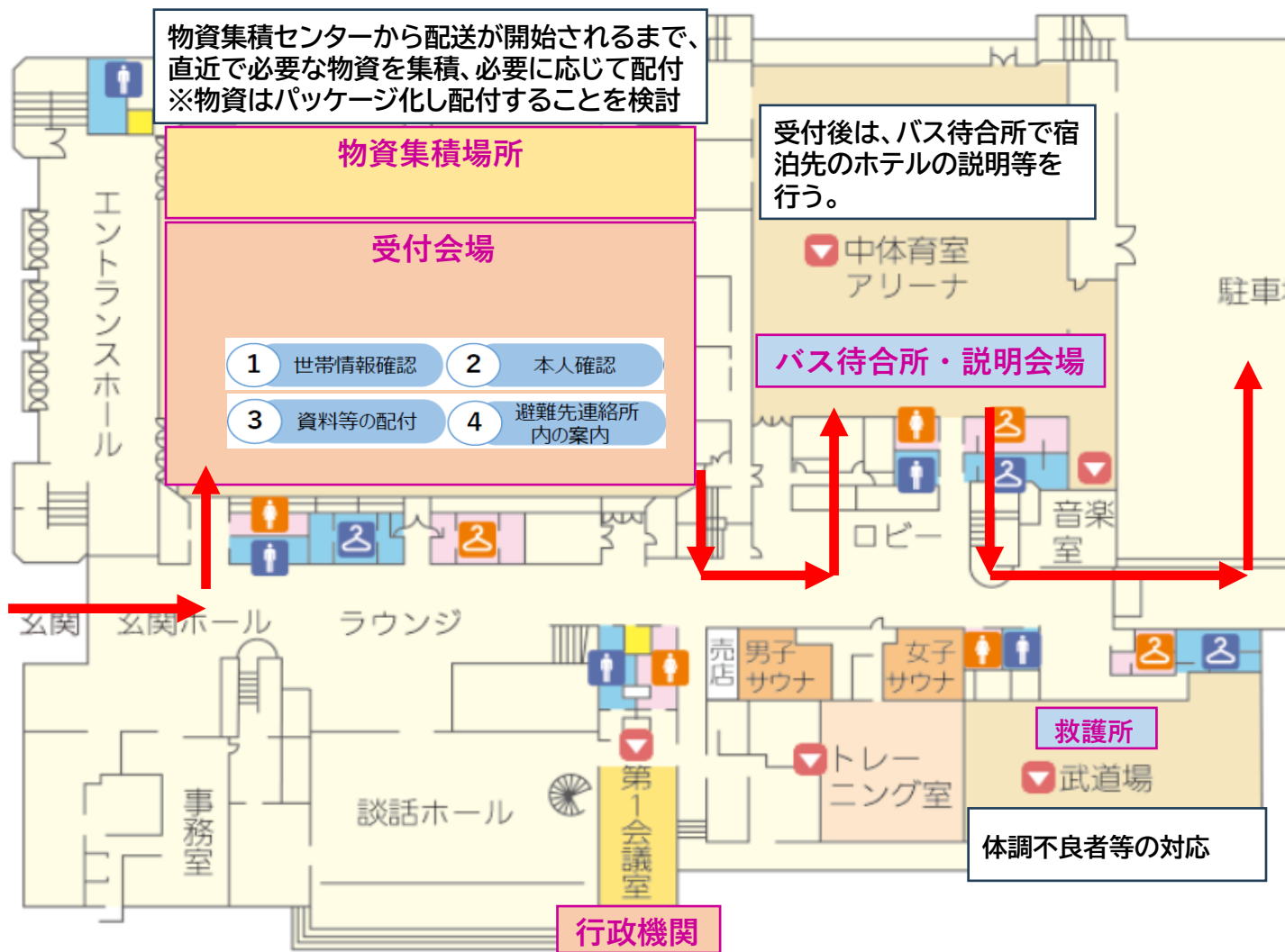
ナースパワーアリーナ（熊本市総合体育館）（1階）

#### 熊本市避難先連絡所の機能、レイアウト等



考え方

1F



9,247人、5,184世帯 = 1世帯平均 1.78人  
 バス1台45人 = 25世帯  
 受付時間は1世帯あたり3分を想定  
 15か所ブースを設置した場合、  
 $25(\text{世帯}) \times 3(\text{所要時間}) \div 15(\text{箇所}) =$   
 バス1台あたり5.6分で対処することになる。

10時間で最大4,594人(2,580世帯)  
 ※バス105台に対応するため、  
 ・受付 5.6分  
 ・補足説明 10分  
 合計15.6分であれば約6時間で全体対応することができる。

1世帯あたり3分での確認事項  
 ・世帯情報確認  
 ・本人確認  
 ・資料等の配付  
 ・避難先連絡所内の案内を終える。

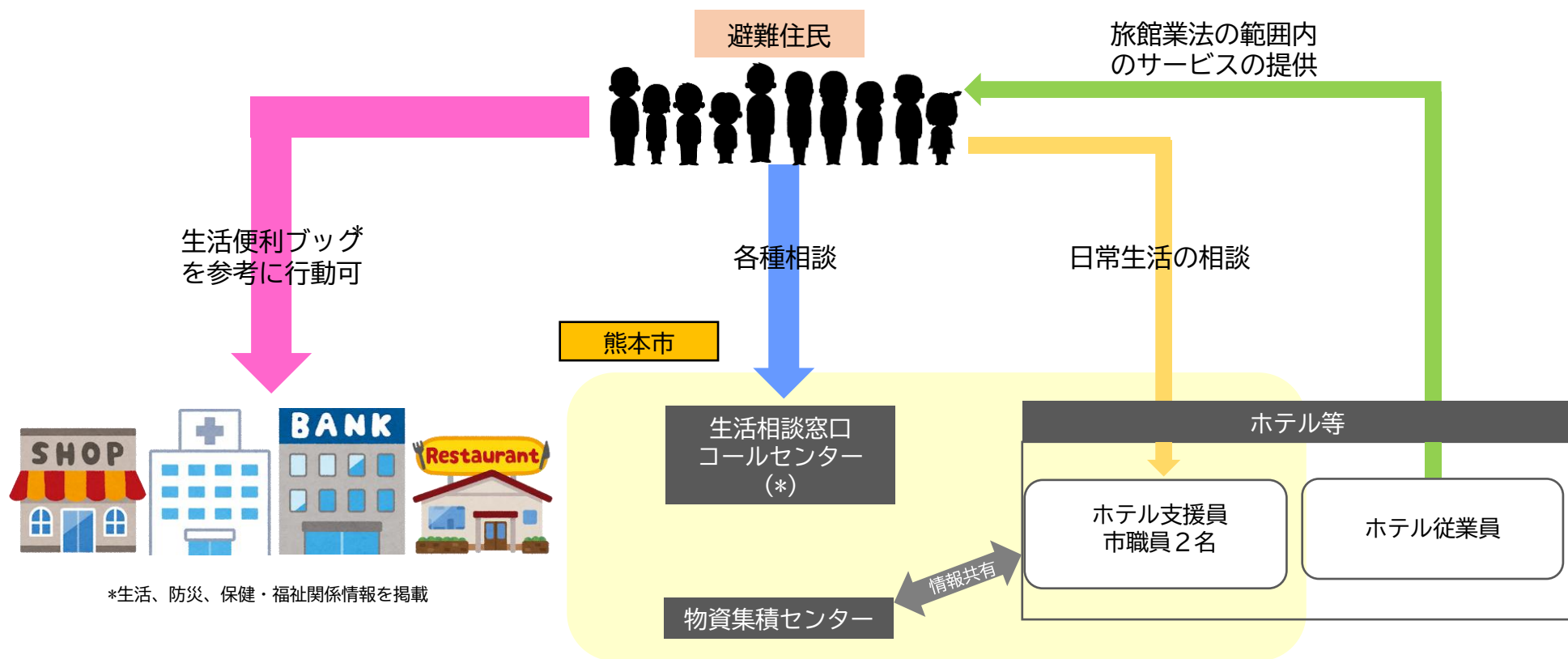
※なお、ホテルへのバス車内でも補足説明等は可能な限り行う。

## 4 生活支援～各種相談等への対応～

### ○考え方

- 各種相談に対応するため、「生活相談窓口コールセンター」を設置。
- 各ホテル等に、日常生活における支援窓口として支援員を配置。

### ○各種相談等への対応体制



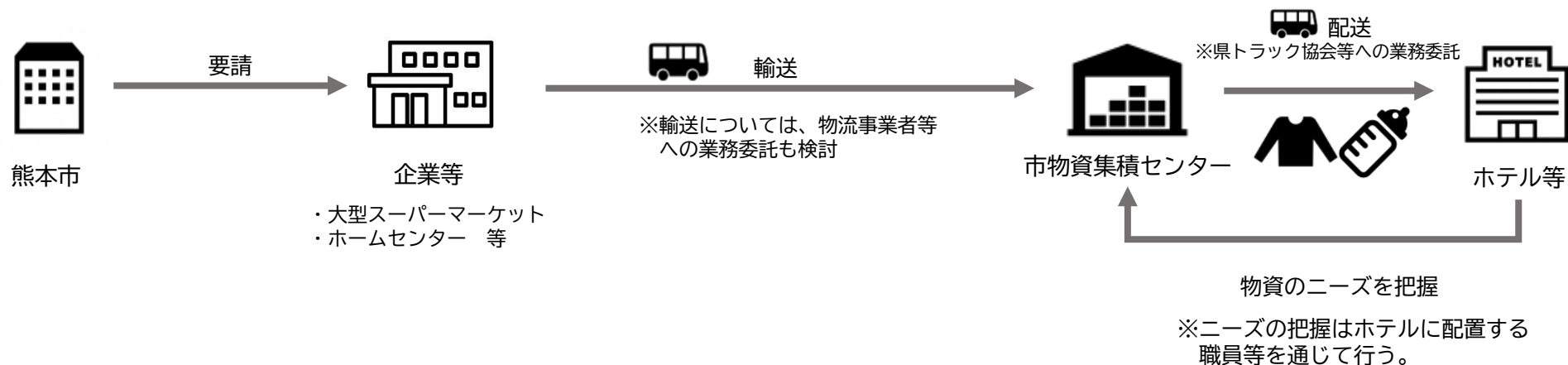
#### (\*)コールセンターの考え方

業務委託を想定 一般的な通話時間5～10分  
8:30～17:30 (9時間) 1回線あたり54～108本受話  
3回線(最大300程度)を確保し、呼損率(つながらない割合)等を勘案し体制は逐一見直し検討する。

※詳細な相談等は、ホテル支援員ではなく、生活相談窓口コールセンターで対応。  
※ホテル支援員については、ホテルを含め、民間事業者への業務委託も検討。

## ○考え方

- 生活必需品等の物資については、災害時応援協定締結企業等に要請し調達する。
- 調達した物資は、まず市物資集積センターに集積し、その後、避難住民の需要に応じて各ホテル等へ配送する。
- 物資の要請先となる災害時応援協定締結企業は大型スーパーマーケットやホームセンター等が多く含まれることから、市物資集積センターへの輸送については物流事業者等への業務委託も検討（店舗から物流事業者等が物資を直接ピックアップの上、市物資集積センターへ輸送）。提供する物資の需要調査は、各ホテル等に配置される職員等が取りまとめ、物資集積センターで集約する。

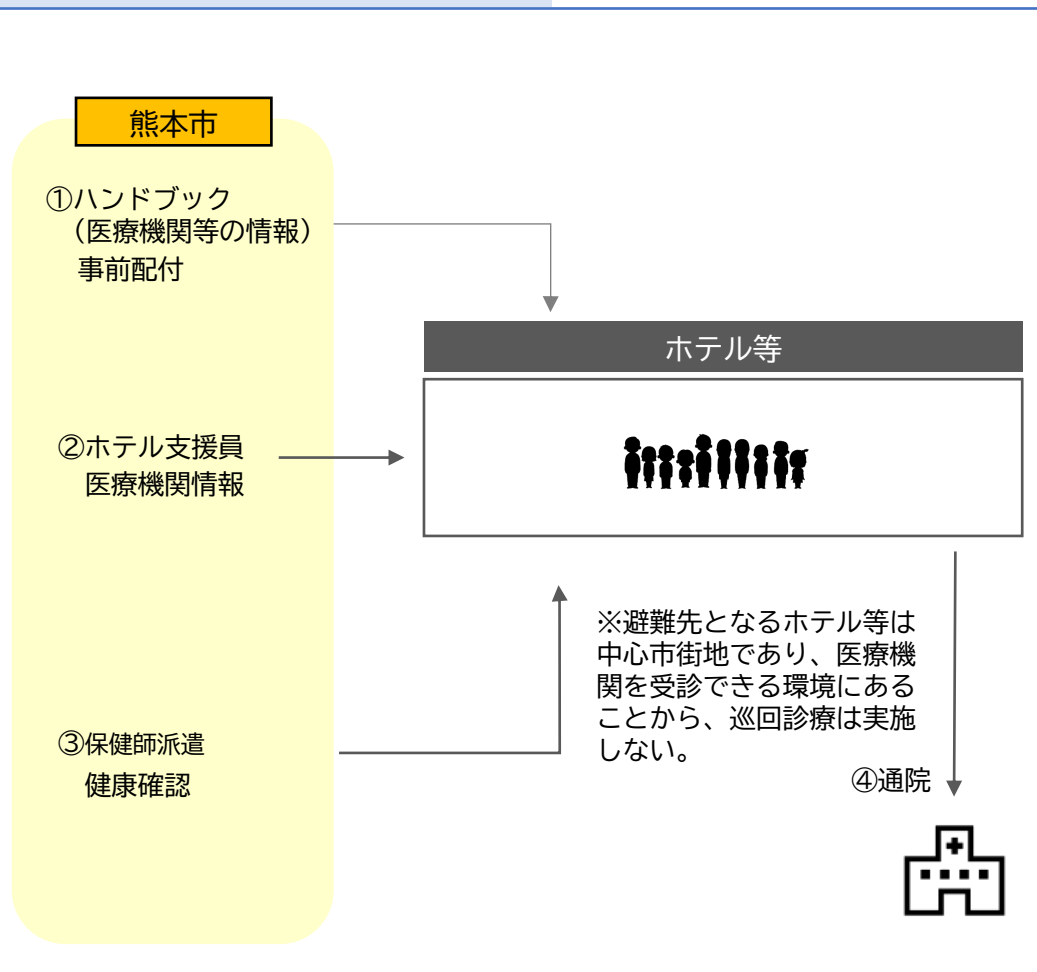


※生活必需品の輸送については、週2回程度、物資集積センターから各ホテル等への輸送を想定

## ○考え方

- ホテル等に保健師を派遣し、避難住民の健康確認を行い、支援を必要とする方へ効率的にアプローチできる体制を構築する。
- 生活便利ブックやホテル支援員（避難所担当職員）等により、相談窓口の案内や医療機関情報を提供。

## ○健康管理イメージ



## 「③保健師派遣」について

熊本市「災害時における保健初動活動マニュアル」の保健福祉班健康支援チームの体制で、チームで支援を実施

局		人数	区で完結できる 災害規模の場合	初動時 大規模災害時 (災害対策本部設置 後)
健康福祉局	健康づくり推進課	23名	-	保健活動調整
	健康づくり推進課 以外の課		-	○
区役所	中央区	26名	○	○
	東区	26名	○	○
	西区	19名	○	○
	南区	23名	○	○
	北区	23名	○	○
合計		140名	健康福祉局、区役所外保健師：7名	

## 5 職員の確保・配置

### ○考え方

- 避難先連絡所の運営等に必要な職員は、市役所全体で確保するほか、避難元職員も活用。
- それでも不足する場合は、必要に応じて民間事業者への業務委託も検討。

### ○1日当たりの必要な職員数（想定）

単位：人

区分	避難住民受入時											避難住民受入後（生活支援）									
	輸送*1	避難先連絡所									計	物資集積センター			相談対応等			ホテル等		計	
役割	添乗員*2	責任者	全体確認・支援	バス誘導	施設内誘導	受付（物資配付も兼ねる）	体調不良者対応	受付待機場所	説明	説明待機場所		責任者	全体確認・支援	物資集積場所	生活相談窓口	交流スペース	巡回健康確認	支援員（責任者）*3	支援員*3		
必要な最大職員数	事務職員	12	1	3	6	8	30	2	5	8	0	75	*4			*5	*6	*7	56	56	112
	保健師							4				4					*7				—
計		12	67										0						112		

\*1 避難先連絡所からホテル等までのバス輸送 \*2 バス1台に1名乗 \*3 各ホテルに1名配置 \*4運営は業務委託を想定 \*5 業務委託（コールセンター）を想定

\*6 既存の中心市街地公共施設内を想定（特段の職員配置無） \*7 基本的に事務職1名保健師2名編成。巡回健康確認のチーム数は検討中（平時の状況次第）

## ②八代市

- 1 事前の避難元自治体との調整
- 2 輸送（避難先連絡所→収容施設）
- 3 避難先連絡所
- 4 生活支援
- 5 職員の確保・配置

沖縄県				熊本県	
避難元市町村				受入市町村	
市村名	人口	地区	住民数	市町名	受入人数
宮古島市	11,700人	上野小	3,900人	熊本市	9,300人
		旧佐良浜小	2,500人		
		下地小	2,900人		
		旧伊良部小	2,300人	阿蘇市	1,300人
		旧来間小	100人	大津町	1,000人
多良間村	1,100人	—	1,100人	山鹿市	100人
合計	12,800人			八代市	1,100人

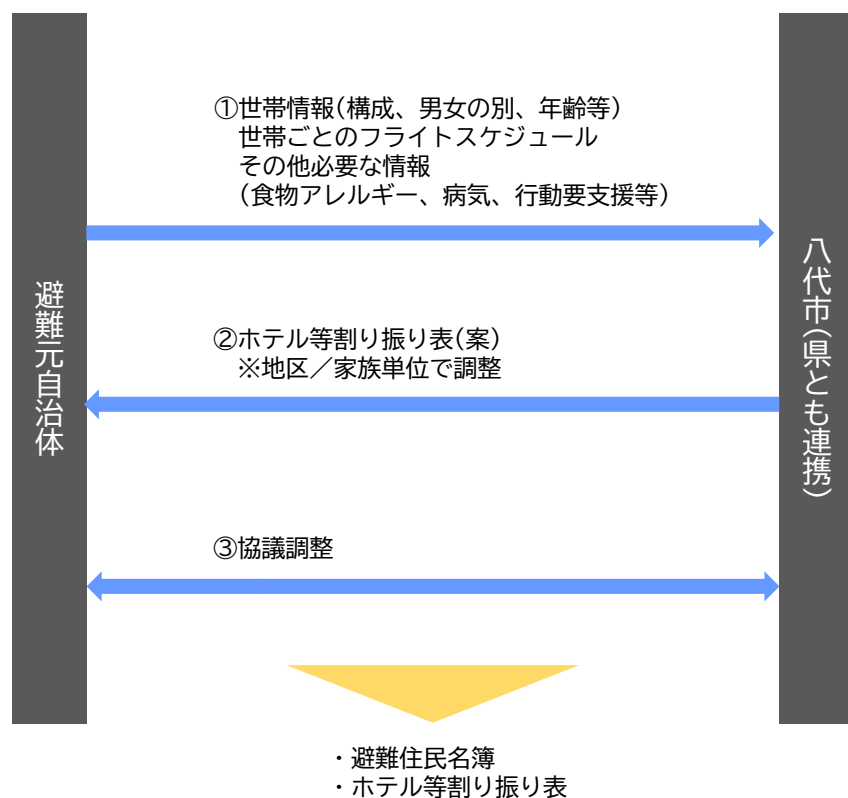
※人口及び受入人数は概数

# 1 事前の避難元自治体との調整

## ○考え方

- 避難住民を円滑に受け入れるため、事前に、避難元自治体と連携の上、避難住民名簿やホテル等割り振り表を作成。
- 生活、防災、保健・福祉関係情報を掲載したハンドブックの配付など、必要な情報を事前に避難元自治体に提供。

## ○避難住民名簿やホテル等割り振り表



※定期的に更新。また、実際に避難となった場合に最終調整。

## ○ハンドブック等

避難住民は避難先市町の情報が少ないことから、避難先で生活する上で必要となる情報をまとめたハンドブックを八代市で作成し、避難元自治体に提供。

(想定される情報)

- ・生活情報 (スーパー、銀行・郵便局、医療機関、公共交通機関、コインランドリー等)
- ・交通機関情報 (バス、電車、タクシー等)
- ・防災情報 (防災情報メールの登録、ハザードマップ 等)
- ・保健・福祉関係情報 (保育所、介護サービス事業所 等)

※避難元自治体への説明会の実施も検討。



## 【参考】ホテル等割り振り（案）

○受入人数（1,059人）を超える、ホテル等の部屋（847部屋、1,125人分）を確保見込み。

（単位：人）

八代市

地区名	单身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	世帯数	人口
多良間村	260	154	54	31	27	9	1	0	1	0	537	1,059

	シングル	ツイン・ダブル	トリプル	計
8施設	591部屋（591人）	234部屋（468人）	22部屋（66人）	847部屋（1,125人）

※部屋割の一案

多良間村				
構成	世帯数	シングル	ツイン・ダブル	トリプル
单身	260	260		
2人	154	120	94	
3人	54	54	54	
4人	31	62	31	
5人	27	27	54	
6人	9			18
7人	1	2	1	1
9人	1			3
合計	537	525	234	22

## 2 輸送（避難先連絡所→受入収容施設）

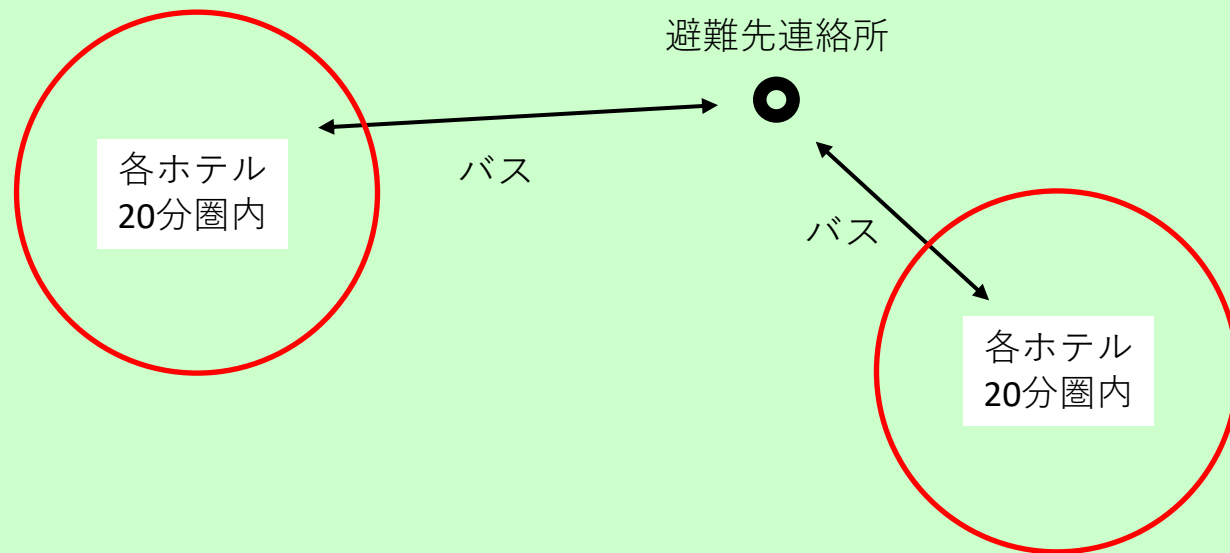
### ○考え方

- 避難住民は、受付等のため、鹿児島空港から避難先連絡所に移動する。
- 避難先連絡所から各ホテル等への輸送は、鹿児島空港からの輸送に使用したバスをそのまま活用。
- 避難先連絡所からは職員が乗車し、避難住民の誘導案内を実施。
- バスは、全ての避難住民をホテル等へ送り届けた後、避難先連絡所に戻り、職員を降車。

### ○輸送の流れ等



避難先連絡所とホテルの位置関係



# 【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）①～

<1日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計21台)	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等	避難先連絡所発	ホテル着	計
783名	90分		30分	90分		70分	20分		約5時間00分
3-1 (60名)	9:05	10:35	30名/台	11:05	12:35		13:45	14:05	
			30名/台						
3-2 (60名)	10:15	11:45	30名/台	12:15	13:45		14:55	15:15	
			30名/台						
3-3 (60名)	11:25	12:45	30名/台	13:25	14:55		16:05	16:25	
			30名/台						
3-4 (60名)	12:35	14:05	30名/台	14:35	16:05		17:15	17:35	
			30名/台						
3-5 (60名)	13:45	15:15	30名/台	15:45	17:15		18:25	18:45	
			30名/台						
3-6 (123名)	14:55	16:25	41名/台	16:55	18:25		19:35	19:55	
			41名/台						
			41名/台						
3-7 (90名)	16:05	17:35	45名/台	18:05	19:35		20:45	21:05	
			45名/台						
3-8 (90名)	17:15	18:45	45名/台	19:15	20:45	+待機15分 (5-7と同時対応)	22:10	22:30	
			45名/台						
5-7 (90名)	17:30	19:00	45名/台	19:30	21:00				
			45名/台						
3-9 (90名)	18:25	19:55	45名/台	20:25	21:55		23:05	23:25	
			45名/台						

# 【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）②～

<2日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計9台)	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等	避難先連絡所発	ホテル着	計
276名	90分		30分	90分		70分	20分		約5時間00分
3-1 (60名)	9:05	10:35	30名/台	11:05	12:35		13:45	14:05	
			30名/台						
3-2 (60名)	10:15	11:45	30名/台	12:15	13:45		14:55	15:15	
			30名/台						
3-3 (60名)	11:25	12:45	30名/台	13:25	14:55		16:05	16:25	
			30名/台						
3-4 (70名)	12:35	14:05	35名/台	14:35	16:05		17:15	17:35	
			35名/台						
3-5 (26名)	13:45	15:15	26名/台	15:45	17:15		18:25	18:45	

※ 避難先連絡所への到着時間が夜間になるため、受付箇所をバス台数に応じて設置し、時間短縮を図る。

※ 1日目の3-8便・5-7便については、避難先の案内や留意事項の説明等を同時に実施する。

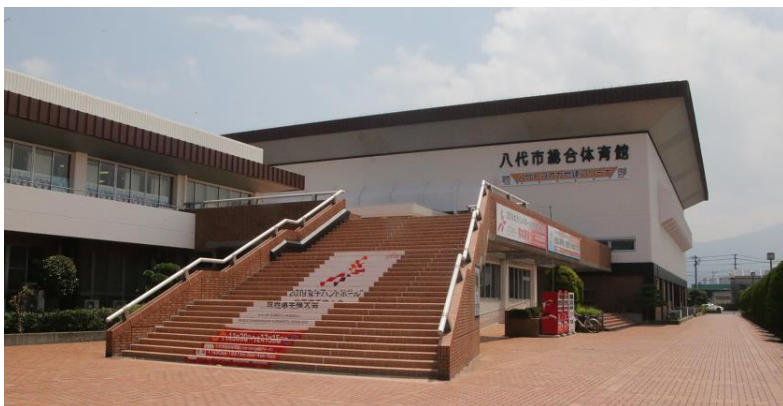
### 3 避難先連絡所

#### ○考え方

- 避難住民の円滑な受入・支援のため、以下の役割を担う避難先連絡所を開設。
  - <避難住民受入時> 本人確認等の受付、ホテル等の案内、留意事項等の説明 等
  - <避難住民受入後> 各種相談への対応、生活必需品の集積 等
- 避難先連絡所は、以下の要件を満たす「八代トヨオカ地建アリーナ（八代市総合体育館）」を選定。
  - ①十分な広さを有する。
  - ②冷暖房が完備されている。
  - ③避難住民の滞在先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすい。
  - ④避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能である。※熊本地震の際に、八代市役所の機能を一部移転した実績あり。

#### ○「八代トヨオカ地建アリーナ（八代市総合体育館）」の概要

- 名称 : 八代トヨオカ地建アリーナ（八代市総合体育館）
- 所在地 : 八代市緑町11-1
- 建築構造 : 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上3階
- 延床面積 : 7,832㎡
- 駐車場 : 乗用車(238台)



### 3 避難先連絡所～レイアウト及び動線①～

#### 八代トヨタカ地建アリーナ（1階）

##### 前提

- ・最初に、大型バス1台(30名)が到着。
- ・次に、15分後に大型バス7台(335名)が到着。
- ・さらに、55分後に大型バス4台(165名)が到着。
- 最大335名の受付待機場所を確保し、その受付及び留意事項の説明等を約1時間程度で終了させる必要がある。

**物資集積場所**  
※予備受付待機場所  
(小アリーナ)

ホテル等へのバス乗車場所

- 説明場所(1,728㎡)
- ・最大収容人数 390名
- ・避難受入後は、避難住民の交流スペースとして活用。
- ・机、椅子等は、既存の備品を使用。
- ・万一に備え、臨時的宿泊スペースとしての活用についても検討。

**説明場所**  
※交流スペース  
(大アリーナ)

- 生活必需品集積場所(最大1,080㎡)
- ・衣類等の生活必需品を保管。
- ・避難受入時は予備受付待機場所としても活用(最大収容人数300名)。
- 机、椅子等は、既存の備品を使用。

救護スペース

生活相談窓口  
※3箇所

**受付・受付待機場所**  
※最大10箇所

##### 考え方

- 【受付】
- ・受付は2名1組で最大10箇所設置。世帯ごとに行い、1世帯当たり2～3分を想定。避難元職員も配置。
  - 175世帯/10箇所×3分=53分 ※最大
  - ※避難者335名を1世帯当たり人口(1.92名)で換算
  - ・本人確認及び健康確認を実施。

- 【説明会】
- ・バスの便数に応じて実施。(ただし、3-8便・5-7便は同時実施。最大365名)
  - ※待機者等ではない予定
  - ・ホテルの案内、留意事項等の説明。(約20分)
  - ・説明会終了後、バスに乗車。

- 【生活相談窓口】
- ・生活、保健・福祉関係等の相談に対面に対応。
  - ・避難元職員も配置。

- 【救護スペース】
- ・体調不良者がいた場合に備え、救護スペースに保健師等が待機。

鹿児島空港からのバス降車場所

### 3 避難先連絡所～レイアウト及び動線②～

#### 八代トヨオカ地建アリーナ（2階）

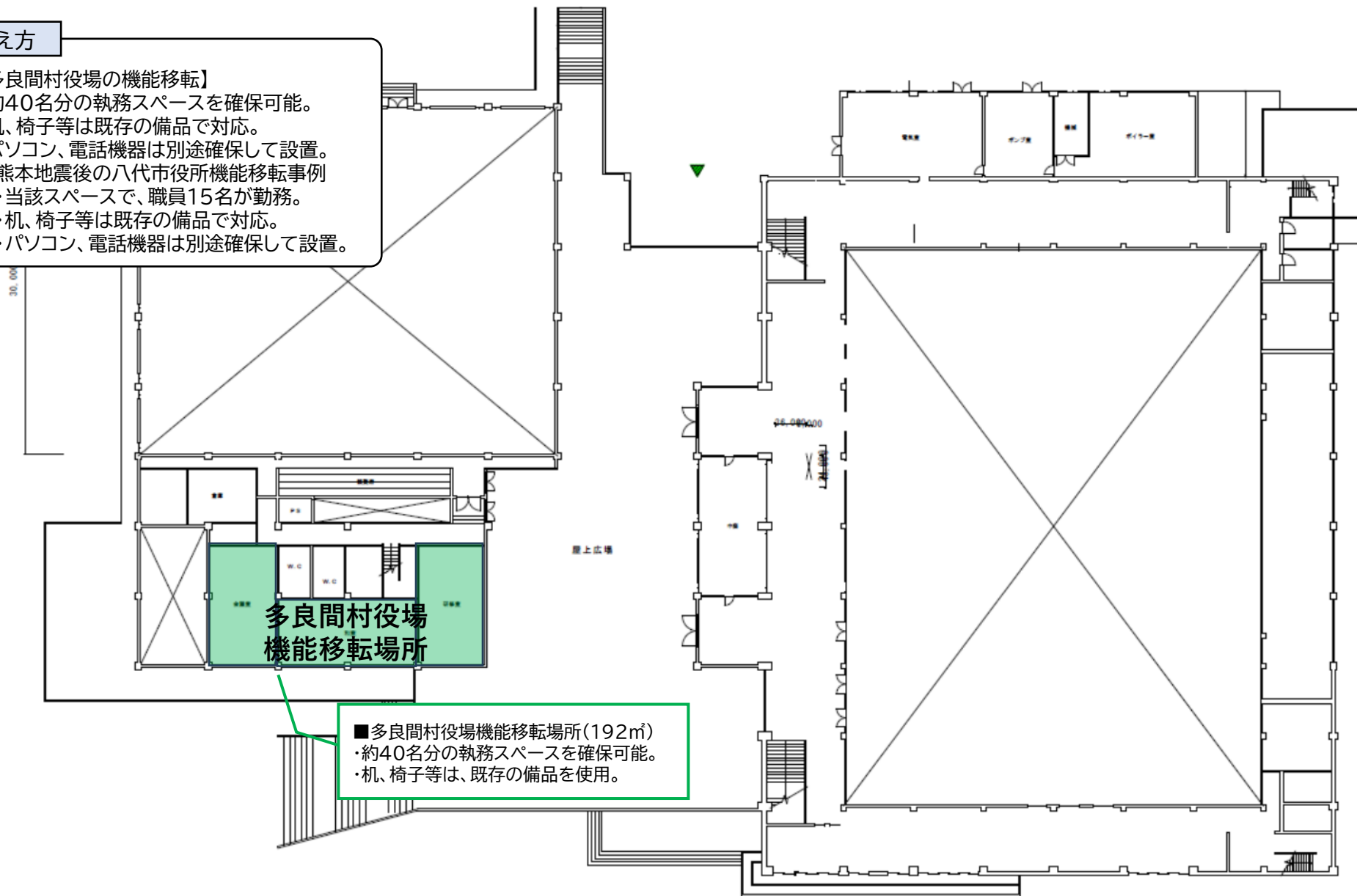
##### 考え方

##### 【多良間村役場の機能移転】

- ・約40名分の執務スペースを確保可能。
- ・机、椅子等は既存の備品で対応。
- ・パソコン、電話機器は別途確保して設置。

##### ※熊本地震後の八代市役所機能移転事例

- ・当該スペースで、職員15名が勤務。
- ・机、椅子等は既存の備品で対応。
- ・パソコン、電話機器は別途確保して設置。



多良間村役場  
機能移転場所

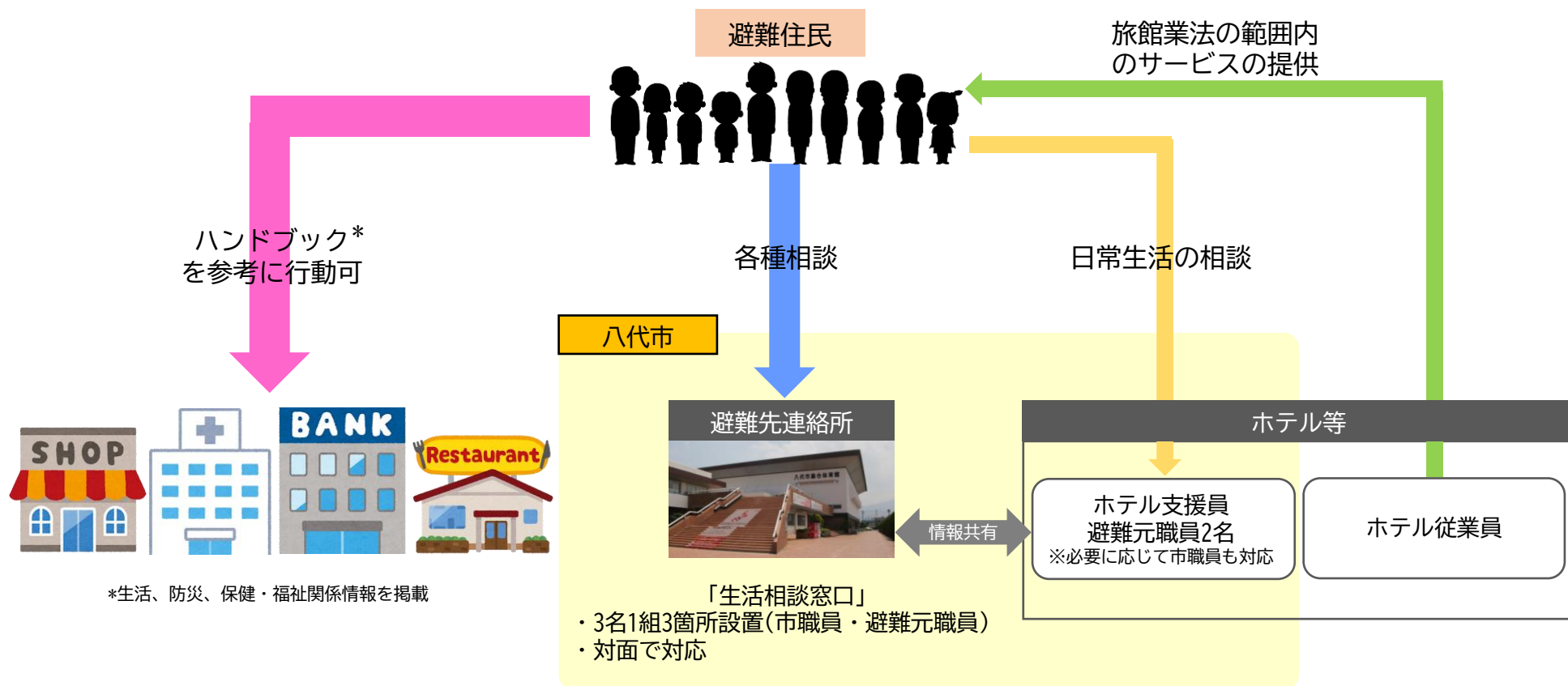
- 多良間村役場機能移転場所(192㎡)
- ・約40名分の執務スペースを確保可能。
- ・机、椅子等は、既存の備品を使用。

## 4 生活支援～各種相談等への対応～

### ○考え方

- 各種相談に対応するため、避難先連絡所に「生活相談窓口」を設置。
- 各ホテル等に、日常生活における支援窓口としてコンシェルジュ的な役割を担う支援員を配置。
- 生活相談窓口やホテル支援員は、市職員や避難元職員の配置を想定。

### ○各種相談等への対応体制



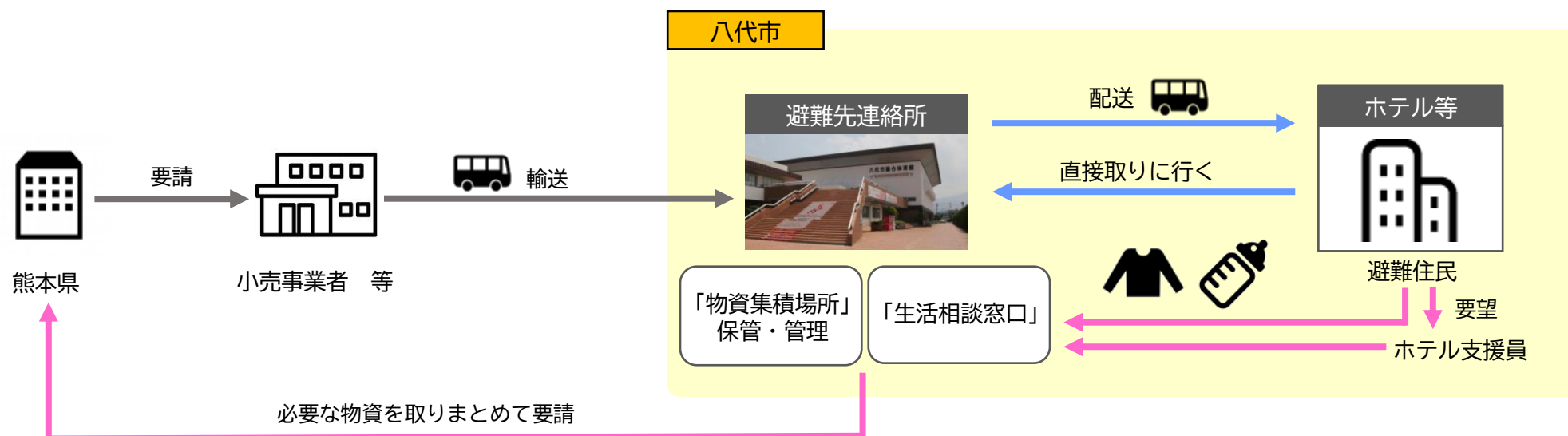
※詳細な相談等は、ホテル支援員ではなく、避難先連絡所内の専用相談窓口で対応。  
※ホテル支援員については、ホテルを含め、民間事業者への業務委託も検討。

## 4 生活支援～生活必需品の配付～

### ○考え方

- 避難先連絡所に輸送された生活必需品は、「物資集積場所」で保管・管理。
- 必要に応じて避難先連絡所から各ホテル等に配送。個別ニーズに応じた生活物資は、避難住民自ら避難先連絡所に取りに行くことも可能。
- 避難住民のニーズは生活相談窓口等で把握。生活必需品が不足する場合は、市で取りまとめの上、県に要請。

### ○各種相談等への対応体制



#### <生活必需品(一案)>

- ・衣類
- ・配慮を要する者の日常生活支援のための用品
  - 乳幼児：オムツ、粉ミルク、離乳食
  - 女性：生理用品
  - 高齢者：オムツ、パッド

など

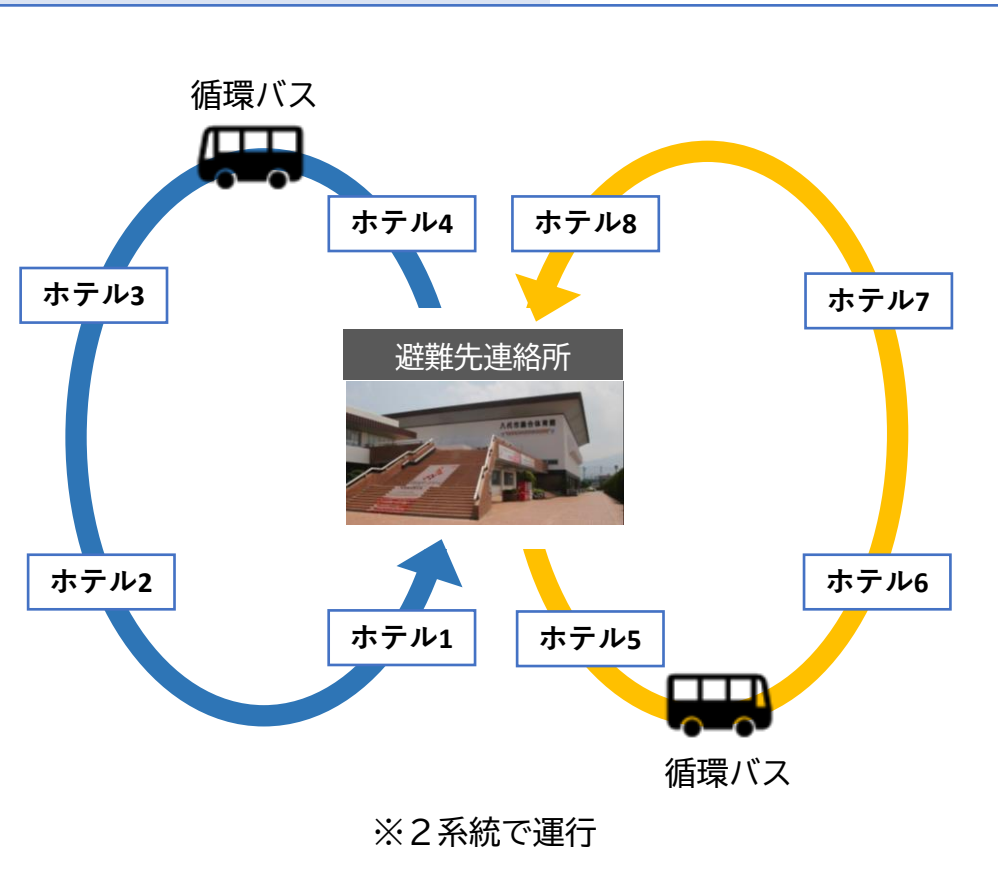
# 4 生活支援～循環バスの運行・健康管理等～

## <循環バスの運行>

### ○考え方

- 避難先連絡所を始点・終点として、各ホテル等を循環するバスの運行も検討。
- 運行の必要性、便数や経由地は、避難元自治体と協議・調整。

### ○循環バス運行イメージ

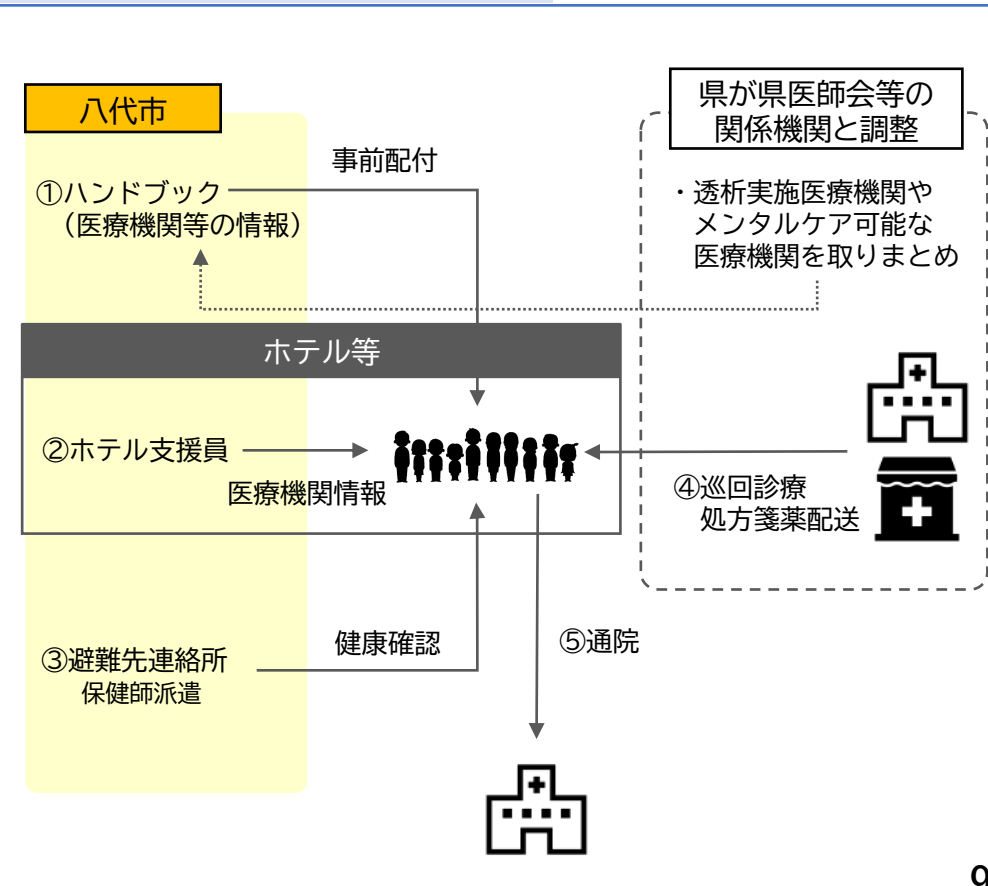


## <健康管理等>

### ○考え方

- 避難先連絡所からホテル等に保健師を派遣し、避難住民の健康確認。
- ハンドブックやホテル支援員等により、医療機関情報を提供。

### ○健康管理イメージ



## ○考え方

- 避難先連絡所の運営等に必要な職員は、市役所全体で確保するほか、避難元職員も活用。
- それでも不足する場合は、県に応援職員の派遣を要請。必要に応じて民間事業者への業務委託も検討。

## ○1日当たりの必要な職員数（想定）

単位：人

区分	避難住民受入時											避難住民受入後（生活支援）									
	輸送*1	避難先連絡所									計	避難先連絡所					ホテル等		計		
役割	添乗員*2	責任者	全体確認・支援	バス誘導	施設内誘導	受付	体調不良者対応	受付待機場所	説明	説明待機場所		責任者	全体確認・支援	物資集積場所	生活相談窓口	交流スペース	巡回健康確認	支援員（責任者）*3		支援員*4	
必要な最大職員数	事務職員	12	1	3	6	8	20	2	5	8	0	65	1	2	2	9	2		8	8	32
	保健師							4				4					6				6
計		12	57										22					16			

\*1 避難先連絡所からホテル等までのバス輸送

\*2 バス1台に1名乗

\*3 各ホテルに1名配置

\*4 各ホテルに2名配置

# ③山鹿市

- 1 事前の避難元自治体との調整
- 2 輸送（避難先連絡所→収容施設）
- 3 避難先連絡所
- 4 生活支援
- 5 職員の確保・配置

沖縄県				熊本県	
避難元市町村				受入市町村	
市村名	人口	地区	住民数	市町名	受入人数
宮古島市	11,700人	上野小	3,900人	熊本市	9,300人
		旧佐良浜小	2,500人		
		下地小	2,900人		
		旧伊良部小	2,300人	阿蘇市	1,300人
		旧来間小	100人	大津町	1,000人
多良間村	1,100人	—	1,100人	山鹿市	100人
合計	12,800人			八代市	1,100人

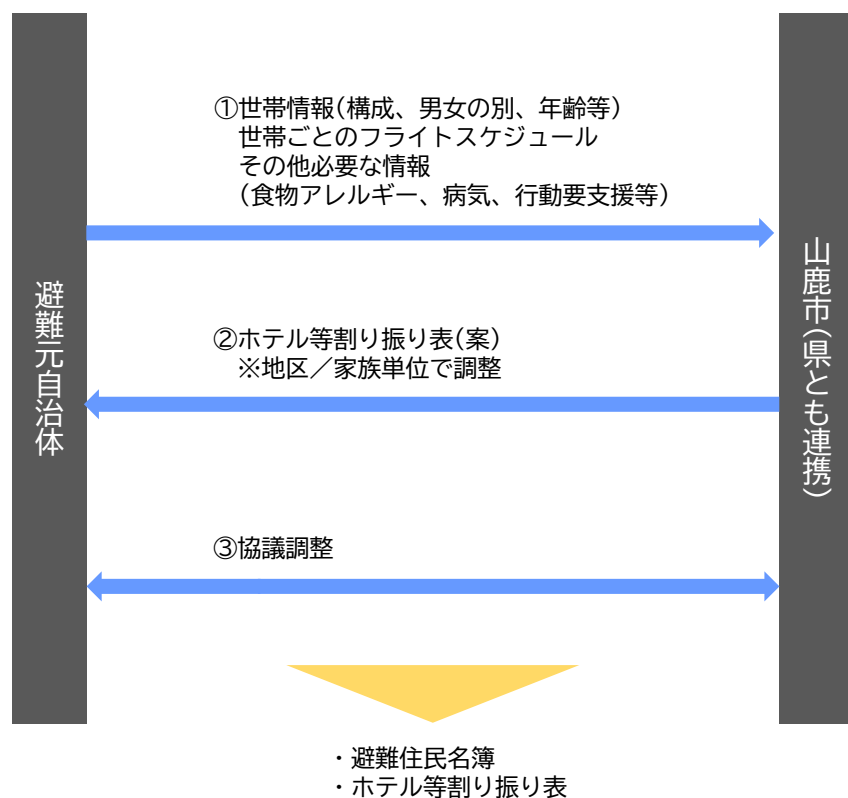
※人口及び受入人数は概数

# 1 事前の避難元自治体との調整

## ○考え方

- 避難住民を円滑に受け入れるため、事前に、避難元自治体と連携の上、避難住民名簿やホテル等割り振り表を作成。
- 生活、防災、保健・福祉関係情報を掲載した既存のパンフレット配付など、必要な情報を事前に避難元自治体に提供。

## ○避難住民名簿やホテル等割り振り表



※定期的に更新。また、実際に避難となった場合に最終調整。

## ○パンフレット等

避難住民は避難先市町の情報が少ないことから、避難先で生活する上で必要となる情報について、各課で作成している既存のパンフレットを避難元自治体に提供。

(想定される情報)

- ・生活情報 (スーパー、銀行・郵便局、医療機関、公共交通機関、コインランドリー等)
- ・交通機関情報 (バス、タクシー等)
- ・防災情報 (防災情報メールの登録、ハザードマップ 等)
- ・保健・福祉関係情報 (保育所、介護サービス事業所 等)

※避難元自治体への説明会の実施も検討。



## 【参考】ホテル等割り振り（案）

○受入人数（127人）を超える、ホテル等の部屋（151部屋、303人分）を確保見込み。

（単位：人）

山鹿市

地区名	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	世帯数	人口
旧来間	47	24	5	3	1	0	0	0	0	0	80	127



3施設

シングル

18部屋（18人）

ツイン・ダブル

114部屋（228人）

トリプル

19部屋（57人）

計

151部屋（303人）

※部屋割の一案

旧来間				
構成	世帯数	シングル	ツイン・ダブル	トリプル
単身	47		47	
2人	24		24	
3人	5		10	
4人	3		6	
5人	1		3	
合計	80		90	

## 2 輸送（避難先連絡所→受入収容施設）

### ○考え方

- 避難住民は、受付等のため、鹿児島空港から避難先連絡所に移動する。
- 避難先連絡所から各ホテル等への輸送は、鹿児島空港からの輸送に使用したバスをそのまま活用。
- 避難先連絡所からは職員が乗車し、避難住民の誘導案内を実施。
- バスは、全ての避難住民をホテル等へ送り届けた後、避難先連絡所に戻り、職員を降車。
- ※避難住民の負担軽減や受付業務等の簡略化を図るため、空港からホテルへの直接輸送も再検討。

### ○輸送の流れ等



### 【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）～

<1日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計3台)	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等	避難先連絡所発	ホテル着	計
—	90分		30分	150分		50分	20分		約5時間40分
6-5宮古 (127名)	13:15	14:45	42名/台	15:15	17:15	+待機50分	18:05	18:25	
			42名/台				18:55	19:15	
			43名/台						

### 3 避難先連絡所

#### ○考え方

○避難住民の円滑な受入・支援のため、以下の役割を担う避難先連絡所を開設。

<避難住民受入時> 本人確認等の受付、ホテル等の案内、留意事項等の説明 等

<避難住民受入後> 各種相談への対応、生活必需品の集積 等

○避難先連絡所は、以下の要件を満たす「山鹿市役所会議室」を選定。

なお、避難住民受入時は5階501会議室、避難住民受入後は3階302会議室を使用予定。

①十分な広さを有する。

②冷暖房が完備されている。

③避難住民の滞在先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすい。

④避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能である。

※避難住民受入時の受付業務等を輸送バス内で実施する場合、5階501会議室は開設しない。

#### ○「山鹿市役所5階501会議室」の概要

名称 : 山鹿市役所 5階501会議室

所在地 : 山鹿市山鹿987-3

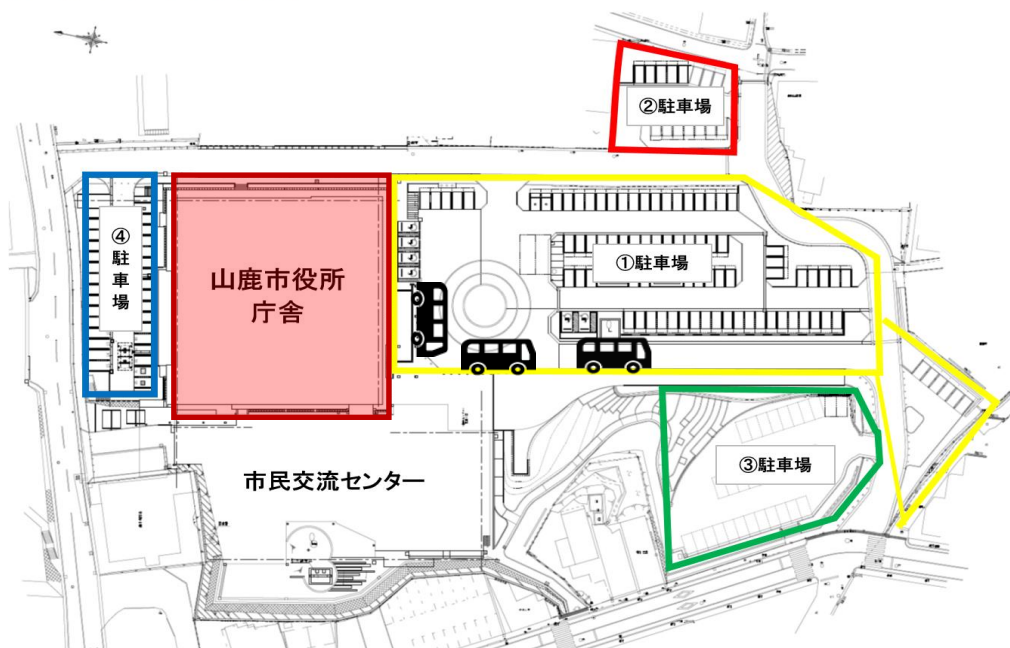
建築構造 : 鉄骨造 免震構造 地上5階

延床面積 : 5階501会議室 232㎡

駐車場 : 乗用車(150台) バス待機可

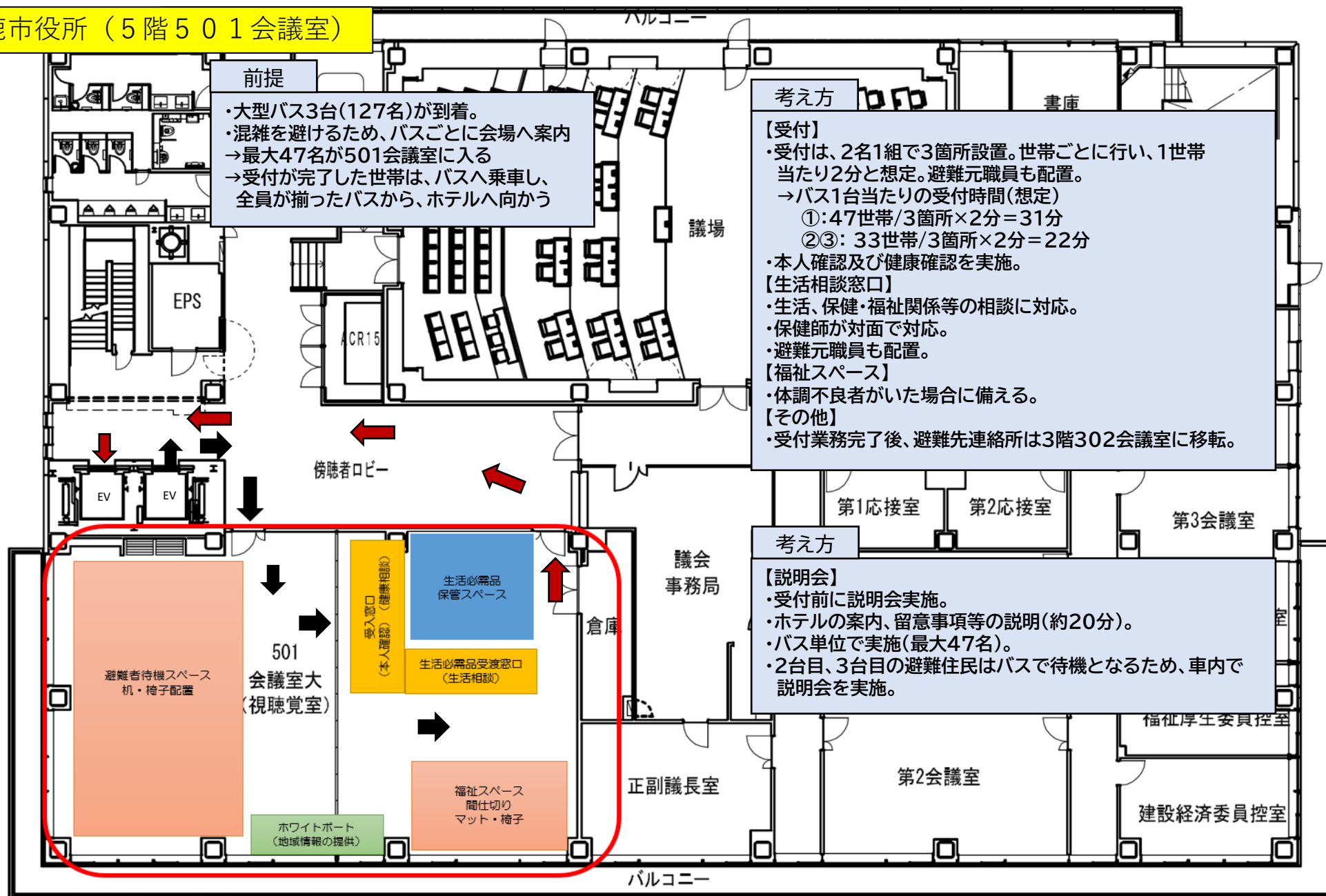


庁舎周辺駐車場位置図



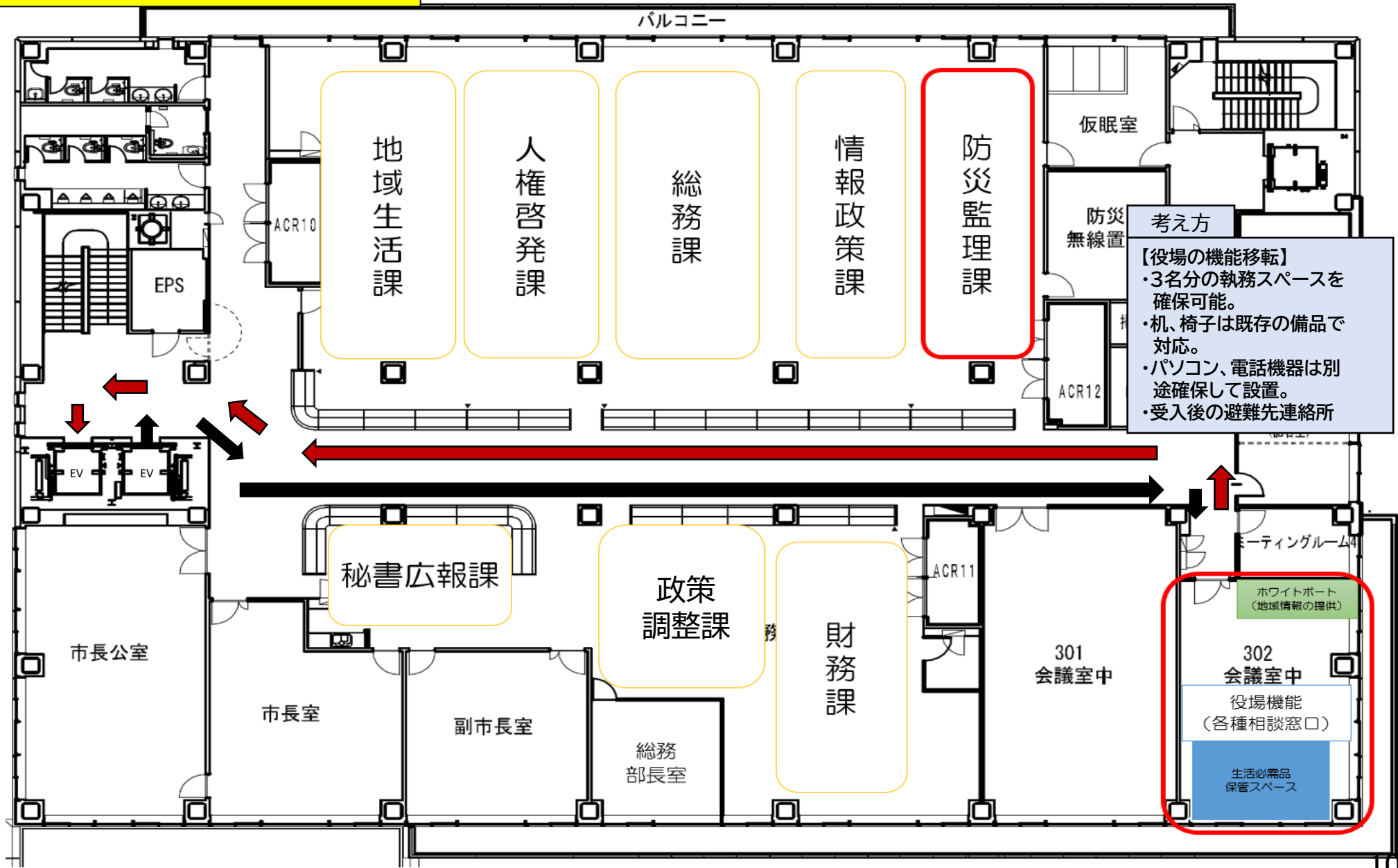
### 3 避難先連絡所～レイアウト及び動線①～

#### 山鹿市役所（5階501会議室）



# 3 避難先連絡所（役場機能）～レイアウト及び動線②～

山鹿市役所（3階302会議室）



**考え方**

【役場の機能移転】

- ・3名分の執務スペースを確保可能。
- ・机、椅子は既存の備品で対応。
- ・パソコン、電話機器は別途確保して設置。
- ・受入後の避難先連絡所

ホワイトボード  
（地域情報の提供）

302  
会議室中

役場機能  
（各種相談窓口）

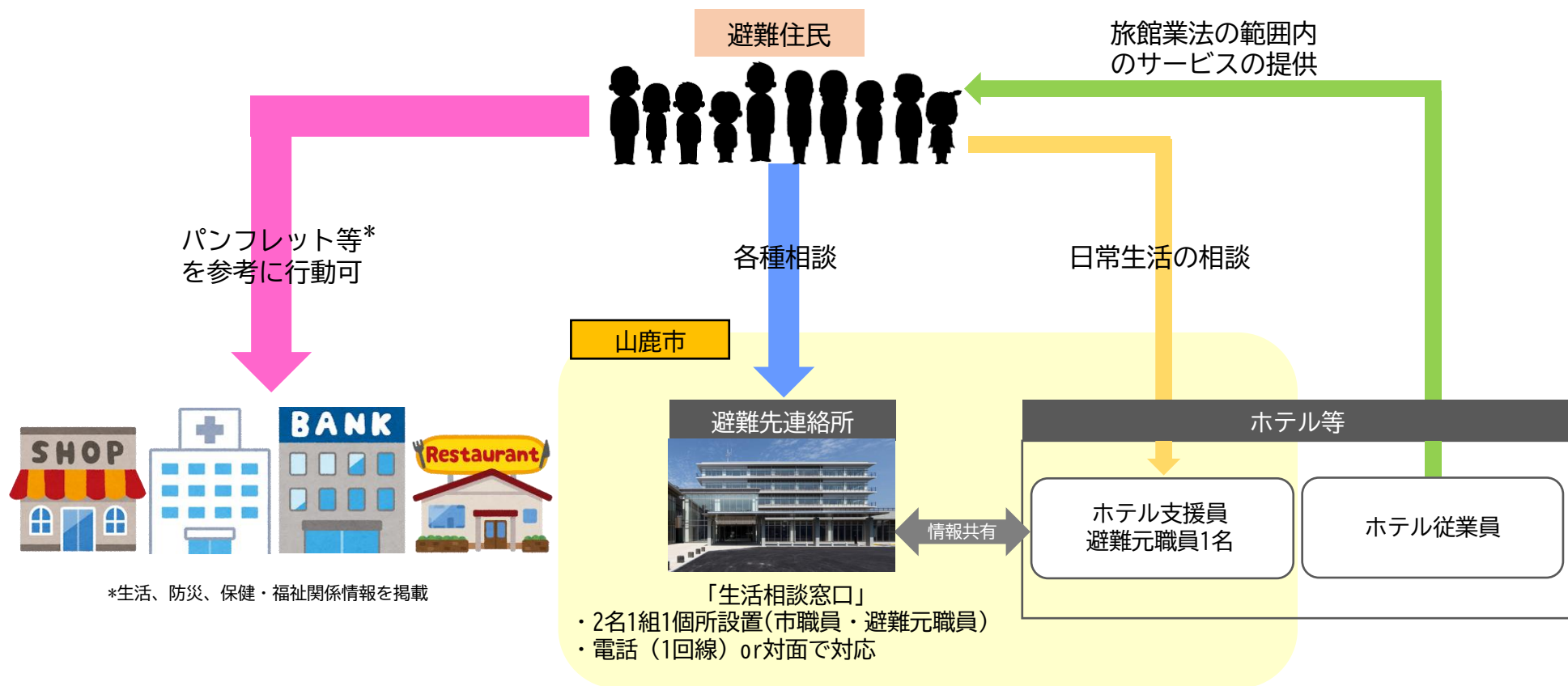
生活必需品  
保管スペース

## 4 生活支援～各種相談等への対応～

### ○考え方

- 各種相談に対応するため、避難先連絡所に「生活相談窓口」を設置。
- 生活相談窓口は、市職員や避難元職員の配置を想定。
- ホテルに、日常生活における支援窓口として避難元職員の配置を想定。

### ○各種相談等への対応体制



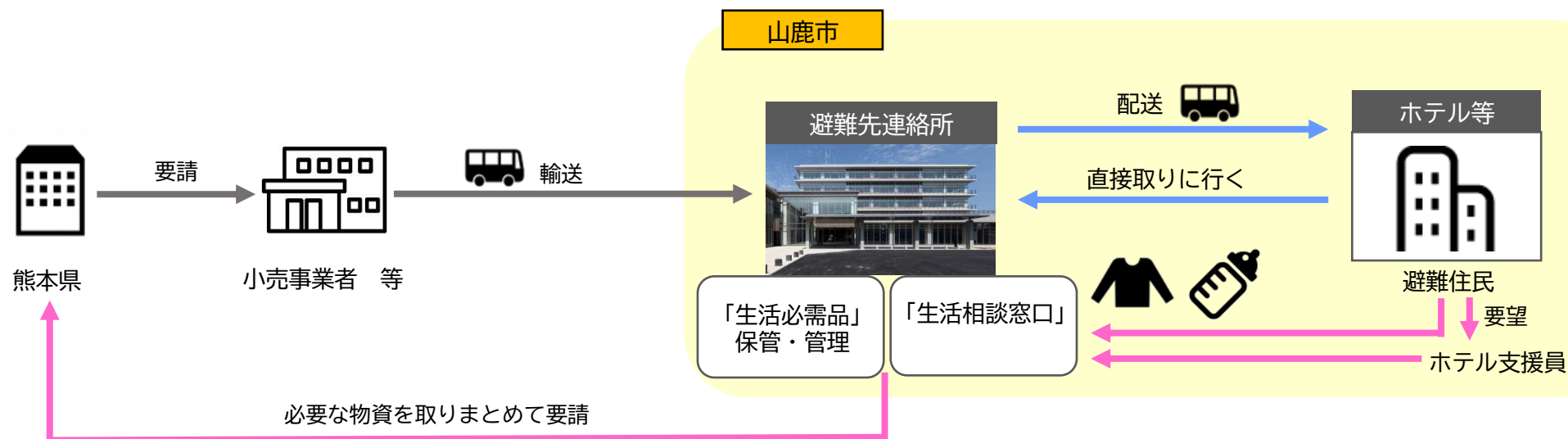
※詳細な相談等は、ホテル支援員ではなく、役場機能内の専用相談窓口で対応。  
※ホテル支援員については、ホテルを含め、民間事業者への業務委託も検討。

## 4 生活支援～生活必需品の配付～

### ○考え方

- 避難先連絡所に輸送された生活必需品は、「物資集積場所」で保管・管理。
- 必要に応じて避難先連絡所から各ホテル等に配送。個別ニーズに応じた生活物資は、避難住民自ら避難先連絡所に取りに行くことも可能。
- 避難住民のニーズは生活相談窓口等で把握。生活必需品が不足する場合は、市で取りまとめの上、県に要請。

### ○各種相談等への対応体制



#### <生活日用品(一案)>

- ・衣類
- ・配慮を要する者の日常生活支援のための用品
  - 乳幼児：オムツ、粉ミルク、離乳食
  - 女性：生理用品
  - 高齢者：オムツ、パッド

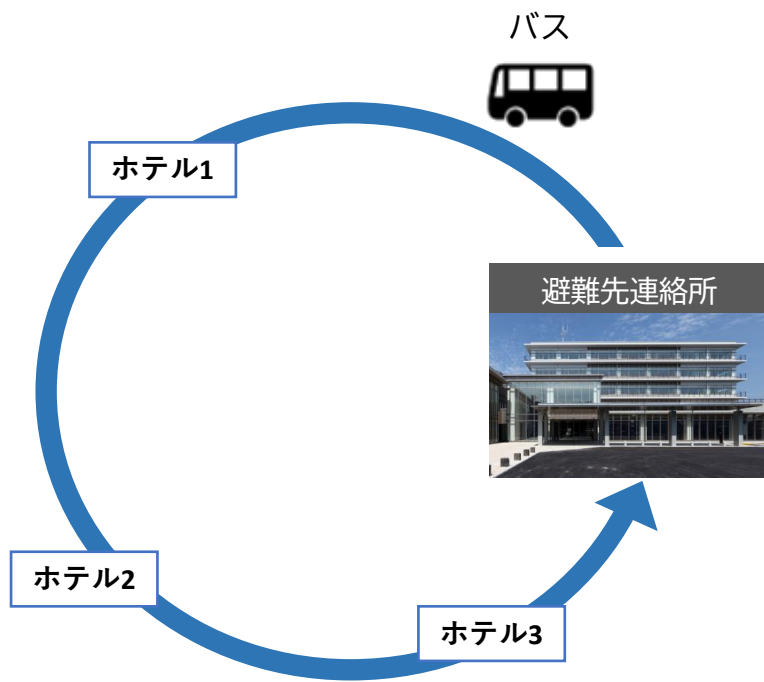
など

## <循環バスの運行>

### ○考え方

- 避難先連絡所を始点・終点として、各ホテル等を循環するバスの運行も検討。
- 運行の必要性、便数や経由地は、避難元自治体と協議・調整。

### ○循環バス運行イメージ

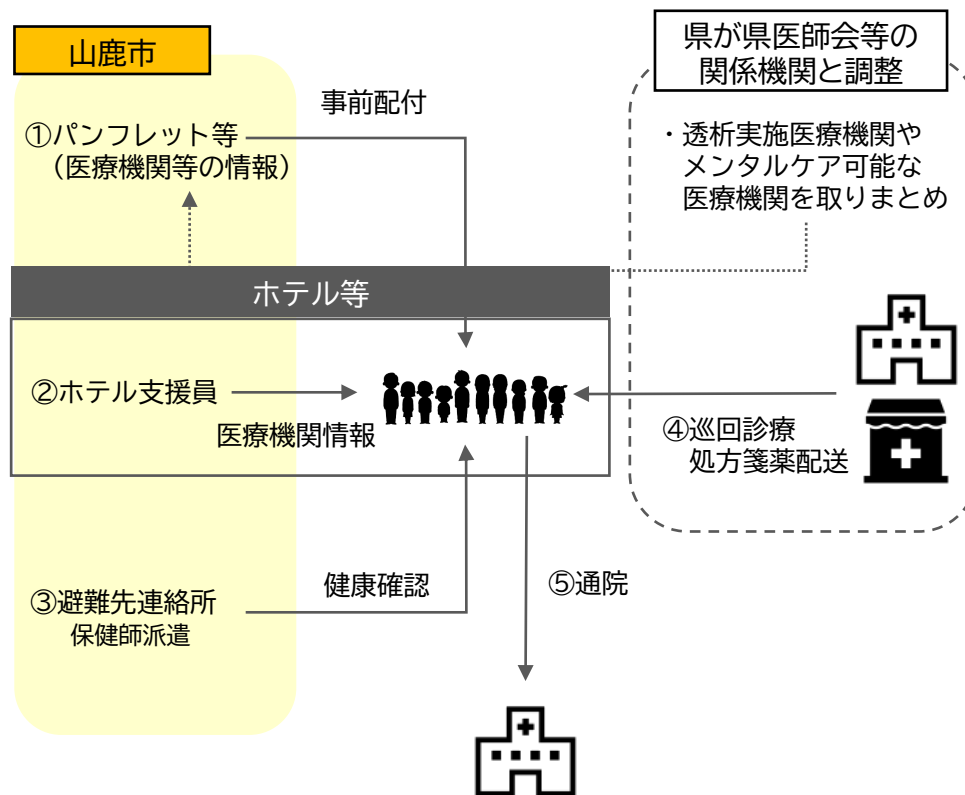


## <健康管理等>

### ○考え方

- 避難先連絡所からホテル等に保健師を派遣し、避難住民の健康確認。（避難元自治体から要請を受けた場合）
- ハンドブックやホテル支援員等により、医療機関情報を提供。

### ○健康管理イメージ



## 5 職員の確保・配置

### ○考え方

- 避難先連絡所の運営等に必要な職員は、市役所全体で確保するほか、避難元職員も活用。  
 ○それでも不足する場合は、県に応援職員の派遣を要請。必要に応じて民間事業者への業務委託も検討。  
 ※避難住民受入時の受付業務等を輸送バス内で実施する場合は、別途計画する。

### ○1日当たりの必要な職員数（想定）

単位：人

区分	避難住民受入時											避難住民受入後（生活支援）									
	輸送*1	避難先連絡所									計	避難先連絡所					ホテル等		計		
役割	添乗員*2	責任者	全体確認・支援	バス誘導	施設内誘導	受付	体調不良者対応	受付待機場所	説明*3	説明待機場所		責任者	全体確認・支援	物資集積場所	生活相談窓口	交流スペース	巡回健康確認	支援員（責任者）*4		支援員*5	
必要な 最大職員数	事務職員	3	1	2	2	2	6	1	-	1	-	18	1	2	2	1	-	-	3	3	12
	保健師							2				2					1				1
計	3	17										7					6				

\*1 避難先連絡所からホテル等までのバス輸送 \*2バス1台に1名乗車 \*3待機バス内で説明する場合、添乗員が実施  
 \*4 ホテルに1名配置 \*5 ホテルに1名配置

# ④阿蘇市

- 1 事前の避難元自治体との調整
- 2 輸送（避難先連絡所→収容施設）
- 3 避難先連絡所
- 4 生活支援
- 5 職員の確保・配置

沖縄県				熊本県	
避難元市町村				受入市町村	
市村名	人口	地区	住民数	市町名	受入人数
宮古島市	11,700人	上野小	3,900人	熊本市	9,300人
		旧佐良浜小	2,500人		
		下地小	2,900人		
		旧伊良部小	2,300人	阿蘇市	1,300人
		旧来間小	100人	大津町	1,000人
多良間村	1,100人	—	1,100人	山鹿市	100人
合計	12,800人			八代市	1,100人

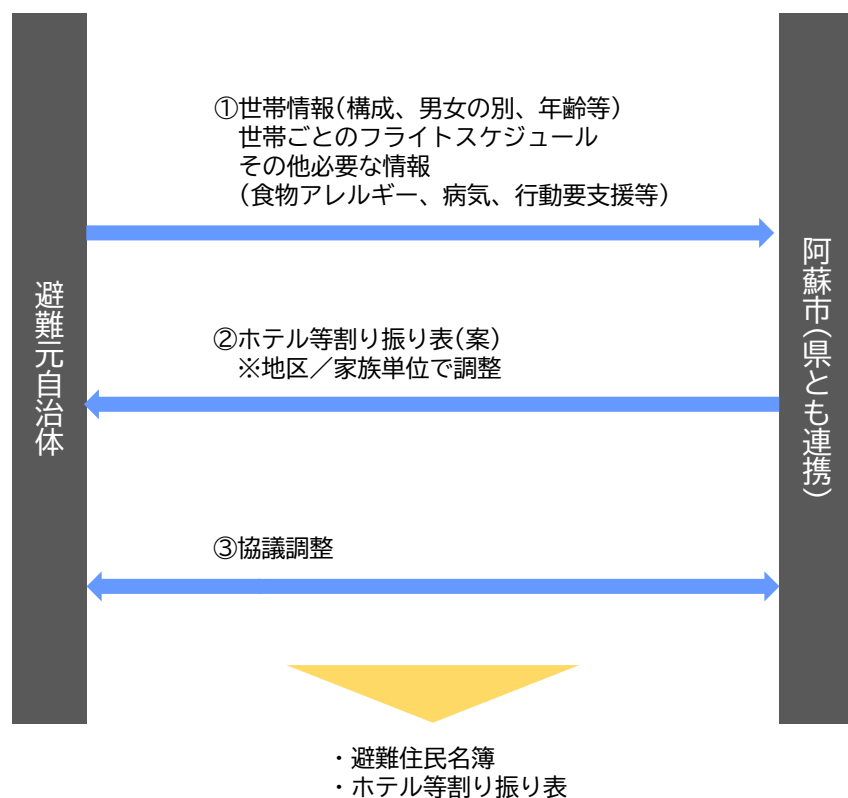
※人口及び受入人数は概数

# 1 事前の避難元自治体との調整

## ○考え方

- 避難住民を円滑に受け入れるため、事前に、避難元自治体と連携の上、避難住民名簿やホテル等割り振り表を作成。
- 生活、防災、保健・福祉関係情報を掲載したハンドブックの配付など、必要な情報を事前に避難元自治体に提供。

## ○避難住民名簿やホテル等割り振り表



※定期的に更新。また、実際に避難となった場合に最終調整。

## ○ハンドブック等

避難住民は避難先市町の情報が少ないことから、避難先で生活する上で必要となる情報をまとめたハンドブックを阿蘇市で作成し、避難元自治体に提供。

(想定される情報)

- ・生活情報 (スーパー、銀行・郵便局、医療機関、公共交通機関、コインランドリー等)
- ・交通機関情報 (バス、電車、タクシー等)
- ・防災情報 (防災情報メールの登録、ハザードマップ 等)
- ・保健・福祉関係情報 (保育所、介護サービス事業所 等)

※避難元自治体への説明会の実施も検討。



## 【参考】ホテル等割り振り（案）

○受入人数（1,326人）を超える、ホテル等の部屋（541部屋、1,702人分）を確保見込み。

（単位：人）

阿蘇市

地区名	单身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	世帯数	人口
旧伊良部	0	274	111	51	29	11	2	2	0	0	480	1,326



	シングル	ツイン・ダブル	トリプル	ファミリー（4）	計
11施設	43部屋(43人)	110部屋(220人)	113部屋(339人)	275部屋(1,100人)	541部屋(1,702人)

※部屋割の一案

旧伊良部					
構成	世帯数	シングル	ツイン・ダブル	トリプル	ファミリー
2人	274		110	111	53
3人	111				111
4人	51				51
5人	29	29			29
6人	11				22
7人	2				4
8人	2				4
合計	480	29	110	111	274

## 2 輸送（避難先連絡所→受入収容施設）

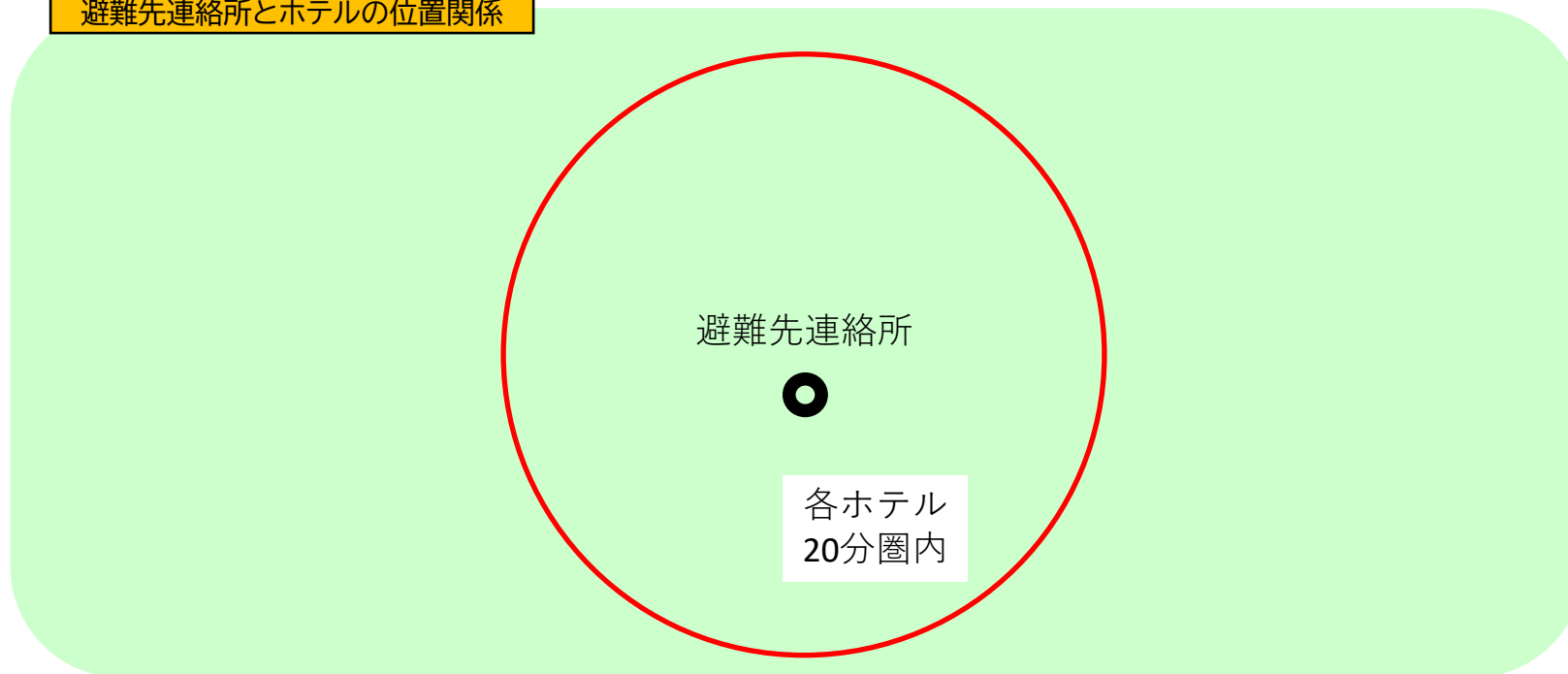
### ○考え方

- 避難住民は、受付等のため、鹿児島空港から避難先連絡所に移動する。
- 避難先連絡所から各ホテル等への輸送は、鹿児島空港からの輸送に使用したバスをそのまま活用。
- 避難先連絡所からは職員が乗車し、避難住民の誘導案内を実施。
- バスは、全ての避難住民をホテル等へ送り届けた後、避難先連絡所に戻り、職員を降車。

### ○輸送の流れ等



避難先連絡所とホテルの位置関係



【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）①～

<2日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計12台)	鹿児島空港発	避難先連絡所 着	受付等	避難先連絡所 発	ホテル 着	計
540名	90分		30分	150分		60分	20分		約6時間
3-2 (90名)	12:55	14:25	45名/台	14:55	17:25		18:25	18:45	
			45名/台			+待機15分	18:40	19:00	
1-2 (90名)	13:20	14:50	45名/台	15:20	17:50		18:50	19:10	
			45名/台			+待機15分	19:05	19:25	
2-5 (90名)	17:30	19:00	45名/台	19:30	22:00		23:00	23:20	
			45名/台			+待機15分	23:15	23:35	
3-5 (90名)	17:55	19:25	45名/台	19:55	22:25		23:25	23:45	
			45名/台			+待機15分	23:40	00:00	
1-5 (90名)	18:20	19:50	45名/台	20:20	22:50		23:50	00:10	
			45名/台			+待機15分	00:05	00:20	
2-6 (90名)	19:10	20:40	45名/台	21:10	23:40		00:40	01:00	
			45名/台			+待機15分	00:55	01:15	

# 【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）②～

<3日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計6台)	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等	避難先連絡所発	ホテル着	計
270名	90分		30分	150分		60分	20分		約6時間
2-2 (90名)	12:30	14:00	45名/台	14:30	17:00		18:00	18:20	
			45名/台			+待機15分	18:15	18:35	
3-2 (90名)	12:55	14:25	45名/台	14:55	17:25		18:25	18:45	
			45名/台			+待機15分	18:40	19:00	
1-2 (90名)	13:20	14:50	45名/台	15:20	17:50		18:50	19:10	
			45名/台			+待機15分	19:05	19:25	

<4日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計1台)	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等	避難先連絡所発	ホテル着	計
43名	90分		30分	150分		60分	20分		約6時間
1-2 (43名)	13:20	14:50	45名/台	15:20	17:50		18:50	19:10	

<5日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計3台)	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等	避難先連絡所発	ホテル着	計
105名	90分		30分	150分		60分	20分		約6時間
2-1 (15名)	10:50	12:20	15名/台	12:50	15:20		16:20	16:30	
3-1 (90名)	11:15	12:45	45名/台	13:15	15:45		16:45	17:05	
			45名/台			+待機15分	17:00	17:20	

【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）②～

<3日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計5台)	鹿児島空港発	避難先連絡所 着	受付等	避難先連絡所 発	ホテル 着	計
270名	90分		30分	150分		60分	20分		約6時間
2-1 (132名)	10:50	12:20	45名/台	12:50	15:20		16:20	16:40	
			45名/台			+待機15分	16:35	16:50	
			42名/台			+待機15分	16:50	17:10	
3-1 (132名)	11:15	12:45	45名/台	13:15	15:45	+待機10分	16:55	17:15	
			45名/台			+待機15分	17:10	17:30	
			42名/台			+待機15分	17:25	17:45	
1-1 (104名)	11:40	13:10	35名/台	13:40	16:10	+待機20分	17:30	17:50	
			35名/台			+待機15分	17:45	18:05	
			34名/台			+待機15分	18:00	18:20	

### 3 避難先連絡所

#### ○考え方

○避難住民の円滑な受入・支援のため、以下の役割を担う避難先連絡所を開設。

<避難住民受入時> 本人確認等の受付、ホテル等の案内、留意事項等の説明 等

<避難住民受入後> 各種相談への対応、生活必需品の集積 等

○避難先連絡所は、以下の要件を満たす「阿蘇市内牧支所会議室」を選定。

①十分な広さを有する。

②冷暖房が完備されている。

③避難住民の滞在先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすい。

④避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能である。

#### ○「阿蘇市内牧支所会議室」の概要

名称 : 阿蘇市内牧支所会議室

所在地 : 阿蘇市内牧1111-3

建築構造 : 木造平屋建て

延床面積 : 1階 676㎡

駐車場 : 乗用車(30台)



# 3 避難先連絡所～レイアウト及び動線～

## 阿蘇市内牧支所

### 前提

- ・最初に、大型バス2台(90名)が到着。
- ・次に、約30分後に大型バス2台(90名)が到着。  
→90名の受付は約30分程度で終了を想定。

### 考え方

#### 【受付】

- ・受付は、2名1組で3～5箇所設置。世帯ごとに行い、1世帯当たり4分と想定。避難元職員も配置。
- ・バス1台当たりの受付時間は、  
①45人乗車:16世帯/3箇所×4分=21分  
②45人乗車:16世帯/5箇所×4分=12分
- ・本人確認及び健康確認を実施。
- ・受付終了後、バス単位で説明会を実施(最大50名)。ホテルの案内、留意事項等の説明(約15分)。
- ・説明会終了後、バスに乗車。  
※前のバスの受付・説明会終了までバス車内で待機。

#### 【救護室】

- ・体調不良者がいた場合に備え、救護室に保健師等が待機。

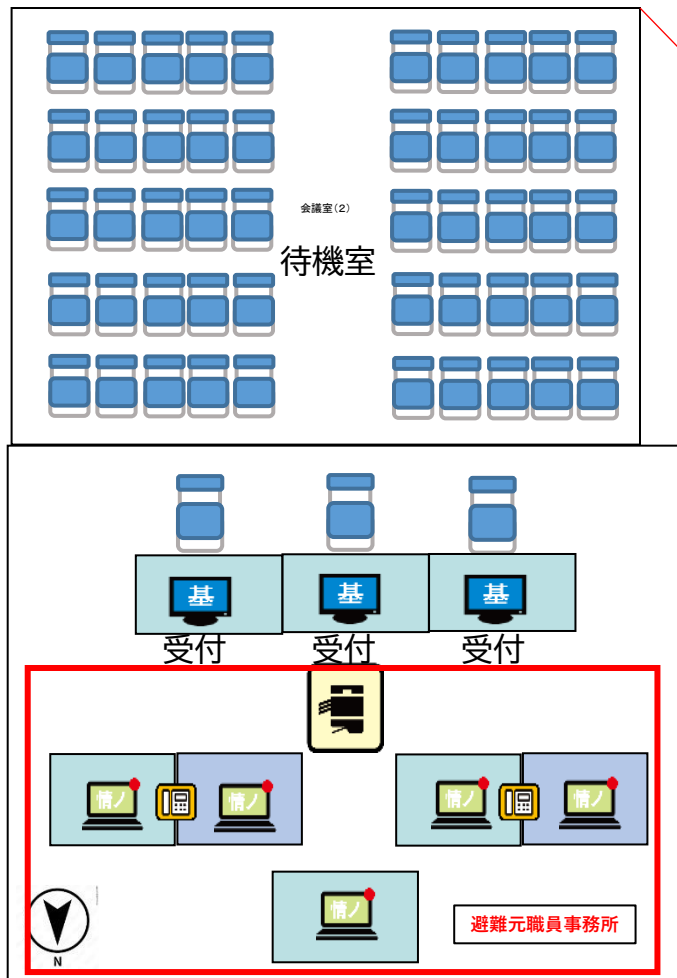
#### 避難住民受入後

#### 【生活相談窓口】

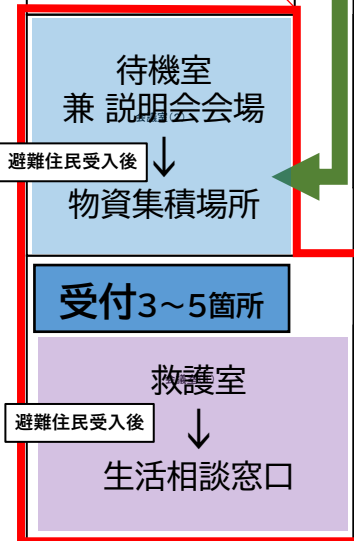
- ・生活・保健・福祉関係等の相談に対応。
- ・電話・対面に対応。電話は3回線確保。
- ・避難元職員も配置。

#### 【物資集積場所】

- ・衣類等の生活必需品を保管。



### 避難先連絡所

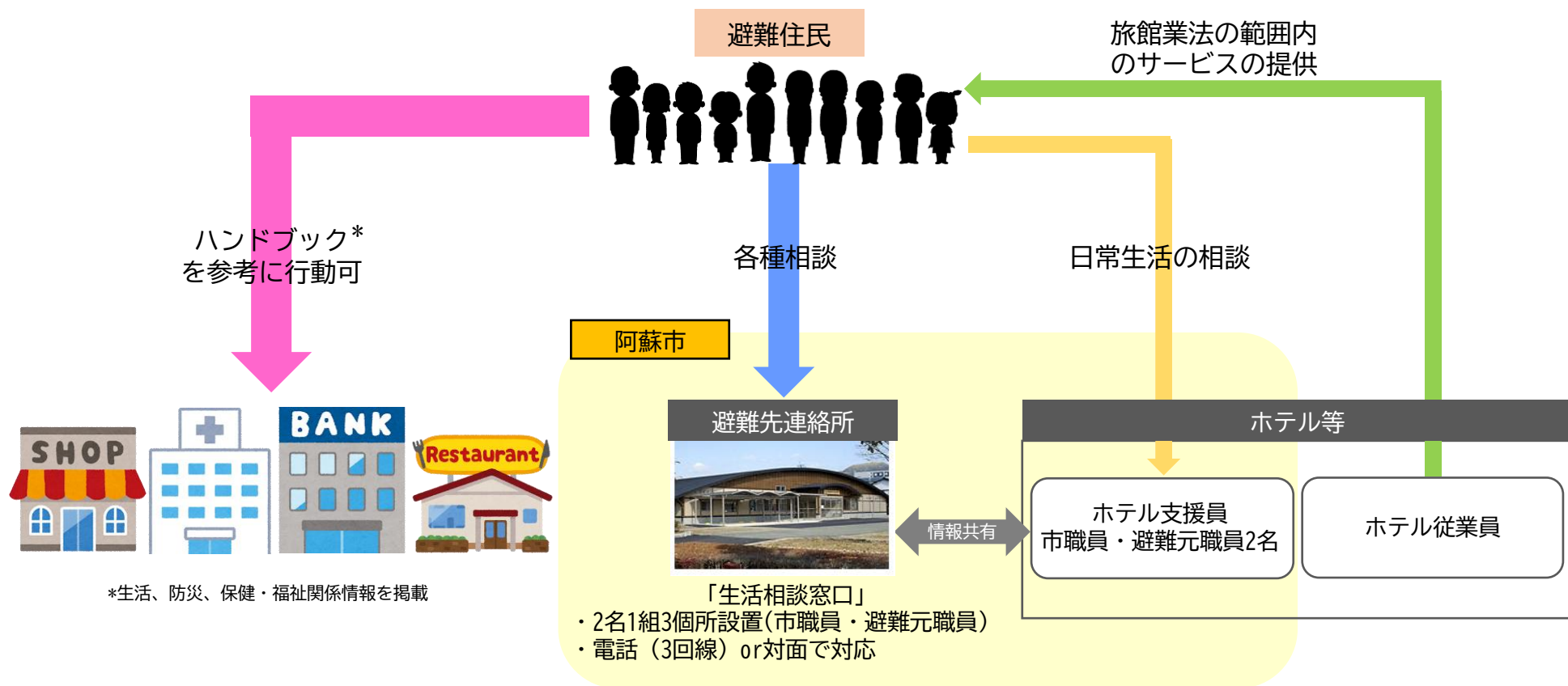


## 4 生活支援～各種相談等への対応～

### ○考え方

- 各種相談に対応するため、避難先連絡所に「生活相談窓口」を設置。
- 各ホテル等に、日常生活における支援窓口としてコンシェルジュ的な役割を担う支援員を配置。
- 生活相談窓口やホテル支援員は、市職員や避難元職員の配置を想定。

### ○各種相談等への対応体制

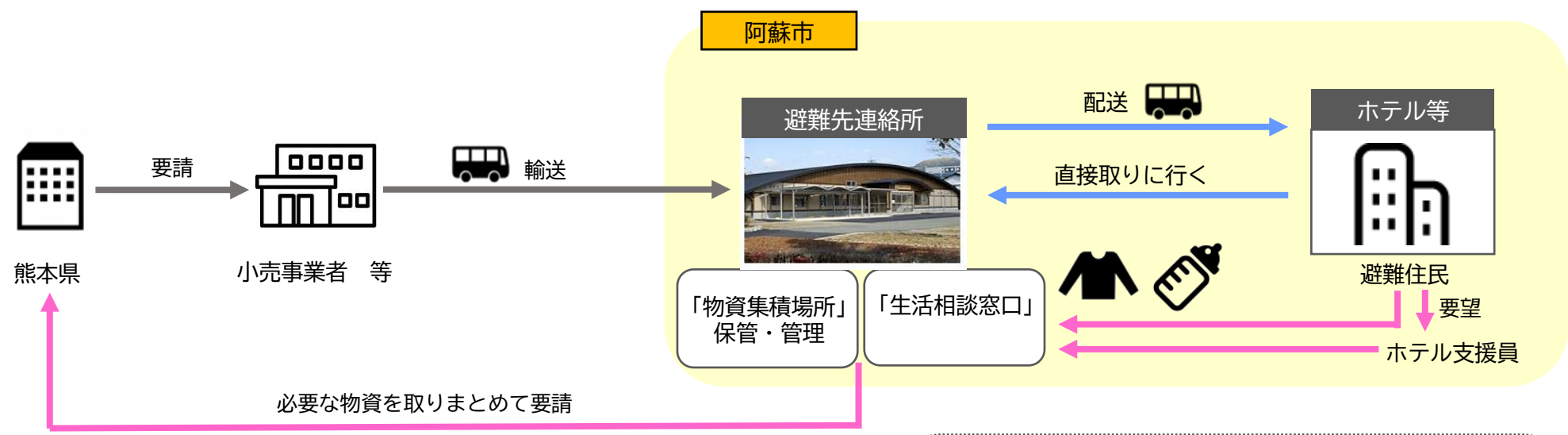


※詳細な相談等は、ホテル支援員ではなく、避難先連絡所内の専用相談窓口で対応。  
※ホテル支援員については、ホテルを含め、民間事業者への業務委託も検討。

## ○考え方

- 避難先連絡所に輸送された生活必需品は、「物資集積場所」で保管・管理。
- 必要に応じて避難先連絡所から各ホテル等に配送。個別ニーズに応じた生活物資は、避難住民自ら避難先連絡所に取りに行くことも可能。
- 避難住民のニーズは生活相談窓口等で把握。生活必需品が不足する場合は、市で取りまとめの上、県に要請。

## ○各種相談等への対応体制



- <生活日用品(一案)>
- ・衣類
  - ・配慮を要する者の日常生活支援のための用品
    - 乳幼児：オムツ、粉ミルク、離乳食
    - 女性：生理用品
    - 高齢者：オムツ、パッド
- など

## <循環バスの運行>

### ○考え方

- 避難先連絡所を始点・終点として、各ホテル等を循環するバスの運行も検討。
- 運行の必要性、便数や経由地は、避難元自治体と協議・調整。

### ○循環バス運行イメージ

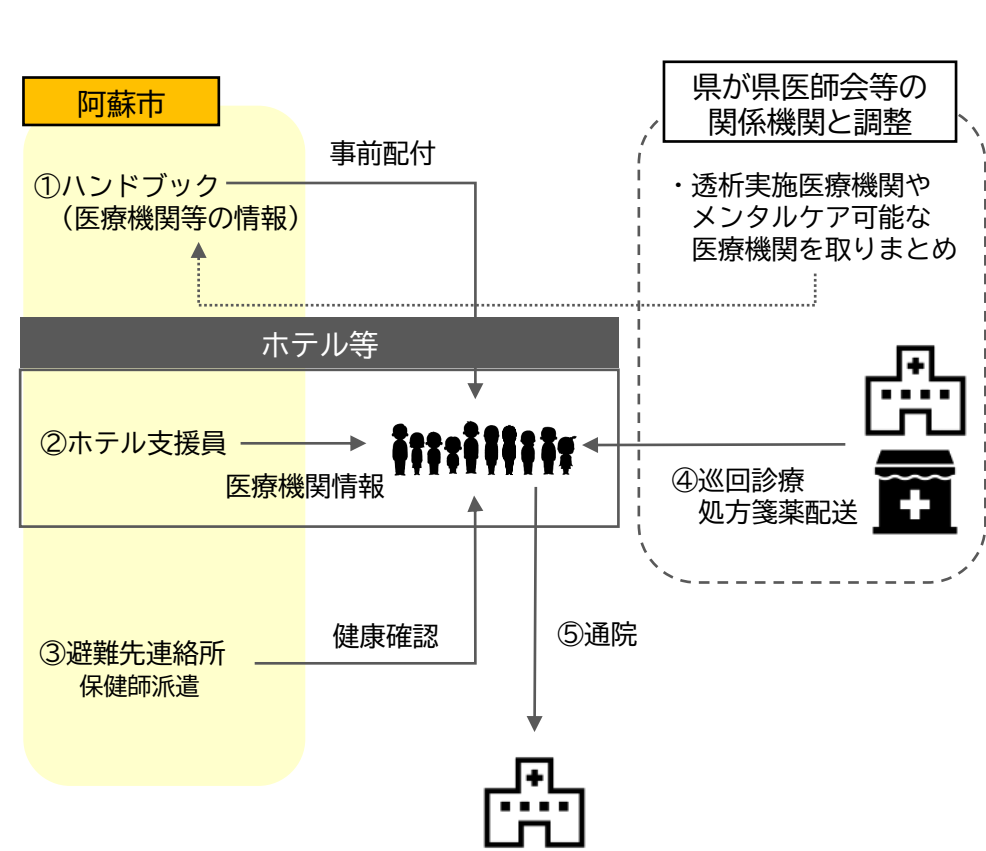


## <健康管理等>

### ○考え方

- 避難先連絡所からホテル等に保健師を派遣し、避難住民の健康確認。
- ハンドブックやホテル支援員等により、医療機関情報を提供。

### ○健康管理イメージ



## 5 職員の確保・配置

### ○考え方

- 避難先連絡所の運営等に必要な職員は、市役所全体で確保するほか、避難元職員も活用。
- それでも不足する場合は、県に応援職員の派遣を要請。必要に応じて民間事業者への業務委託も検討。

### ○1日当たりの必要な職員数（想定）

単位：人

区分		避難住民受入時										避難住民受入後（生活支援）									
		輸送*1	避難先連絡所									計	避難先連絡所					ホテル等		計	
役割	必要 最大職員数	添乗員*2	責任者	全体確認・支援	バス誘導	施設内誘導	受付	体調不良者対応	受付待機場所	説明	説明待機場所		計	責任者	全体確認・支援	物資集積場所	生活相談窓口	交流スペース	巡回健康確認		支援員（責任者）*3
			事務職員	5	1	2	2	3	6	1	2	3		2	27	1	2	2	3	1	
	保健師							2				2						2			2
計		5	24										11					22			

\*1 避難先連絡所からホテル等までのバス輸送

\*2 バス1台に1名乗

\*3 各ホテルに1名配置

\*4 各ホテルに2名配置

# ⑤大津町

- 1 事前の避難元自治体との調整
- 2 輸送（避難先連絡所→収容施設）
- 3 避難先連絡所
- 4 生活支援
- 5 職員の確保・配置

沖縄県				熊本県	
避難元市町村				受入市町村	
市村名	人口	地区	住民数	市町名	受入人数
宮古島市	11,700人	上野小	3,900人	熊本市	9,300人
		旧佐良浜小	2,500人		
		下地小	2,900人		
		旧伊良部小	2,300人	阿蘇市	1,300人
		旧来間小	100人	大津町	1,000人
多良間村	1,100人	—	1,100人	山鹿市	100人
合計	12,800人			八代市	1,100人

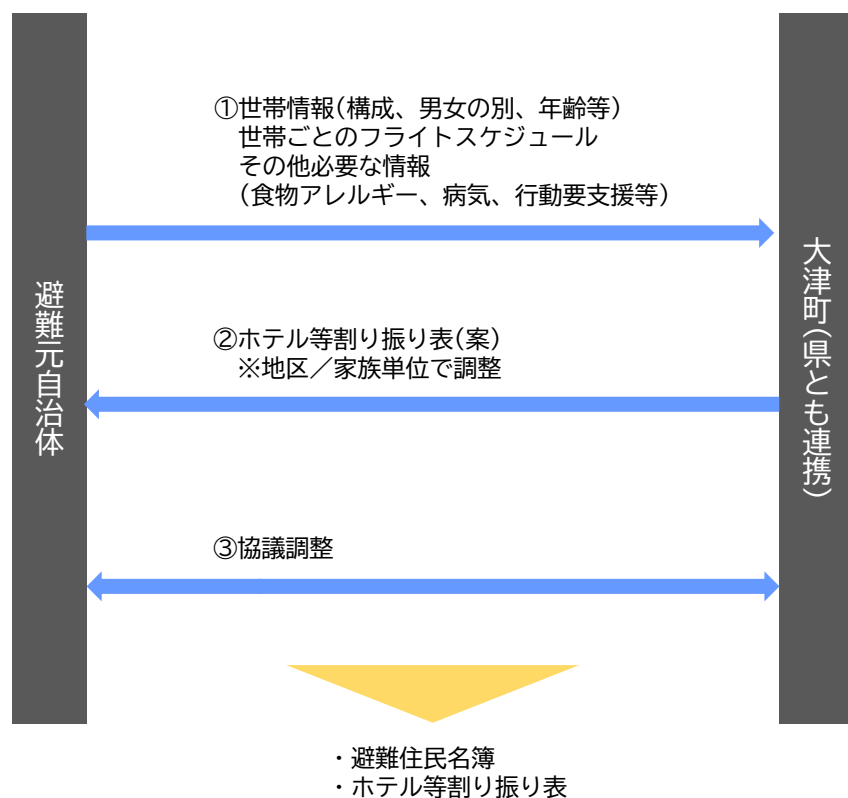
※人口及び受入人数は概数

# 1 事前の避難元自治体との調整

## ○考え方

- 避難住民を円滑に受け入れるため、事前に、避難元自治体と連携の上、避難住民名簿やホテル等割り振り表を作成。
- 生活、防災、保健・福祉関係情報を掲載したハンドブックの配付など、必要な情報を事前に避難元自治体に提供。

## ○避難住民名簿やホテル等割り振り表



※定期的に更新。また、実際に避難となった場合に最終調整。

## ○ハンドブック等

避難住民は避難先市町の情報が少ないことから、避難先で生活する上で必要となる情報をまとめたハンドブックを大津町で作成し、避難元自治体に提供。

(想定される情報)

- ・生活情報 (スーパー、銀行・郵便局、医療機関、公共交通機関、コインランドリー等)
- ・交通機関情報 (バス、電車、タクシー等)
- ・防災情報 (防災情報メールの登録、ハザードマップ 等)
- ・保健・福祉関係情報 (保育所、介護サービス事業所 等)

※避難元自治体への説明会の実施も検討。



## 【参考】ホテル等割り振り（案）

○受入人数（1,033人）を超える、ホテル等の部屋（932部屋、1,350人分）を確保見込み。

（単位：人）

大津町	地区名	单身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	世帯数	人口
	旧伊良部	765	134	0	0	0	0	0	0	0	0	899	1,033



	シングル	ツイン・ダブル	トリプル	計
7施設	539部屋（539人）	368部屋（736人）	25部屋（75人）	932部屋（1,350人）

※部屋割の一案

旧伊良部				
構成	世帯数	シングル	ツイン・ダブル	トリプル
单身	765	539	226	
2人	134		134	
合計	899	539	360	

## 2 輸送（避難先連絡所→受入収容施設）

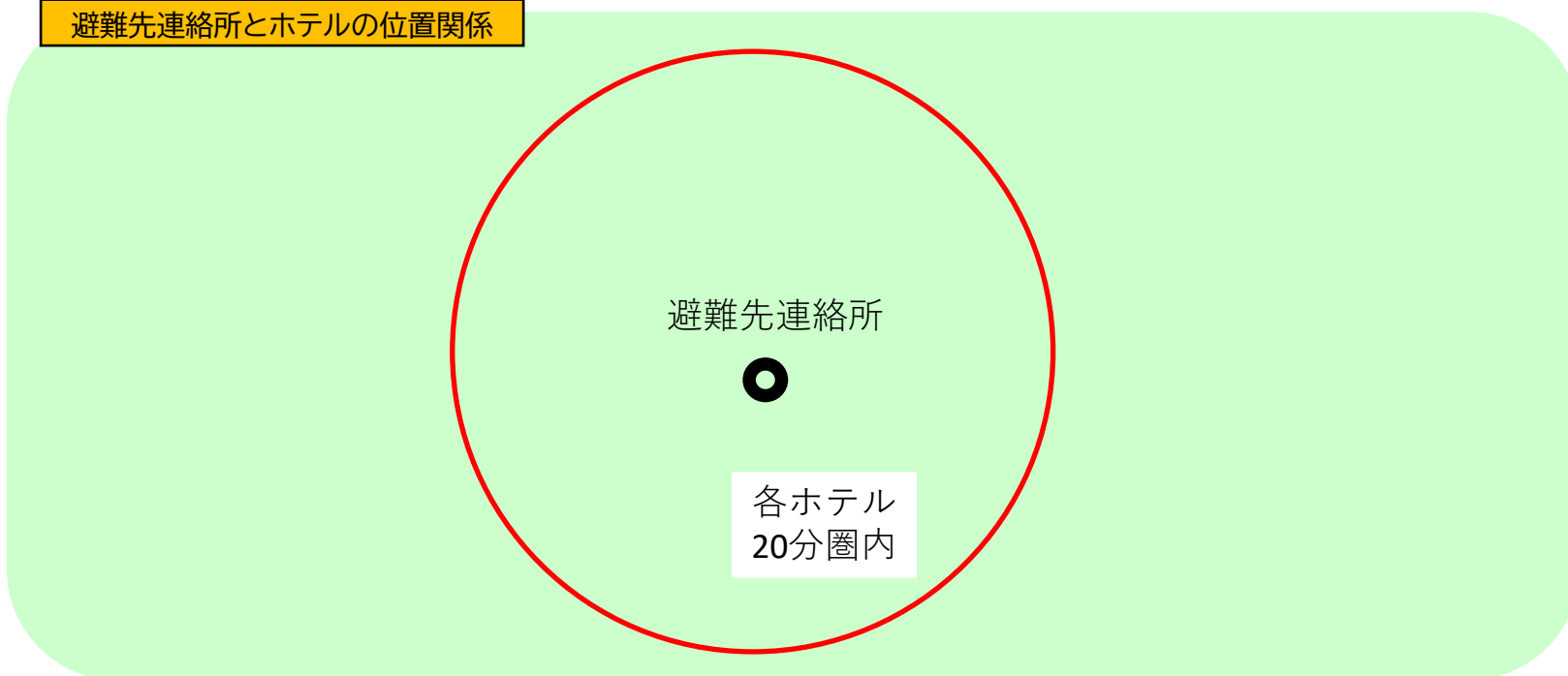
### ○考え方

- 避難住民は、受付等のため、鹿児島空港から避難先連絡所に移動する。
- 避難先連絡所から各ホテル等への輸送は、鹿児島空港からの輸送に使用したバスをそのまま活用。
- 避難先連絡所からは職員が乗車し、避難住民の誘導案内を実施。
- バスは、全ての避難住民をホテル等へ送り届けた後、避難先連絡所に戻り、職員を降車。

### ○輸送の流れ等



避難先連絡所とホテルの位置関係



# 【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）①～

<1日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計4台)	鹿児島空港発	避難先連絡所 着	受付等	避難先連絡所 発	ホテル 着	計
173名	90分		30分	120分		60分	20分		約5時間30分
3-1 (100名)	9:05	10:35	50名/台	11:05	13:05		14:05	14:25	
			50名/台			+待機30分	14:35	14:55	
3-2 (73名)	10:15	11:45	40名/台	12:15	14:15		15:15	15:35	
			33名/台			+待機30分	15:45	16:05	

<2日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計4台)	鹿児島空港発	避難先連絡所 着	受付等	避難先連絡所 発	ホテル 着	計
172名	90分		30分	120分		60分	20分		約5時間30分
3-1 (100名)	9:05	10:35	50名/台	11:05	13:05		14:05	14:25	
			50名/台			+待機30分	14:35	14:55	
3-2 (72名)	10:15	11:45	40名/台	12:15	14:15		15:15	15:35	
			32名/台			+待機30分	15:45	16:05	

<3日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計4台)	鹿児島空港発	避難先連絡所 着	受付等	避難先連絡所 発	ホテル 着	計
172名	90分		30分	120分		60分	20分		約5時間30分
3-1 (100名)	9:05	10:35	50名/台	11:05	13:05		14:05	14:25	
			50名/台			+待機30分	14:35	14:55	
3-2 (72名)	10:15	11:45	40名/台	12:15	14:15		15:15	15:35	
			32名/台			+待機30分	15:45	16:05	

# 【参考】輸送（避難先連絡所→受入収容施設）～タイムテーブル（一案）②～

<4日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計4台)	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等	避難先連絡所発	ホテル着	計
172名	90分		30分	120分		60分	20分		約5時間30分
3-1 (100名)	9:05	10:35	50名/台	11:05	13:05		14:05	14:25	
			50名/台			+待機30分	14:35	14:55	
3-2 (72名)	10:15	11:45	40名/台	12:15	14:15		15:15	15:35	
			32名/台			+待機30分	15:45	16:05	

<5日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計4台)	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等	避難先連絡所発	ホテル着	計
172名	90分		30分	120分		60分	20分		約5時間30分
3-1 (100名)	9:05	10:35	50名/台	11:05	13:05		14:05	14:25	
			50名/台			+待機30分	14:35	14:55	
3-2 (72名)	10:15	11:45	40名/台	12:15	14:15		15:15	15:35	
			32名/台			+待機30分	15:45	16:05	

<6日目>

航空機便	宮古空港発	鹿児島空港着	バス乗換 (計4台)	鹿児島空港発	避難先連絡所着	受付等	避難先連絡所発	ホテル着	計
172名	90分		30分	120分		60分	20分		約5時間30分
3-1 (100名)	9:05	10:35	50名/台	11:05	13:05		14:05	14:25	
			50名/台			+待機30分	14:35	14:55	
3-2 (72名)	10:15	11:45	40名/台	12:15	14:15		15:15	15:35	
			32名/台			+待機30分	15:45	16:05	



### 3 避難先連絡所～レイアウト及び動線①～

#### オークスプラザ（1階）

##### 前提

- ・最初に、大型バス2台(87名)が到着。
- ・次に、約30分後に大型バス2台(約87名)が到着。  
→最大87名の受付待機場所を確保するとともに、87名の受付を約30分程度で終了させる必要がある。

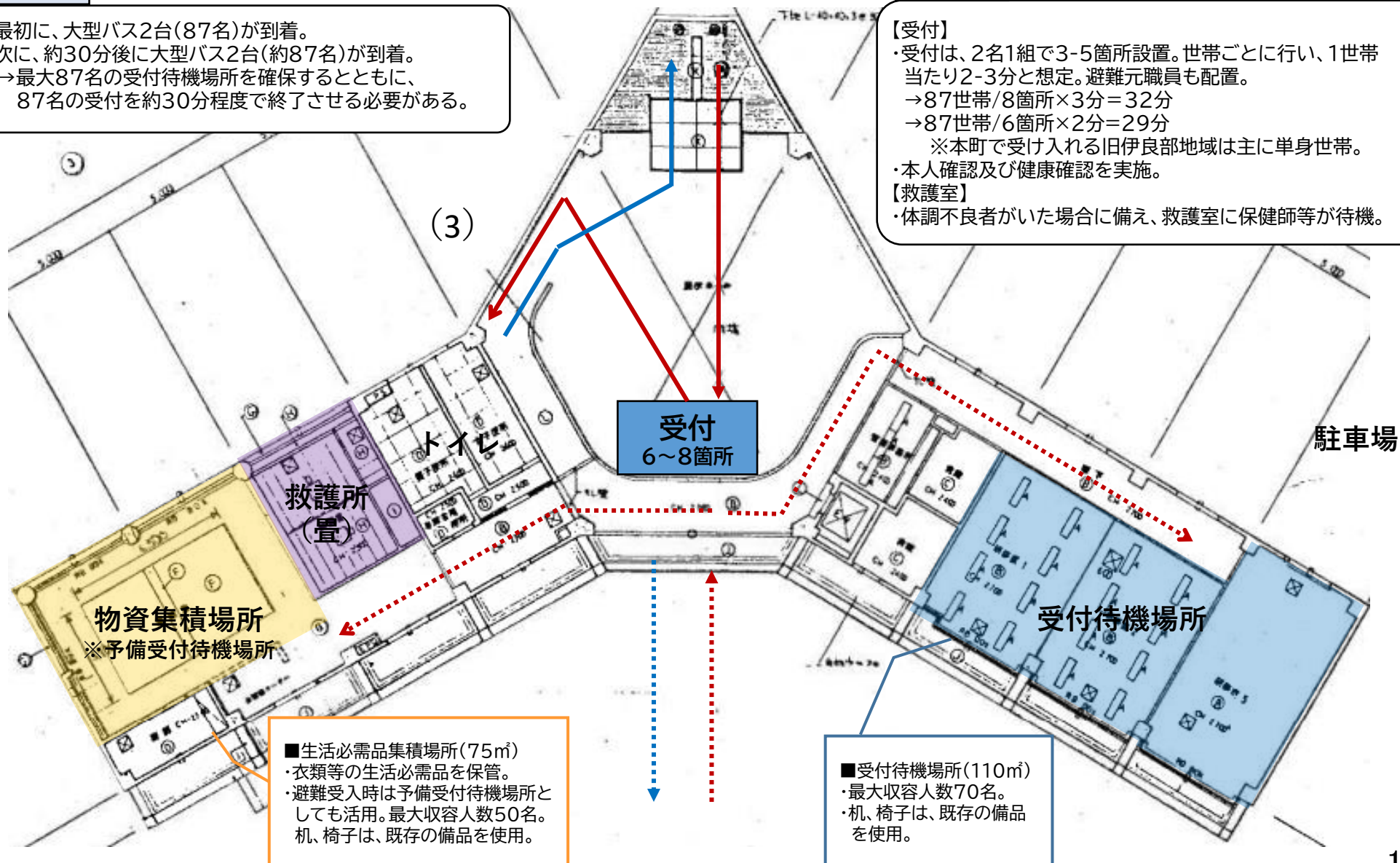
##### 考え方

###### 【受付】

- ・受付は、2名1組で3-5箇所設置。世帯ごとに行い、1世帯当たり2-3分と想定。避難元職員も配置。  
→87世帯/8箇所×3分=32分  
→87世帯/6箇所×2分=29分  
※本町で受け入れる旧伊良部地域は主に単身世帯。
- ・本人確認及び健康確認を実施。

###### 【救護室】

- ・体調不良者がいた場合に備え、救護室に保健師等が待機。

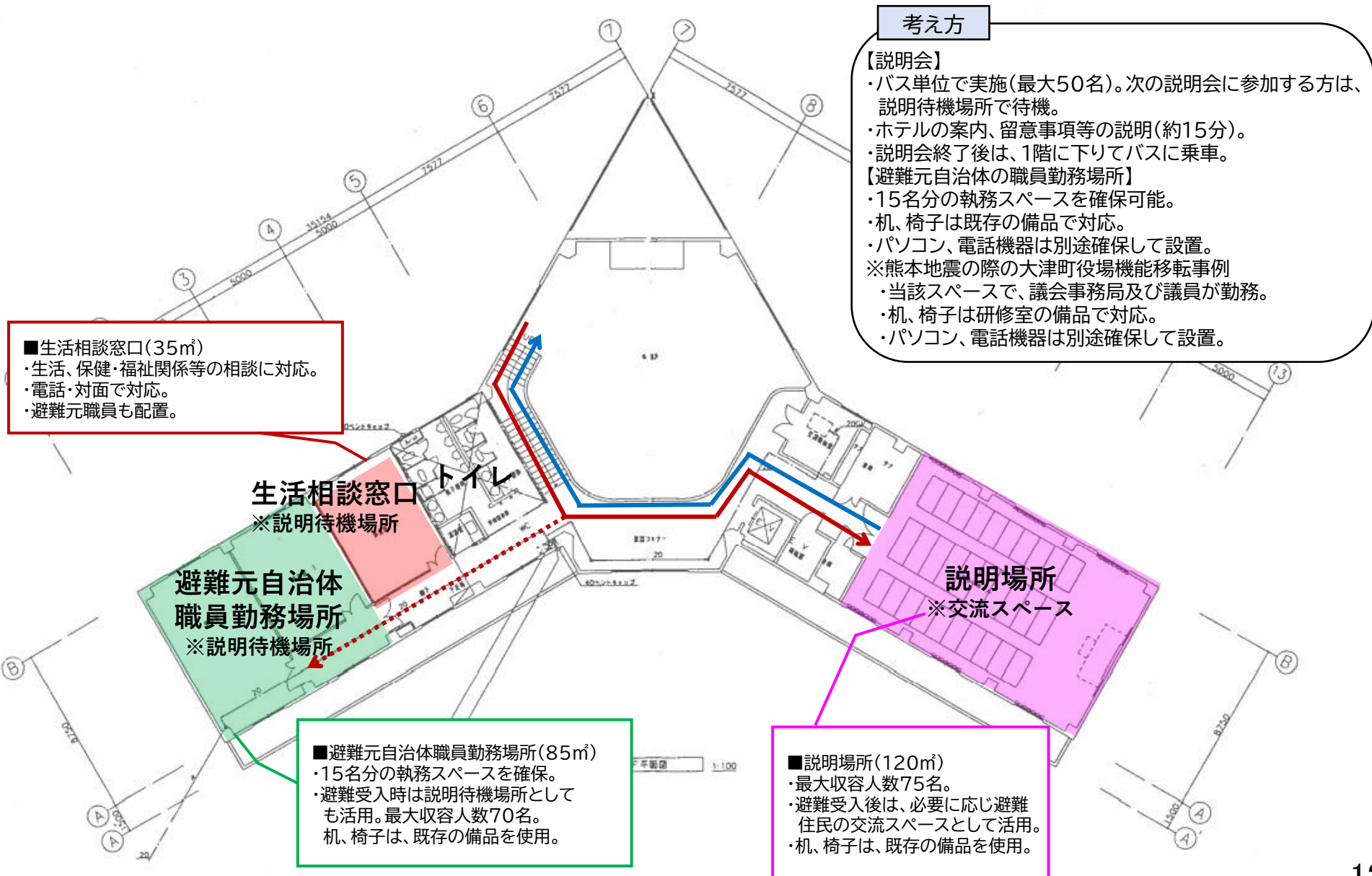


- 生活必需品集積場所(75㎡)  
・衣類等の生活必需品を保管。  
・避難受入時は予備受付待機場所としても活用。最大収容人数50名。  
机、椅子は、既存の備品を使用。

- 受付待機場所(110㎡)  
・最大収容人数70名。  
・机、椅子は、既存の備品を使用。

### 3 避難先連絡所～レイアウト及び動線②～

#### オークスプラザ（2階）

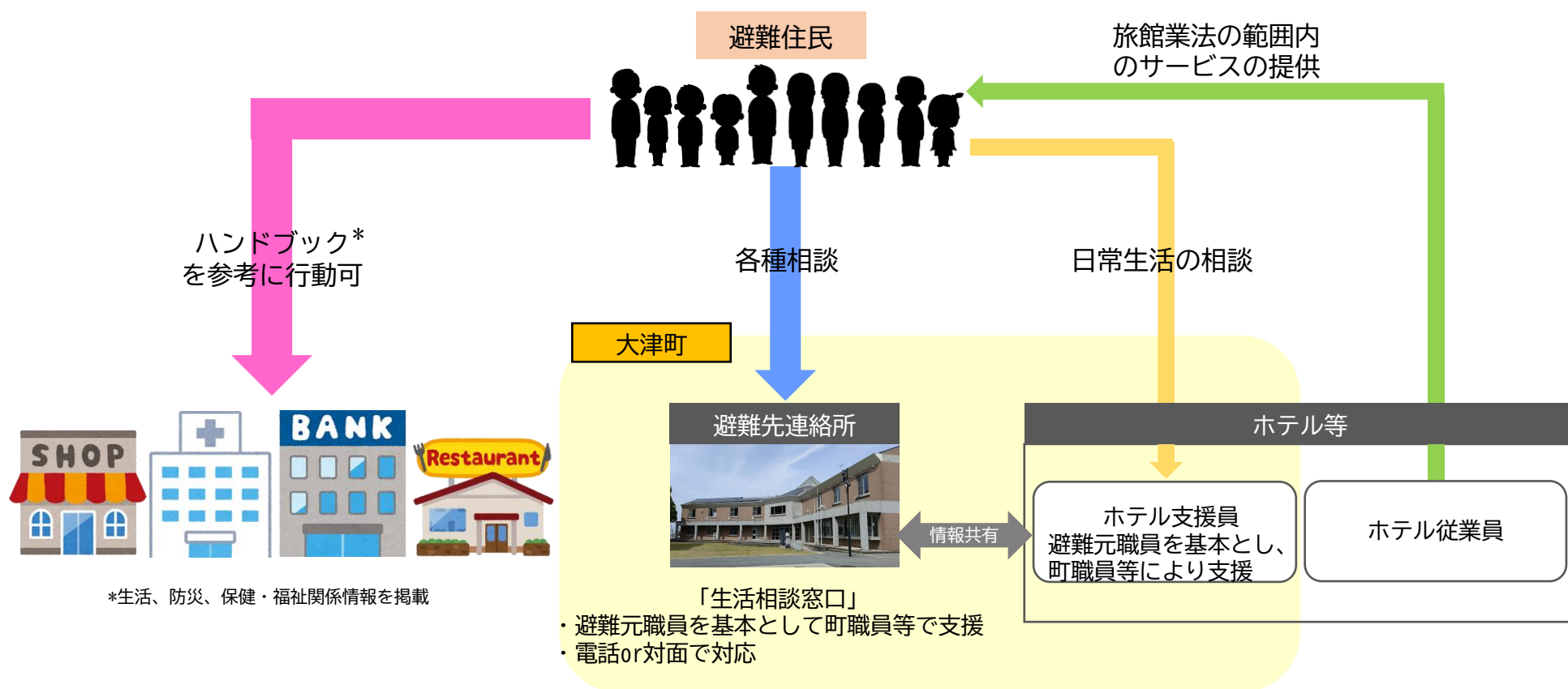


## 4 生活支援～各種相談等への対応～

### ○考え方

- 各種相談に対応するため、避難先連絡所に「生活相談窓口」を設置。
- 各ホテル等に、日常生活における支援窓口としてコンシェルジュ的な役割を担う支援員を配置。
- 生活相談窓口やホテル支援員は、避難元職員を基本として町職員等により支援する。  
(事前に、支援体制等について避難元自治体と協議・調整しておく必要がある。)

### ○各種相談等への対応体制

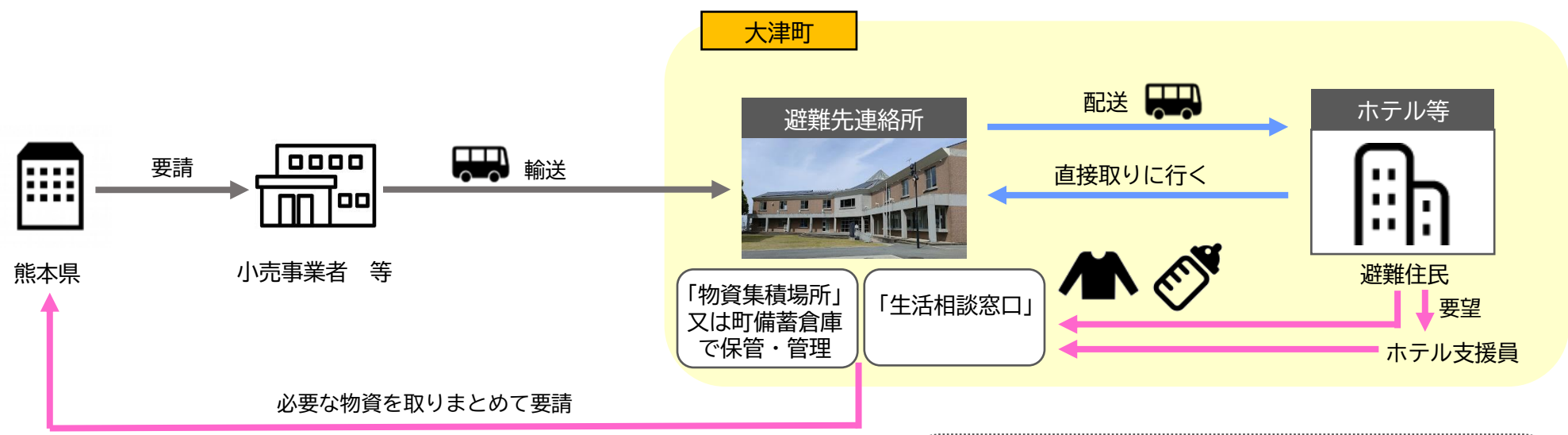


※詳細な相談等は、ホテル支援員ではなく、避難先連絡所内の専用相談窓口で対応。  
※ホテル支援員については、ホテルを含め、民間事業者への業務委託も検討。

## ○考え方

- 避難先連絡所に輸送された生活必需品は、「物資集積場所」又は町備蓄倉庫で保管・管理。
- 必要に応じて避難先連絡所から各ホテル等に配送。個別ニーズに応じた生活物資は、避難住民自ら避難先連絡所等に取りに行くことも可能。
- 避難住民のニーズは生活相談窓口等で把握。生活必需品が不足する場合は、町で取りまとめの上、県に要請。

## ○各種相談等への対応体制



- <生活日用品(一案)>
- ・衣類
  - ・配慮を要する者の日常生活支援のための用品
    - 乳幼児：オムツ、粉ミルク、離乳食
    - 女性：生理用品
    - 高齢者：オムツ、パッド
- など

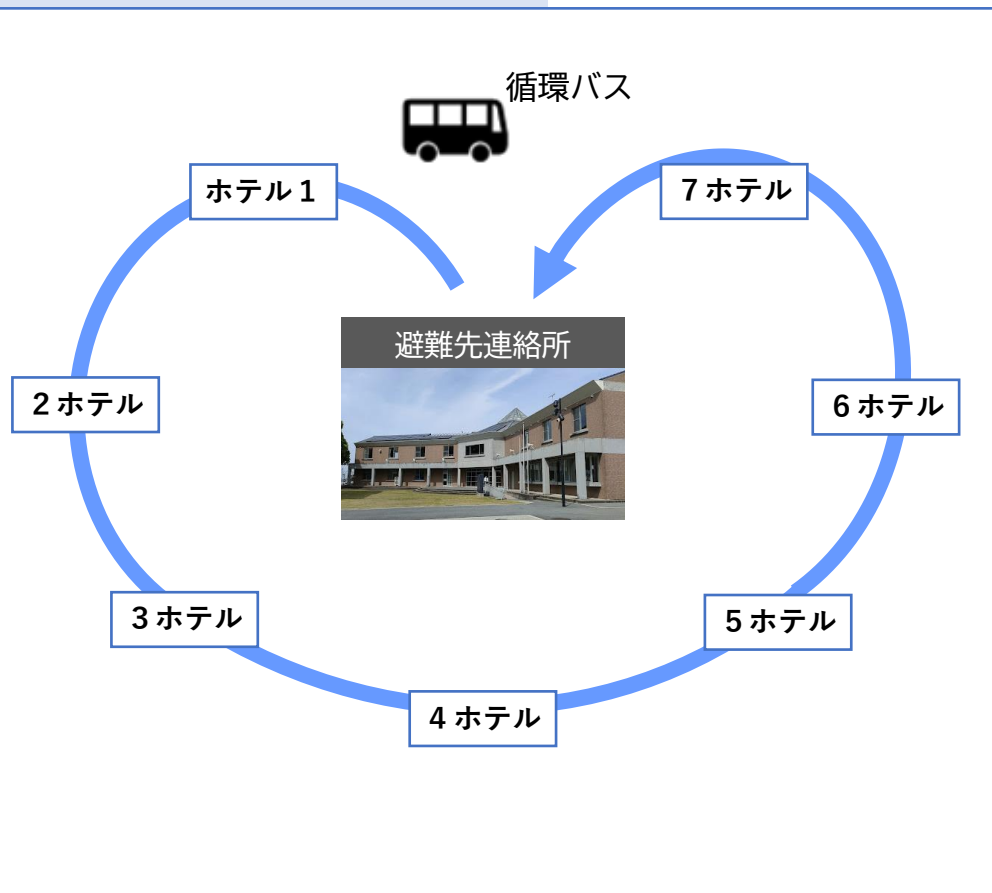
# 4 生活支援～循環バスの運行・健康管理等～

## <循環バスの運行>

### ○考え方

- 避難先連絡所を始点・終点として、各ホテル等を循環するバスの運行も検討。
- 運行の必要性、便数や経由地は、避難元自治体と協議・調整。

### ○循環バス運行イメージ

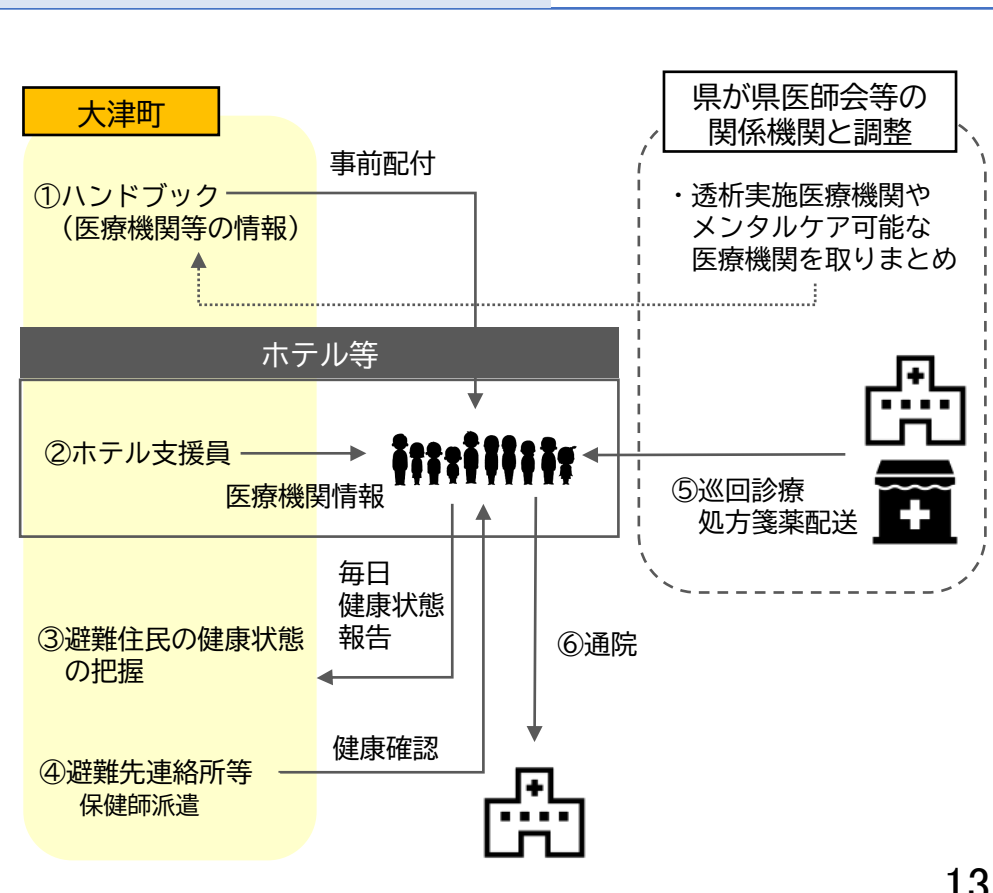


## <健康管理等>

### ○考え方

- 避難先連絡所等からホテル等に保健師を派遣し、避難住民の健康確認。
- ハンドブックやホテル支援員等により、医療機関情報を提供。

### ○健康管理イメージ



## 5 職員の確保・配置

### ○考え方

- 避難先連絡所の運営等に必要な職員は、町役場全体で確保するほか、避難元職員も活用。
- それでも不足する場合は、県に応援職員の派遣を要請。必要に応じて民間事業者への業務委託も検討。

### ○1日当たりの必要な職員数（想定）

単位：人

区分		避難住民受入時										避難住民受入後（生活支援）									
		輸送*1	避難先連絡所									計	避難先連絡所						ホテル等		計
役割		添乗員*2	責任者	全体確認・支援	バス誘導	施設内誘導	受付	体調不良者対応	受付待機場所	説明	説明待機場所		計	責任者	全体確認・支援	物資集積場所	生活相談窓口	交流スペース	巡回健康確認	支援員（責任者）*3	
		必要な 最大職員数	事務職員	4	1	2	2	3	10		1	2		1	26	1	2	1	4	1	
保健師								2				2						2			2
計		4	24										11						21		

\*1 避難先連絡所からホテル等までのバス輸送

\*2 バス1台に1名乗

\*3 各ホテルに1名配置

\*4 各ホテルに2名配置

### **(3) 受入市町への応援体制の確保**



## 4. 要配慮者の受入れ調整

# 検討を進める上での前提的な事項

## 1 検討の目的

- 要配慮者の受入れに係る必要な手順や方法、準備事項や役割分担の整理等について、九州・山口各県、沖縄県、内閣官房を始めとした関係省庁等が連携の上、九州・山口各県において検討を進めていき、検討の成果を作成しつつ、検討の過程において抽出された論点や課題を共有し、対応策について検討を行うとともに、本検討を通じて、避難住民を受け入れるに当たっての実効性を高める。

## 2 検討における前提事項

- 九州・山口各県は、平時と同様の経済活動が維持されており、医療・福祉の提供体制についても平時と同様の体制が維持されていると想定する。自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、国民保護における本検討の想定は、武力攻撃予測事態下において住民が避難を行うものであり武力攻撃災害による傷病者は発生しない。
- 沖縄県先島5市町村から九州・山口各県への避難に要する期間は6日程度とする。

## 3 検討対象期間

- 本検討の対象期間は避難当初の約1か月間とする。

## 4 沖縄県先島5市町村と九州・山口各県の組み合わせ

- 避難元市町村と避難先(受入)県の設定案(「宮古島市⇒福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県」、「多良間村⇒熊本県」、「石垣市⇒山口県・福岡県・大分県」、「竹富町⇒長崎県」、「与那国町⇒佐賀県」)は考慮しないものとする。

## 5 避難側での検討を踏まえた整理

- 要配慮者に関する検討は避難側が先行していることから、避難側における検討内容を受入側に反映しつつ、避難側との連携を考慮の上、医療従事者や福祉・介護関係者等と協議を行いつつ、検討を進めていく。

## 6 モデル検討対象地域(市町村)

- 避難住民の受入れに係る初期的な計画(令和6年度における検討)で設定した市町村をベースに、要配慮者の受入れ調整に関する検討(モデル検討)の対象とする受入れ地域を、熊本県熊本市とする。

No.1

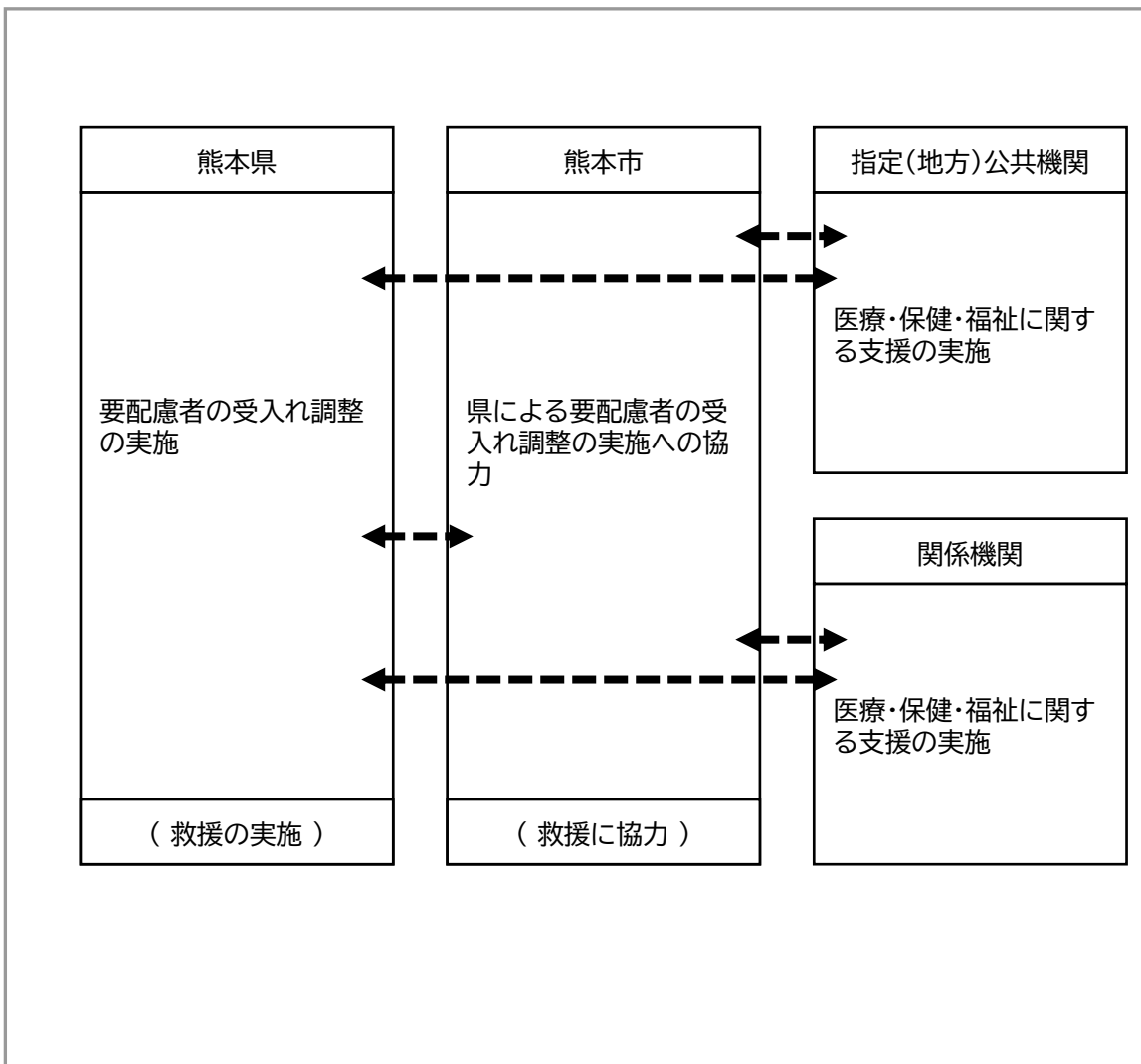
要配慮者の受入体制と保健医療福祉活動に関する連携



## (2) 熊本県、熊本市、指定(地方)公共機関、関係機関の役割・連携

熊本市、指定(地方)公共機関、関係機関における役割を整理の上、要配慮者の受入れ調整に係る一元的な連携体制を構築する。

### ■ 熊本県、熊本市、指定(地方)公共機関、関係機関の連携体制



### ■ 熊本市の役割

班名	担当課室	役割
本部調整班	危機管理 防災部	全体運営、 各対策部との連絡調整
福祉総務班	健康福祉政 策課ほか	要配慮者支援の総合調整
保健医療対策班	健康危機管 理課ほか	医療援護に関する総合調整、 健康管理・保健衛生

## (3) 受入施設への要配慮者の受入れ調整に係る指揮系統と調整フロー

要配慮者の受入れ調整に際して、それぞれのセクションにおける指示や報告の流れを明確にし、意思決定の迅速化と一貫性を確保するため、次のとおり指揮系統を整えた上で、受入れの調整フローを整理した。

### 【調整フロー】

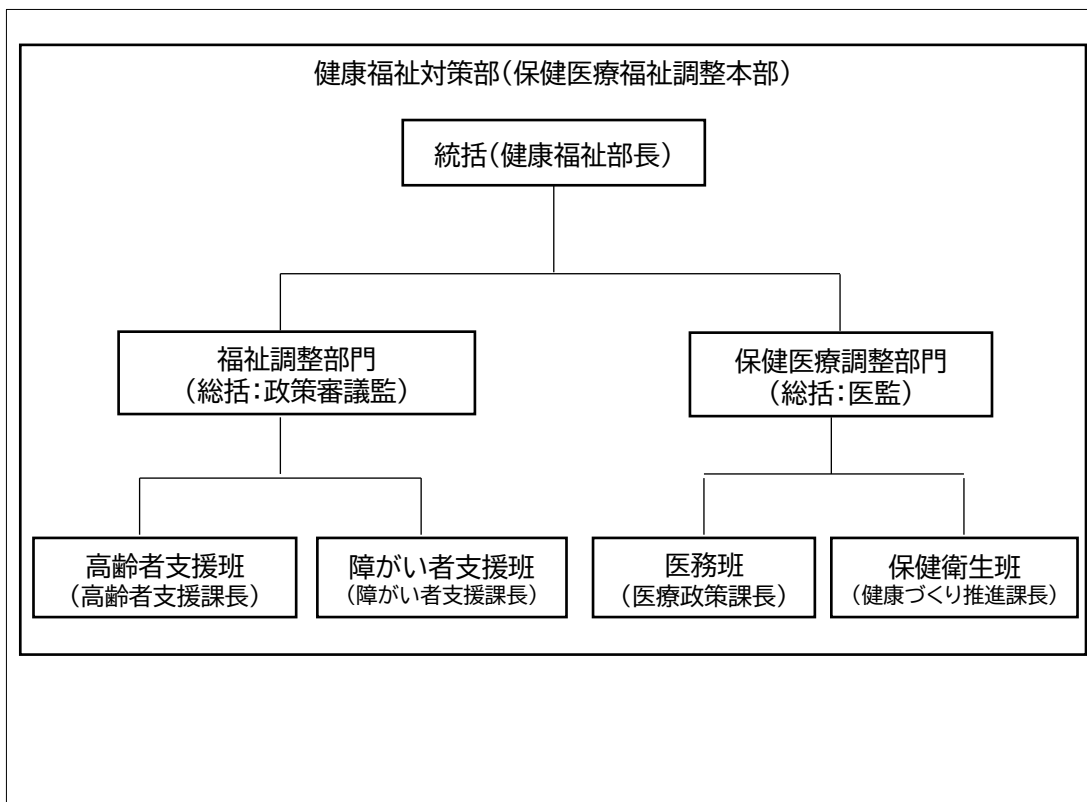
#### ■ 社会福祉施設等の場合

- 1 入所調整を行うために必要となる要配慮者の情報を避難元から熊本県が入手。
- 2 避難元から提供を受けた要配慮者の情報を基に熊本県が熊本市や関係団体と調整を開始。
- 3 熊本市内における社会福祉施設等の空き状況及び受入れの有無を熊本市を通して熊本県も把握。
- 4 受入れ可能な社会福祉施設等への要配慮者の振分けを熊本市に依頼。

#### ■ 医療機関の場合

- 1 入院調整を行うために必要となる要配慮者の情報を避難元から熊本県が入手。
- 2 避難元から提供を受けた要配慮者の情報を基に熊本県が熊本市や熊本県医師会と調整を開始。
- 3 熊本市における医療機関の空床状況を熊本県が把握。
- 4 受入れ可能な医療機関への要配慮者の振分けを熊本県が実施。

#### ■ 要配慮者の受入れ調整に係る指揮系統



# No.1-2 要配慮者の受入れ調整にあたり最低限必要となる情報について

## (1)搬送手段や受入施設の決定のために最低限必要となる情報の整理

要配慮者の区分を基に、要配慮者の搬送手段や受入施設を決定する際に最低限必要となる情報について、基礎的な情報、医療や介護に関する情報を次のとおり整理した。

区分		基礎的な情報	医療や介護に関する情報
在宅要配慮者	高齢者・要介護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>年齢</li> <li>性別</li> <li>生年月日</li> <li>住所</li> <li>緊急連絡先</li> <li>アレルギー情報</li> <li>感染症の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療情報(主な疾患、服薬情報(お薬手帳)、医療的ケアの有無)</li> <li>介護・生活支援情報(ADLのレベル、食事、排せつ、移動、入浴等、使用している補助具(車いす、杖等))</li> </ul>
	障がい児・者 (身体・知的・精神・発達)		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳の等級・障害種別</li> <li>医療、健康状態に関する情報(既往歴、感染症の有無、アレルギー、投薬中の薬剤、使用中の医療機器、主治医連絡先など)</li> <li>生活支援に関する情報(ADLのレベル、補助具、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理、入浴・移動の介助の要否、福祉関係者連絡先など)</li> </ul>
	外来人工透析		<ul style="list-style-type: none"> <li>主な疾患名(症状・状態)、感染症の有無、アレルギー(薬剤・食物)</li> <li>投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、医療的ケアの要否・使用中の医療機器(酸素、人工呼吸器、透析、インスリンポンプなど)</li> </ul>
	在宅酸素患者		<ul style="list-style-type: none"> <li>主な疾患名(症状・状態)、感染症の有無、アレルギー(薬剤・食物)</li> <li>投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、医療的ケアの要否・使用中の医療機器(酸素、人工呼吸器、透析、インスリンポンプなど)</li> </ul>
	在宅人工呼吸器患者		<ul style="list-style-type: none"> <li>主な疾患名(症状・状態)、感染症の有無、アレルギー(薬剤・食物)</li> <li>投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、医療的ケアの要否・使用中の医療機器(酸素、人工呼吸器、透析、インスリンポンプなど)</li> </ul>
	妊産婦		<ul style="list-style-type: none"> <li>主な疾患名(症状・状態)、感染症の有無、アレルギー(薬剤・食物)</li> <li>投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、医療的ケアの要否・使用中の医療機器(酸素、人工呼吸器、透析、インスリンポンプなど)、妊娠週数</li> </ul>
社会福祉施設等	高齢者施設入所者	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定の有無と介護度</li> <li>医療・健康情報(主な疾患(例:認知症、心疾患、糖尿病、褥瘡など)医療的ケアの有無、服薬情報(お薬手帳))</li> <li>介護・生活支援情報(日常生活動作(ADL)の状況(移動、排泄、食事、入浴など)、使用している福祉用具(車椅子、歩行器、ポータブルトイレなど)、認知症の有無と行動特性(徘徊、不安、暴言など))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳の等級・障害種別</li> <li>医療、健康状態に関する情報(既往歴、感染症の有無、アレルギー、投薬中の薬剤、使用中の医療機器、主治医連絡先など)</li> <li>生活支援に関する情報(ADLのレベル、補助具、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理、入浴・移動の介助の要否、福祉関係者連絡先など)</li> </ul>
	障がい児・者施設入所者		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳の等級・障害種別</li> <li>医療、健康状態に関する情報(既往歴、感染症の有無、アレルギー、投薬中の薬剤、使用中の医療機器、主治医連絡先など)</li> <li>生活支援に関する情報(ADLのレベル、補助具、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理、入浴・移動の介助の要否、福祉関係者連絡先など)</li> </ul>
医療機関	入院患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な疾患名(症状・状態)、感染症の有無、アレルギー(薬剤・食物)</li> <li>投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、医療的ケアの要否・使用中の医療機器(酸素、人工呼吸器、透析、インスリンポンプなど)</li> </ul>	

### (1) 搬送手段・受入施設に関する調整フロー

沖縄県・先島5市町村から連携された要配慮者に関する情報、受入市町村に所在する受入施設及び要配慮者を搬送するにあたり使用可能なアセットを考慮した上で、要配慮者の分類等に応じた搬送手段と受入施設の決定までの調整フローについて、次のとおり整理した。

#### ■ 要配慮者の受入れに係る搬送手段・受入施設に関する調整フロー

※先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設等、社会福祉施設等に入所の方は同種の社会福祉施設等、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送すると想定した上で調整フローの検討を実施した。

- ・ 受入施設の機能を考慮の上、受入れの可否を確認。
- ・ 利用可能な車両等のアセットの確認。
- ・ 避難元から連携された要配慮者に関する情報を基に対象者の状態を把握。
- ・ ADL、介護認定、障害等級、疾病情報等の評価を実施。
- ・ 呼吸管理、経管栄養、吸引等の医療的ケアの継続有無の確認。
- ・ 医療従事者や介助者、家族等の付添い同行者の確認。
- ・ 個々の要配慮者の状態等を総合的に勘案して、ホテル旅館or社会福祉施設等or医療機関の選定を実施
- ・ 搬送先の受入施設までの搬送距離、搬送経路の確認。
- ・ 受入空港、受入港でのメディカルチェックを踏まえ、適切な受入施設・搬送手段の決定。

#### (高齢者施設受入れの場合)

- ・ 避難元から提供された要配慮者に関する情報を基に対象者の状態を把握。
- ・ 沖縄県から鹿児島空港(港)までの付添い同行者の確認。熊本の施設までの付添い同行者の確認。
- ・ 個々の要配慮者の状態等を総合的に勘案して、高齢者施設等の選定を実施
- ・ 受入施設の機能を考慮の上、受入れの可否を確認。
- ・ 利用可能な車両等のアセットの確認。
- ・ 搬送先の受入施設までの搬送距離、搬送経路の確認。
- ・ 鹿児島から熊本までの移動手段について、新幹線等の代替手段の可能性について確認。(移動に要する時間が最も短く、要配慮者の負担軽減につながる。また、熊本県内の受入施設が、鹿児島まで送迎できないケースも想定される。)

## No.2

要配慮者の受入施設の把握方法・搬送手段の把握方法、  
洗い出し

### (1) 熊本県内に所在する社会福祉施設等の把握

沖縄県国民保護訓練において整理を行った、要配慮者の各区分における「行政の支援を要する者」のうち、社会福祉施設等に入所の方については、以下の種別の施設に入所されていることから、同種施設の空き状況の把握方法について、検討を行った。

#### 【先島5市町村からの要配慮者が入所していた社会福祉施設等の種別】

##### 【高齢者施設】

- ・養護老人ホーム
- ・老人短期入所施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症対応型共同生活介護事業所(GH)
- ・軽費老人ホーム
- ・介護老人保健施設

##### 【障がい児・者施設】

- ・障害者支援施設(施設入所支援)
- ・障害児入所施設
- ・グループホーム(共同生活援助)

### ■ 社会福祉施設等の空き状況の把握方法について

#### 【庁内担当部局等が保有する社会福祉施設等のリストや情報】

##### (高齢者施設)

- ・県は、「高齢者関係資料集」に掲載してるリストにより、上記高齢者施設を把握する。
- ・併せて「介護サービス情報の公表」により施設のサービス内容を把握。

##### (障がい児・者施設)

- ・障害福祉サービス事業所等一覧(熊本市分を除く)

#### 【空き状況の把握に当たっての関係機関との連携】

##### (高齢者施設)

- ・県は、熊本市内の上記高齢者施設の空き状況について、熊本市に調査を依頼し空き状況(受入可能人数)を把握する。
- ・熊本市以外の上記高齢者施設の空き状況(受入可能人数)については、市町村や関係団体等と連携し、把握に努める。(※必要なエリアについて調査を実施)

##### (障害者支援施設等)等

- ・熊本県は熊本市と連携を取りながら、県内各施設に対し、空き状況等についての一斉照会を行う。

### (1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法

### 【陸上アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する陸上搬送の候補になり得る熊本県内のアセットについて、次のとおり把握方法に関する検討を行った。

#### ■ 陸上搬送に使用することが想定されるアセットの把握方法について

##### 【県庁担当部局で保有・把握しているアセットに関するリストや情報】

- ・初期救急医療機関、第二次救急医療機関、第三次救急医療機関が保有する病院救急車・ドクターカーの保有台数  
(厚生労働省が例年実施している「救急医療提供体制の現況調べ」に対する各医療機関からの回答(調査実施年度の4月1日時点))

##### 【社会福祉施設】

- ・福祉タクシー
- ・福祉車両 関係市町村を通して把握する。(※入所施設数×1台で想定)
- ・福祉車両1台につき運転手1名、介護職員又は看護師1名必要

##### 【アセットの把握に当たっての関係機関との連携】

- ・要配慮者受入れ施設のマッチングと併せて、運転手、介護職員の手配、調整が必要である。

##### 【各消防本部】

- ・保有する救急自動車を各消防本部を通じて把握する。123台(R6.4.1現在)

## (2)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセット情報の整理

### 【航空アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する航空搬送の候補になり得る熊本県内のアセットを次のとおり取りまとめた。

区分	ドクターヘリ	警察ヘリ	防災ヘリ
運用主体/保有法人	西日本空輸株式会社	熊本県警察	天草エアライン株式会社
機種名	BK117-C2	EC135P3	JACOMI (7人乗り)
出動要請窓口	熊本県防災消防航空センター	熊本県警察航空隊	熊本県防災消防航空センター
保有台数	1台	1台	1台
航続距離	370 km	635km	834 km
巡航速度	120 kt/h	137kt/h	277km/h
夜間・悪天候時の飛行	不可	不可	不可
運用可能な時間帯	午前8時30分から午後5時15分まで (日没時間等により変動)	日の出～日没	原則 午前8時30分から午後5時15分まで (日没時間等により変動)
定員	7名	8名	14名
搭乗可能人員	重担送	1名	1名
	担送	1名	1名
	護送	1名	1名 (車椅子不可)
	独歩	1名	2名
医療従事者の同乗可否	可	可	可
ストレッチャーや医療機器の搭載可否	可	不可	可
医療用電源の有無	有	無	有
重症患者の搬送可否	可	不可	可

No.3

受入空港・受入港からの要配慮者の搬送と受入施設

## (1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

## (2) 搬送時の付添い人員等の整理

沖縄県・先島5市町村から避難を行う要配慮者について、受入空港・受入港に到着後、熊本県の受入施設に搬送を行うに当たり、沖縄県国民保護訓練において検討されている要配慮者の分類と島外搬送手段等を基に、熊本県において、要配慮者の代表的な事例ごとの受入施設、搬送手段や搬送経路、搬送時の付添い等について次頁以降のスライドのとおり、パターン別のモデル検討を行った。

## 沖縄県国民保護訓練における検討との連携

沖縄県国民保護訓練において検討されている、要配慮者の分類や代表的な事例の設定について、その検討内容を熊本県において基礎的なものとして取扱うことで、検討上共通的な要素を活用することにより、沖縄県との連携を図る。

## 受入空港・受入港の設定

沖縄県国民保護訓練における検討内容を踏まえ、受入空港は福岡空港、鹿児島空港とし、また受入港は鹿児島港として設定する。

## 要配慮者の分類ごとの搬送先等

先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設等、社会福祉施設等に入所の方は同種の社会福祉施設等、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送する想定とする。また、受入施設がホテル旅館となる方は、避難先連絡所を経由するものとして整理を進める。

## ■ 受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について

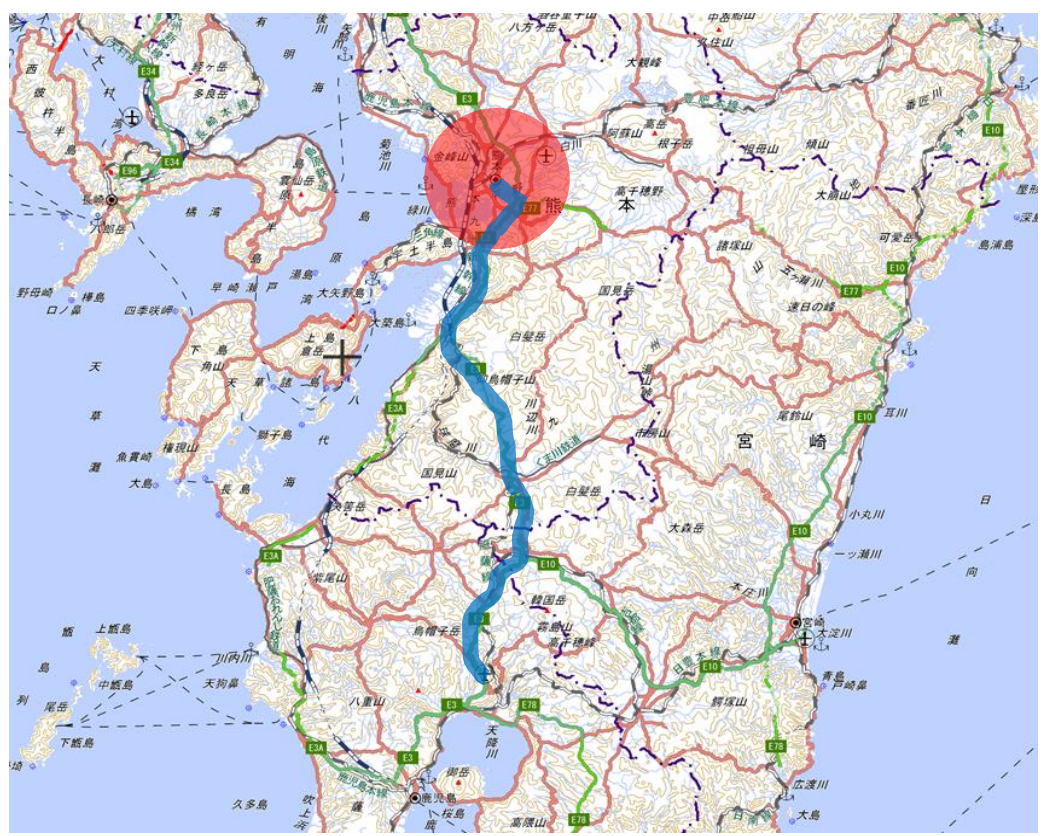
九州・山口各県の特定の地域に集中させるのではなく、分散して要配慮者を受入れる観点から、次のとおり設定した、受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について検討を行う。

鹿児島空港・鹿児島港 → 熊本県熊本市

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典: 国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 在宅酸素療法を受けているが、宿泊施設や在宅酸素療法をサポートする業者との調整を行いホテル旅館で受入れる。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同様の移動手段】

- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所: 貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館: 貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
単独世帯で、家族による付添い等ができないため、同行避難者による対応とする。	—	—	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1A**

【独歩1A】⇒50代男性、在宅酸素(酸素ボンベ携行)

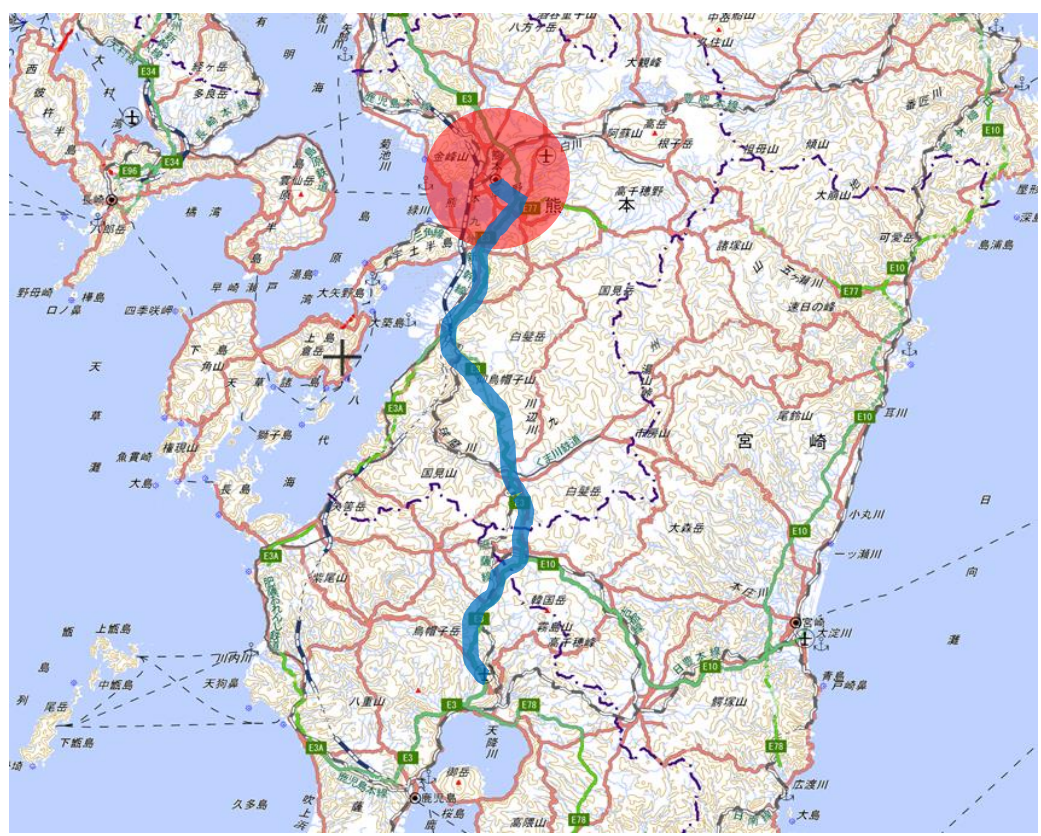
世帯状況: 単独世帯  
ADL: 自立。長距離の階段や坂道の昇降困難。カニューレによる酸素投与。  
要介護認定: なし

障害等級: 身体障害(呼吸器機能障害) 3級  
疾病情報: COPD(慢性閉塞性肺疾患)、キャリアによる酸素ボンベ携行(酸素流量2L/分)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典:国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受け入れるが、妊娠されていることから、付近に産科を標榜する医療機関があるホテル旅館を選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同様の移動手段】

- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所:貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館:貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
同居する家族または同行する避難者による付添い。	—	—	—	—	—	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1B**

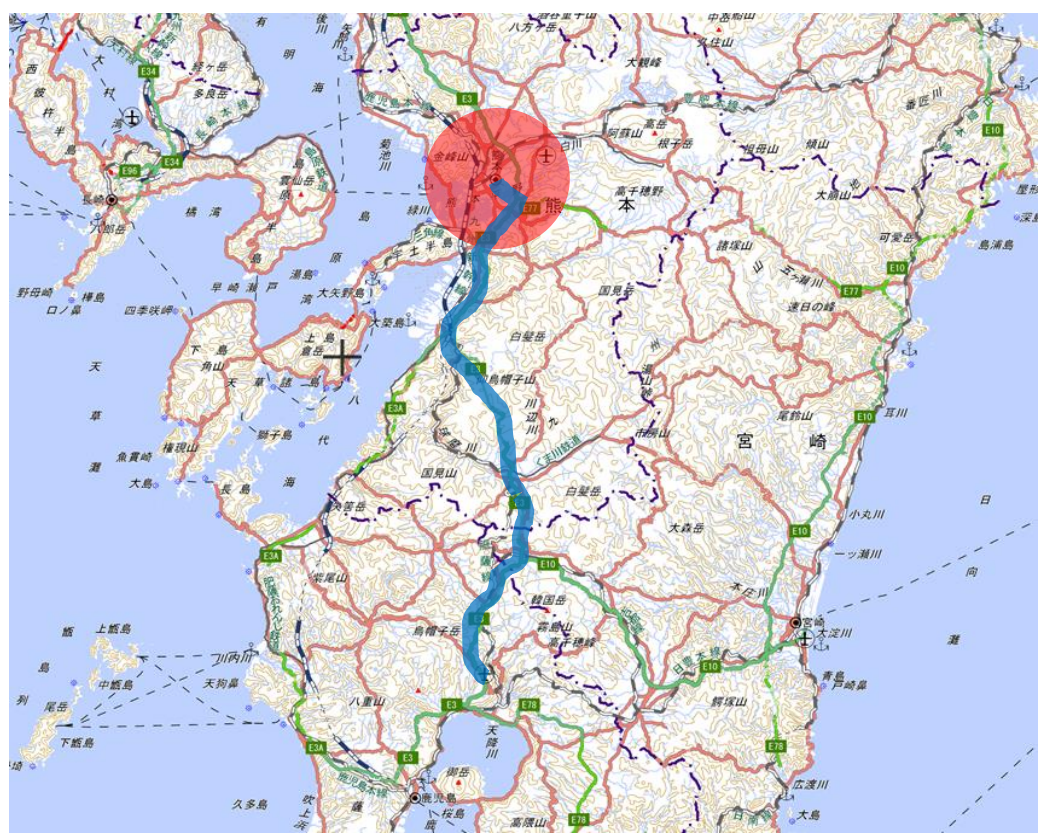
【独歩1B】⇒20代女性、妊婦(32週目・出産予定日2か月前)  
世帯状況:配偶者(20代、健常)、息子(3歳、健常)と同居  
ADL:自立。激しい動作困難。  
要介護認定:なし

障害等級:なし  
疾病情報:なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典: 国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受け入れるが、透析により通院する必要があることから、付近に血液透析の治療を行うことができる医療機関があるホテルを選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同様の移動手段】

- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所: 貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館: 貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
同居する家族または同行する避難者による付添い。	—	—	—	—	—	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1C**

【独歩1C】⇒40代女性、血液透析

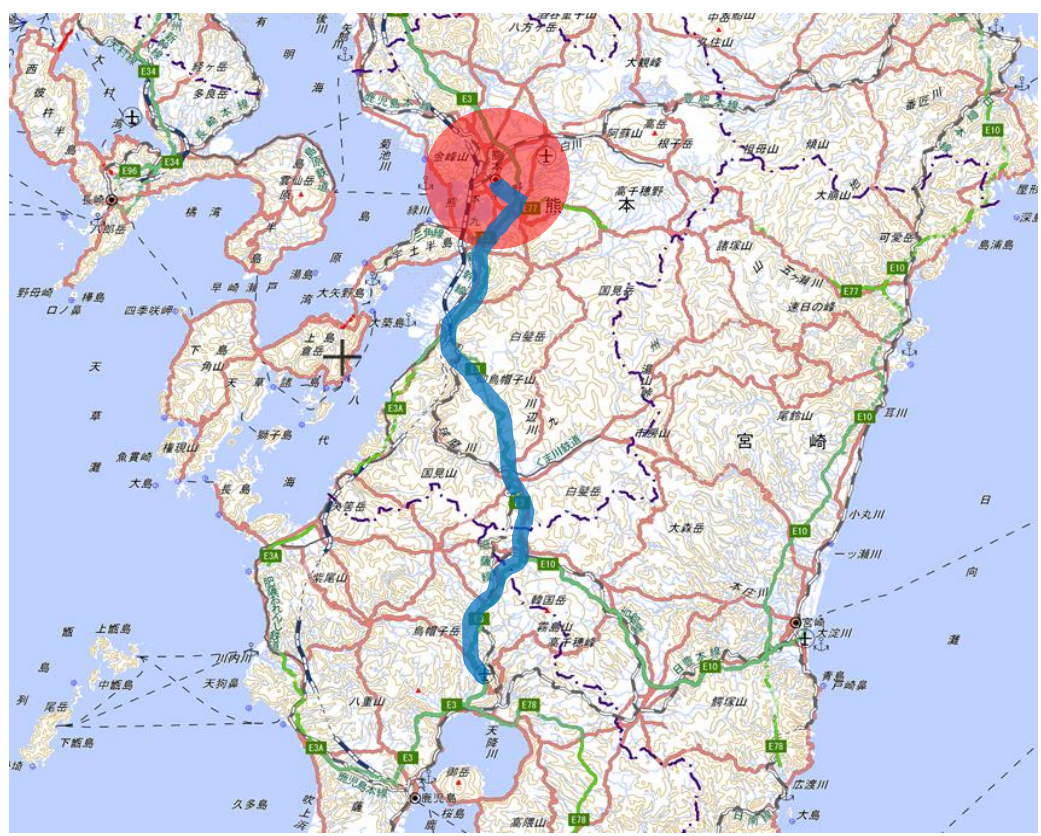
世帯状況：両親(双方60代、健常)と同居。  
ADL：自立。  
要介護認定：なし

障害等級：身体障害2級(腎機能障害)  
疾病情報：慢性腎臓病

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典: 国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受け入れられているが、急な陣痛や破水に備え病院へ向かう交通手段の確保について配慮する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同様の移動手段】

- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所:貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館:貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
同居する家族または同行する避難者による付添い。	—	—	—	—	—	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

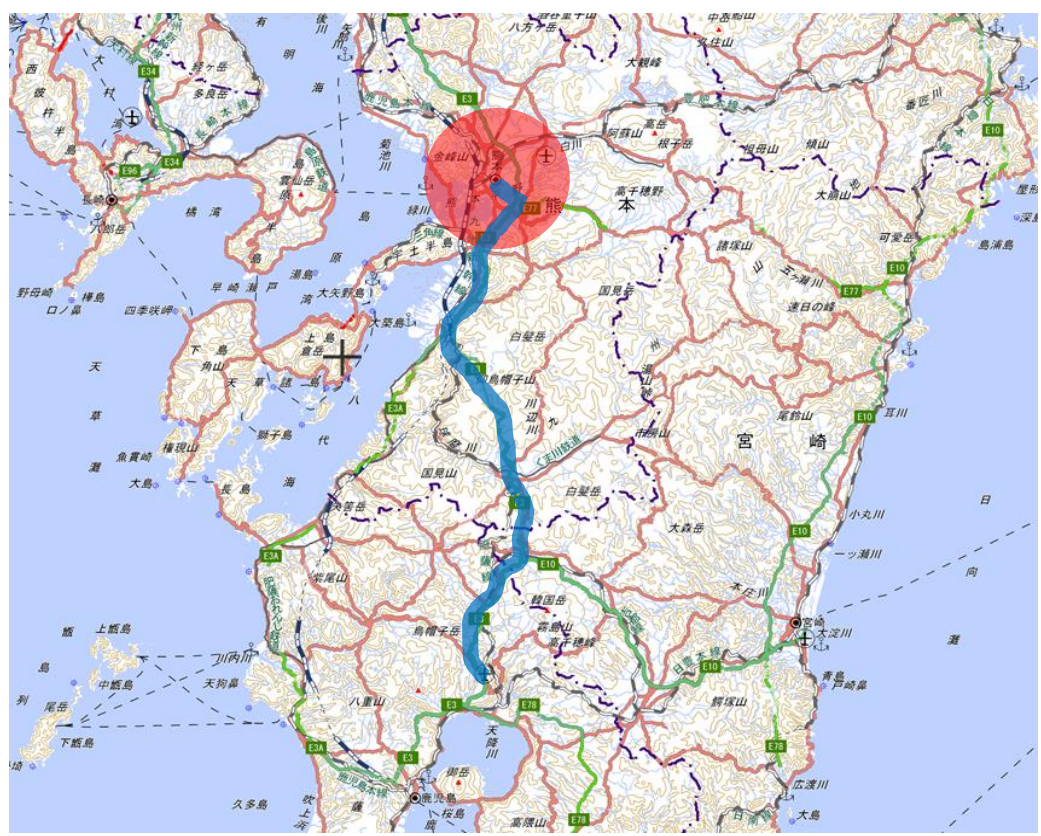
代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2A**

**【独歩2A】⇒30代女性、妊婦 (37週目・出産予定日3週間前)**  
 世帯状況: 配偶者(30代、健常)と同居。 障害等級: なし  
 ADL: 基本的に自立。激しい動作困難。 疾病情報: なし  
 要介護認定: なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典: 国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 居宅で生活しており、ホテル旅館での受入れを想定しているが、生活環境の変化への対応が難しい場合、施設入所等を検討する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同様の移動手段】

- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所: 貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館: 貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
同居する家族または同行する避難者による付添い。	—	—	—	—	—	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2B**

【独歩2B】⇒30代女性、統合失調症

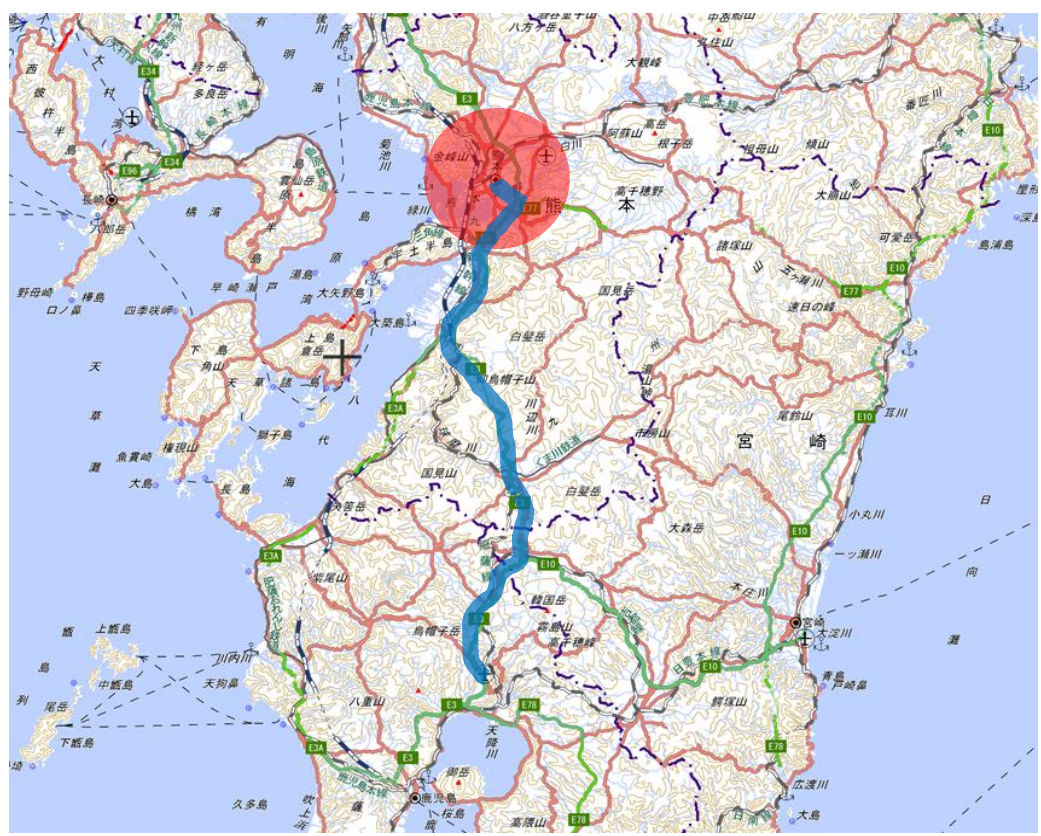
世帯状況：両親(双方とも60代、健常)と同居。  
ADL：自立。家族の付添があれば外出可能。  
要介護認定：なし

障害等級：精神障害3級  
疾病情報：統合失調症にて外来通院中。症状は安定している。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典:国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 概ね自立して生活されているが、要介護1であるため、ホテルについては、可能な限りバリアフリーの部屋などを選定する。

■ 【想定する経路】

- 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同様の移動手段】

- 鹿児島空港から避難先連絡所:貸切バス
- 避難先連絡所からホテル旅館:貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
経度認知症であるが、状態は安定しているため、健常者と同じ工程で避難。付添いは家族または同行避難者が行い、状態が急変した場合は個別に対応する。	—	—	—	—	—	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2C**

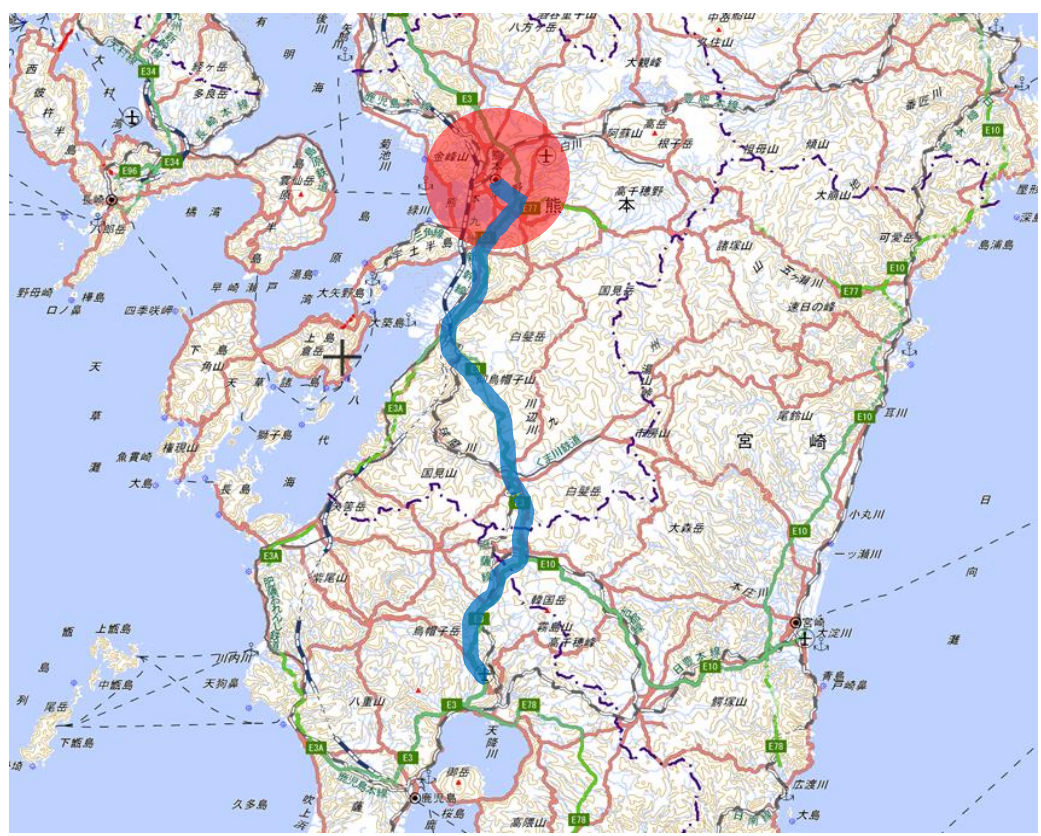
【独歩2C】⇒80代女性、要介護1、認知症、4点杖使用  
世帯状況：息子（50代、健常）と同居。  
ADL：概ね自立。長距離の階段・坂道の昇降困難。  
要介護認定：要介護1（障害高齢者の日常生活自立度：A1、認知症高齢者の日常生活自立度：I）

障害等級：なし  
疾病情報：認知症（軽度）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典：国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 自立して生活されているが、車いす利用であるため、ホテルについては、可能な限りバリアフリーの部屋などを選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同様の移動手段】

- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所：貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館：貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
通常は一人暮らしをされているため、必要最小限の範囲で介助者の付添いを行う。	—	—	—	○	○	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

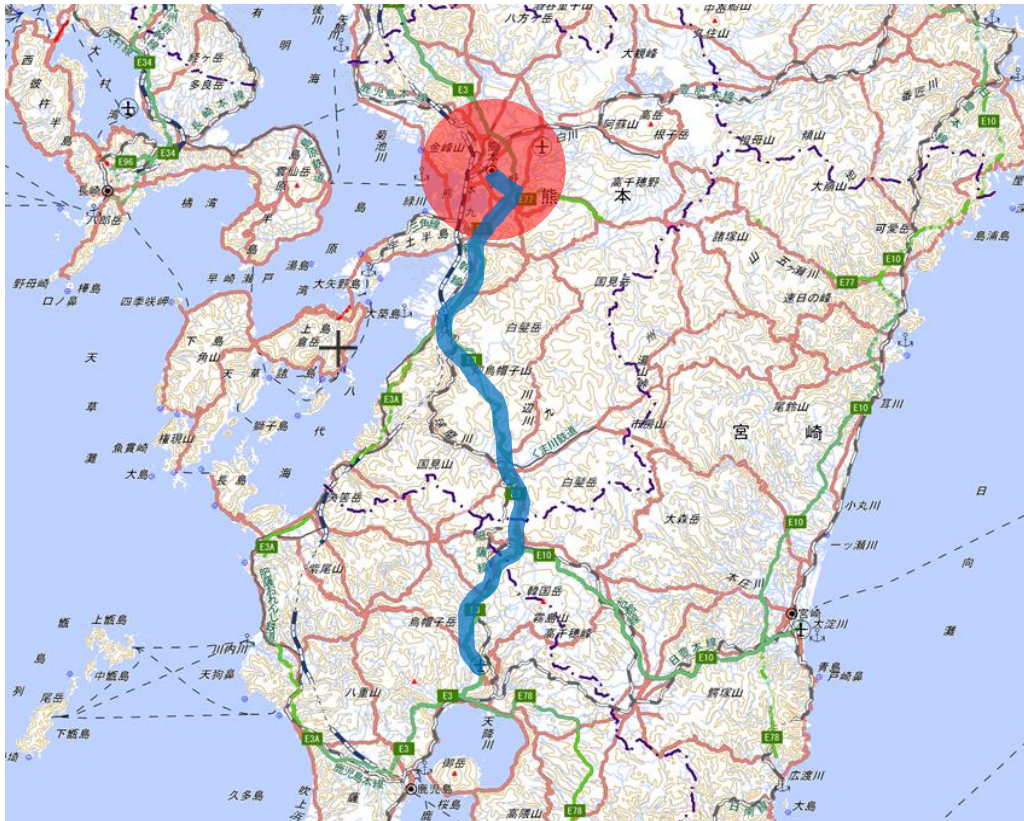
代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1A**

【護送1A】⇒30代女性、両下肢切断、車いす(電動・個人用)  
 世帯状況：独居。 障害等級：身体障害(肢体)1級  
 ADL：歩行以外は基本的に自立。 疾病情報：交通外傷による両下肢切断  
 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典: 国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 術後のリハビリが必要と思慮されるため、介護老人保健施設への入所を優先的に検討する。

■ 【想定する経路】

- 鹿児島空港 → 介護老人保健施設  
もしくは
- 鹿児島空港 → 避難先連絡所 → 介護老人保健施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- 鹿児島空港から介護老人保健施設: 介護施設の福祉車両  
もしくは
- 鹿児島空港から避難先連絡所: 貸切バスまたは福祉車両
- 避難策連絡所から介護老人保健施設: 福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
歩行者を使用すれば移動可能であるが、けが防止のため介助者の付添いを行う。	—	—	—	○	○	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1B**

【護送1B】⇒70代女性、要介護2、歩行者(レンタル)

世帯状況: 介護老人保健施設入所中。配偶者(80代、要介護1、基本的には自立)が自宅在住。

ADL: 立ち上がり・歩行については一部介助必要。歩行者を使用して移動。

要介護認定: 要介護2 (障害高齢者の日常生活自立度: A2、認知症高齢者の日常生活自立度: 自立)

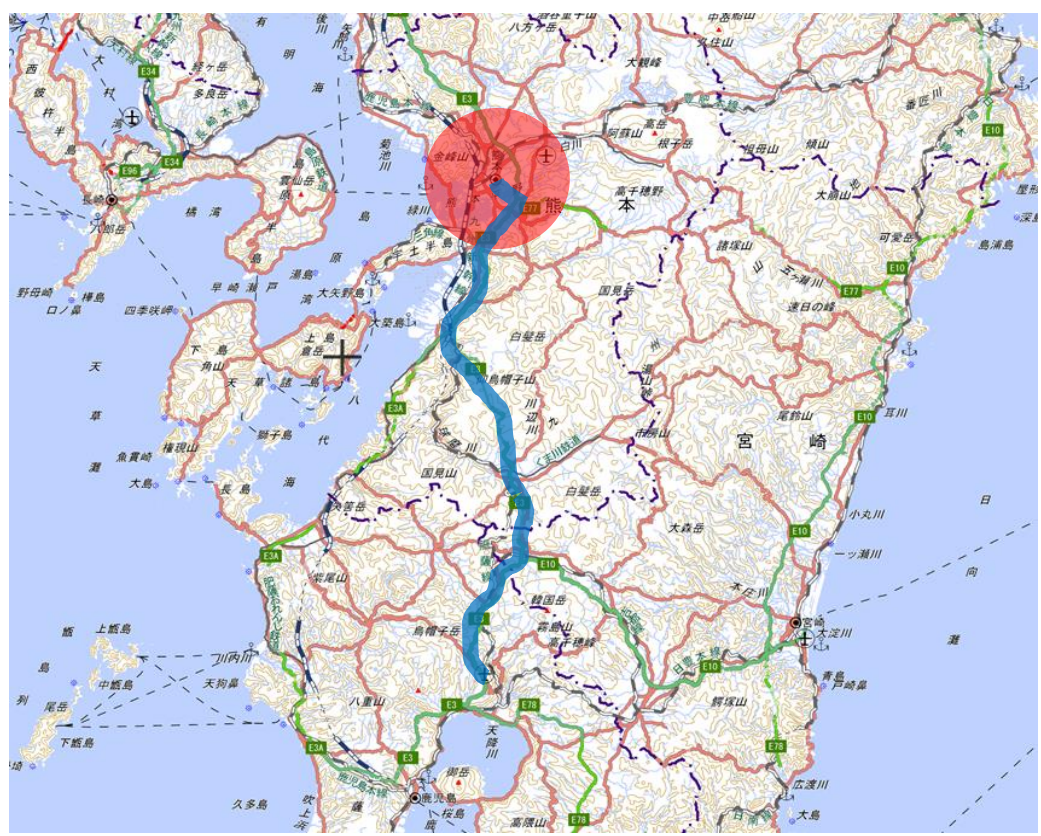
障害等級: なし

疾病情報: 大腿骨頸部骨折術後(3ヶ月前)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典: 国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港から介護老人保健施設: 介護施設の福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
自力歩行不可で移動に際し解除等が必要であることから、介護士もしくは行動援護ヘルパーの付添い。	—	○	—	○	○	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1C**

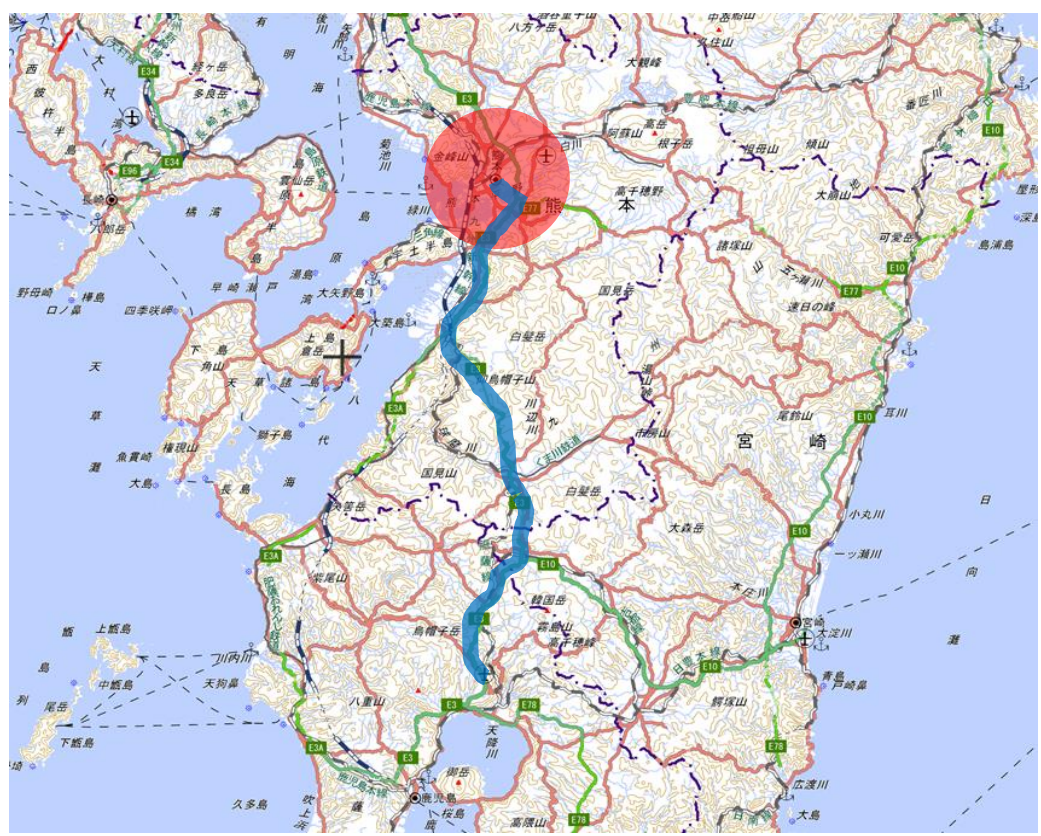
**【護送1C】⇒80代男性、要介護3、認知症、車いす(自走式・個人用)**  
 世帯状況: 特別養護老人ホーム入所中。息子(50代、健常)が自宅在住。  
 ADL: 立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。  
 要介護認定: 要介護3 (障害高齢者の日常生活自立度: B2、認知症高齢者の日常生活自立度: IIIa)

障害等級: 精神障害3級(認知症)  
 疾病情報: 認知症

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典:国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム (医療機関?)

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港から介護老人保健施設:介護施設の福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
身体障害をお持ちであるため、行動援護ヘルパーもしくは介護士による付添いを行う。	—	○	—	○	○	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2A**

【護送2A】⇒80代女性、要介護4、車いす(自走式・レンタル)、酸素療法

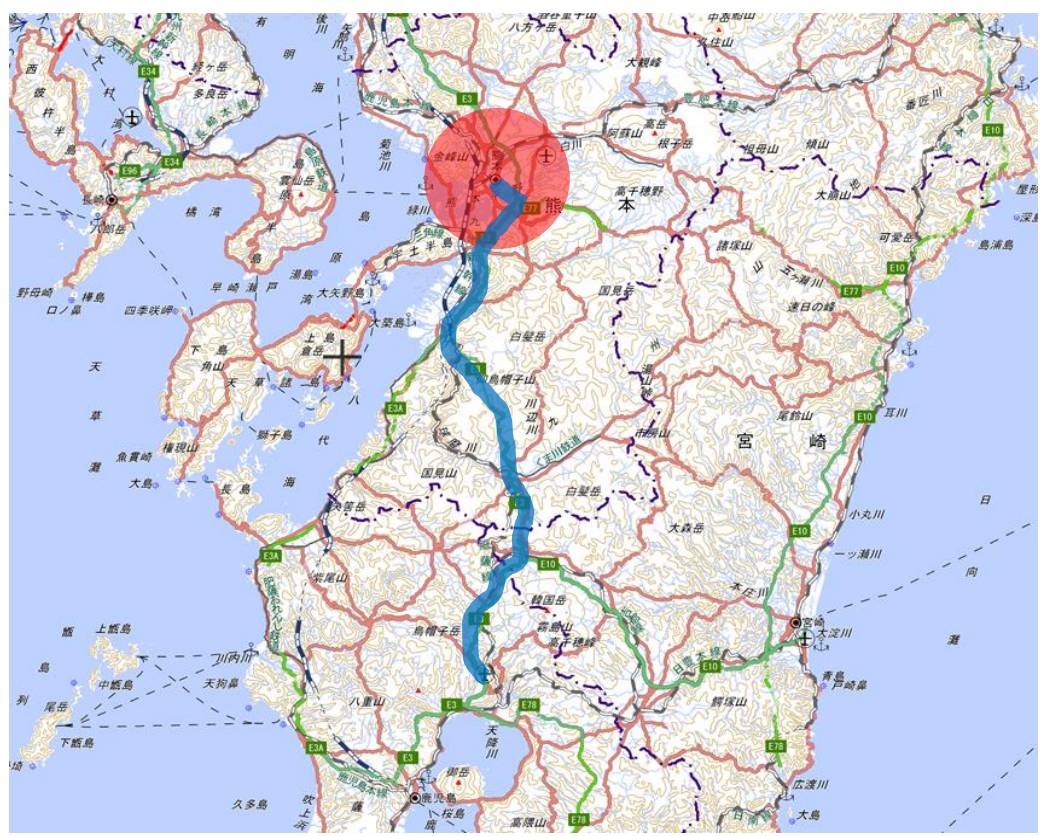
世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。配偶者(80代、健常)及び娘(40代、健常)が自宅在住。  
ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要、カニユレによる酸素投与  
要介護認定：要介護4 (障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)

障害等級：身体障害(呼吸器機能障害)3級  
疾病情報：慢性心不全(在宅酸素、服薬管理) 車いすに酸素ボンベ搭載し携行(酸素流量3L/分)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島空港～熊本市



出典:国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

・医療機関

■ 【想定する経路】

・鹿児島空港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

・鹿児島空港から医療機関:救急車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
精神障害1級(重度認知症)であるため、行動援護ヘルパーもしくは介護士による付添い。	—	○	—	○	○	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2B**

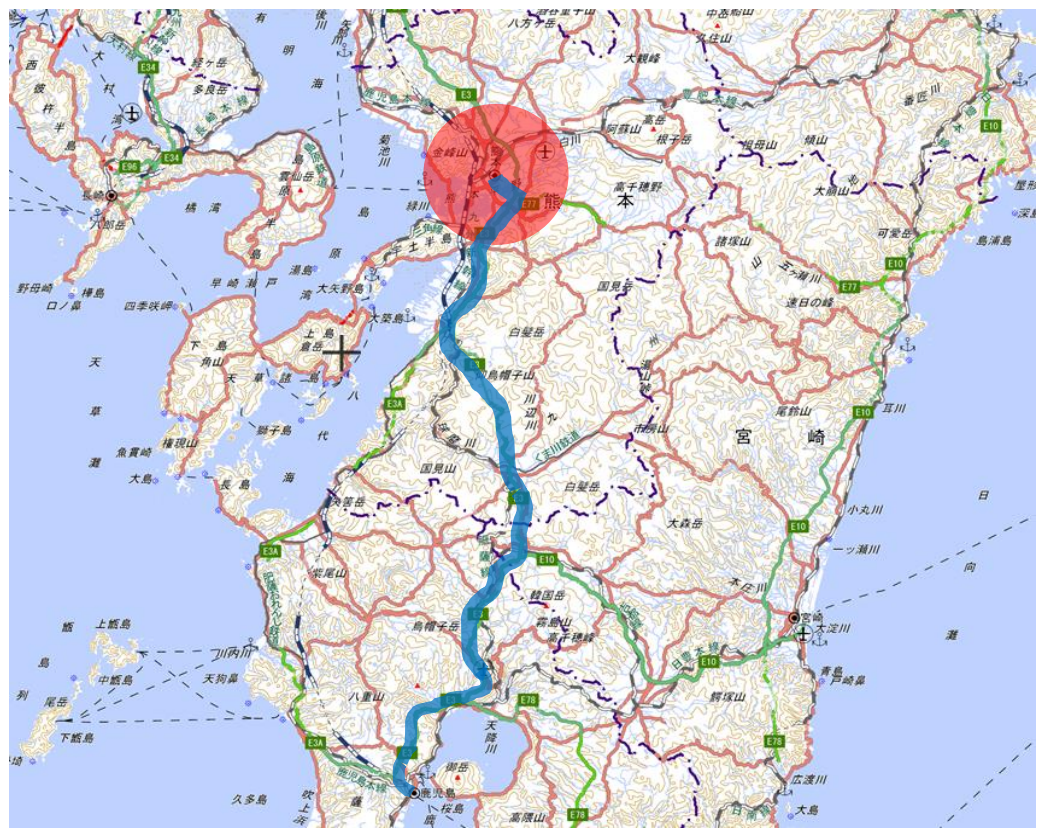
【護送2B】⇒80代女性、認知症  
 世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（50代、健常）と同居。  
 ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要。  
 要介護認定：要介護4（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：M）

障害等級：精神障害1級  
 疾病情報：認知症（重度）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～熊本市



出典:国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

・医療機関

■ 【想定する経路】

・鹿児島港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

・鹿児島港から医療機関:救急車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
医療機関に入院中であり、自立歩行が不可であることから、看護師及び家族。	-	○	-	-	-	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2C**

【護送2C】⇒70代男性、誤嚥性肺炎、入院中、点滴治療、車椅子

世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（30代、健常）と同居。

障害等級：なし

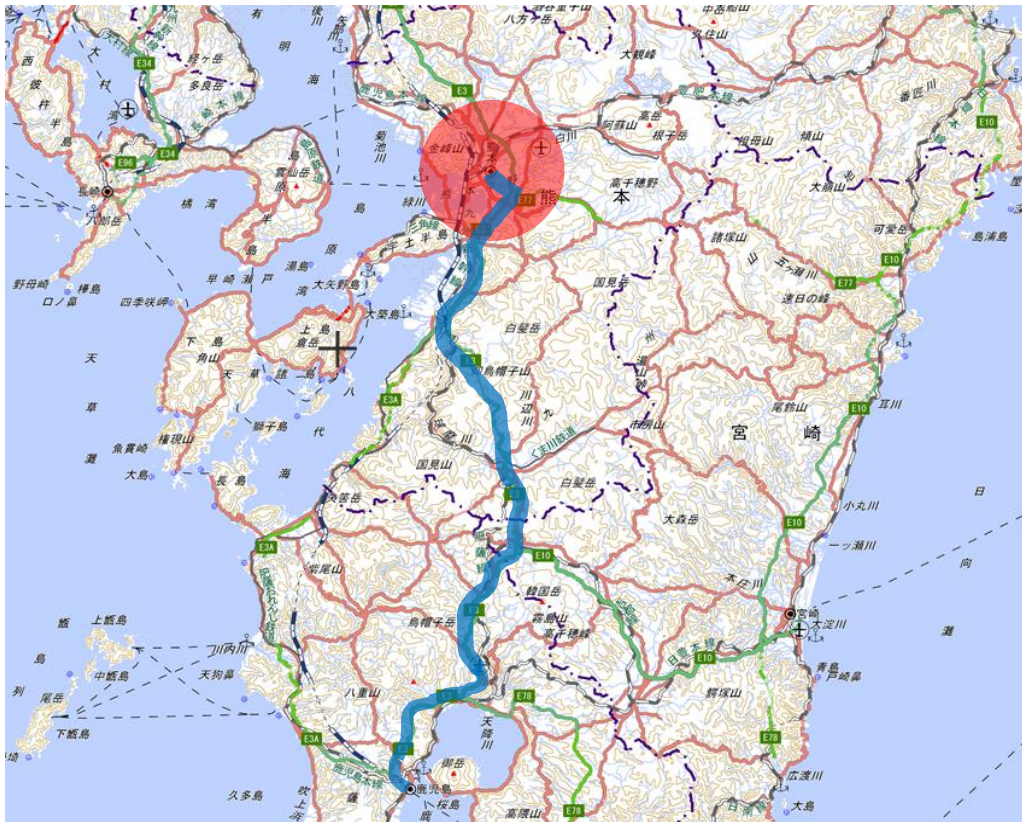
ADL：もともと自立。現在は入院後の廃用により立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。座位保持可能。要介護認定：なし

疾病情報：入院5日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。絶食中。酸素1L/分投与中。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～熊本市



出典: 国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム(もしくはホテル旅館)  
血液透析が必要なため通院できる介護施設を選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム
- ・ 鹿児島港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港から特別養護老人ホーム: 介護施設の福祉車両
- ・ 鹿児島空港から避難先連絡所: 貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館: 貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
自宅で日常生活を送られており、状態は安定しているものと思慮されるが、日常生活全般の解除が必要であり、介護士及び家族の付添いが必要。	—	—	—	○	—	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1A**

【担送1A】⇒70代女性、要介護4、血液透析、脳梗塞の既往(後遺症: 右半身麻痺)

世帯状況: 配偶者(70代、健常)と同居。 障害等級: 身体障害2級(腎機能障害)

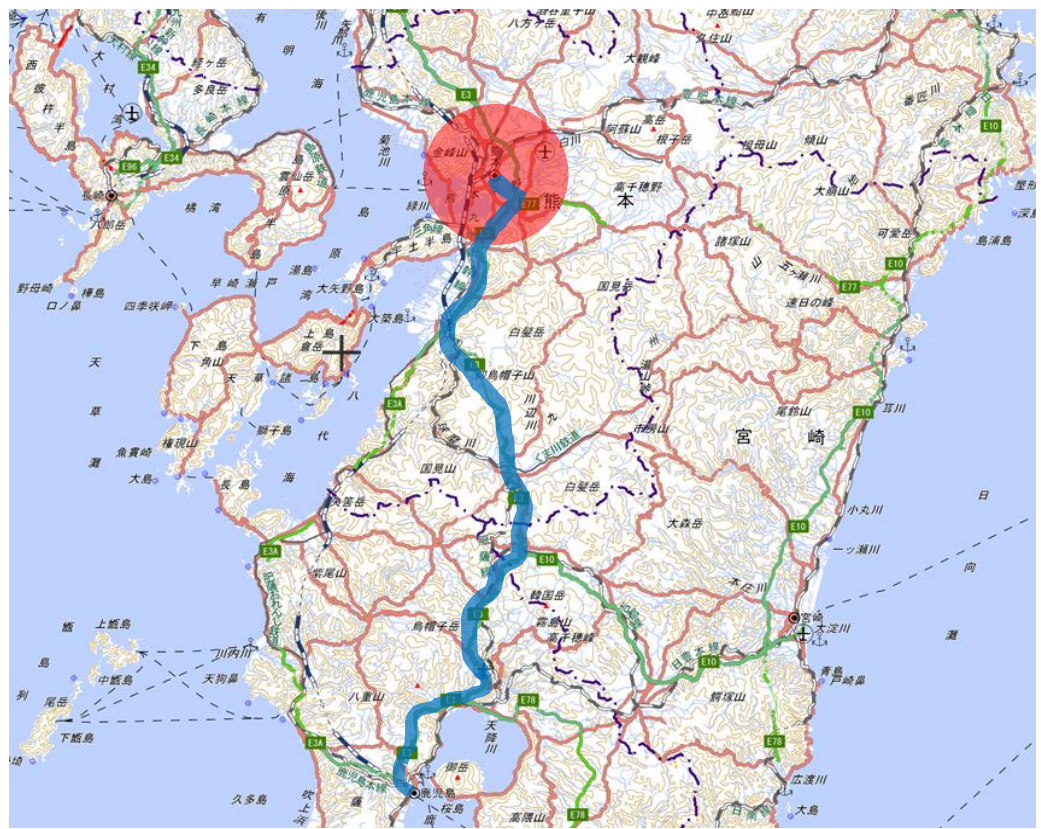
ADL: 寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 要介護認定: 要介護認定4(障害高齢者の生活自立度: C1、認知症高齢者の日常生活自立度: 自立)

疾病情報: 慢性腎臓病(血液透析、送迎が必要)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～熊本市



出典:国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港から特別養護老人ホーム:福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
寝たきりの認知症患者で褥瘡の対応や介助等が必要であることから、介護士もしくは介助者の付添い。	—	—	—	○	○	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1B**

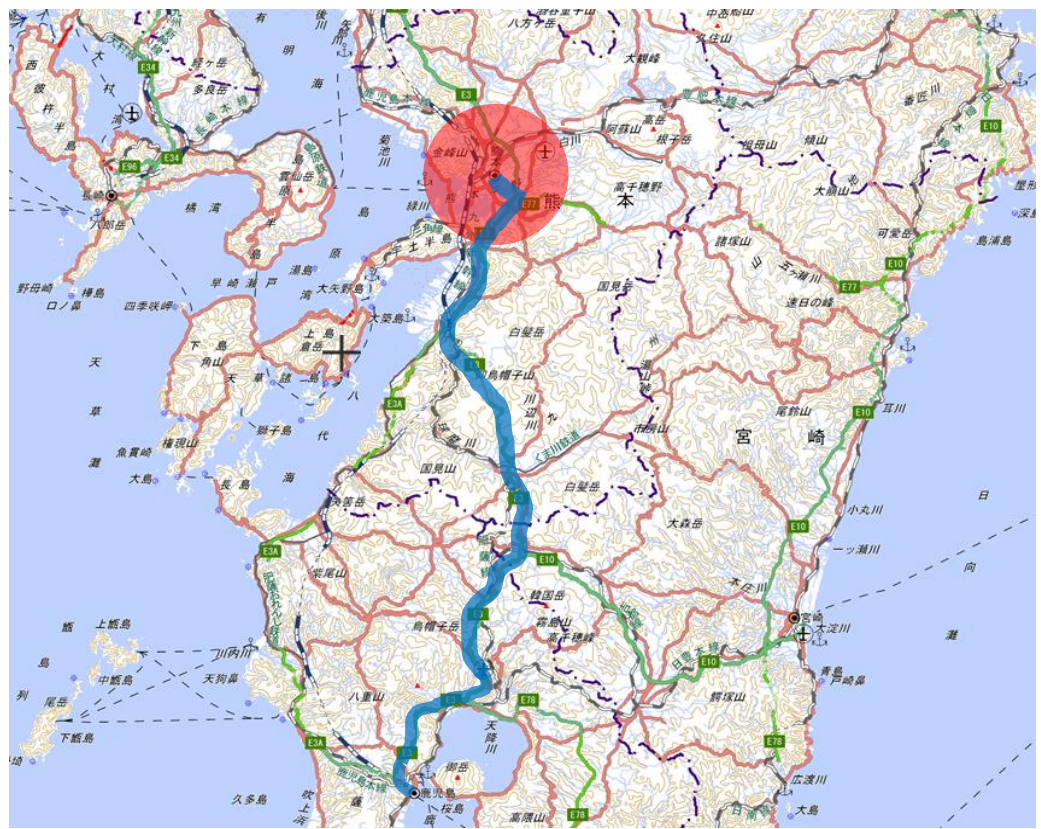
**【担送1B】⇒90代男性、要介護5、寝たきり、認知症**  
 世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子（70代、健常）が自宅在住。  
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、褥瘡の処置が必要。  
 要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

障害等級：精神障害2級（認知症）  
 疾病情報：認知症

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～熊本市



出典：国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港から特別養護老人ホーム：福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
寝たきりの認知症患者で胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要であることから、介護士もしくは介助者の付添い。	—	—	—	○	○	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

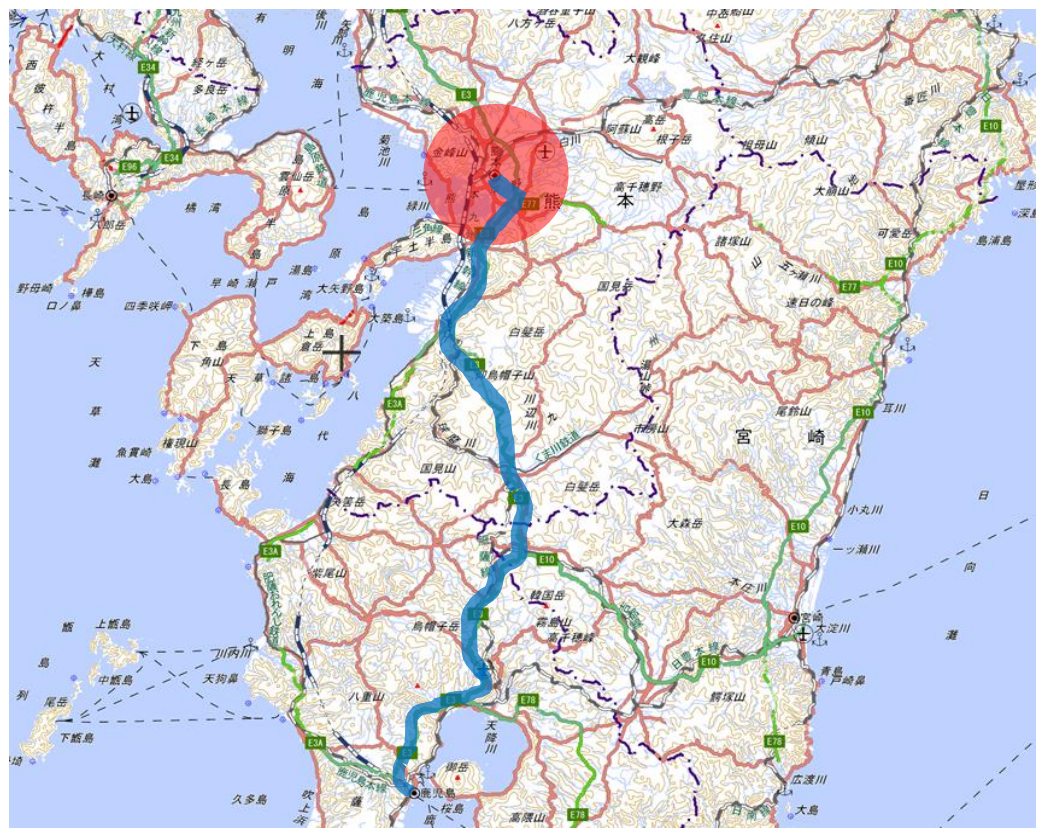
代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1C**

**【担送1C】⇒80代女性、要介護5、寝たきり、認知症**  
 世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。家族なし。 障害等級：精神障害2級(認知症)  
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。 疾病情報：認知症  
 要介護認定：要介護5(障害高齢者の生活自立度 C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～熊本市



出典:国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館又は社会福祉施設。家族の意向を踏まえて決定。
- ・ ホテル旅館の場合はバリアフリーの部屋を選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → ホテル旅館又は社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島空港からホテルまたは社会福祉施設:施設の福祉車両又は救急車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
胃腸からの栄養投与・喀痰吸引等の医療行為が必要であるため、両親のほか看護師が付添う	-	○	-	-	-	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送2A**

【担送2A】⇒10代男性、脳性麻痺、在宅人工呼吸器(気管切開)、リクライニング車いす(自走式・個人用)

世帯状況:両親(双方40代、健常)と同居。

ADL:寝たきり、日常生活全般の介助必要。リクライニング車いすでの移動可能だが、長時間の座位保持不可。言語による意思疎通不可。胃腸からの栄養投与・喀痰吸引が必要。

障害等級:身体障害(肢体不自由)1級、療育手帳A

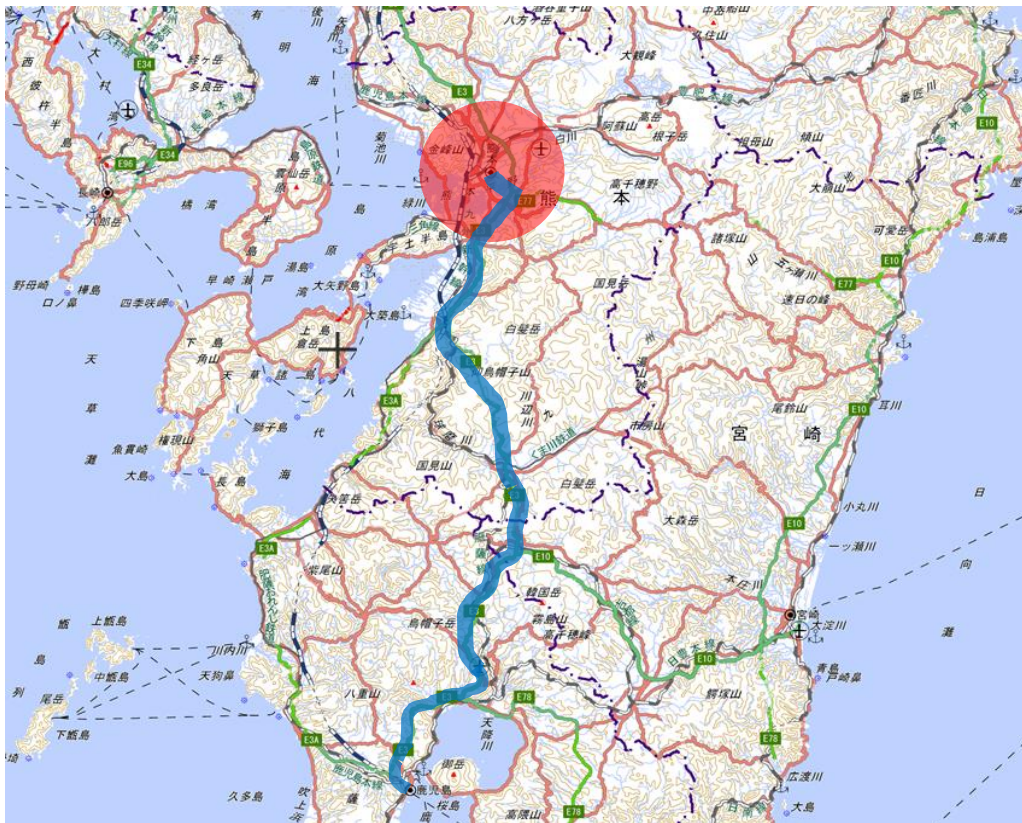
疾病情報:脳性麻痺。在宅にて人工呼吸器管理中(気管切開)。 要介護認定:なし

# No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

## (1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

## (2) 搬送時の付添い人員等の整理

### ■ 【経路図】 鹿児島港～熊本市



出典:国土地理院地図(電子国土web版を加工して作成)

### ■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関

### ■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 医療機関

### ■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から医療機関まで救急車両

### ■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
入院加療中であり、移動途中で医学的な処置が必要となる可能性もあるため、看護師による付添い。	—	○	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

### 代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送2B**

#### 【担送2B】⇒80代男性、誤嚥性肺炎、ストレッチャー搬送

世帯状況：医療機関入院中。入院前は特別養護老人ホーム入所。家族なし。 障害等級：なし  
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 疾病情報：入院3日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。鼻カニューレより酸素投与中（2L/分）。絶食中。  
 要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

## (1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

## (2) 搬送時の付添い人員等の整理

代表的な事例ごとの受入施設への搬送手段や経路等について、それぞれの事例で検討した内容を下表のとおりまとめた。

### ■ 各代表的な事例の総括表

No.	区分	代表的な事例	要配慮者の属性			島外避難手段	受入			搬送手段			搬送経路	付添い人員	受入施設		
			在宅	社会福祉施設	医療機関		空港	港	陸上	アセット	航空	アセット			ホテル旅館	社会福祉施設	医療機関
1	独歩 1	独歩 1A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス	-	-	鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル・旅館	同行者対応	○	-	-
2		独歩 1B	○	-	-		○	-	○	貸切バス	-	-	鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル・旅館	家族対応	○	-	-
3		独歩 1C	○	-	-		○	-	○	貸切バス	-	-	鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル・旅館	家族対応	○	-	-
4	独歩 2	独歩 2A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス	-	-	鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル・旅館	家族対応	○	-	-
5		独歩 2B	○	-	-		○	-	○	貸切バス	-	-	鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル・旅館	家族対応	○	-	-
6		独歩 2C	○	-	-		○	-	○	貸切バス	-	-	鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル・旅館	家族対応	○	-	-
7	護送 1	護送 1A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス	-	-	鹿児島空港 → 避難先連絡所 → ホテル・旅館	介護士・介助者	○	-	-
8		護送 1B	-	○	-		○	-	○	福祉車両	-	-	鹿児島空港 → 避難先連絡所 ※経由しない場合もある → 社会福祉施設	介護士・介助者 家族 など	-	○	-
9		護送 1C	-	○	-		○	-	○	福祉車両	-	-	鹿児島空港 → 社会福祉施設	看護師・介護士 介助者・ 家族	-	○	-
10	護送 2	護送 2A	-	○	-	一般航空機	○	-	○	福祉車両	-	-	鹿児島空港 → 社会福祉施設	看護師・介護士 介助者・ 家族	-	○	-
11		護送 2B	-	-	○		○	-	○	救急車両	-	-	鹿児島空港 → 医療機関	看護師・介護士 介助者・ 家族	-	-	○
12		護送 2C	-	-	○	船舶	-	○	○	救急車両	-	-	鹿児島港 → 医療機関	看護師・家族	-	-	○
13	担送 1	担送 1A	○	-	-	船舶	-	○	○	福祉車両	-	-	鹿児島港 → 社会福祉施設 ※症状によっては、避難先連絡所を経由してホテル旅館	介護士・家族	-	○	-
14		担送 1B	-	○	-		-	○	○	福祉車両	-	-	鹿児島港 → 社会福祉施設	介護士・介助士 家族 など	-	○	-
15		担送 1C	-	○	-		-	○	○	福祉車両	-	-	鹿児島港 → 社会福祉施設	介護士・介助士	-	○	-
16	担送 2	担送 2A	○	-	-	船舶	-	○	○	福祉車両	-	-	鹿児島港 → 社会福祉施設	看護師・家族	-	○	-
17		担送 2B	-	-	○		-	○	○	救急車両	-	-	鹿児島港 → 医療機関	看護師	-	-	○

### (3) 避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

#### 避難先連絡所

初期的な計画(令和6年度検討)において、健常者を想定した避難先連絡所の運営や機能等について検討を行ったところ、要配慮者が避難先連絡所を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、避難先連絡所を経由する要配慮者は、要配慮者の属性として在宅の方の中でも、受入施設が社会福祉施設等ではなくホテル旅館となる方を想定している。

#### ■個別ニーズの把握

避難住民が避難先連絡所に到着した際に行う受付時に、車いすでの移動や介助等のニーズの把握を行う。

#### ■避難先連絡所内での配慮

温度管理がなされている部屋やスペースに案内することや、トイレが利用しやすいような場所の確保などを行う。

#### ■介助等の支援

避難先連絡所内の移動時の介助等を行い、必要に応じて車いす等の利用を促したり、行政職員等が個別に誘導を行う。

### (3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

#### ホテル旅館

初期的な計画(令和6年度検討)において、避難住民に対する収容施設の供与として、ホテル旅館の確保や調整要領の作成、ホテル旅館への避難住民の割振り案に係る検討を行ったところ、高齢者や妊婦等の要配慮者がホテル旅館を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、受入施設がホテル旅館となる要配慮者は、要配慮者の属性としては在宅の方であり、避難先連絡所を経由の上、社会福祉施設等ではなくホテル旅館に避難となる方を想定している。

#### 生活援助や介助等の支援

ホテル旅館で受け入れた要配慮者に対して、関係機関やボランティア等の協力を得た上で、必要に応じて、食事や洗濯などの身の回りのサポートを行う。

#### 移動手段の確保

身寄りのない高齢者等で移動手段の確保が困難な方のために、福祉車両等の手配を行う。

# 抽出した論点や課題等について

本作業部会における検討内容について、検討を進める中で抽出した論点や課題等を検討項目ごとに次のとおり整理した。

## ○論点や課題等の整理

No.	検討項目	意見
1-1	熊本県の要配慮者の受入れ調整に関する体制について	一連の業務を県が行うのか、関係機関に委託するのか(委託先があるのか)、移送先施設の決定・割振りを行う場合の手順等の検討が必要
1-1	熊本県の要配慮者の受入れ調整に関する体制について	要配慮者の受入れに際しては、介護職員等の応援派遣も必要となる。能登半島地震の際の介護職員等のマッチングは厚生労働省と全社協を通じた関係団体が実施しているが、今回のマッチングについてはどのような体制で実施するのか検討が必要。
2-2	要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて	搬送方法について、入所先の福祉車両を活用するとした場合、運転手や介護士の確保も必要となるが、現状では対応できる職員を確保することは困難。(人員に余裕がない)特に、鹿児島までの移動は、時間的な制約もあり非常に難しい。
2-2	要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて	要配慮者と沖縄県からの付添人が、新幹線で一緒に熊本市(駅)まで来るという方法は検討できないか。
2-2	要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて	要配慮者の避難は長期にわたると思われるため、県内の入所希望者の入所に影響が生じる可能性がある。
3-1	要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路	避難先連絡所の担う機能を明確にすることが重要となる。まず、経路拠点の機能として、集中治療を要する患者など直接病院に搬送すべき要配慮者以外の受け入れ、健康状態の確認、受け入れ先が決定していない患者等の一時収容などが想定されるが、それ以外にも必要な機能があるか確認し、そのうえで、搬送対象者の状態や人数を想定し、経路拠点の要否、設置場所、必要な人員や資機材等を検討する必要がある。



## 5. 中長期の収容施設の提供

## 1. 中長期の収容施設の提供に関する基本的考え方

- 避難当初（約1か月）後の住宅の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における中長期の収容施設の提供のために必要な調整や手続等について整理する。
- 関連団体との協力体制の構築や、避難住民に対する適切な情報提供・手続き対応等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、避難住民数の規模を踏まえた各対応の効率化、早期入居に向けた（ホテル・旅館等の滞在期間1カ月内での調整を目指した）工夫、避難住民との連絡調整方法や住民情報の収集・整理方法（必要に応じた要避難地域の自治体との連携等）等について配慮する。

## 2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度は、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）、公的住宅（公営住宅、公務員宿舎等）の供与について優先的に検討を行うこととする。
- 武力攻撃による緊急の場合には、避難住民等の収容施設として、公営住宅や国家公務員宿舎等の公的住宅の空き住戸を活用できることとする。なお、国は当該事由により公営住宅を目的外使用する場合も、災害時等と同様の理由により、国土交通大臣の承認を要しないものとして扱うこととする。
- 生活場所の選定にあたっては就学・就労場所が密接に関連するため、中長期収容施設の提供の検討と並行して別途検討を進める。
- 中長期収容施設への入居（募集等の手続きも含む）から退去までの一連の流れにおいて、県や市町村、関連団体等の関係者が行う対応内容について検討し、役割分担や調整手順、それらの課題等の整理を行う。
- 賃貸型応急住宅の供与については、まず一般世帯を対象に、行政等が相談対応により補助しながら住民が物件選定する方式を基本として検討を行い、課題や留意点等を整理。
- 要配慮世帯（高齢者等のバリアフリー配慮等が必要な世帯）については、「要配慮者の受入れ調整に関する作業部会」での検討内容を踏まえて、政府から検討方針が改めて提示された後に検討・整理。
- コミュニティの配慮については、可能な限り地区や自治会等（最小単位として世帯）で同一地域とするための、調整の方法や留意点等を整理。

# 中長期の収容施設の提供に関する検討方針

## 3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、山鹿市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：山鹿市

※「初期的な計画」における避難元市町村：宮古島市

○本県が受入れ予定の避難住民の世帯人数等は、以下の通り。

避難先自治体	避難元自治体	地区名	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	世帯数	人口
山鹿市	宮古島市	旧来間	47	24	5	3	1	0	0	0	0	0	80	127

避難先自治体	避難元自治体	地区名	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	世帯数	人口
熊本市	宮古島市	上野	1,396	460	171	118	66	39	4	2	0	0	2,256	3,909
		旧佐良浜	787	447	124	44	23	15	3	1	0	0	1,444	2,463
		下地	724	445	142	77	61	27	6	1	0	1	1,484	2,875
		計	2,907	1,352	437	239	150	81	13	4	0	1	5,184	9,247

避難先自治体	避難元自治体	地区名	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	世帯数	人口
阿蘇市	宮古島市	旧伊良部	0	274	111	51	29	11	2	2	0	0	480	1,326

避難先自治体	避難元自治体	地区名	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	世帯数	人口
大津町	宮古島市	旧伊良部	765	134	0	0	0	0	0	0	0	0	899	1,033

避難先自治体	避難元自治体	地区名	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	世帯数	人口
八代市	多良間村	多良間村	260	154	54	31	27	9	1	0	1	0	537	1,059

## 3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定(関係者の整理)

○受入れ地域における中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

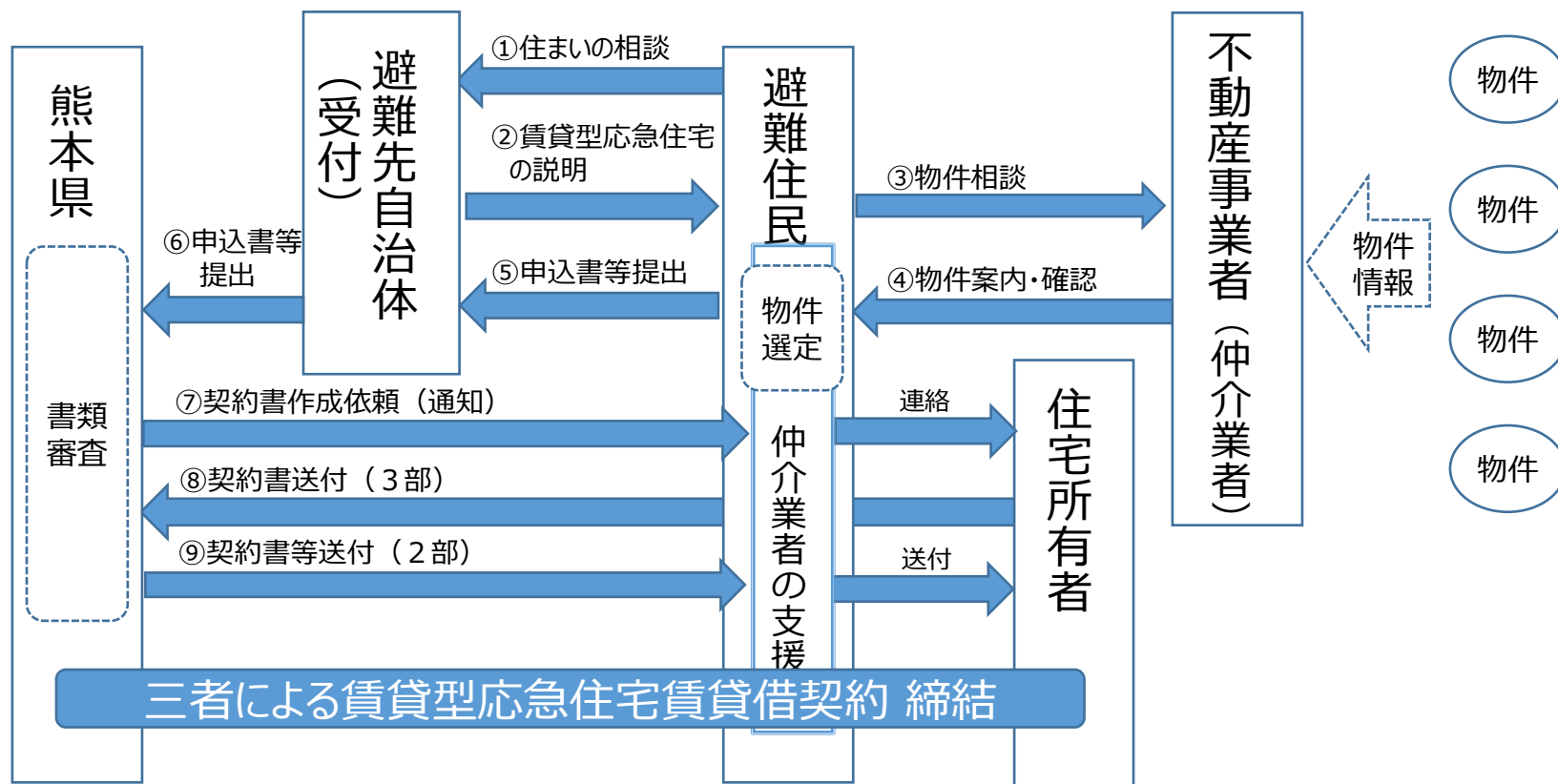
担当部署	役割
熊本県危機管理防災課	国民保護に関する総合調整、要避難地域（沖縄県・市町）との連絡調整
熊本県健康福祉政策課 地域支え合い支援室	賃貸型応急住宅の供与（熊本市受入分を除く）…供与可能数の把握、関連団体への協力要請・連絡調整、制度の周知、入居者募集、募集時の相談対応、入居申込審査、貸主との契約・家賃等支払い・退去事務 等
熊本県住宅課	公的住宅（公営住宅等）の提供に関する調整、関係団体との連絡調整・・・供与可能数・各戸情報の把握、入居・管理事務 等
山鹿市都市整備課住宅政策室	制度の周知、入居申込受付
公益社団法人全国賃貸住宅経営協会連合会	民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供に関する協力
公益社団法人全日本不動産協会熊本県本部	民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供に関する協力
公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会	民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供に関する協力

# ◇モデル検討【賃貸型応急住宅】

## 【賃貸型応急住宅制度の概要】

○賃貸型応急住宅の提供に関する全体調整フロー（県実施分）は以下の通り。

### 賃貸型応急住宅の実施の流れ



## 【検討項目 1 : 契約方式・賃料等の設定】

### ○賃貸型応急住宅の契約方式・賃料等について

契約方式	定期建物賃貸借契約（入居の日から2年間）
契約者	貸主、県（借主）、避難住民（入居者）の3者間契約
間取り（想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人世帯：1R、1K、1DK</li> <li>・2人世帯：1LDK、2K、2DK</li> <li>・3～4人世帯：2LDK、3K、3DK</li> <li>・5人以上世帯：3LDK、4DK、4LDK以上</li> </ul>
賃料の限度額	支払者：県（国庫負担）（上限額は次ページのとおり）
共益費（管理費）	支払者：県（国庫負担）（借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る）
礼金	支払者：県（国庫負担）（家賃の1か月分以内）
退去修繕負担金（敷金）	支払者：県（国庫負担）（家賃の2か月分以内） ※退去時における原状回復に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。
鍵交換費	支払者：県（国庫負担）（実費）
仲介手数料	支払者：県（国庫負担）（家賃の0.55か月分以内） ※2年間で事態が解除されず、再契約が必要な場合は更新時の仲介手数料も対象とする。
損害保険	支払者：県（国庫負担） ※県が包括契約に基づき加入。ただし、家財等の私財に対する補償は含まない。
入居者負担	光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、ペット飼育追加料、自治会費等
耐震性	原則として、昭和56年6月1日以降に建設されたもの。 ※ただし、昭和56年6月以前に建設された住宅であっても、耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認されているものや管理会社等により賃貸可能と確認されたものについてはこの限りではない。

## 【検討項目 1 : 契約方式・賃料等の設定】

### ○賃貸型応急住宅の賃料の上限額について

1人世帯	2人世帯	3～4人世帯	5人以上世帯
55,000円	65,000円	85,000円	130,000円

- 住居への入居人数に応じて、賃料の上限額を設定。上限額を超える物件は借上げの対象としない。
- 入居人数のカウントにおいて、未就学児は1人あたり0.5人（小数点以下四捨五入）として換算する。
- 賃料の上限額は、関係団体から情報提供を受けた市場データ（R7.8.15時点）を基に、対象地域内の賃貸住宅の総戸数の80%程度をカバーできる金額を設定。（上限額は、物価変動の状況を適切に反映させるため、適宜見直しを行う。）
- なお、自治体間で平均家賃が大きく異なり、一律に上限額を設定したのでは必要な戸数を充足できないおそれがある場合等は、避難先自治体ごとに上限額を設定することも考えられる。
- 賃料に共益費、管理費は含まない。

### ○賃貸型応急住宅の賃料の支払時期

- 初回払い分：契約成立日の翌月末まで
- 第2回支払い分：当月分を当月末まで
- 第3回以降支払い分：当月分を前月末まで

## 【検討項目 2 : 供与可能数の把握方法】

### ○賃貸型応急住宅の供与可能数の調査方法について

不動産関係団体と締結している「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を準用し、関係団体へ協力要請を行い把握することを想定しているが、状況（不動産業界の繁忙期等）によっては不動産団体情報サイトを活用するなど柔軟に対応する。

※物件の空室状況等は流動的であり、定期的な更新を行わない限り物件リストを取りまとめる意味は乏しいため、物件リストの提供は求めないこととする。

### 【考えられる把握方法】

案 1 供与可能物件数のみ取りまとめてもらい把握

案 2 物件情報サイトの活用による把握

### 【参考】協定締結不動産団体

名 称	概 要	県内会員事業者数 (※インターネット情報)
(公社) 熊本県宅地建物取引業協会	県内最大規模の宅建業者団体	約1,500
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	民間賃貸住宅経営者の会員団体で県内にも支部あり	正会員：11社 (家主：約1,500)
(公社) 全日本不動産協会熊本県本部	宅建協に次ぐ規模の宅建業者団体	約300

## 【検討項目3：入居者の募集方法】

### ○住民情報の収集・整理/避難住民との連絡調整方法

- 賃貸型応急住宅制度の実施にあたっては、制度の対象者であることを確認するため、避難住民リスト（世帯主名、世帯構成員の情報、避難元住所、避難後の居所、連絡先等が記載されたもの）又は避難住民であることの証明書が必要であると考え。
- 上記をはじめとした避難住民の情報は避難元自治体側で把握することが基本である。
- 県及び避難先自治体から避難住民への連絡は避難元自治体が把握する情報をもとに行う。

### ○避難住民に対する周知方法について

- 実施要綱、制度概要チラシ等を県及び避難元・避難先自治体のホームページにて掲載。その他報道投込みや知事記者会見、広報誌などを活用し幅広く周知する。
- ホテル等の避難先においても対面説明会の実施による周知を検討。
- 県内不動産業者に対し協力を依頼し、避難先自治体ごと不動産業者の情報をリスト化し提供する。

### ○不動産業者に対する周知方法について

- 県内不動産団体に対し協力を依頼し、各会員に対して制度概要の周知及び避難者への物件提供に関する協力依頼を発出してもらう。
- 併せて、不動産業者に対し対面説明会（オンラインも活用）を実施し、制度理解を図る。

### ○物件の選定

- 物件の選定は「避難住民が自らが探す方式」とする。
- 自ら物件選定することが困難な避難住民に対しては、サポートを行う。

## 【検討項目4：相談対応の方法】

### ○対面窓口の設置について

- 避難住民の利便性を考慮し、相談対応・申込を行える対面窓口を避難先自治体に設置。
- 避難先自治体は、申込書類受付後、形式審査（書類の不備等の確認）を行い県へ提出する。

### ○コールセンターの設置について

- 避難者の不安や疑問に迅速かつ柔軟に対応するため、外部委託による無料のコールセンターの設置を検討する。  
※ただし、委託費は国の救援対象ではないため、費用面の課題あり。
- 業務委託先の候補は県内不動産団体。
- 対応内容は、制度の説明、地域情報の提供、相談対応を想定。

※相談対応のイメージ

- ①世帯人数、希望エリア、希望の間取り等物件の選定に必要な情報を聞き取り
- ②適当な物件を紹介できそうな不動産業者へ情報提供
- ③不動産業者から避難住民へ連絡

### ○物件案内の方法について

- 原則、避難住民各自で物件検索サイトの閲覧を通じて希望の物件を絞り込んでもらい、各不動産業者へ連絡をすることとする。
- 加えて、コールセンターへの相談や不動産団体から提供してもらおう不動産業者一覧を活用しながら、窓口での物件相談につなげる。
- それでもなお、物件が見つからない避難住民に関しては、居住支援協議会へ繋ぐなど個別対応による支援を行うことを想定。

## 【検討項目5：入居申し込み方法】

### ○受付方法について

- 避難先自治体や避難先ホテルに設置した窓口に応申書類一式を提出。
- 避難先自治体はチェックシートをもとに応申書類の形式審査（書類の不足・不備）を行う。
- 形式審査後、避難先自治体から県（健康福祉政策課地域支え合い支援室）へ申書類を送付する。
- 避難住民の移動負担軽減の観点から郵送での提出も可とする。  
※賃貸型応急住宅の申書類には押印を要するものがあることから原本の提出が原則となる。オンライン申請の可否については要検討。特に早期入居のため契約締結前の決定通知による入居承認を行うことから、貸主に契約の意思があることを確認するための同意書についてはその真正性を担保するため原則押印を必要とする。

### ○必要書類及び入居申書類の様式案について

- 申書類
- 誓約書
- 同意書（又は確約書）
- 避難住民であることを証明する書類（※）  
※災害時における罹災証明書に代わるもの。発行されない場合は、本人確認書類（免許証、マイナンバーカード）の提出を求め、避難元自治体から提供される避難住民リスト等との照合を行うこととする。

## 【検討項目 6 : 申し込み内容の確認方法】

### ○審査方法について

- 避難先自治体の形式審査を経て送付された申込書類をチェックシートをもとに県で審査する。
- 確認事項や不備については申込を行った避難住民や不動産仲介業者へ確認を行い補正を行う。不足書類がある場合には必要に応じて提出を求める。
- 避難住民であることの確認は、避難住民であることを証明する書類の提出、又は本人確認書類の提出を求め避難元自治体が把握している避難住民リスト等と照合する方法により行う。

### ○入居決定通知の交付

- 県は、審査の結果、適当と認められる場合は、賃貸型応急住宅への入居を決定し、「賃貸型応急住宅入居決定通知書」を契約手続きに必要な書類と併せて不動産仲介業者等へ送付する。
- 不動産仲介業者は、「賃貸型応急住宅入居決定通知書」を申込を行った避難住民に交付するとともに、当該決定通知をもって契約締結に先行して入居の手続きを進める。
- 併せて、不動産仲介業者は貸主及び申込を行った避難住民と連絡・調整を行い契約書をはじめとした書類の作成に着手する。

### ○入居不可決定通知の交付

- 県は、審査の結果、賃貸型応急住宅への入居の要件に該当しないことが判明した場合は、「賃貸型応急住宅入居不可決定通知」を申込を行った避難住民に送付する。

## 【検討項目7：契約・入居手続きの方法】

### ○決定通知による入居承認

- 契約書の作成には時間を要し、また、不備（記載漏れ、誤り等）も多いため補正にも時間を要することから、契約書完成後の入居では避難住民の早期入居にはつながらない。
- よって、申込書類の審査後の決定通知（兼契約書作成依頼）をもって避難住民の入居を認め、事後的に契約書を作成することとする。

### ○必要書類及び各種様式案について

- 契約書
- 支払先申出書
- 委任状
- 定期建物賃貸借契約についての説明書
- 重要事項説明書

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

- 入居決定通知後の入居手続きについては、避難住民と不動産仲介業者間で行うこととし、入居日が決まったら県へ連絡をお願いする。
- 入居決定状況や契約状況等はデータで管理し、入居決定から一定期間経過しても入居日について連絡がない場合は県から連絡を行い確認し、必要に応じて調整を行う。

## 【検討項目 8 : 入居期間中の対応方法】

### ○家賃等の支払い方法について

- 県（借主）→貸主及び不動産仲介業者への直接払いで対応。
- 事務負担の軽減のため、1 契約ごとの支出負担行為・支出命令書の作成を省略し、以下の通り対応する。

#### ①支出負担行為として整理する時期の見直しと支出負担行為書の省略

賃貸型応急住宅の賃貸借契約は、途中退去や期間延長が想定されることから、契約締結時に債務が確定するわけではない。よって、当該契約を、家賃を基礎とした単価契約として捉え、支出負担行為として整理する時期を「支出決定のとき」とし、支出調書をもって支出負担行為書に代えることとする。

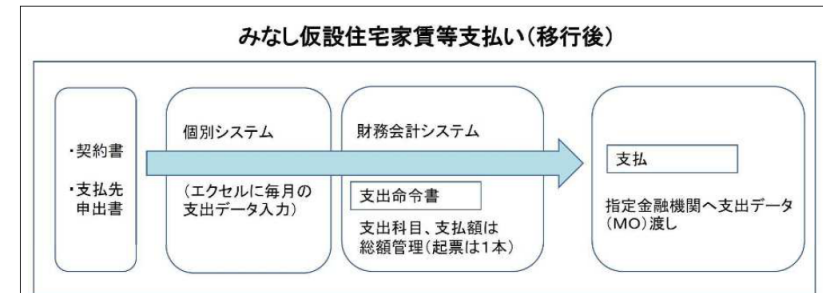
#### ②総合振込方式による支払い

支払データ（支払先、支払額等）をエクセルで作成し、毎月の支払額を一括して決定（支出伺いにより決裁）。データを金融機関へ提出し、支払いを行う。（システムへは、支出科目と毎月の支払総額等を反映）

- 家賃等の受取人が複数の物件を所有している場合や遡及して数か月分の家賃を支払う場合にもその内訳がわかるよう、次の場合には受取人に対し振込明細書を送付する。
  - ・支払いが3件以上ある場合
  - ・初回支払いがある場合

### ○入居者の相談対応方法について

- 物件に関するトラブル対応（設備不良や近隣問題）については管理会社で対応する。
- 契約内容や制度に関する疑義は、県や受入先自治体で対応する。
- 損害保険対応となる事態については、保険会社へ連絡する。



#### 【総合振込方式（個別システム）採用によるメリット】

- 膨大な件数の支払データ（債権者名、口座など）はエクセルに入力
- エクセルに入居日及び退去日の項目を設け、支払額の変更等を管理（入居月や退去月の日割家賃を自動計算）
  - ※1ヵ月に満たない期間に係る家賃の計算：家賃×実日数÷当該月の日数（1円未満の端数切捨て）
- 総額管理のため、毎月の支出命令書はまとめて1本
- 財務会計システムの入力にかかる労力を他の事務（契約審査等）に充てることができ、全体の事務処理の迅速化が図られる

## 【検討項目 9 : 退去手続きの方法】

### ○解約手続きの方法について

#### ➤ 事態認定の解除等に伴う解約

- ① 事態認定の解除等があったときは、供与期間について国と協議し、県及び関係自治体等へと速やかに通知する。
- ② 避難住民は、解約期限までに退去するか、二者契約に切り替えて継続入居するか決定し、解約日の40日前までに県へ「解約申出書」を提出する。
- ③ 県は避難住民から退去届の提出を受けた後、直ちに不動産業者や貸主等に対し、「解約申入書」により通知するとともに、継続入居を希望する世帯については、その旨を伝達の上、二者契約への円滑な移行について協力を要請する。
- ④ 避難住民は、退去する場合は、解約日までに不動産業者や貸主等の立ち合いを受けて、物件を明け渡す。その際、退去する物件の鍵を貸主に返却する。

#### ➤ 事態認定中における避難住民からの申し入れによる解約

- ① 避難住民は、事態認定の継続期間中に賃貸型応急住宅からの退去を希望する場合は、「解約申出書」を解約日の40日前までに県へ提出する。
- ② 県は、避難住民から退去届の提出を受けたときは、直ちに不動産業者や貸主等に対し、「解約申入書」により通知する。
- ③ 避難住民は、解約日に不動産業者や貸主等の立ち合いを受けて、物件を明け渡す。その際、退去する物件の鍵を貸主に返却する。

### ○費用精算の対応方法について

- 貸主は、入居期間の終了に際し、避難住民立ち合いのもと、物件確認を行う。
- 貸主は、避難住民の故意または過失による損壊の修繕費用を除き、退去修繕負担金以外の原状回復に要する費用の請求を行わない。
- 修繕費用が退去修繕負担金で賄えなかった分については、避難住民に請求することができる。

# ◇モデル検討【公的住宅】 （県営住宅）

## 【検討項目 1 : 供与可能数・各戸情報の把握方法】

### ○公的住宅の供与可能数・各戸情報の調査方法について

- ・県営住宅については、県住宅課が指定管理者を通じて供給可能数及び各戸情報について把握する。  
(参考：市町営住宅については、各市町の住宅管理担当課が供給可能数及び各戸情報について把握する。)

## 【検討項目 2 : 入居者の募集方法】

### ○募集内容について

- 1 提供可能な住戸に関する情報
  - (1) 団地名、所在地、階数(2) 住戸の間取り、面積、エレベーター設置の有無
- 2 入居対象者
  - 国から避難対象として指定された住民
- 3 入居期間及び入居後の扱い
  - (1)入居可能期間は、6ヶ月以内（避難指示の状況に応じて更新可能）
  - (2)家賃及び敷金免除、共益費及び光熱水費は自己負担
- 4 申込方法及び手続きに必要な書類
  - (1) 申込受付窓口（県、受入市町、一時滞在施設）
  - (2) 申込方法（書面）
  - (3) 必要書類（避難住民であることが確認できる書類、誓約書等）
  - (4) 書類不足時の取り扱い（後日提出可等）
- 5 入居までの流れ
  - 申込 → 審査 → 住戸割当 → 入居説明 → 鍵の引渡し

## 【検討項目2：入居者の募集方法】

### ○募集要項等の様式案について

- 1 県営住宅使用許可申請書（別紙参照）
- 2 誓約書（別紙参照）

### ○周知方法について

入居者募集及び関連情報の周知は、避難住民が情報を受け取れるよう多様な手段を用いて実施し、次に掲げる方法を基本とする。

- 1 国を通じた周知  
国（内閣官房）から避難住民に配布される案内文書に、募集情報を記載する。必要に応じ、国が実施する説明会等で情報提供を行う。
- 2 熊本県による周知
  - (1) 収容施設及び避難先連絡所等での情報掲載
  - (2) 熊本県ホームページへの専用ページ設置
  - (3) プレスリリースによる報道機関への発信
- 3 収容施設及び避難先連絡所での周知  
案内文書の掲示及び配布

## 【検討項目2：入居者の募集方法】

### ○別紙

案

**県営住宅使用許可申請書**

令和 年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(自署の場合は押印不要)

電話番号 \_\_\_\_\_

抽選結果等をお知らせしますので、昼間連絡が取れる電話番号を記入してください。

下記のとおり県営住宅を使用したいので、申請します。

記

1 使用許可を申請する県営団地 【希望する区分に1つだけ「○」を記入すること】

A 熊本市、菊陽町の団地希望	B 荒尾市の団地希望	C 水俣市の団地希望

2 使用目的 沖縄県離島避難に伴う住宅として

3 使用許可県営住宅に入居する者

氏 名	性 別	続 柄	生年月日	年 齢
		本人		

4 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで(6か月以内)  
但し、避難指示の状況に応じて更新可能

5 添付書類  
・誓約書  
・避難住民であることが確認できる書類

県にて記載する箇所 受付番号: A B C

決定県営住宅: 団地 棟 号

案

**誓 約 書**

熊本県知事 様

私は、このたび申請する熊本県営住宅の使用許可にあたり、この使用許可が県営住宅の目的外使用許可としての一時入居であることを理解し、次の事項を誓約します。

- 一時使用を許可された熊本県営住宅につきましては、許可条件を遵守して使用し、また、緊急避難措置の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退去いたします。
- 緊急避難対象者でないと判明した場合など、使用許可の条件を満たさない場合は、使用期間中の家賃、駐車場使用料を支払うこと、また、速やかに県営住宅、駐車場を原状回復のうえ明渡します。
- 犬、猫、鳩、にわとり、オウム等、住宅に傷をつけたり、他人の迷惑になる恐れのある動物の飼育(身体障がい者補助犬は除く)はいたしません。
- 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。  
また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有しておりません。
- 私は、暴力団の組織の維持及び拡大に資するような暴力団に有益な行為を行いません。
- 私は、使用許可を受けた県営住宅を暴力団の事務所若しくはその他これに類するものの用に供しません。
- 上記事項に反する場合は、許可の取り消し等、熊本県が行う一切の措置について異議、苦情の申立を行いません。

令和 年 月 日

氏 名 印  
(※自署の場合は不要)

## 【検討項目3：相談対応の方法】

### ○対面窓口の設置について

- 1 窓口の設置  
・指定管理者への外部委託を検討する。
- 2 窓口の運営時間  
原則として平日8時30分～17時15分（休日・時間外の臨時窓口を開設する場合がある）
- 3 相談内容の記録及び共有  
(1) 相談受付票を作成し、相談内容を記録・整理する。  
(2) 個人情報に留意しつつ、必要に応じて県・市町村・関係機関と共有する。
- 4 周知  
窓口の設置場所、連絡先、受付時間等は、募集案内、熊本県公式サイト、収容施設及び避難先連絡所等を通じて避難住民に周知する。

### ○コールセンターの設置について

- ・避難住民の生活上の不安を解消し、入居手続き及び入居後の支援を実施するため、外部委託による設置を検討する。

## 【検討項目 4 : 入居手続きの方法】

### ○必要書類について

- 1 県営住宅使用許可申請書
- 2 誓約書
- 3 避難住民であることが確認できる書類

### ○各書類の様式案について

- 1 県営住宅使用許可申請書 (検討項目 2 : 別紙参照)
- 2 誓約書 (検討項目 2 : 別紙参照)

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

・指定管理者への外部委託を検討する。

(1) 電話・メール・FAXによる直接連絡

(2) 受入市町の収容施設や避難先連絡所窓口での対面对応

- ・個別世帯とのやり取り内容は、相談受付票や手続き記録に整理する。
- ・入居決定情報や書類不備情報は、県・市町村間で必要最小限の情報共有を行う。
- ・個人情報保護法に則り、適切に管理する。

## 【検討項目5：入居期間中の対応方法】

### ○入居期間中の相談対応の方法について

入居期間中の相談対応は、避難住民の生活の安定と安全を確保することを目的として丁寧に対応する。

- ・入居者が抱える生活上の課題に適切に対応する。
- ・要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）には関係機関と連携して実施する。
- ・個人情報保護に留意しつつ、必要に応じて関係機関と情報共有を行う。

#### 1 相談窓口の設置

- ・指定管理者への外部委託を検討する。

#### 2 相談対応の方法

- ・電話・対面による受付
- ・緊急時は、休日・時間外対応の臨時窓口を開設
- ・相談記録を作成し、必要に応じて関係機関に情報提供

#### 3 相談内容の分類と対応例

- (1) 住宅設備・・・設備不具合の修理手配、備品追加の相談
- (2) 地域生活・・・ごみ出し、自治会参加、防災ルール等の説明

#### 4 記録管理と支援

- ・相談内容は相談受付票や管理台帳に記録
- ・対応状況や改善策を定期的に確認

#### 5 周知

- ・窓口の設置場所、連絡先、受付時間は入居時に案内
- ・定期的に掲示板・チラシで再周知
- ・入居後も、生活上の困りごとや設備不具合等について個別対応を継続する。
- ・必要に応じ、生活支援窓口と連携して解決策を提示する。

## 【検討項目 6 : 退去手続きの方法】

### ○必要書類について

- ・退去届（退去希望日の10日前までに提出）

### ○各書類の様式案について

- ・退去届（別紙参照）

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

退去手続きにおける個別世帯とのやり取りは、入居者の円滑な退去と住宅の適正な引渡しを目的として行う。

- ・個人情報保護に留意しつつ、書類提出や鍵返却、精算手続きなどを明確に案内する。
- ・避難住民の状況や要配慮性を考慮し、柔軟かつ丁寧に対応する。
- ・連絡手段  
→電話等による事前連絡

### ○修繕費について

原則免除とするが、使用者の過失により修繕の必要が生じたとき又は入居資格が無いと判断したときは、使用者は修繕し、その費用を負担する。

## 【検討項目 6 : 退去手続きの方法】

### ○別紙

退 去 届 案

年 月 日

熊本県知事 様

住宅名 棟 号

氏 名 ㊟

このたび県営住宅を退去いたしますので、関係書類を添えて、お届けします。

予定退去日 年 月 日

転出先住所  
(電 話)

勤 務 先  
(電 話)

退去時入居者の修繕すべきもの			
補修工事業者	業 者 名	タタミ	TEL
		フスマ	TEL
		所在地	
管理人の意見			
管理人の氏名	㊟		

## ◇モデル検討を踏まえた整理

## 4. 中長期の収容施設の提供における留意点・課題等

### 【賃貸型応急住宅】

#### ○相談対応体制の構築及び費用負担について

- 非常に多数の避難住民を短期間で受け入れる計画であることから、相談窓口には避難住民からの問合せ・相談が殺到することが想定される。
- 県や受入市町は通常業務に加えて受入れに伴う業務にも対応する必要があることから、相談対応業務のために直営で大規模な体制を組むことは非現実的であり、相談窓口が機能不全に陥ることが危惧される。
- 国はコールセンターの業務委託を救援の対象外としているが、迅速な対応の実現にはコールセンターの開設が必須であり、対象とすることを強く要望する。

#### ○関係団体との協定の必要性について

- 実際に国民保護事態への対応となれば供与可能物件のとりまとめやコールセンター機能、各会員不動産業者の窓口での対応等、県内不動産業界にそれなりの負担が発生することが想定される。現在、不動産関係団体と締結している協定は災害時の協力に関するものであり、事態に迅速に対応するためには、国民保護に関して新たに協定を締結する必要があると考える。
- なお、協定の締結に当たっては、各県で個別に協定を結ぶのではなく、国で一括して締結するのが効率的であると考えます。

#### ○コミュニティへの配慮について

- 民間賃貸住宅は点在しており、借上げに当たっては貸主の同意が必要となることから、一定の地域でまとまった数の賃貸住宅を確保できる保証はない。
- また、避難住民には原則、自ら借り上げる住宅を選定してもらうことから賃貸型応急住宅はコミュニティの維持には不向きである。
- コミュニティを維持した避難に重きを置くのであれば、建設型応急住宅の活用の検討も必要であると考えます。
- 避難元自治体の役割の一つとして、避難元地区内の繋がりを維持する支援や避難先のコミュニティへうまく受け入れるような支援（自治会、町内会への繋ぎ）を行う必要があると考える。

## 4. 中長期の収容施設の提供における留意点・課題等

### ○受入自治体外の物件に入居を希望される場合及び受入世帯数に対し供与可能数が不足する場合の対応

- 就学や就労等の観点から受入自治体外の物件へ入居を希望する避難住民が出てくることが予想されるが、そのような場合の取扱いについて整理が必要。
- なお、次ページに受入世帯数に対する民間賃貸住宅の空き戸数（不動産情報サイト調べ）を整理しているが、阿蘇市と大津町は物件が不足する見込み。
- いずれにしても、実際に物件が不足する場合には、周辺自治体へ受入範囲の拡大を検討せざるを得ないとする。

### ○避難先における避難元自治体機能の維持について

- 賃貸型応急住宅入居後は、避難住民の生活支援、名簿管理、現状把握などが必要となる。自治体職員も避難者となる中、避難先で避難元自治体の機能をどのように維持し、どの程度支援に携わることができるのかあらかじめ整理する必要があると考える。

# 中長期の収容施設の提供に係るモデル検討を踏まえた整理

## (参考) 避難住民数とそれに対する県内の供与可能数の整理

※不動産情報サイト アットホーム掲載情報（R7.12.15時点）より

受入世帯数					
	単身	2人	3～4人	5人以上	
部屋 タイプ	1R	1LDK	2LDK	3LDK	合計
	1K	2K	3K	4DK	
	1DK	2DK	3DK	4LDK 以上	
熊本市	2,907	1,352	676	249	5,184
山鹿市	47	24	8	1	80
阿蘇市	0	274	162	44	480
大津町	765	134	0	0	899
八代市	260	154	85	38	537
合計	3,979	1,938	931	332	7,180



供与可能戸数					
	単身	2人	3～4人	5人以上	
部屋 タイプ	1R	1LDK	2LDK	3LDK	合計
	1K	2K	3K	4DK	
	1DK	2DK	3DK	4LDK 以上	
熊本市	1,939	2,276	1,796	729	6,740
山鹿市	15	42	43	11	111
阿蘇市	1	14	15	4	34
大津町	102	184	174	63	523
八代市	211	535	488	99	1,333
合計	2,268	3,051	2,516	906	8,741

## 4. 中長期の収容施設の提供における留意点・課題等【公的住宅】（県営住宅）

### 【公的住宅】

- 家具・寝具・家電等は、入居者負担のため準備に時間を要することから、即応性の点は、公営住宅は初期宿泊施設（ホテル）より準備に時間がかかる。
- 公営住宅へ入居する場合、照明器具、ガスコンロ、家電、寝具等は備えられていない。
- 避難者用に部屋を確保するには、修繕、清掃、防火・安全点検が必要であり、県が公営住宅への避難住民の入居受入れに当たり、給排水、電気、ガス、鍵交換、衛生点検などの事前整備の費用負担が必要である。
- 即入居可能な県営住宅の空き住宅（空き室）が少ない状況から、受入れ可能な地域や戸数に限りがある。
- コールセンターの設置については、避難者の利便性を確保するために、他の問い合わせも含めた一元的な対応ができるように検討する必要がある。  
また、利便性をより高めるためには、外部委託の検討が必要である。

## ◇ 参考資料

※ 過去災害で実施している本県の賃貸型応急住宅の様式等を準用する

## 【制度説明チラシ】

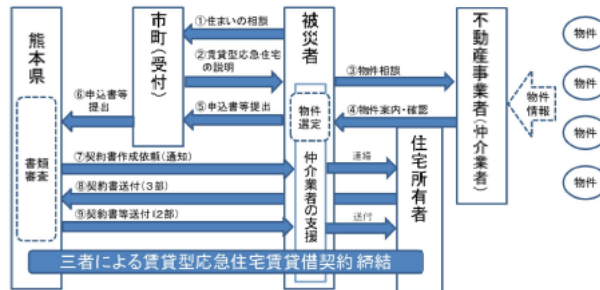
令和7年(2025年)8月21日版

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨によって  
お住まいに被害を受けられた皆さまへ(ご案内)

熊本県では、県内市町(熊本市を除く)にお住まいで、今回の災害により住宅に甚大な被害を受けられた皆さま(※)に、賃貸型応急住宅を提供する事業を実施しています。

※ 2頁の「1 入居者の要件」のいずれにも該当する方が対象になります。

### 賃貸型応急住宅の実施の流れ



#### 【手続き】

- ①～② 被災時にお住まいの市町に設置されます相談窓口にて、関係書類を受け取ってください。
- ③～④ 不動産事業者(仲介業者)にお電話いただき、熊本県が実施する賃貸型応急住宅に伴う賃貸住宅の紹介依頼であることをお伝えいただき、物件の紹介を受けてください。
- ⑤ 物件を選定後、申込書等(3頁参照)を作成いただき、被災時にお住まいの市町宛てご提出ください。
- ⑦ 申込書等の審査で適当と認められた場合は、県から契約書作成依頼(通知)を仲介業者様(又はご本人様)に行います。
- ⑩ 仲介業者様等の協力のもと、契約書等(4頁参照)を作成いただき、県担当(4頁参照)に提出してください。

-1-

## 熊本県 賃貸型応急住宅事務の概要

### 1 入居者の要件(いずれにも該当)

- (1) 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害(以下「当該災害」という。)で、災害救助法が適用された令和7年8月10日時点において、災害救助法が適用された熊本県内の熊本市を除く10市町に住所を有する方  
※ 遠用市町(熊本市を除く10市町)  
八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、美里町、玉東町、長洲町、中佐町、水川町
- (2) 次の要件のいずれかを満たす方  
① 住宅が「全壊」又は「流失」し、居住する住宅がない方  
② 住家が「半壊以上」であっても、水害により流入した土砂や流木等(耐え難い悪臭等を含む)により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方  
③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、**長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方**  
※ 対象となるが、被災された市町に御確認の上、申込みをお願いします。  
④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方で「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えることが見込まれる方  
(3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力では、住居を確保することができない方  
(4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方  
※ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去する制度

### 2 賃貸型応急住宅の条件(原則、県内の物件で、いずれにも該当)

- (1) 貸主から同意を得ているもの
- (2) 新耐震基準で建設(昭和56年6月1日以降に着工)されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの
- (3) 不動産事業者(仲介業者)が斡旋した住宅であること  
ただし、貸主・管理会社が不動産事業者等の場合は個別に御相談ください。
- (4) 家賃が、1箇月当たり次の額以下であるもの
 

・1人(単身)の世帯	5.5万円以内
・2人の世帯	6.5万円以内
・3人～4人以下の世帯	8.5万円以内
・5人以上の世帯	13万円以内

 小学校入学年齢に達しない児童(以下、「未就学児」という。)は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人(小数点以下四捨五入)として換算する。  
(例) 未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人、未就学児4人→2人

### 3 費用負担

- (1) 県の負担 ※ 申込書には下記の限度額の範囲内で記入してください。
  - ア. 家賃(上記2の(4)のとおり)
    - ※ 契約する際に、合理的な理由なく家賃の値上げを行い、家賃上限で契約することがないよう、災害救助法の趣旨を十分御理解のうえ、貸主様には適正な家賃での住宅の提供をお願いします。
  - イ. 共益費(又は管理費)(通常徴収している額)
    - ※ 主にマンションの場合で共益費のことを管理費と呼んでいる場合は管理費とします。
    - ※ 特段の理由なく家賃に対して不自然に高額になる等の場合は対象となりません。

-2-

ウ、礼金（家賃の1ヶ月分を限度）

エ、仲介手数料（家賃の0.55ヶ月分を限度）

オ、退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）

※ 物件の明渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用に充てるための負担金です（退去時の精算は不要）。

カ、火災保険等損害保険料

※ 県（借主）が保険に加入します。

キ、鍵交換費用（通常徴収している額）

※ 社会通念上必要と認められる額を限度とします。

## (2) 入居者の負担

ア、光熱水費、駐車場費、自治会費など

イ、入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用で、上記3の(1)のオで賚えなかった場合の不足額

※ 物件明渡し時の原状回復に関するトラブル防止のため、入居時には貸主（又は不動産業者）と入居者双方立会いの下、室内の具体的な状況を確認（必要に応じて写真を撮る等）してください。

## 4 入居期間

入居期間は、契約書上は入居時から2年となりますが、原則以下のとおりの取扱いとなります。

【被災前から借家や公営住宅に入居していた場合】

・ この場合の賃貸型応急住宅の入居期間は、次の借家を探す期間を考慮して、**原則最長1年**となります。（これが困難な場合は個別にご相談ください。）

【災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合】

・ 応急修理の期間が1か月を超える程度の工事になる場合に賃貸型応急住宅を利用できます。

この場合の賃貸型応急住宅の入居期間は、原則6ヶ月となります。

・ 応急修理が完了した場合は、速やかに退去していただく必要があります。

## 5 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

災害救助法適用日以降、既に個人で契約して入居している場合でも、上記1の「入居者の要件」、上記2の「賃貸型応急住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合には、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業の対象となります（但し、損害保険及び仲介手数料については、遡及できませんので御了承願います）。

## 6 提出いただく書類

【申込時】

① 申込書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 同意書（様式第3号）又は誓約書（様式第4号）

④ 罹災証明書 → ※上記1「入居者の要件」の(2)③に該当する場合は不要

⑤ 申出書（様式第5号）

⑥ 臭気確認書（様式第5号の2） → ※必要な場合に提出

⑦ 応急危険度判定調査票 → 必要な場合に提出

⑧ 受付済の災害救助法の住宅の応急修理申込書 → ※必要な場合に提出

⑨ 切替契約に係る同意書（様式第6号）及び個人で契約した契約書の写し  
※上記5に該当する場合に提出

⑩ チェックリスト → ※提出書類に不備がないかチェックしてください。

## 【県からの契約書作成依頼（通知）後】

① 契約書（様式第9号） ※3部。様式は県から送付。

② 支払先申出書（様式第10号） ※様式は県から送付。

③ 委任状（様式第11号） ※様式は県から送付。

④ 重要事項説明書 ※1部。仲介業者様で作成。

⑤ 定期建物賃貸借契約書についての説明書（様式第12号） ※様式は県から送付。

※各種様式は県ホームページからダウンロードすることも可能です。

## 【提出先・お問い合わせ】

熊本県健康福祉部 健康福祉政策課  
地域支え合い支援室 すまい・生活再建支援班  
電話：096-333-2819

## 【要 綱】

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に係る  
熊本県賃貸型応急住宅実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨」により熊本県（熊本市を除く。以下「県」という。）内に適用された災害救助法に基づき民間賃貸住宅を借上げ、賃貸型応急住宅として供与するために必要な事項を定める。

### (県の役割)

第2条 県は、賃貸型応急住宅の供与に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 国との協議に関すること。
- (2) 入居条件の検討に関すること。
- (3) 貸主、市町、公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会・公益社団法人全国不動産協会熊本県本部・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下、「団体等」という。）、入居者等の調整に関すること。
- (4) 申込書等の審査に関すること。
- (5) 契約書等の作成依頼、受理、審査に関すること。
- (6) 契約の締結に関すること。
- (7) 別紙「賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」で定める費用の支払いに関すること。
- (8) 入居者の適正な使用、調査、支援に関すること。
- (9) 貸主、県、宅地建物取引業者及び入居者等の調整に関すること。
- (10) その他、県が必要と認めること。

### (市町の役割)

第3条 市町は、賃貸型応急住宅の供与に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 制度の周知及び入居希望者の相談、受付に関すること。
- (2) 入居希望者からの申込書受理に関すること。
- (3) その他、県及び市町が必要と認めること。

### (団体の役割)

第4条 団体は、賃貸型応急住宅の供与に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 被災者からの物件相談に関すること。
- (2) その他必要と認めること。

### (宅地建物取引業者の役割)

第5条 宅地建物取引業者は、賃貸型応急住宅の供与に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 貸主との契約に関すること。

- (2) 入居者の入退去手続きに関すること。
- (3) 賃貸型応急住宅の管理（入退居支援等）に関すること。
- (4) 貸主、県、団体及び入居者等の調整に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

### (入居対象者)

第6条 賃貸型応急住宅に入居できる者は、次の(1)から(4)の要件を満たす者とする。

- (1) 災害発生の日時点において、災害救助法が適用された市町に居住する者
- (2) 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者
  - ① 住宅が「全壊」又は「流失」し、居住する住宅がない者
  - ② 住家が「半壊以上」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
  - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている<sup>(第2)</sup>など、長期にわたり<sup>(第2)</sup>自らの住宅に居住できないと市町長が認める者<sup>(第3)</sup>
    - ※1 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。
    - ※2 「長期にわたり」とは、対策に概ね1か月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指す。
    - ※3 応急危険度判定により、「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な者を含む。
  - ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用<sup>(第4)</sup>する者のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えることが見込まれる者
    - ※4 「応急修理期間中の応急仮設住宅の利用」は、応急仮設住宅に入居してから応急修理を申し込む制度ではなく、修理期間が1か月を超える程度の工事になる場合、賃貸型応急住宅に入居できる制度であることに留意。
  - ⑤ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
- (3) 他に居住できる住宅<sup>(第5)</sup>がなく、自らの責力をもってしては住宅を確保することができない者
  - ※5 持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと。
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

### (賃貸型応急住宅の条件及び経費の負担)

第7条 別紙「賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」に適合し、賃貸型応急住宅として被災者に供与することに貸主が同意した住宅につき、所定の費用を県が負担するものとする。

### (入居手続き等)

第8条 賃貸型応急住宅への入居手続きなどに必要な事項については、県が別に定める「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に係る熊本県賃貸型応急住宅事務処

# (参考資料) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領等

理要領」によるものとする。

(その他)

第9条 発災日以降、受付期間終了までに、第6条の入居対象者が既に別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合においても、別紙「賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」の要件を満たす場合には、本事業を適用することができる。

2 その他、この要綱の施行に関し、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行し、令和7年8月10日から適用する。

(別紙)

「賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」

項目	内 容
契約方法	貸主、県（借主）、被災者（入居者）の三者による定期建物賃貸借契約
賃料 (世帯人数に 応じた 賃料の 限度額)	<p>・住居への入居人数に応じて、家賃は次の金額を上限とし、上限額を超える物件は、借上げの対象とはならない。</p> <p>(1) 1人(単身)の世帯 月額 5万5千円以内                      (2) 2人の世帯 月額 6万5千円以内                      (3) 3～4人以下の世帯 月額 8万5千円以内                      (4) 5人以上の世帯 月額 13万円以内</p> <p>・小学校入学年齢に達しない児童（以下、「未就学児」という。）は、入居人数に含めない。                      ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人（小数点以下四捨五入）として換算する。                      (例) 未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人、未就学児4人→2人</p> <p>・支払時期は次のとおり</p> <p>① 初回支払い分：契約成立日の翌月末まで（特別な理由がある時を除く）                      ② 第2回支払い分：当月分を当月末まで                      ③ 第3回以降支払い分：当月分を前月末まで                      （ただし、4月分については当月末までに支払う）</p>
共益費 (※管理費)	借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。 ※主にマンションの場合で共益費のことを管理費と呼んでいる場合は管理費とする。
礼金	家賃の1か月分以内
退去修繕 負担金 (敷金)	家賃の2か月分以内 ※退去時における原状回復（通常損耗、経年劣化を含む）に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。
鍵交換費	実費
仲介手数料	家賃の0.55か月分以内

損害保険料	損害保険料は、都道府県等が包括契約に基づき加入する。
入居者負担	光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、ペット飼育料、自治会費
賃貸型 応急住宅の 入居期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の本拠として日常的に使用する持家が、第6条第1項の要件を満たす場合であって、自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者については、入居の日から2年以内。</li> <li>元の住家が借家又は公営住宅に入居していた者が、第6条第1項の要件を満たす場合であって、自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者については、入居の日から1年以内。</li> <li>なお、借家又は公営住宅が1年以内に適当な物件がなく見つけれなかった等、新たな物件に入居することが困難な場合には、県と市町の協議・同意により、必要性が認められた場合には、1年の範囲内で延長ができる（最長2年以内）。</li> <li>災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理制度を併用する場合は応急修理を申し込んだ日から6か月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること。</li> <li>いずれの場合も、入居期間の期限を待たずに恒久的住宅の確保を果たした場合は、速やかに退去すること。</li> </ul>
建物の 耐震性	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性が確認されている住宅<sup>(90)</sup>に限る。 ※原則として、昭和56年6月1日以降に建設されたもの。 又は、同等の耐震性があることについて確認されていること。</li> <li>ただし、昭和56年6月以前に建設された住宅であっても、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合は、この限りではない。</li> <li>不動産仲介業者の斡旋により賃貸すること。</li> </ul>

## 【要 領】

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に係る

### 熊本県賃貸型応急住宅事務処理要領

#### 第1 目的

この要領は、「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に係る熊本県賃貸型応急住宅実施要綱」（令和7年8月20日施行）（以下、「実施要綱」という。）第8条に基づく入居手続き等を円滑に実施するために必要な事務処理に関する事項を定める。

#### 第2 入居申込み

1 賃貸型応急住宅に入居を希望する被災者は、貸主から賃貸型応急住宅とすることに合意を得た上で、入居希望物件を選定し、「熊本県賃貸型応急住宅申込書」（様式第1号）に次の2に掲げる書類を添付し、当該災害時に居住していた市町に提出する。

なお、市町は実施要綱第6条(2)③に該当する者がある場合は、事前に「調査票」（参考様式）を県へ提出し、確認を受けるものとする。

#### 2 添付書類

(1) 必要書類は次のとおりとする。

① 「誓約書」（様式第2号）

② 「同意書」（様式第3号）

また、賃貸型応急住宅の貸主の所在地が遠方であり、早期に「同意書」への記名ができない場合は、「確約書」（様式第4号）

③ 「罹災証明書」※1

※1 「罹災証明書」に被災住家の世帯構成員の記載が無い場合には、世帯構成員が確認できるよう「住民票」（入居者全員分）を追加添付すること。

④ その他県が必要と認める書類

(2) 実施要綱第6条(2)①～⑤に該当する場合は、「申出書」（様式第5号）を提出するものとする。

また、実施要綱第6条(2)②において、耐え難い悪臭等の原因により、日常生活に支障が生じている場合には、「臭気確認書」（様式第5号の2）に基づき、現地において市町職員による臭気確認を行い、併せて、立ち会ったことを証明する写真を添付すること。

なお、実施要綱第6条(2)③に該当する場合は、「罹災証明書」の提出は不要とする。

(3) 要綱第9条に該当する場合は、「切替契約に係る同意書」（様式第6号）及び既に借入で契約済みの契約書を提出するものとする。

(4) 「応急危険度判定調査票」※2

※2 実施要綱第6条(2)③に該当し、かつ応急危険度判定で「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な場合



(5) 受付済の「災害救助法の住宅の応急修理申込書」※3

※3 実施要綱第6条(2)③に該当し、応急修理期間中に応急仮設住宅を利用者であって、既に応急修理申込をしている場合

(6) その他県が必要と認める書類

#### 第3 申込書等の受付及び入居者の決定

1 市町は、入居希望者から「熊本県賃貸型応急住宅申込書」の提出があったときは、当該申込書及び添付書類（以下、「申込書等」という。）の記載内容を確認し、申込書等を県に送付する。

2 県は、申込書等の内容を審査し、適当と認められる場合は、賃貸型応急住宅への入居を決定するものとする。

3 県は、賃貸型応急住宅への入居を決定した場合は、「熊本県賃貸型応急住宅入居決定通知書」（様式第7号）を仲介業者等に送付する。

4 熊本県は、申込書等の内容を審査し、上記2に該当しないことが判明した場合は、「熊本県賃貸型応急住宅入居不可決定通知書」（様式第8号）を申込者に送付する。

#### 第4 賃貸型応急住宅の契約

賃貸型応急住宅の賃貸借契約について、以下のとおり定める。

1 仲介業者等は、可能な限り速やかに「熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約書」（様式第9号以下、「契約書」という。）を3通作成する。

2 仲介業者は、契約書3通と共に、支払先申出書（様式第10号）、委任状（様式第11号）、入居者に説明した重要事項説明書、定期建物賃貸借契約についての説明書（様式第12号）を添付し、県に提出する。

3 都道府県等は、契約書等を審査の上、3通の契約書に記名押印の上、契約を締結する。締結後の契約書は、仲介業者（貸主、入居者分を含む）に送付する。

4 仲介業者は、貸主及び入居者に契約書を送付する。

#### 第5 家賃等の支払

家賃等の支払について、以下のとおり定める。

1 県は、貸主からの請求に基づき、原則として、初回支払分（退去時修繕負担金等を含む。）は契約成立の翌月末までに、

第2回支払分は当月分を当月末までに、

第3回支払分以降は当月分を前月末までに支払う。

ただし、4月分については当月末までに支払うものとする。

2 1か月に満たない月の賃料、共益費及び管理費は、実日数で日割計算（先乗後除）した額（1円未満切捨とする。）

ただし、貸主が別途定める場合はその支払方法に準ずる。

## 第6 入居決定の取消し

- 1 都道府県知事等は、入居者が「第7 入居者の責務」または「第8 入居者の善管注意義務」に反した場合は、賃貸型応急住宅の入居決定を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事等は、入居者が以下の事項に該当した場合は、賃貸型応急住宅の入居決定を取り消すことができる。
  - (1) 入居者が対象世帯の要件に該当しないことが明らかとなった場合
  - (2) 偽りその他不正な手段により入居の決定を受けた場合
  - (3) 法令等に違反した場合
  - (4) 賃貸型応急住宅の使用に関する熊本県知事等又は市町長からの指導に従わなかった場合
  - (5) 入居者が賃貸型応急住宅の賃貸借契約書の条項を遵守しないこと等により、当該契約を解約することとなった場合
  - (6) 入居者が賃貸型応急住宅を居住以外の用途に使用した場合

## 第7 入居者の責務

入居者は、賃貸型応急住宅の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 1 貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置
- 2 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等の製造又は保管
- 3 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等の搬入又は備え付け
- 4 排水管を腐食させるおそれのある液体の流出
- 5 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏
- 6 猛獣、毒蛇、鳩さし、臭い等の明らかに近隣に迷惑をかける動物の飼育
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の同居又は暴力団員の本物件の使用
- 8 貸主の承諾なしに、犬、猫等の動物の飼育
- 9 貸主の承諾なしに、階段・廊下等共用部分の物品の設置、又は看板・ポスター等の広告物の掲示
- 10 貸主、熊本県及び市町への通知なしに、申込書に記載した者以外の同居、若しくは本物件の使用、又は入居者の変更（一部退去を含む）

## 第8 入居者の善管注意義務

- 1 入居者は、賃貸型応急住宅を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 入居者は、特に賃貸型応急住宅の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 入居者は、貸主が定める管理規約・使用細則等を遵守するものとする。また、貸主が本物件の管理上必要な事項を入居者に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 入居者は貸主より貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、入居者は、直ちに貸主に連絡の上、貸主が新たに

設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は、入居者の負担とする。

- 5 入居者は、鍵の追加設置、交換、複製を貸主の承諾なく行ってはならない。
- 6 賃貸型応急住宅に破損箇所が生じたときは、入居者は、貸主に速やかに届けて確認を得るものとし、その届出が遅れて貸主に損害が生じたときは、入居者はこれを賠償する。

## 第9 契約期間

- 1 被災前、生活の本拠として日常的に使用する住家が特家であった者については、入居の日から2年以内とする。
- 2 元の住家が借家又は公営住宅に入居していた者については、入居の日から1年以内とする。ただし、被災状況を踏まえ、新たな借家を探すことが困難な場合については、県と市町の協議の上、期間の延長を行うこと。（最長2年以内とする。）
- 3 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する際は、応急修理を申し込んだ日から原則6ヶ月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去するものとする。（応急仮設住宅に入居してから応急修理を検討する制度ではないため、留意すること。）

## 第10 退去

- 1 入居者は、賃貸型応急住宅を退去する場合は、退去の40日前までに、「熊本県賃貸型応急住宅解約申出書（兼契約満了時退去届）」（様式第13号、以下、「退去届」という。）を県に提出しなければならない。
- 2 退去届の提出を受けた県は、ただちに（退去の30日前までに）、貸主等に対し、「熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約に係る解約の申し入れについて」（様式第14号）により通知する。
- 3 入居者は、契約期間が終了する日までに、貸主等の立会いを受けた上で、賃貸型応急住宅を明け渡さなければならない。
- 4 入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費については、入居者が負担する。
- 5 熊本県賃貸型応急住宅の使用を終了するが、やむを得ない理由により、入居者が退去届を提出できない場合は、貸主等は「熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約終了確認書」（様式第13号の2、以下、「終了確認書」という。）を県に提出する。

## 第11 変更の手続き

入居者、貸主・貸主代理及び仲介業者（以下、「変更者」という。）は、契約内容に変更があった場合、以下に定める変更届等を提出する。

- 1 入居者は、同居者に関する変更がある場合、貸主に連絡し、同意を受けたうえで、「同居者変更届」（様式第15号）を県へ提出する。
- 2 貸主・貸主代理は、貸料等の振込指定口座を変更する場合、「支払先申出書」（様式第10号）を県に提出する。
- 3 貸主・貸主代理・管理会社は、氏名・住所・連絡先・商号（法人名称）等の変更があった

場合、「変更届」(様式第16号)を県に提出する。

なお、相続、売買等による貸主変更の場合は、不動産登記簿、売買契約書等の写しを添付することとする。

## 第12 その他

この要領に定めのない事項については、令和7年7月1日付け府政訪第1068号-1「災害救助事務取扱要領(令和7年7月)について」により通知された災害救助法事務取扱要領の定めるところによる。

## 附 則

この要領は、令和7年8月20日から施行し、令和7年8月10日から適用する。

# (参考資料) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領等

## 【申込書】

様式第1号

申込番号  
(原本表記入欄)

### 熊本県賃貸型応急住宅申込書

「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害」

以下により、賃貸型応急住宅を申し込みます。

申出者

フリガナ	
氏名	
住所 (避難前の住所)	〒 【被害を受けた住宅が特例の場合を除き、個別に○を記載ください。物件名と部屋番号も記入してください】 住居種別：民間賃貸住宅・公営住宅・その他( ) 物件名：( )
現在の居住地 (避難施設等)	住所 〒 現在の居住地について、下記のいずれかに○をしてください。 ・民間賃貸住宅・公営住宅・職員住宅・社宅・寮・旅館・親戚宅 ・避難所( )・その他( )
電話番号	【携帯電話(※)】：_____ 【緊急連絡先】：_____ 氏名 _____ 続柄 _____ ※ 屋間に連絡がつく電話番号をご記入ください。

入居希望物件の概要

住宅の所在地	〒	
住宅の名称等		
住宅の間取り	( ) ・LDK ・DK ・K ・ワンルーム	
住宅の建設年月日	昭和 平成 令和 年 月 建設	
住宅の耐震性	<input type="checkbox"/> 昭和56年6月以降建設 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月以前建設だが、耐震診断・耐震改修等により住宅耐震性が確認されている <input type="checkbox"/> その他、管理会社等により賃貸可能と判断されたもの ※既に借入で契約している場合等のやむを得ない事情がある場合に限る。	
費用	賃料	月額 円 (1人(単身)の世帯：5,5万円以内 (2人の世帯：6,5万円以内 (3~4人以下の世帯：8,5万円以内 (6人以上の世帯：13万円以内)
	共益費 (又は管理費)	月額 円 原負担(社会通念上適正な金額を限度)
	礼金	円 原負担(家賃1ヶ月分以内)
	退去修繕負担金	円 原負担(家賃2ヶ月分以内)
	鍵交換費用	円 原負担(社会通念上適正な金額を限度)
	仲介手数料	円 原負担(家賃0.55ヶ月分以内)
保険料	損害保険加入費用実費 原が加入	

※原が加入する損害保険には家財補償、器物損害補償は含まれません。  
※光熱水費、駐車場費その他経費は入居者負担です。

貸主及び仲介業者

(当該賃貸住宅について、熊本県賃貸型としての提供)

貸主	【電話番号】
仲介業者	
仲介業者連絡先	【住所】 〒 【電話番号】 【FAX番号】
仲介業者が所属する団体名	<input type="checkbox"/> 全国賃貸住宅経営者協会連合会 <input type="checkbox"/> 熊本県宅地建物取引業協会 <input type="checkbox"/> 全日本不動産協会 <input type="checkbox"/> その他( )

入居予定者

氏名	続柄	年齢	生年月日	備考
				(高齢者、障がい者、要介護等の特記事項があれば記入)
	本人		T.S.H.H.R 年 月 日	
			T.S.H.H.R 年 月 日	
			T.S.H.H.R 年 月 日	
			T.S.H.H.R 年 月 日	
			T.S.H.H.R 年 月 日	
			T.S.H.H.R 年 月 日	
			T.S.H.H.R 年 月 日	

【確認事項】 該当する項目に  を付けてください。

(1) 災害救助法が適用された県内10市町(熊本市を除く)、災害救助法適用日時点に在住していた  はい  いいえ

災害救助法適用市町村(10市町) 八代市、五木市、上天草市、宇城市、天草市、奥平町、玉東町、長洲町、甲佐町、水川町  
(以上、令和7年(2025年)8月10日適用)

(2) 被災した住宅等の状況が、以下に該当する  はい(該当番号: )  いいえ

① 住宅が「全壊」又は「流失」、居住する住宅でない  
② 住家が「半壊以上」で、水害により流入した土砂や流木等(耐え難い悪臭等を含む。)により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない※  
③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない  
④ 住家が「半壊以上」かつ被災した住宅の応急修繕申請を申込み済であり、修繕期間が1か月を超えると見込まれる  
※この場合の賃貸型応急住宅の入居期間は、原則6ヶ月となります。  
⑤ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた

【※②で被害を受けた住宅が賃貸住宅等の場合は記入】  
上記のとおり相違ありません。  
(物件所有者) 住所: \_\_\_\_\_  
氏名: \_\_\_\_\_ 印

(3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力で住宅を確保することができない  はい  いいえ

(4) 災害救助法による障害物の除去制度を申込みしておらず、申込みの予定もない  はい  いいえ

(5) 既に応急仮設住宅の提供を受けている  はい  いいえ

(6) 申込者および入居者が暴力団構成員等ではない  はい  いいえ

(7) 記載された個人情報について、被災者支援に関する他の行政機関等に提供することに同意する  同意する  同意しない

(8) 必要書類

誓約書(様式第2号)

同意書(様式第3号)または 確約書(様式第4号)

※原則、同意書と提出。賃貸型応急住宅の貸主の所在が遠方で、早期に同意書へ転名できない場合は、確約書を提出

罹災証明書(上記③に該当する場合は不要)

※罹災証明書に被災住家の世帯構成員の記載がない場合は、住民票(入居者全員分)を追加添付すること

申出書(様式第5号) ※上記①~⑤の場合

臭気確認書(様式第5号の2) ※上記②③の場合

応急危険度判定調査票 ※上記③に該当し、かつ応急危険度判定で「危険(赤色)」と判定された場合

受付済の災害救助法の住宅の応急修理申込書 ※上記④に該当し、応急修理期間中に応急仮設住宅利用の場合

切替契約に係る同意書(様式第6号) ※発災日以降既に借入で民間賃貸を契約されている場合

既に借入で契約済みの契約書

その他( )

この申込書に記載の内容について事実と相違ありません。  
令和 年 月 日  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(注1)「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸住宅などを熊本県が借り上げ、提供する住宅です。  
(注2) 家賃及び共益費(又は管理費)は無料ですが、光熱水費、駐車場費、自治会費等は入居者負担となります。  
(注3) 賃貸型応急住宅に入居した場合、原則、他の応急仮設住宅に入居はできません。

## 【誓約書】

様式第2号

### 誓約書

熊本県知事 木村 敬 様

私が、このたび入居します、熊本県賃貸型応急住宅につきましては、入居条件を遵守して使用し、定められた期限までに必ず退去いたします。

なお、入居後、申請内容の不実及び入居条件違反等が判明した場合、原状回復し、直ちに退去します。

令和 年 月 日

(入居者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## 【同意書】

様式第3号

### 同意書

下記の賃貸住宅が「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に係る熊本県賃貸型応急住宅実施要綱」に基づく賃貸型応急住宅として使用されることについて同意します。

(1) 住宅の所在地 \_\_\_\_\_

(2) 住宅の名称等 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

(貸主) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

熊本県知事 木村 敬 様

## 【確約書】

様式第4号

同意書（様式第3号）の提出がある場合は不要

### 確 約 書

(1) 申 込 者 \_\_\_\_\_

(2) 住宅の所在地 \_\_\_\_\_

住宅の名称等 \_\_\_\_\_

(3) 確約事項

上記物件については、貸主の所在地が遠方であり、早期に同意書への記名ができないため、契約時に提出することを確約いたします。

なお、貸主については、口頭にて事前に同意を得ております。

令和 年 月 日

(仲介業者等)

法 人 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

熊本県知事 木村 敬 様

## 【申出書】

(様式第5号)

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敏 様

申込者氏名 \_\_\_\_\_

### 申 出 書

次の被災した住宅の状況について、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に係る熊本県賃貸型応急住宅実施要綱の要件に該当することを申し出ます。

被災した住宅の所在地: \_\_\_\_\_

#### 【被災した住宅の状況】

※ 該当する状況に☑を付けてください。

※ 裏面に、被災状況を記載すると共に被災状況が確認できる写真を添付すること。

#### (要綱第6条)

- 災害発生の日（令和7年8月10日）時点において、災害救助法が適用される市町村に居住する
- ① 住宅が「全壊」又は「流失」し、居住する住宅がない
- ② 「半壊以上」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷み等により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない
  - ア 土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態
  - イ 屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない状態
  - ウ 住家への浸水により耐えがたい悪臭がしており、生活に支障が生じている状態
  - エ ア〜ウに準ずる状況により生活が困難であると県が認める場合
- ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認める者
- ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者であって、②に該当する
- ⑤ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

以下にも  
チェック

※ 被災状況について記載してください。

.....  
.....  
.....

※ 被災状況が確認できる写真を貼付してください。

写真の印刷が難しい場合はメール件名に申込者名、メール本文に被災した住所、連絡先を記載の上、下記アドレスあてにデータ送付をお願いいたします。

熊本県健康福祉政策課地域支え合い支援室

メールアドレス [sasaesai@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:sasaesai@pref.kumamoto.lg.jp)

(写真を添付してください)

該当要件確認印  
(熊本県記入欄)



## 【切替契約に係る同意書】

(様式第6号)

### 切替契約に係る同意書

熊本県知事 木村 敬 様

このたび、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害以降、現入居者と賃貸借契約を締結しましたが、賃貸型応急住宅として熊本県と定期賃貸借契約を締結することから、現入居者が既に支払った家賃、敷金、礼金、入居時鍵交換費及び解約保険料を返金することに合意しました。

今後、この件に関して疑義が生じた場合は、貸主と入居者で協議の上、解決します。

物件の所在地 \_\_\_\_\_

物件の名称等 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

(貸主) 住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

(入居者) 住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

## 【チェックリスト】

### 申込時提出書類チェックリスト ～提出書類に関し、不足等がないかご確認ください～

必要書類 注意点	チェック欄		
	申請者	市町村	熊本県
○ 申込前の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 災害救助法による次の制度を利用しないことで間違いありませんか？ (この制度と併せて利用することはできません。) ・障害物の除去	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
① 申込書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申請者さまの、昼間に連絡の取れる電話番号が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 必要事項の記入、該当項目へのチェックは漏れなくされていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 入居人数と家賃は基準に合致していますか？ (1人世帯:5.5万以下、2人世帯:6.5万以下、3~4人世帯:8.5万以下、5人世帯~:13万円以下)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申請者さまによる記入、押印がされていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 誓約書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申請者さまによる記入、押印がされていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 応急仮設住宅としての使用に係る同意書(様式第3号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 貸主さまによる記名、押印がされていますか？ ⇒貸主さまによる速やかな記名等が難しい場合は「④誓約書」が必要です	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 誓約書(様式第4号) ※③の速やかな提出が困難な場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 仲介業者さまによる記名、押印がされていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 罹災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 罹災証明書には世帯構成員の記載がありますか？ ⇒世帯構成員の記載がない場合は、「⑥住民票」が必要です	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 住民票(世帯全員) ※⑤の提出が困難な場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 入居予定者すべての住民票がありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 申出書(様式第5号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 被災状況が確認できる写真が貼り付けてありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ その他の書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申請書裏面の確認事項「(8)必要書類」にチェックをした書類が、全て添付されていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ チェックリスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 【入居決定通知書】

(様式第7号)

令和7年(2025年) 月 日

( 申込者 ) 様  
( 貸主 ) 様  
( 仲介業者 ) 様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長

### 熊本県賃貸型応急住宅入居決定通知書(通知)

令和7年(2025年) 月 日付けで下記の方から申込みがありました標記の件については、適当と認めます。

つきましては、関係書類(下記4)を作成の上、持参又は郵便(特定記録郵便等)により末尾担当へ提出をお願いします。

なお、入居及び契約手続きに係る注意事項について、資料を添付していますので、御確認ください。

記

1 申込者氏名 ○○ ○○ (申込番号○○)

2 借上げ予定住宅

住宅の所在地	
住宅の名称等	

3 賃料及び一時金等

項目	負担者	支払先	金額
賃料	県	貸主が指定する先	月額 円
共益費(又は管理費)	県	貸主が指定する先	月額 円
礼金	県	貸主が指定する先	円
退去修繕負担金	県	貸主が指定する先	円
鍵交換費用	県	貸主が指定する先	円
仲介手数料	県	仲介業者が指定する先	円
保険料	県	損害保険代理店	損害保険加入費用実費

※ 契約書には、上記のとおり県負担額を印字しています。

4 本県への提出書類

次の書類について、仲介業者様等が取りまとめの上、提出してください。

- (1) 熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約書(3部)
- (2) 支払先申出書
- (3) 委任状(※契約の締結や代金受領の権限を委任する場合)
- (4) 定期建物賃貸借契約書についての説明書(1部)
- (5) 重要事項説明書(1部)
- (6) 定期建物賃貸借契約についての説明書

5 その他(注意事項)

- ・本通知をもって、申込者様の早期入居について、御配慮をお願いします。
- ・なお、入居日が決まりましたら、事前に末尾県担当まで連絡をお願いします。
- ・火災保険等損害保険については、借主(県)が加入します。

【提出・お問い合わせ先】  
〒862-8570 (県庁専用) 熊本市中心区水前寺6-18-1  
熊本県健康福祉部健康福祉政策課 地域支え合い支援室  
電話：096-333-2819 (直通)

## 【入居不可決定通知書】

(様式第8号)

令和 年( ) 月 日

(申込者) 様

熊本県知事 木村 敬

### 熊本県賃貸型応急住宅入居不可決定通知書(通知)

令和 年( ) 月 日付けで提出のありました熊本県賃貸型応急住宅入居申込について、下記のとおり入居不可となりましたので、通知します。

記

1 入居申請者

2 入居不可の理由

### (審査請求及び取消訴訟)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、熊本県に対して審査請求をすることができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります)、提起することができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

# (参考資料) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領等

## 【契約書】

様式第9号

### 熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約書

借主熊本県（以下「甲」という。）と貸主 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）及び入居者 \_\_\_\_\_（以下「丙」という。）は、この契約書により頭書に表する不動産に関し、別記のとおり定期建物賃貸借契約を締結する。

#### 頭書（1）目的物件の表示

建 物	名 称			部 屋	号 室	
	所 在 地					
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他（ ）/瓦葺・スレート葺・垂鉛メッキ銅葺瓦・セメント瓦葺・陸屋根・その他（ ）/（ ）階建 / 全（ ）戸				
住 戸 部 分	駐 車 場	有（ ）台 ・ 無				
	種 類	マンション・アパート・戸建・（ ）	新 築 年 月	年（ ） 月		
	開 取 り		床 面 積	㎡		
	設 備 等	トイレ	有 ・ 無	浴室	有 ・ 無	
		シャワー	有 ・ 無	給湯設備	有 ・ 無	
上水道		有 ・ 無	冷暖房設備	有（ ）台 ・ 無		
下水道		有 ・ 無	ガス	プロパンガス ・ 都市ガス		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

#### 頭書（2）契約期間

令和 年（ ） 月 日 から 令和 年（ ） 月 日 まで
-------------------------------

#### 頭書（3）賃料等

賃料	月額	円	支払先	甲が乙の指定する口座に支払う。
共益費 (又は管理費)	月額	円	支払先	甲が乙の指定する口座に支払う。
支払時期	初回支払分：契約成立日の翌月末まで（特別な理由がある場合は、この限りではない。） 第2回支払分：当月分を当月末まで 第3回以降支払分：当月分を前月末まで ただし、4月分については、当月末までに支払う。			

#### 頭書（4）一時金等

項 目	使 途	負担者	支払先	支払時期	金 額
礼金	礼金として	甲	乙が指定する先	契約成立日の翌月末まで	円
退去修繕負担金	原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用として	甲	乙が指定する先	契約成立日の翌月末まで	円
鍵交換費用	入居時の鍵の交換費用として	甲	乙が指定する先	契約成立日の翌月末まで	円
仲介手数料	賃貸借契約の媒介報酬として	甲	仲介業者が指定する先	契約成立日の翌月末まで	円
保険料	火災保険等損害保険の加入費用として	甲	損害保険代理店	別 途	損害保険加入費用実費

#### 頭書（5）丙を除く入居者

入居者の氏名			
--------	--	--	--

捺印乙 捺印丙

令和7年8月豪雨  
申込番号  
(熊本県記入欄)

#### 頭書（6）管理者（乙から事務代行及び管理の委託を受けた不動産業者）

管理者	住所		
	氏名		電話 FAX

#### 頭書（7）特約事項

- 頭書（2）で定める契約期間内に丙が退去する場合、乙は違約金の請求をしない。
- 契約期間が満了した場合、甲と乙とは原則として再契約をしない。その際、丙が引き続き居住を希望する場合は、乙・丙で協議し決定する。協議の結果、居住の合意が得られた場合は、乙と丙で新たな契約を締結し、合意が得られなければ丙は直ちに物件を明け渡し退去するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年（ ） 月 日

甲・借主	氏名	熊本県知事 木村 敬	TEL	096-333-2819
	住所	熊本市中心区水前寺六丁目1番1号		
乙・貸主	氏名		TEL	
	住所			
(貸主代理の場合)	氏名		TEL	
	住所			
丙・入居者	氏名		TEL	
	住所			

仲 介 業 者	宅地建物取引業者		宅地建物取引士	
	商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所 所在地 TEL		氏名	
	免許証番号	( ) 第 号	登録番号	知事 第 号
	免許年月日	年（ ） 月 日	業務に従事する 事務所所在地 TEL	

# (参考資料) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領等

別記

## 契約事項

(契約の締結)

第1条 甲、乙及び丙は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、居住を目的とする借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条に定める定期借家賃借契約(以下「本契約」という。)を以下に定める事項により締結する。

(契約の目的)

第2条 甲は、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により被災した丙の居住を目的とする住宅を確保するため、乙から本物件を賃借する。

2 乙は、丙が本物件を災害救助法第4条に定める応急仮設住宅として使用することを承諾するものとする。ただし、以下に定める事項において、丙が行うべき義務は、甲が責任をもって丙に行わせるものとする。

(契約期間)

第3条 本契約に係る契約期間(以下「契約期間」という。)は、頭書(2)に記載するとおりとする。

(賃料等)

第4条 甲は、頭書(3)の記載に従い、賃料を乙が指定する口座に支払うものとする。また、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等に充てるための共益費(又は管理費)を乙が指定する口座に支払うものとする。

2 1月に満たない期間に係る賃料及び共益費(又は管理費)は、実日数で割合計算した額とする。

3 前項の規定により計算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(礼金)

第5条 甲は、頭書(4)に記載する礼金を初回賃料支払時に乙が指定する口座に支払うものとする。

(退去修繕負担金)

第6条 甲は、本物件の明け渡し時における原状回復(通常損耗及び経年劣化を含む。)に要する費用に充てるための頭書(4)に記載する退去修繕負担金を、初回賃料支払時に乙が指定する口座に支払うものとする。

(鍵交換費用)

第7条 甲は、頭書(4)に記載する鍵交換費用を初回賃料支払時に乙が指定する口座に支払うものとする。

(損害保険)

第8条 甲は、本契約と同時に損害保険代理店が取り扱う火災保険等の損害保険に加入する。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合、甲の指定した方法による履行の追及、賃料の減額若しくは損害賠償の請求又は甲の解除をすることができる。

(負担の帰属)

第10条 本物件の所有者は、本物件に係る公租公費を負担するものとする。

2 丙は、電気、ガス、水道その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 甲は、第8条の損害保険に係る保険料を負担するものとする。

(禁止又は制限される行為)

第11条 丙は、乙の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってならない。

2 丙は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 飲酒、刀剣類又は爆発性若しくは可燃性を有する危険な物品等を製造し、又は保管すること。

(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は搬出すること。

(3) 排水管を塞ぎさせるおそれのある液体を流すこと。

(4) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作はピアノ等の演奏を行うこと。

(5) 騒音、悪臭、臭気、異臭が大きい、異臭がする等明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

(6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)を同居させ、又は暴力団員に本物件を使用させること。

(7) 甲及び乙の承諾なしに、頭書(5)に記載する者以外の者を同居させ、若しくは当該者に本物件を使用させ、又は丙を差支えること。

(8) その他法令又は条項に違反する行為を行うこと。

3 丙は、本物件の使用に当たり、乙の書面による承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 犬、猫その他小動物等ペットの飼育

(2) 階段、廊下等共用部分への物品の設置及び看板、ポスター等の広告物の掲示

4 丙は、本物件を1月以上継続して留守にする場合は、乙に通知しなければならない。

5 乙は、丙に対し、第1項から第3項までに掲げる行為の予防又は停止を求めることができる。

(丙の管理注意義務)

第12条 丙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 丙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 丙は、乙が定める管理規約、使用細則等を遵守するものとする。また、乙が本物件管理上必要な事項を丙に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

4 丙は、乙から渡された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管し、かつ、使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、丙は、直ちに乙に連絡の上、乙が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。この場合において、新たな鍵の設置費用は、丙の負担とする。

5 丙は、鍵の追加設置、交換及び複製を乙の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第13条 乙は、丙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、丙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、丙が負担しなければならない。

2 前項の規定により乙が修繕を行う場合は、乙は、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。この場合において、丙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができる。

3 本物件内に破損箇所が生じた場合は、丙は、乙に速やかに届け出て診断を得るものとし、その届出が遅れて乙に損害が生じたときは、丙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第14条 乙は、丙が自らの故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠った場合におい

て、乙が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、丙が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 本物件の使用目的遵守義務

(2) 第11条各項に規定する義務(同条第2項第6号に掲げる行為に係るものを除く。)

(3) その他本契約書に規定する丙の義務

3 乙は、丙が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときに該当する場合とみなし、丙及び甲に催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 丙又はその同居人が暴力団員であることが判明したとき。

(2) 丙又はその同居人が第11条第2項第6号に掲げる行為を行ったとき。

(3) 丙が本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。

(4) 丙が、本物件、共用部分その他本物件の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度又は言動により第三者に不安感、不快感又は迷惑を与えたとき。

(5) 丙が、暴力団員以外の組織・暴力団員行動支離その他社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(丙からの解約)

第15条 丙は、契約期間の途中で退去しようとする場合、当該退去日の40日前までに、甲に対し、解約の申出を行わなければならない。

(甲からの解約)

第16条 甲は、乙に対して1月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 甲は、丙が第14条第2項各号に掲げる義務に違反し、又は同条第3項各号に掲げる場合に該当したことにより、本契約を継続することが困難と認められるに至ったときは、本契約を終了することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、1月分の賃料又は賃料相当額を乙に支払うことにより、解約申入れの日から計算して1月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

4 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に定める長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算について減額又は削除があったときは、甲は、本契約を中止し、又は解除することができるものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第17条 第15条又は前条により甲及び丙が、本契約を終了させる場合には、甲又は丙は、明渡し日の1月前までに乙に通知する。

2 甲及び丙は、本契約が終了する日までに(第14条の規定により本契約が解除された場合にあつては、直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

3 甲及び丙は、明渡しの際、引渡を受けた本物件の鍵及び複製した鍵を、乙に返還するものとする。

4 本契約終了時に本物件等に残置された丙の所有物について、本物件を維持管理するために当該丙の所有物を緊急に処分しなければならないやむを得ない事情がある場合は、丙が本契約終了時点でこれを放棄したものとみなし、乙は、これを必要な範囲で任意に処分し、その処分した費用を丙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時における原状回復工事は、乙が行うものとする。

6 乙は、甲及び丙の故意又は過失による損壊の修繕費用を除き、甲及び丙に対し、退去修繕負担金以外の原状回復に要する費用の請求を行わない。

7 乙は、丙の故意又は過失による損壊の修繕費用について、退去修繕負担金で賄えなかった分については、丙に請求することができる。

(立入り)

第18条 乙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ丙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 丙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による乙の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、乙及び丙の確認をする者は、あらかじめ丙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 乙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ丙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、乙は、丙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を丙に通知しなければならない。

(仲介業者の併用)

第19条 甲は、この取引の代理又は媒介をする宅地建物取引業者(以下「仲介業者」という。)(以下「頭書(4)に記載する仲介手数料を原則として契約成立日の翌月末までに、仲介業者が指定する口座に支払うものとする。)

(金庫)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲、乙若しくは丙の責によらぬ電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲、乙又は丙の損害について、甲、乙又は丙は、互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲、乙及び丙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(争い等の回避)

第22条 本契約に起因する争いに関し、訴訟を提起する必要があるときは、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 本契約に係る特約事項については、頭書(7)に記載するとおりとする。

## 【支払先申出書】

様式第10号 申込番号

**熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約書における支払先申出書**

熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約書中、頭書（3）及び頭書（4）に記載の各費用の指定する支払先について、下記のとおり申します。

物件名	名称	部屋	号室
	所在地		

項目	支払先			
・資料 ・共益費 (又は管理費) ・礼金 ・退去修繕負担金 ・鍵交換費用	乙が指定する先 ①			
	口座名義	金融機関名	本支店名	口座番号
	(漢字)			(欄別)
		銀行 信用金庫 信用組合 農協		普通 当座
	[カナ]		支店	<input type="text"/>
・資料 ・共益費 (又は管理費) ・礼金 ・退去修繕負担金 ・鍵交換費用	乙が指定する先 ②			
	口座名義	金融機関名	本支店名	口座番号
	(漢字)			(欄別)
		銀行 信用金庫 信用組合 農協		普通 当座
	[カナ]		支店	<input type="text"/>
・仲介手数料	仲介業者が指定する先			
	口座名義	金融機関名	本支店名	口座番号
	(漢字)			(欄別)
		銀行 信用金庫 信用組合 農協		普通 当座
	[カナ]		支店	<input type="text"/>

※ 資料、礼金、退去修繕負担金については、該当する項目に○を付けてください。  
(項目によって振込先が異なる場合は、「乙が指定する先 ②」にも記入してください。)

令和 年 ( 年 ) 月 日

乙 (貸主) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

仲介業者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

※ 押印省略の場合には、必ず次の欄を記載してください。

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ
---------	----------------

書類発行責任者	電話番号
担当者	電話番号

※ 貸主と仲介業者が別様での提出も可です。  
※ 支払先が貸主様以外の場合、別途委任状 (様式第11号) を提出してください。

## 【委任状】

様式第11号

**委 任 状**

令和 年 ( 年 ) 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

委任者住所 \_\_\_\_\_

委任者氏名 \_\_\_\_\_ 印

受任者住所 \_\_\_\_\_

受任者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、熊本県賃貸型応急住宅の定期建物賃貸借契約に関し、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

1 委任事項 (※該当するものに○をつける)

( ) (1) 契約の締結及び履行に関する一切の権限  
(※受任者が貸主代理となる場合)

( ) (2) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限  
(※受任者が代金受領する場合)

2 委任期間  
新たな受任者が決定するまでの期間とする。

(注意事項)  
※作成者 (委任者・受任者) が個人かつ委任事項が (2) の場合、記名押印に代えて自署も可です。(それ以外の場合は記名押印に限ります。法人の場合は代表者職氏名まで記入のうえ、代表者印を押してください。)

## 【定期賃貸借契約についての説明書】

様式第12号

令和 年 ( 年 ) 月 日

定期建物賃貸借契約についての説明書

貸主(乙)住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

甲及び乙並びに丙が、下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり借地借家法第38条第3項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、特段の事情のない限り、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

(1) 住宅 名称・部屋番号

所在地

(2) 契約期間 始期 令和 年 月 日から  
( 年 )

年月間

終期 令和 年 月 日まで  
( 年 )

## 【解約申出書】

様式第13号

入居者用

令和 年 ( 年 ) 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

入居者氏名 \_\_\_\_\_

熊本県賃貸型応急住宅解約申出書(兼 契約満了時退去届)

標記契約に係る下記の借上げ住宅について、契約の途中で退去しますので解約を申し出ます。契約満了日をもって

記

1 借上げ住宅

住宅の所在地	
住宅の名称・部屋番号	

2 退去日

退去日 <small>(契約満了の場合は満了日)</small>	令和 年 ( 年 ) 月 日
-------------------------------------	----------------

3 転居先の住所・電話番号

住 所			
電話番号	自 宅	携 帯	

4 住まいの再建方法(いずれかに  を記入。その他の場合は具体的に記入してください。)

- 自宅(持家)の再建(新築、購入など)
- 自宅(持家)の再建(補修など)
- 公営住宅への転居
- 他の民間賃貸住宅への転居
- 親族等の住宅へ同居
- 賃貸型応急住宅の契約を終了し、引き続き通常の賃貸借契約を締結して継続入居
- その他(下の枠内に具体的に記入してください。)

【注意事項】

※ 退去日又は契約満了日の40日前までに持参又は郵便により提出してください。  
 <提出先> 〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1  
 熊本県 健康福祉部 健康福祉政策課 地域支え合い支援室  
 電話:096-333-2819(直通)

※ 退去時のトラブルを避けるため、提出前に必ず貸主や管理者等にも退去の意思表示を行ってください。

## 【終了確認書】

(様式第13号の2)

令和 年 月 日  
様  
貸主 (貸主代理)  
住所  
氏名 印

### 熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約終了確認書

下記定期賃貸借契約について、入居者が熊本県賃貸型応急住宅の使用を終了したことを確認します。

#### 1 定期建物賃貸借契約

- (1) 物件名
- (2) 物件所在地
- (3) 入居者 (代表者) 名
- (4) 解約日 令和 年 月 日

#### 2 退去理由

## 【解約申入書】

様式第14号

令和 年( 年) 月 日

(貸主又は管理者) 様

熊本県健康福祉部  
健康福祉政策課地域支え合い支援室長

### 熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約に係る解約の申入れについて

令和 年( 年) 月 日付けで契約しました下記の住宅について、熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約書第16条の規定により、解約を申し入れます。

記

1 入居者氏名 \_\_\_\_\_ [ 申込番号 \_\_\_\_\_ ]

#### 2 借上げ住宅

住宅の所在地	
住宅の名称・部屋番号	

3 解約(退去)日 令和 年( 年) 月 日

### 【資料の支払いについて】

※ 解約の申入れの日から退去日までの期間(以下「退去までの期間」という。)が1か月以上の場合は、退去日までの資料を支払います。

退去までの期間が1か月未満の場合は、解約の申入れの日から起算して1か月分の資料又は資料相当額を支払います。

【お問い合わせ】  
〒862-8570  
熊本市中央区水前寺 6-18-1  
熊本県 健康福祉部  
健康福祉政策課 地域支え合い支援室  
TEL:096-333-2819(直通)  
FAX:096-384-9870

## 【変更届】

様式第15号

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

### 同居者変更届

届出者  
住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

私は、令和 年 月 日に締結した熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約において、同居者を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

(旧)				→	(新)				
氏名	続柄	年 齢	生年月日		氏名	続柄	年 齢	生年月日	備 考

【変更理由】

- ① 同居者の転出等による「同居人数」の変更
- ② 婚姻等による姓の変更
- ③ その他

)

様式第16号

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

### 変 更 届

届出者 (変更後の変更対象者)  
住 所 \_\_\_\_\_  
ふりがな \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、令和 年 月 日に締結した熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約において、次のとおり変更しましたので届け出ます。

変更理由：令和 年 月 日付けで、

変更対象者：(貸主・貸主代理・管理会社 (〇で囲む))

変更前 住 所：〒 \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

変更後 住 所：〒 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

## 6. 就学の再開

## 1. 就学再開に関する基本的考え方

- 児童生徒の就学機会の確保は極めて重要な課題である。熊本地震や令和2年7月豪雨における対応、さらには令和6年能登半島地震における支援の経験を生かし、避難後における就学再開のための必要な調整や手続等について整理する。
- 避難元地域と避難先地域との連携・協力体制を構築し、速やかに就学再開できるよう、関係者が協力して検討を進める。併せて、児童生徒の心のケアについて関係者が協力して検討・支援する。
- 検討においては、障がいがあるなど教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた就学再開について、特に配慮する。

## 2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度においては、まず、初期的な計画で検討した受入れ市町村の中から、対象となる地域を選定し、就学再開のための児童生徒の受入・支援スキーム等を検討することとし、並行して検討されている中長期避難住宅等の状況を踏まえ検討を進める。
- 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）について優先的に検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、当面の検討においては、「避難先地域の学校への転入学」と「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」のいずれの可能性も想定しつつ、避難元地域と避難先地域の役割分担等を明確にした上で検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、文部科学省から「避難した児童生徒等の公立学校等への受入れ（弾力的な取扱い）」に係る通知が発出されることを前提に、例えば、児童生徒の受入については可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受入れを行うこと等について検討する。その際、必ず児童生徒の在籍関係を明確にした上で受け入れるなど、児童生徒の不利益とならないよう配慮する。

### 3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した避難元地域の中で小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校があり、また、単独自治体での受入れより課題が多いと考えられる複数自治体の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、宮古島市及び多良間村を選定する。

- ◎モデル検討の対象となる受入れ地域 : 大津町、八代市
- ※「初期的な計画」における避難元市町村 : 宮古島市、多良間村

○受入れ地域における就学再開に関する担当部署・役割は以下のとおり。

担当部署	役割
熊本県教育庁教育政策課	避難先地域（沖縄県、宮古島市及び多良間村）との総合調整窓口、教育庁内の危機管理
熊本県教育庁教育総務局学校人事課	県立学校及び市町村立学校の教職員人事
熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課	県立中学校・高等学校の転入学の相談窓口
熊本県教育庁県立学校教育局特別支援教育課	特別支援学校の転入学の相談窓口
熊本県教育庁市町村教育局義務教育課	市町村立小学校、中学校への転入学の相談窓口
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課	県立学校及び市町村立学校の児童生徒の心のケアに関する相談窓口
八代市 学校教育課	避難先地域（沖縄県及び多良間村）との総合調整窓口 熊本県学校支援チームの派遣調整 市立学校への教職員の加配（検討） 特別支援学校の転入学の相談窓口 市立小学校、中学校への転入学相談窓口
大津町学校教育課	町立学校の受入調整

## 【検討項目 1：避難元地域と避難先地域との連携】

### 双方地域の緊密な連携・協力を図る上で整理すべき事項

#### ○避難元地域・避難先地域間において円滑な連絡調整を行うための体制・仕組みの構築

- 就学再開に関する県関係部署、県教育委員会、市町村教育委員会等における担当・連絡先等関係者を一覧化・共有する。
- 避難した児童生徒の就学再開に目処が立つまでの間、避難元地域の関係教育委員会及び各学校、避難先地域の関係教育委員会で連絡調整等を行う体制・仕組み（情報連絡会議）を整備し、現状・課題及び対応状況について協議する。
- 避難先地域や避難者等個人からの相談・問合せ等に対応するため窓口を整理し、ホームページ等で公表するとともに、収容施設（ホテル等）に掲示する。

#### ○避難元地域・避難先地域双方の役割分担の整理

- 避難元の教育委員会が「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」を行うか否かで役割が異なるため、2つのケースに分けて整理する。ただし、役割分担に関わらず、避難元地域（自治体・教育委員会・学校等）の避難後の状況や不測の事態等を踏まえ、情報連絡会議で協議・調整を行い、臨機応変に対応することもある。
- ケース1）避難先地域における避難元学校の教育活動再開を行わないとき、避難した児童生徒はすべて転入学となるため、避難元においては児童生徒及び保護者への説明を行い、また、避難先においては避難元から必要な情報提供等を受け学校において児童生徒の受入れを行う。この場合において、過去の自然災害における事例を参考に、避難元・避難先の双方が連携して対応する。
- ケース2）避難先地域における避難元学校の教育活動再開を行うとき、学校運営は避難元地域の教育委員会が担うものであるため、避難先においては施設の確保の支援のほか、「大規模災害発生時における学校再開と心のケアハンドブック」の提供等による「学校再開」と「心のケア」を支援する。また、個別の児童生徒の転入学については、過去の自然災害における事例を踏まえ、避難元・避難先の双方が連携し対応する。

#### ○避難元地域・避難先地域間における児童生徒に関する情報共有

- 障がいがあるなど特別な配慮・支援が必要な児童生徒の個人情報や、転入学手続等において必要となる指導要録等の基本情報を適切かつ円滑に共有できるような情報共有の考え方を整理する。
- 避難元地域等の状況等を踏まえ、転入学手続や学籍関係等における情報共有や事務手続等について弾力的に対応する。

# 【検討項目2：児童生徒の受入】

※児童生徒の受入に係る手続・イメージ図

## 《避難元地域》

連携・協力

## 《避難先地域》

(必要に応じて)  
保護者等からの相談等への対応

避難先での就学確保の対象となる児童生徒の確認

避難先での就学再開方針の検討

※どのような対応をとるかの検討

(これまでの自然災害(例))

- ・一時的に、避難先の学校へ転入学。その後、準備ができた段階で避難先で、避難元による学校を再開
- ・避難先の学校を間借りし、避難元による学校を再開 等

避難先自治体への支援依頼・調整内容の検討

(転入学の場合(例))

- ・受入れ可能学校の調整
- ・避難元自治体の教職員による協力体制・身分の調整 等

(学校再開の場合(例))

- ・施設・設備等に関する調整 等

保護者等への就学再開方針の説明

保護者等からの相談対応、相談を踏まえた調整

(必要に応じて)  
避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

(対応の例)

- ・保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供
- ・転入学手続等に関する問い合わせへの対応 等

(必要に応じて)  
避難元自治体からの相談等への対応

(対応の例)

- ・避難元自治体からの相談等に応じて、就学再開に向けた検討を行う上で参考となる地域の学校や施設等に関する基礎的な情報を提供 等

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

(対応の例)

- ・避難元からの支援依頼を踏まえ、地域の各学校や公共施設等に対する状況確認の実施  
(児童生徒の受入や施設・設備等に関する状況把握等)
- ・学校や施設等に関する情報を集約し、避難元自治体が就学再開方針を検討・決定する上で必要となる情報を提供・説明
- ・避難元における検討・調整等の結果、再度支援依頼があった場合における対応(追加の情報収集・情報提供等)
- ・必要に応じて、大規模災害発生時における学校再開と心のケアハンドブックの提供 等

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

(必要となる手続の例)

- ・(転入学の場合) 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続
- ・(学校再開の場合) 施設・設備の借用等に関する契約等の手続 等



就学再開



## 【検討項目 2 : 児童生徒の受入】

避難期間が 1 か月を超え、短期・中長期で居住地があまり変わらない場合の就学再開までの流れ（イメージ）

ステージ	避難元地域（各学校・教育委員会）	避難先地域（教育委員会）
避難直後 （1～3日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒、職員の安否確認</li> <li>○児童生徒、職員の避難先（居住地）の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難元地域へ「大規模災害発生時における学校再開と心のケアハンドブック」の提供</li> </ul>
避難直後 （3～7日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報連絡会議により避難先地域と協議し、教育活動再開のための候補校等の情報提供を依頼</li> <li>○教育活動の再開の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報連絡会議による避難元地域との協議 →避難先での教育活動再開に係る候補校提案</li> </ul>
避難後 概ね 1 週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難先での教育活動再開の有無（方針）の決定</li> <li>○当該方針について児童生徒、各家庭へ周知</li> </ul> <p>（随時）個別の転入学相談等に対し、文科省通知等を踏まえ避難元地域と避難先地域が連携して対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報連絡会議等をまえた避難元地域の教育活動再開の方針の把握</li> </ul>
避難後 概ね 1 か月	<p>【ケース 1 避難先地域における避難元学校の教育活動再開を行わないとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各家庭の意向を確認のうえ、在籍関係を整理</li> <li>○住民票異動を伴わない児童生徒の避難先地域の受け入れに向け、情報連絡会議で検討（避難先地域に学校の情報を共有）</li> <li>○受入校が決まり次第、各家庭へ周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民票異動に伴う転入学は、通常手続きを実施</li> <li>○住民票異動を伴わない児童生徒の受け入れに向け、避難元地域からの情報を踏まえ検討し、情報連絡会議で提供のうえ対応を協議</li> <li>○各教育委員会、学校において受け入れ手続き実施</li> </ul>
	<p>【ケース 2 避難先地域における避難元学校の教育活動再開を行うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育活動再開に向けた準備 （例）再開方法、レイアウト（教室割り振り）、通学方法、教材・機材の確認、給食、心のケア 等</li> <li>○活動再開方針について児童生徒、保護者へ周知</li> </ul> <p>（随時）個別の転入学相談等に対し、文科省通知等を踏まえ避難元地域と避難先地域が連携して対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育活動再開に向けた準備の支援</li> </ul>

就学再開

# 【検討項目2：児童生徒の受入】

## 1：「避難先地域の学校への転入学」に係る 避難先地域における調整・手続

## 2：「避難先地域における避難元学校の教育活動 再開」に係る避難先地域における調整・手続

### 避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

- ▶住民票の異動（見込みを含む）を伴う転入学相談については、法令に基づき対応する
- ▶住民票異動を伴わない児童生徒の避難先地域の受入れについては、受入可能な学校を検討のうえ、避難元・避難先の教育委員会で対応検討後に各家庭に周知する

- ▶避難先地域における避難元学校の教育活動の再開が予定される中で避難先の学校への在籍を希望する保護者等からの相談については、個別に問合せに対応する

### 避難元自治体からの相談等への対応

- ▶教育活動再開の有無（方針）の決定までの間、情報連絡会議を設置し、現状・課題及び対応状況について協議する
- ▶住民票異動を伴わない児童生徒の避難先地域の受け入れに向け、情報連絡会議を開催し、避難元自治体等からの相談等に対応する
- ▶情報連絡会議において、児童生徒の人数や居住地、教育的配慮の状況等を踏まえ、受け入れ可能な学校を検討し、避難元自治体と対応を協議する

- ▶教育活動再開の有無（方針）の決定までの間、情報連絡会議を設置し、現状・課題及び対応状況について協議する
- ▶避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が教育活動再開に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する
- ▶教育活動再開の方針決定後、様々な準備が必要となるため、情報連絡会議等において対応を検討し、学校再開と心のケアを支援する
- ▶再開後も連絡調整に努め、現状・課題の把握、相談等に対応する

### 避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

- ▶住民票の異動を伴わず、支援依頼に基づき受入れが必要な児童生徒の人数、居住地、教育的配慮等の情報を把握し、受け入れ可能な学校を検討する
- ▶検討後、受入れ学校候補に関する情報を集約し、情報連絡会議において、避難元の教育委員会・学校に受入候補校の基本情報を提供する
- ▶障がいがあるなど特別な配慮・支援が必要な児童生徒の受入は、個別具体的な検討が必要となるため、避難元地域と連携し対応する
- ▶私立学校について情報提供希望があった場合は、関係部署等に情報提供を要請する
- ▶必要に応じ教職員やSC等の配置を検討し、国に対応や支援を要請する

- ▶避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、学校や公民館、社会教育施設等公共施設に加え、民間施設等を含め幅広く候補施設を検討する
- ▶検討後、候補施設について受入れ可能人数・施設規模、設備の状況、利用に関する条件、立地等を含めた基本情報を集約し、避難元地域に提供する
- ▶その他、避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、必要な支援を行う

### 教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

- ▶受入れ学校及び受入れ人数を特定し、教材や機材、通学手段等の必要な教育環境整備等を行った上で受入れ準備を行う
- ▶転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続について、これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、可能な限り弾力的に取扱い、速やかな受入れを行う
- ▶学齢簿編製、指導要録作成等の手続について、弾力的に対応する
- ▶必ず児童生徒等の在籍関係を明確にした上で受け入れるよう留意する
- ▶保護者・児童生徒に対する転入学前の説明を行う

- ▶施設所有者・管理者等との交渉や避難先地域住民への説明等各種調整や手続等における支援・助言を行う
- ▶受入れ施設が学校等公共施設の場合における使用許可や借用・契約手続等について弾力的・柔軟な対応について検討する
- ▶スクールバスや学校給食の手配等に関する地元情報等地域のネットワークやコネクション等を共有する 等

# 【検討項目 2 : 児童生徒の受入】

## 児童生徒の受入に当たり勘案すべき事項

### ○避難期間（当初 1 か月 / 1 か月を超える場合等）

- 避難直後は、まず児童生徒及び教職員の安否、居住地（避難先収容施設）を確認した上で、速やかに児童生徒の就学機会が確保できるよう、教育活動再開（本格的な再開までのオンライン等を活用した応急的な教育活動再開を含む）に向け、検討・支援する。
- 避難後 1 か月以降の居住地変更も見据え、情報連絡会議における協議・調整等をとおして避難元地域と避難先地域の関係者が緊密に連携のうえ、心のケアにも留意しながら、教育活動の再開について検討・支援する。

### ○居住地（避難先収容施設）との関係

- 就学の再開に際しては、居住地との関係を踏まえることが必要不可欠であり、転入学・学校再開いずれの場合においても、まず最初に、居住地を特定した上で、通学区域や通学方法等を勘案しつつ、受入可能な学校・施設等について検討していく必要がある。
- 現時点では、避難当初の収容施設（ホテル等）の後の中長期収容施設等（住宅、要配慮者の受入れ施設等）が未確定であるため、中長期収容施設等に関する検討状況等を踏まえ、今後検討を進める必要がある。

### ※避難期間や居住地等を想定した受入計画の概略（例・イメージ）

区分		▶▶▶ 避難後 1 か月間 ▶▶▶		▶▶▶ 避難後 1 か月以降 ▶▶▶		
避難元地域と避難先地域との連携		速やかに連携・協力体制を整備、相談や問合せ等に対応	情報連絡会議による連携・協力体制構築会議での情報共有・対応協議等の実施	情報連絡会議で避難元地域との意見交換や相談対応、情報共有等を継続		
短期・中長期で居住地が大きく変わる場合	避難先収容施設（ホテル等）に居住する期間の教育活動	避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施	本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施・支援（利用可能な施設やオンラインを活用した教育活動の実施）			
	中長期収容施設以降後の期間の教育活動	転入学の場合	就学再開に関する避難元地域の検討状況や方針に応じ、受入先学校候補の調査を実施し、情報を提供、受入手続においては、弾力的・速やかに対応	避難先地域への転入学		
		学校再開の場合	就学再開に関する避難元地域の検討状況や方針に応じ、受入先施設候補の調査を実施し、情報を提供、学校再開手続等について、可能な限り協力・支援	避難元地域による学校再開		
短期・中長期で居住地があまり変わらない場合	中長期収容施設以降後の期間の教育活動	避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施	就学再開に関する避難元地域の検討状況や方針に応じ、受入先施設候補の調査を実施し、情報を提供、学校再開手続等について、可能な限り協力・支援	転入学又は学校再開又による就学再開		
就学再開の際に必要な児童生徒への支援		避難後の状況や要請等を踏まえ速やかに対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学用品（教科書含む）の給与</li> <li>●スクールバス等による通学支援</li> <li>●学校給食の提供</li> <li>●オンライン教育環境の整備</li> <li>●障がいのある児童生徒への配慮</li> <li>●家計が急変した児童生徒に対する就学支援</li> <li>●心のケアや学習支援等の教職員加配</li> <li>●スクールカウンセラーによる支援 など</li> </ul>			

## 【検討項目3：児童生徒への支援に当たり留意すべき事項】

### 国民保護法における救援及び過去の自然災害の際における支援、調整・手続等を踏まえて必要な事項

#### ○児童生徒の心のケア、負担等への配慮に関する調整・手続

- ▶避難先地域の学校への転入学の場合における児童生徒に対する心のケア、負担等への配慮に関する対応として、スクールカウンセラーの配置等による心のケアやスクールバス等による通学支援、家計が急変した世帯への経済的支援等の対応を行う。
- ▶避難先地域において教育活動を再開した避難元学校に対する支援として、スクールカウンセラーやスクールバス等に関する情報提供や、「大規模災害発生時における学校再開と心のケアハンドブック」の提供等を行う。

#### ○学校種に応じた配慮事項

- ▶避難元地域の宮古島市には高等学校及び特別支援学校があるが、避難先が複数県に分散することを踏まえ、今後検討を進める。
- ▶令和8年度以降の検討においては、高等学校の転入学に関しては、義務教育とは異なり、修得した単位に応じて相当学年に転入することができることや、専門高校の場合、実習室等の不足も考えられることなどを踏まえ、調整・手続についての検討を進める。

#### ○進級、進学、卒業等における配慮

- ▶児童生徒の各学年の課程の修了または卒業の認定等に当たっては、弾力的に対応し、進級、卒業等に不利益が生じないよう配慮する。
- ▶卒業年次の高校生等については、大学等への進学に際して利用できる経済的支援を周知するなど、必要な配慮について検討を進める。

#### ○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（私立学校についての整理）

- ▶令和8年度以降の検討における基本的な調整・手続は、公立学校を想定して整理しているが、例えば、避難元地域の私立学校についての対応や、避難先地域において私立学校を希望する保護者や児童生徒への対応についても想定しつつ、今後検討を進める。

#### ○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（就学前施設についての整理）

- ▶幼稚園や認定こども園、保育所等就学前施設に関しては、令和7年度の検討成果等を踏まえた上で、今後検討を進める。

## 【検討項目4：課題・留意点等の把握】

### モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握

#### ○受入れ県・市町村の担当部署等に対する意見聴取等による児童生徒の受入れや就学支援等に関する課題・留意点等の整理

- 就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続の各検討項目について、実際に対応する上で想定される課題や、その対応方策、留意点等について、県及び「モデル検討の対象となる受入れ地域」の就学関係担当部署等に対して、ヒアリングやアンケート等による意見聴取等を実施する。
- 各県・市町村等の判断により、意見聴取等を行う対象部署等を選定・整理する。各県の判断により、「モデル検討の対象となる受入れ地域」以外の受入れ先市町村等への意見聴取等を実施することもあり得る。

区 分		主な意見【部署名】
避難元地域と避難先地域との連携		・避難元自治体の機能が維持された前提で検討を進めているが、実際の住民避難においては避難元の教育委員会や学校の混乱が想定され、連携が取れない可能性が想定されるため、どのように避難元の教育委員会や学校の機能維持を図るのか、事前の避難元・避難先の連携について検討しておくべきである。【県教育政策課】
児童生徒の受入	避難先地域の学校への転入学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の場合、転学元の学校と転学先の学校の教育課程が大きく異なる場合は、転入学ができない状況や転入学ができて長時間の補習を実施しなければならない状況等が想定される。また、在籍者数や教室数などの施設を考慮すると、転学先の学校が受け入れることができる生徒数も限りがある。事前に教育課程表や施設等を確認した上で、転学先の学校が受け入れることができる生徒数を検討し、必要ならば施設の増設や教員の加配等を事前に進めておく必要があると考える。【県高校教育課】</li> <li>・特別支援学校への転学希望がある場合は、避難先から近隣の特別支援学校への転学となる。その場合想定されることは、特別支援学校には過密狭隘化している学校もあるため、受け入れる子どもの人数によっては、仮設校舎を建設するなどの環境整備が必要になる。【県特別支援教育課】</li> <li>・特別支援学校で多くの子どもを受け入れる場合は、避難元の教員も含めて、転学先へ配置すると教員不足にはならない。【県特別支援教育課】</li> </ul>
	避難先地域における避難元学校の教育活動再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい特別支援学校は教室不足のため、避難元学校の教育活動再開に場所を提供することは難しいため、避難先自治体にある小・中学校の空き教室や公民館等を利用することが最適と思われる。【県特別支援教育課】</li> <li>・公民館は学習施設として設計されていないため、机・椅子・黒板・ICT機器などの学習備品を準備する必要がある。公民館は地域活動の拠点でもあるため、地域住民の理解や学校利用との時間的・空間的な調整が必要である。【県社会教育課】</li> </ul>
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、同じ学校の学年や学部のグループを作り、転入先で活動できるようにする。【県特別支援教育課】</li> <li>・医療的ケアが必要な児童生徒に看護師を配置する等、個別の対応が想定される。【県特別支援教育課】</li> </ul>
上記以外（自由意見含む）		・避難元及び避難先自治体による人員調整が困難となることを想定し、能登半島地震における集団避難への教員派遣の例を踏まえ、国において派遣調整の仕組みを検討・構築してほしい。【県教育政策課】

## 【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

### 就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

#### ○意見聴取結果等を踏まえた検証・分析

区分		意見聴取結果等を踏まえた検証・分析結果の整理（本年度のモデル検討への反映状況等）
避難元地域と避難先地域との連携		事前の避難元・避難先地域の連携について検討が必要であり、その対応等について令和 8 年度、検討を実施。
児童生徒の受入	避難先地域の学校への転入学	高等学校について、避難元の学校の教育課程の確認、避難先の学校の受け入れ可能性及び対応の検討が必要であり、その対応等について令和 8 年度に検討を実施。 熊本県の特別支援学校は過密狭隘化している学校もあり、受入れ数によっては仮設校舎建設などの環境整備が必要であるため、その対応等について令和 8 年度に検討を実施。
	避難先地域における避難元学校の教育活動再開	仮に公民館等を使用するときは、学用品の整備等も必要であり、その対応について令和 8 年度に検討を実施。
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項		障がいがあるなど教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた受け入れが必要であり、その対応について令和 8 年度に検討を実施。
上記以外（自由意見含む）		

#### ○分析結果等を踏まえた次年度の検討に向けた課題等の整理

次年度の検討に向けた課題等	課題の解決方策や調整・手続に係る改善方策（次年度モデル検討への反映の方向性等）
事前の避難元・地域の連携	避難元地域との協議を経ず、避難先地域のみで検討を行ったが、円滑な児童生徒の受け入れには事前の避難元・避難先地域の連携・協議が必要である。本県に関わらず、受け入れ県すべてに関わるため、国の全体指揮のもと、協議・調整が行われるような仕組みが必要である。
費用負担について	R7年度は費用負担を考慮せず検討を行ったが、費用負担を考慮すれば、検討した内容に変更が生じる可能性がある。
「中長期の収容施設の提供」や「就労支援」との調整	R7年度は、「就学の再開」については、他の課題と調整することなく、独立して検討を行ったが、実際には他の課題と調整を行う必要があるのではないかと。

## 【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

### 就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

#### ○検証・分析における参考データ① : 避難元地域の学校数・児童生徒数・教員数

##### 《 市町村立小学校・中学校 》

- ▶ 小学校は、「初期的な計画」における受入先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（小学校区等）を参考に記載
- ▶ 中学校は、上記の小学校区との関係を踏まえ、受入先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（中学校区等）を想定し記載
- ▶ 一部、避難先が分散する小学校・中学校も存在するが、現時点では、当該学校の生徒数について、受入先市町村毎の詳細情報（内数）が確認できないため、暫定的に学校全体の総数を記載（他の受入先市町村と生徒数が重複するため、全ての児童生徒が受入対象ではないことに留意）
- ▶ 教員については、勤務地学区内に居住しているとは限らないため、実際の受入先市町村が異なる可能性があることに留意

初期的な計画 における 受入先市町村	避難元 市町村	小学校				中学校				
		学校数	児童数	教員数	備考	学校数	生徒数	教員数	備考	
熊本市	宮古島市	※ 3	6 8 3	5 5		3	3 7 0	4 4		
山鹿市	宮古島市	※ 1	2 1 1	2 0	※熊本市と山鹿市及び熊本市、阿蘇市、大津町においては、生徒数等が重複している	1	1 0 8	1 3	※熊本市と山鹿市及び熊本市、阿蘇市、大津町においては、生徒数等が重複している	
阿蘇市	宮古島市	※ 1	1 9 7	1 6		1	1 0 3	1 6		
大津町	宮古島市									
八代市	多良間村	1	5 7	1 1		1	3 5	1 1		

##### 《 県立高等学校・特別支援学校 》

- ▶ 高等学校及び特別支援学校は、「初期的な計画」における受入先市町村に対応する避難元の宮古島市に所在する学校について記載
- ▶ 当該学校のうちの一定数について受け入れる可能性があるが、現時点では、当該学校の児童生徒数・教員数について、受入先市町村毎の詳細情報（内数）が確認できないため、暫定的に学校全体の総数を記載（他の受入先市町村と生徒数・教員数が重複するため、全ての児童生徒・教員が受入対象ではないことに留意）

初期的な計画 における 受入先市町村	避難元 市町村	高等学校				特別支援学校			
		学校数	生徒数	教員数	備考	学校数	児童生徒数	教員数	備考
熊本市 山鹿市 阿蘇市 大津町	宮古島市	3	1,367		左記の生徒数等のうち142の一定数について受入可能性あり	1	90 (幼5/小42 /中18/高25)		左記の児童生徒数等のうちの一定数について受入可能性あり

## 【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

### 就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

#### ○検証・分析における参考データ② : 県内受入れ先市町村に所在する学校数

▶「初期的な計画」における受入れ先市町村に所在する小学校・中学校（夜間中学校含む）・高等学校・特別支援学校の数は以下のとおり。なお、分校は1校でカウントしている。

▶実際の受入れにおいては、各学校の実状や避難元地域の意向、児童生徒の居住地・通学区域（学校区）等、様々な条件を踏まえた上での調整が必要となるため、全ての学校が受入対象ではないことに留意する必要がある。  
(令和7年5月1日現在)

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
熊本市	国立	1校	1校	1校	1校（小学部1、中学部1、高等部1）
	公立	92校	44校	13校	7校（小学部5、中学部5、高等部6）
	私立	0校	8校	14校	0校（小学部、中学部、高等部）
	<b>合計</b>	<b>93校</b>	<b>51校</b>	<b>28校</b>	<b>8校（小学部6、中学部6、高等部7）</b>
山鹿市	国立	0校	0校	0校	0校（小学部、中学部、高等部）
	公立	8校	5校	3校	1校（小学部1、中学部1、高等部1）
	私立	0校	0校	1校	0校（小学部、中学部、高等部）
	<b>合計</b>	<b>8校</b>	<b>5校</b>	<b>4校</b>	<b>1校（小学部1、中学部1、高等部1）</b>
阿蘇市	国立	0校	0校	0校	0校（小学部、中学部、高等部）
	公立	5校	3校	1校	0校（小学部、中学部、高等部）
	私立	0校	0校	0校	0校（小学部、中学部、高等部）
	<b>合計</b>	<b>5校</b>	<b>3校</b>	<b>2校</b>	<b>0校（小学部、中学部、高等部）</b>
大津町	国立	0校	0校	0校	0校（小学部、中学部、高等部）
	公立	7校	2校	2校	1校（小学部1、中学部1、高等部1）
	私立	0校	0校	0校	0校（小学部、中学部、高等部）
	<b>合計</b>	<b>7校</b>	<b>2校</b>	<b>2校</b>	<b>1校（小学部1、中学部1、高等部1）</b>
八代市	国立	0校	0校	1校	0校（小学部、中学部、高等部）
	公立	24校	15校	6校	2校（小学部1、中学部1、高等部2）
	私立	0校	0校	2校	0校（小学部、中学部、高等部）
	<b>合計</b>	<b>24校</b>	<b>15校</b>	<b>9校</b>	<b>2校（小学部1、中学部1、高等部2）</b>
<b>合計</b>		<b>137校</b>	<b>76校</b>	<b>45校</b>	<b>12校（小学部10、中学部10、高等部12）</b>



## 7. 就労支援

### 就労支援の検討に係る基本的な考え方

- 国民保護基本指針等に定めるとおり、職業紹介等の雇用対策の中心は厚生労働省であり、都道府県は厚生労働省の施策、措置に協力し、被災地域等の実情に応じた雇用確保等を実施する役割であることから、令和7年度における九州・山口各県における避難住民の方々の就労支援の検討は、避難先地域の自治体と都道府県労働局とが協力して行う。
- 令和7年度の熊本県における就労支援の検討については、「避難住民や避難先地域の実情に応じた雇用確保」に主眼を置き、宮古島市や多良間村で就業している方々の職業等を考慮するとともに、本県の受入市町の労働市場、就労支援等の状況を踏まえた上で、避難先地域の自治体と熊本労働局における平素からの連携、協力といった仕組みを活用した体制等を整理するほか、就労をはじめ多岐にわたる労働関連の相談窓口の設置や雇用吸収ができないと予想される分野、避難により生じる雇用機会に対して、避難先地域の自治体と熊本労働局との間で準備できることについて検討していく。

### 前提事項

- 避難元の宮古島市及び多良間村から避難先の熊本県に約12,800人の全住民が避難する。
- 避難先の熊本県では、通常为社会経済活動が行われているものとする。
- 職業紹介をはじめ就労支援は、国が主体となる業務が多く、国（熊本労働局）と熊本県との役割を明確にした上での検討を行う。
- 避難元の宮古島市及び多良間村の就業者数と熊本県のハローワーク等関連施設の情報等から、実態把握と課題の抽出等を行うほか、本想定時における総合的な労働相談窓口の設置可否検討の材料とする。
- 個別のマッチングによるコミュニティ配慮、中長期の収容住宅の提供、就学再開との整合性までは検討しないが、避難住民が避難先の県内において就労できるよう支援する。
- 障がい者、高齢者、母子・父子家庭の就労支援に配慮する。
- 費用負担は、これまでの自然災害に関する対応も参考に、政府において引き続き検討する。

# 就労支援のフロー案

避難開始

要避難地域の決定  
受入れ自治体の決定

避難元住民が  
避難先に避難

総合的な労働相  
談窓口の設置

支援継続

①避難開始

②実態把握

③総合的な  
労働相談  
窓口  
〈検討〉

④避難住民  
への各種  
支援措置  
の検討

⑤総合的な  
労働相談  
窓口  
〈準備〉

⑥総合的な  
労働相談  
窓口  
〈設置〉

⑦必要に応  
じ機能の  
追加

⑧総合的な  
労働相談窓  
口  
〈縮小移転〉

⑨通常業務  
を通じた  
支援継続

熊本  
労働局

・ 平時に構築した体制を基に、支援準備を開始し、県等に連絡

・ 受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握

避難住民の  
就業者数の  
把握・分析

・ ②を基に設置可否、設置数、付する機能、設置時期の目安等を検討

・ 必要人員、資機材等に係る調整

・ 各種就労支援策を検討

医療・福祉  
分野における  
マッチング  
支援

・ ④を反映して③を具体化

・ 人員、資機材等を確保して設置  
・ 広報・周知

・ 避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断

避難住民の  
状況や要望  
を踏まえた  
支援

・ 相談者数等の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小  
・ 平時の体制でも差し支えない場合、特別労働相談窓口に集約

・ 通常の施設、人員での支援を継続

熊本県

・ 平時に構築した体制を基に、支援準備の開始

・ 受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握

避難住民の  
就業者数の  
把握・分析

・ ②を基にした国の検討を受けて必要に応じ候補を選定

・ 県として付する機能に係る関係部局等と調整

・ 各種就労支援策を検討

取組事業  
（担い手支  
援施策等）  
の活用検討

・ 国の設置準備に協力

・ 県の取組に必要な人員、資機材等の確保  
・ 広報・周知

・ 避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断

避難住民の  
商況や要望  
を踏まえた  
支援

・ 相談者数等の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小

・ 通常の施設、人員での支援を継続

実態把握を踏まえた就労支援等

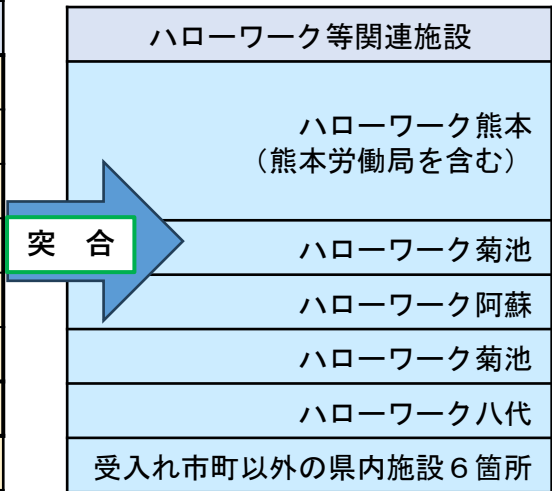
平時の準備  
（体制づくり）

熊本県雇用対策協定を中心に置いた国民保護事案時の就労支援の体制や手順等を確認（通常業務や雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を活用）

# 実態把握による課題の抽出案

## 受入れ市町・人数とハローワーク等関連施設の分布状況の把握

受入れ市町と受入れ人数		避難元自治体	
熊本市	3,909人	宮古島市	上野小学校区
	2,463人		伊良部島小学校区
	2,875人		下地小学校区
山鹿市	127人		下地小学校区
阿蘇市	1,326人		伊良部島小学校区
大津町	1,033人		伊良部島小学校区
八代市	1,059人	多良間村	多良間小学校区
4市1町	12,792人		



総合的な労働相談窓口の設置検討資料として活用

## 統計資料の突合による実態把握と課題の抽出

宮古島市※及び多良間村の職業別就業者数  
※総人口に占める受入れ数から按分して算出

管理的職業従事者	157人
専門的・技術的職業従事者	931人
事務従事者	1,022人
販売従事者	456人
サービス職業従事者	1,075人
保安職業従事者	329人
農林漁業従事者	1,222人
生産工程従事者	418人
輸送・機械運転従事者	253人
建設・採掘従事者	448人
運搬・清掃・包装等従事者	462人
合計	6,773人

熊本県の月間有効求人件数  
(令和8年1月)

70人
7,934人
3,090人
2,230人
7,123人
1,365人
422人
2,453人
1,514人
1,777人
2,004人
29,982人

突合

課題の抽出

- 「管理的職業従事者」及び「農林漁業従事者」の求人数の不足
- 求人不足職業従事者に対する他職業等へのマッチング
- 各種就職面接会等への参加勧奨
- 職業訓練の受講勧奨

○「初期的な計画」で検討した受入れ市町の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、熊本市を選定する。

- ・受入れ地域における就労支援に関する担当部署・役割は以下のとおり。

## モデル検討の対象となる受入れ地域 熊本市（※避難元の市町村：宮古島市）

担当部署		役割
国 (熊本労働局)	総務部	関係部署との連絡調整、人員等の調整
	雇用環境・均等室	総合的な労働相談窓口等の設置に係る連絡調整 総合労働相談等
	職業安定課	県内の就労支援体制構築に向けた総合調整 県、市町村との連絡調整
	職業対策課、訓練課、需給調整事業室、助成金センター	労働者の雇用維持や雇用機会の確保等
	ハローワーク熊本	モデル市町における就労支援の実働の中核
	熊本労働基準監督署	各種労働条件、労災補償給付の相談等
熊本県	危機管理防災課	国、庁内各課、市町村との連絡調整
	商工政策課	関係部署との連絡調整、人員等の調整
	労働雇用創生課	国・熊本市との連絡調整、情報収集・伝達、 無料就労相談窓口（くまジョブ等）の運営
	農林水産政策課	農林水産業者の就業支援
熊本市	雇用対策課	ハローワークとの連絡調整、就労支援の周知
	危機管理課	国、県、他関係部署との連絡調整

モデル市町の選定（関係者の整理）

## 体制づくりに係る検討内容案

### 平時の協力体制の活用

- ・ 非常時にのみ設置し連携して熊本県全域にわたる就労支援を展開する性質上、平時からの連携強化や非常時に取り得る活動等の確認は必須である。
- ・ 熊本労働局と熊本県とは雇用対策協定を締結しており、非常時における就労支援に関しても一層役割分担を明確しておくことが肝要である。
- ・ 雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を有効活用しての連携強化と非常時に取り得る活動等の確認を図っていく。
- ・ また、非常時における運営協議会をはじめとした関係者への連絡方法等は対面、電話、メール、オンライン等を用いて確立する。
- ・ 国（熊本労働局）及び熊本県等は、それぞれ関係部局等に対して本取組の周知を図る。

### 体制の性質

- ・ 国（熊本労働局）が主体となり県等と連携を図って就労支援を行う。
- ・ 県は国（熊本労働局）が行う就労支援に協力するほか、県独自の就労支援にも並行して取り組む。

### 立ち上がりの時期

- ・ 避難元都道府県に対し、九州・山口各県を避難先地域と指定した「避難措置の指示」の発令を契機とする。

## 体制づくりに係る検討内容案

- ・ 熊本県雇用対策運営協議会を中心に、必要なメンバー等を参集する。

### メンバー等



- ・ 平時に、通常業務や運営協議会の機会を通じ、国民保護事案発生時の就労支援の体制や手順の確認を行う。

### 本体制が就労支援で果たそうとする役割

実態把握① 就労支援に係る事前準備のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援の指示発令直後に受入れ数、受入れ市町を把握するほか、避難先住民のうちの就業者数の概数等を統計資料等から分析して国、県や市等で共有し、課題を抽出する。</li> <li>・ 実態把握は断絶させることなく、避難住民の需要を把握してその解決を図る。</li> </ul>
総合的な労働相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置の必要性の判断</li> <li>・ 設置場所、設置数、付する機能、縮小・移転等の時期の判断</li> <li>・ 総合的な労働相談窓口に適した施設の選定</li> </ul>
人員等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援職員の派遣調整（国・県）、全国からの応援職員の派遣申請等（国）</li> <li>・ 就労支援活動に必要な資機材の検討及び調整</li> </ul>
実態把握② 避難住民の状況や要望を踏まえた就労支援のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計資料等の傾向から事前に準備しておく就労支援の検討</li> <li>・ 総合的な労働相談窓口における実態把握を基にした就労支援の検討</li> </ul>

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容

## 第1 労働局やハローワーク等の施設での対応が可能か、相談窓口の設置が必要かの判断

### 労働局等の既存関連施設での運営可能性

熊本労働局（熊本県熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階） 担当区域：熊本県全域					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
熊本県全域で宮古島市及び多良間村から約12,800人を受入れ	10階会議室 相談用として10席を確保可能（仕切り不可）	2人	経験則から1人当たり20分と想定して、最大40人	JR熊本駅から徒歩10分 九州産交バス二本木口停留所	必要
総合的な労働相談窓口等を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難住民の就労相談等に当たり、専門的支援に繋ぐことを目的とする「総合的な労働相談窓口」については、労働局の施設・人員だけで対応することは困難と想定されることから、市民会館に総合的な労働相談窓口を設置して対応する。</li> <li>・ 総合的な労働相談窓口は、避難住民からのファーストコンタクトに応じて、ハローワーク等に設置する「特別労働相談窓口」へ誘導する役割を担う。</li> <li>・ 労働局では通常業務対応を行っていることから、相談対応する人員については、他局からの応援が必要。</li> </ul>				

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 労働局等の既存関連施設での運営可能性

ハローワーク熊本（熊本県熊本市中央区大江6-1-38 担当区域：熊本市（菊池所及び宇城所の管轄区域を除く）					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
熊本市で約9,300人を受入れ	窓口2ブースを特設ブースとして使用（仕切り有）	2人	経験則から2人当たり20分と想定して、最大40人	JR水前寺駅から徒歩7分 九州産交バス開新高等学校前バス停留所	必要
特別労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応スペースが2ブースのみであり、一度に2人までしか就労相談対応ができない。</li> <li>・そもそもの職員が少なく、避難住民の就労等相談に専従できる職員数は2人が限度である。</li> <li>・職員の応援派遣を受けたとしても、施設にスペースがなく一度に受けることができる相談者数に大きな増加は見込めない。</li> <li>・隣接するハローワーク等関連施設は御船町、菊池市、玉名市、宇城市に所在するが、いずれも受け入れ先となっているハローワーク（八代、菊池、阿蘇）に隣接しており、熊本以外の受け入れ先ハローワークへ応援職員差出の可能性大。</li> </ul> <p>⇒以上のことから、ハローワーク熊本に特別労働相談窓口を設置して対応する。さらに、熊本市内のみならず、熊本県内における避難住民への専門的支援を的確に行う観点から、労働局の既存関連施設である総合労働相談コーナー、労働基準監督署各署及びハローワーク各所にも特別労働相談窓口を設置することが望ましいと判断。</p>				

### 人員の確保

#### 【特別労働相談窓口】

- ・ 平時の社会経済活動が行われていることを前提に、避難後可及的速やかに設置できるよう、雇用環境・均等室主体で労働局内調整の下、総合労働相談コーナー、労働基準監督署各署、ハローワーク各所に特別労働相談窓口を設置して専門的支援を行う。通常業務を継続しつつ、必要に応じて、避難受け入れ先となっていないハローワークから繁忙が予想されるハローワークへ職員差出等を行い人員を確保する。

#### 【総合的な労働相談窓口】

- ・ 平時の社会経済活動が行われていることを前提に、避難後可及的速やかに設置できるよう、雇用環境・均等室主体で県及び市並びに労働局内調整の下、市民会館に総合的な労働相談窓口を設置する。
- ・ 相談内容は後述の「総合的な労働相談窓口に付する機能」のとおりであり、支援を要する期間と避難受け入れ数も含めて勘案して、ブースの増設の検討が必要。
- ・ 窓口誘導や電話対応等の後方支援業務にも従事する必要がある、必要な人員と避難住民の就労支援に専従する職員、県や市の職員で窓口業務に従事する者等の人数も踏まえ、不足人員の算出が必要。
- ・ 専従職員の指名に係る手順については、後述の「総合的な労働相談窓口に付する機能」に掲げた業務に知見がある職員を名簿化し、日替わり・週替わり等で指名する。
- ・ 上記の不足人員の算出等を踏まえ、総合的な労働相談窓口の設置に当たっては他局から応援派遣を受けることも想定。
- ・ このため、避難措置後可及的速やかに不足人員等を把握し、必要に応じて総務部から厚生労働本省に全国からの応援職員の派遣を依頼することとし、派遣が決まった後には、労働局間で必要な調整等を行い、滞在中の宿泊先の確保や対応する業務の調整等を実施して円滑な受け入れを図る。

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第2 総合的な労働相談窓口に適した施設の検討

### 施設の条件

総合的な労働相談窓口の候補施設	市民会館シアーズホーム夢ホール（熊本県熊本市中央区桜町1-3）小ホール
・ 収容数	机、椅子等を配置した上で、約100人～150人を収容可能
・ 備品（机・椅子等）	施設付属の机、椅子を使用
・ 通信設備	あり
・ 空調（冷暖房） など	あり
交通利便性	熊本市役所から徒歩7分に位置し、熊本市電花畑町電停から徒歩3分、熊本桜町バスターミナルから徒歩5分であり、交通利便性は非常に良い。 また同施設から約1km圏内に、予定している避難住民の収容施設（ホテル等）が多く所在している。
避難先連絡所への併設	熊本市で想定している避難先連絡所はナースパワーアリーナ熊本市総合体育館（熊本市中央区出水）であり、多くの収容施設が位置する市街地から3km以上の距離があつて、公共交通機関の連絡も少ないことから、避難住民が収容施設へ入所後に本格化する就労支援を行う場所として、避難先連絡所への併設は不適である。
複数設置の必要性	熊本市での受入れ数は約9,300名であるものの、上記市民会館のキャパシティを考慮すると、労働局、ハローワーク熊本をはじめとした応援派遣職員を集中させることで対応は可能であり、複数設置の必要性は生じない。

参考：熊本県における市民会館シアーズホーム夢ホール以外の総合的な相談窓口の候補施設

熊本市	熊本城ホール、市役所本庁舎14階ホール、市役所駐輪場8階会議室
-----	---------------------------------

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第3 総合的な労働相談窓口に付する機能、県職員等の応援派遣調整、資機材の調整

総合的な労働  
相談窓口に付  
する機能

国（都道府県労働局）		連携	県	
想定される相談事項	繋げる支援機関		想定される相談事項	繋げる支援機関
市民会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働問題の様々なトラブルに関する相談</li> <li>その他相談先がわからない労働関係の相談</li> </ul>	労働局 (総合労働相談コーナー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアカウンセリング</li> <li>仕事探しに付随する生活相談</li> <li>労働条件や職場でのトラブルなどの労働相談</li> </ul>	くまジョブ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）に関する相談</li> <li>賃金等労働条件に関する相談 ・ 労災補償給付等に関する相談</li> <li>退職、解雇、労働条件引下げに関する相談 等</li> </ul>	労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者の就職相談</li> </ul>	ジョブカフェ  くまもと若者サポートステーション
	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職に関する相談</li> <li>雇用保険に関する相談</li> <li>障がい者等就労支援</li> <li>高齢者等就労支援</li> <li>職業訓練</li> </ul>	公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の就職相談</li> </ul>	熊本障害者就業・生活支援センター  ジョブカフェ・ランチ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種雇用関係助成金の相談</li> </ul>	労働局助成金センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本市以外の地域での就職相談</li> </ul>	熊本県農業経営・就農支援センター 熊本県林業従事者育成基金 熊本県漁業就業支援協議会等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業紹介事業、労働者派遣事業等に関する相談</li> </ul>	労働局需給調整事業室		

国（熊本労働局）の支援機関と県の支援機関の情報（支援内容、所在地、連絡先等）をお互いで共有することにより、総合的な労働総合窓口における避難住民の相談を適切な支援に繋ぐ機能を整備する。

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第3 特別労働相談窓口に付する機能、人員の調整、資機材の調整

### 特別労働相談 窓口 に付する 機能

国(都道府県労働局)	
ハローワーク	職業紹介 ・ 避難住民の就業ニーズに応じた職業相談・職業紹介 ・ 求人情報の提供 ・ 合同就職面接会の実施
	障がい者、高齢者等就労支援 ・ 障がい者就労支援 ・ 高齢者就労支援
	職業訓練
	労働関係の各種相談対応 ・ 雇用保険(失業給付)に関する相談
監督署	労働条件に関する申告・相談関係
	労災補償に関する相談対応
労働局総合 労働相談コーナー	労働問題に関するあらゆる分野の相談

### 人員・資機材 の調整

人員の調整	(国)	前述の「人員の確保」に同じ
資機材の調整	(国)	—

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第3 総合的な労働相談窓口に付する機能、県職員等の応援派遣調整、資機材の調整

### 人員・資機材の調整

人員の調整	(国)	※前述の「人員の確保」に同じ
	(県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて総合的な労働相談窓口等に応援職員を派遣して、総合的な労働相談窓口等の運営を支援する。</li> <li>・くまジョブやジョブカフェの委託先と調整して、キャリアカウンセリング等の相談員を派遣する。</li> <li>・熊本県農業経営・就農支援センターから必要に応じて応援職員を派遣して就農相談に対応。</li> </ul>
資機材の調整	(国)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な労働相談窓口等で使用する資機材の検討</li> <li>・会場付属の設備以外の業務に関連する資機材を持ち込む。</li> </ul>
	(県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な労働相談窓口等で使用する資機材の検討</li> <li>・会場付属の設備以外の業務に関連する資機材を持ち込む。</li> </ul>

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第4 設置時期等

設置時期等	設置時期	<p>【総合的な労働相談窓口・特別労働相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難措置の指示の発令に伴い、設置の可否判断を含めた設置準備を開始する。</li> <li>・過去の自然災害時の対応を参考に設置時期を検討し、早期の設置を目指す。</li> <li>・人員等の確保が成せた段階で可及的速やかに設置することとする。</li> </ul>
	縮小・移転時期	<p>【総合的な労働相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本労働局は、相談の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小や特別労働相談窓口への集約などの措置を講じる。</li> <li>・応援派遣人員の縮小、解除などの判断・申請             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 熊本労働局                 <ul style="list-style-type: none"> <li>熊本労働局所属職員の応援派遣縮小、解除の判断とその手順を整理する。</li> <li>全国からの応援派遣職員の縮小、解除の申請やその手順を整理する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・縮小・集約する場合の周知方法の徹底</li> </ul> <p>【特別労働相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別労働相談窓口への集約後、相談の状況に応じ、平時の体制での支援でも差し支えないと判断できる場合は、平時の支援体制に縮小する。</li> <li>・終了する場合の周知方法の徹底</li> </ul> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本労働局の措置に応じた応援派遣人員の縮小、解除             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県                 <ul style="list-style-type: none"> <li>県関係部局の応援派遣縮小、解除の判断とその手順を整理する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・縮小・移転する場合の周知方法の検討と事前周知の徹底</li> </ul> </div>

## 第5 総合的な労働相談窓口の周知方法の検討

周知の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本労働局と県等が共同して総合的な労働相談窓口等の周知にあたり、設置前、設置中、縮小・移転前、縮小・移転後などの節目を捉えた効果的な広報を行う。</li> <li>・周知・広報の方法             <ul style="list-style-type: none"> <li>公式ホームページ、自治体広報紙の活用</li> <li>避難住民の宿泊施設での広報（チラシの各戸配布、説明会の実施）</li> <li>プレスリリース（情報ツール（新聞、インターネット等）の活用）</li> <li>協力的な事業者との連携強化及び新規開拓</li> </ul> </li> </ul>
-------	---

- 避難者からの労働に関する相談について、ニーズに応じた的確に対応するため、**①総合的な労働相談窓口、②特別労働相談窓口**の設置を検討する。

### ①総合的な労働相談窓口：

(想定される対象者)

労働に関する問題を抱えているが、どこに相談したらいいのか分からない方

(有する機能)

相談者の抱えている問題を丁寧に聞き取り、問題を切り分けて問題ごとに適切な相談窓口を整理し教示すること

### ②特別労働相談窓口：

(想定される相談者)

自身の抱えている労働に関する問題について、どこに相談すればいいのか分かっている方

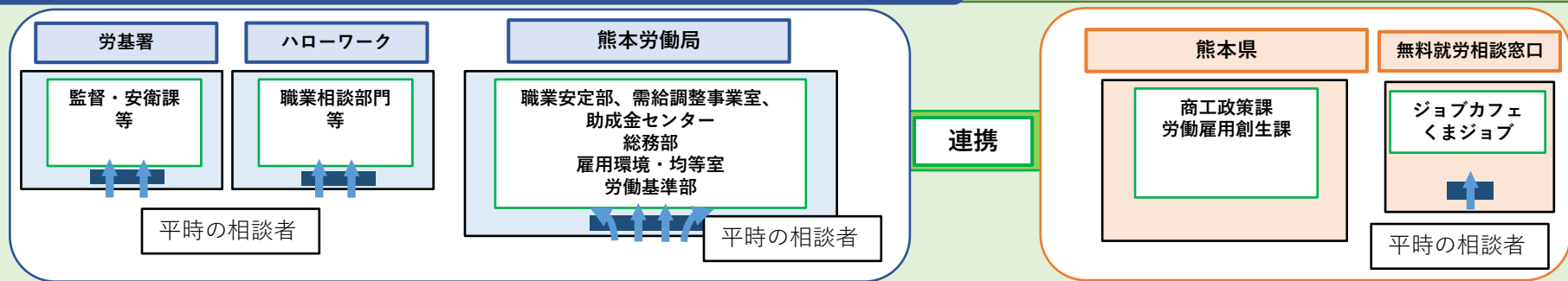
※ 総合的な労働相談窓口を経由して案内される方もいれば、総合的な労働相談窓口を経由せず直接利用する方もいる想定

(有する機能)

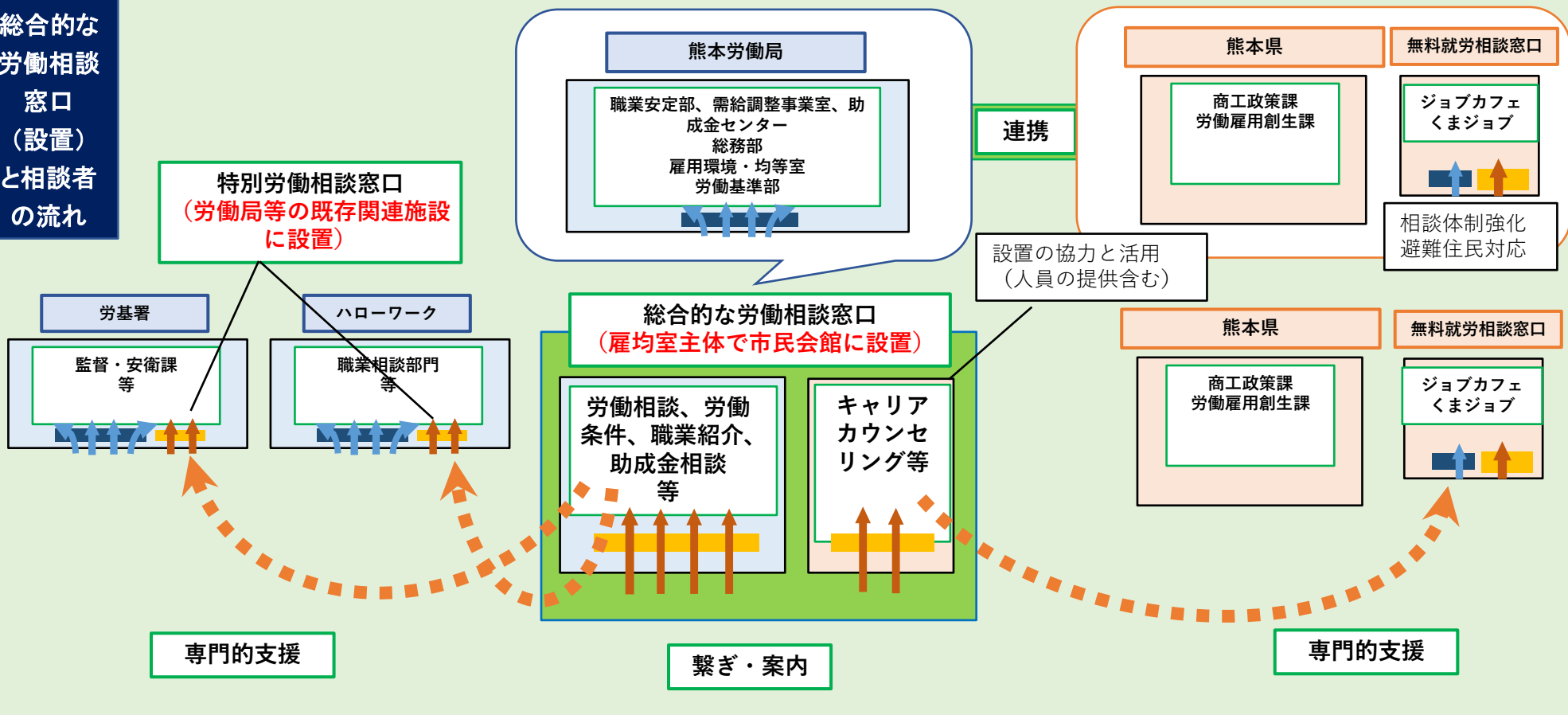
相談者の抱えている問題を解決するため、専門的な支援を実施すること

# 総合的な労働相談窓口・特別労働相談窓口のイメージ

平時の連携と相談者の流れ



総合的な労働相談窓口(設置)と相談者の流れ



避難住民の 状況や要望 を踏まえた 就労支援等	統計資料の 傾向等から 事前に準備 しておく 就労支援の 検討	避難元地域の要配慮者への支援（つきそい、訪問などの支援）状況等を踏まえた医療・福祉分野のマッチング支援	<b>【医療・福祉分野におけるマッチング支援】</b> 要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて医療・福祉分野における就職支援を行うもの。 マッチング支援の一例）県と労働局が協働し、就職フェアなどのイベント開催等
		避難先地域における 取組事業の活用	<b>【担い手施策（農業・林業・水産業）の活用可否】</b> 熊本県農林水産部において、農林畜水産業の担い手確保・育成施策を実施しており、令和9年における新規就業者数の目標値は、農業490人、林業100人、漁業28人の合計618人である。 雇用就業について、農業においては国の雇用就農資金の活用、林業においては月給制を導入した事業者への支援などを行っている。 独立・自営就業について、就業前であれば国の就農準備資金を活用した研修、就業後5年以内であれば経営開始資金を活用した支援が可能。また、計画の認定を受けた事業者に対し就業に必要な機械・施設の導入を支援する事業も実施している。
			<b>【移住施策の活用可否】</b> 熊本県企画振興部地域振興課において移住施策を推進しており、県外からの移住希望者の相談等に応じている。避難住民から移住相談があった場合、相談者が希望する住まいや仕事の確保について、庁内各部局と相互に連携して対応する。
			<b>【熊本県農業経営・就農支援センター等との連携】</b> 熊本県農業経営・就農支援センター、熊本県林業従事者育成基金、熊本県漁業就業支援協議会等と連携し、就業希望者の相談対応を行うとともに、第一次産業における求人拡大に向けた農林水産業者等への働きかけを行う。
		<b>【無料就労相談窓口の活用】</b> 熊本県では、熊本市内に若者の就労を支援するジョブカフェとハローワークと一体となって就労に関するワンストップサービスを提供するくまジョブを設置している。また、県広域本部・地域振興局10か所に熊本県地域無料就労相談窓口（ジョブカフェ・ランチ）を設置しており、避難住民に対して避難先地域の実情に応じた就労支援を実施する。	

避難住民の  
状況や要望  
を踏まえた  
就労支援等

総合的な労働相談窓口における  
実態把握を基にした就労支援  
に向けて情報収集・共有等  
のあり方の検討

- ・雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用いた国（熊本労働局）と県との初期的な情報共有のほか、総合的な労働相談窓口等で把握した避難住民の実態、需要等について、国（熊本労働局）は確実に把握した上で、それを県等と共有し、有効な就労支援活動を展開する必要がある。  
また、県が総合的な労働相談窓口等で把握した情報についても同様である。
- ・総合的な労働相談窓口等で入手した情報の集約・報告方法
  - ◇ 集約専従職員（班）を設置
  - ◇ 集約結果をメール等を用いて国（熊本労働局）の担当部署に報告
  - ◇ 当日の取扱い情報の管理
- ・情報の分析
  - ◇ 概ね7日間毎など指定し、定期的な情報の分析を行い傾向や需要を把握する。
  - ◇ 国（熊本労働局）は、受入れ他都道府県の労働局と分析結果を共有し、広域的な実態把握を行う。
- ・分析結果の情報共有
  - ◇ 雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用い情報共有する。
- ・分析結果の活用
  - ◇ 国（熊本労働局）と県は、分析結果に基づいた就労支援の強化や新規取組等の実施に向けた検討を行う機会を設定する。
  - ◇ 実態把握を就労支援の強化や新規取組等の実現に結び付ける。

## 検討により見えてきた課題と対応方針

	項目等	課題と方針 (※令和8年度の検討課題、検討方針)
課題と対応	総合的な労働相談窓口設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム配備が無い前提での業務を検討する。</li> <li>・県内他所、他局からの応援職員の派遣手順等について引き続き検討する。</li> <li>・避難住民への迅速な支援の観点から、速やかに施設を確保する必要がある。</li> </ul>
	就労に関する全般的な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討方針や検討状況を踏まえつつ、今後、雇用対策協定に基づく実施計画への関連項目の追記を検討するとともに、運営協議会等の機会を活用し、国民保護事案時の就労支援の体制や手順等について確認を行う必要がある。</li> <li>・避難住民が本県で就労を検討するにあたり、希望する仕事があったとしても、業務に従事する場所までの移動手段を確保する必要がある。</li> <li>・避難所で生活されている避難住民については、勤務してもらえる期間が分からないため、採用に躊躇する企業も多いと思われる。就労支援に当たっては、①熊本に定住を希望して仕事を探される方、②避難解除までの間の仕事を探される方に分けた対応が必要と思われる。</li> <li>・高校3年生など新規学卒予定者の求人手続きと求人活動には一般の方とは異なるルール等があるため、就労支援に当たっては、一般の方とは分けた対応が必要と思われる。</li> <li>・職業訓練の活用についても検討を進める必要がある。</li> <li>・市民会館に設置する総合的な労働相談窓口に関しては、ハローワーク熊本等に設置する特別労働相談窓口の運営状況などを勘案しつつ、必要に応じて、避難住民に対してワンストップでの対応ができるよう、ハローワークのシステムの配備を行うこと等により特別労働相談窓口として運営するなど、避難住民に寄り添った対応を検討する必要がある。</li> <li>・移住者のニーズは雇用就業であると考えますが、本県の農林水産業の担い手確保施策は主として独立・自営就業希望者を対象としており、雇用就業希望者に対する施策の提案が難しい。県としては不足する求人数の掘り起こしとして、農林水産業者等への求人拡大に向けた働きかけを行う。</li> <li>・雇用就業にあたっては、事業者と雇用就業希望者の条件・資質等のマッチングが重要である。</li> </ul>